

海女習俗基礎調査報告書

—平成 22・23 年度調査—

平成 24(2012)年 3 月

三重県教育委員会

*** この調査報告書の無断転載・複写・配布等を禁じます。**



水中の海女



国崎町「ノット正月」の状況

序

三重県の海女文化は独特の漁業技術や習俗を持ち、全国的にも貴重な民俗文化です。また、日本国内の海女の半数以上は、鳥羽・志摩地域で活動しているといわれています。

しかし、現時点では、海女文化について十分に実態を把握しているとはいえ、三重県教育委員会では「海女習俗基礎調査」を平成22年度と23年度の2ヵ年で実施しました。

調査については、鳥羽市・志摩市の漁業協同組合及び関係機関を対象に、海女等の従事者数や年齢構成、海女が関係する祭りや行事、海女の歴史的背景を探る文書記録、海女等が漁で使用する道具等といった基礎的な項目について情報を収集することができました。それらの成果を、とりまとめたものが本書で、民俗文化や歴史研究の基礎的な資料としても活用されれば幸いです。

なお、末筆ながら、現地調査や報告書作成に際し、ひとかたならぬご理解とご協力をいただいた鳥羽市教育委員会・志摩市教育委員会をはじめとする多くの関係者の方々に心から深謝し、厚くお礼申し上げます。

平成24（2012）年3月

三重県教育委員会

教育長 真伏 秀樹

例 言

- 1 本書は、平成22・23年度に民俗文化財調査費国庫補助を受けて実施した「海女習俗基礎調査」の報告書である。
- 2 本書が扱う調査対象地域は、鳥羽市、志摩市である。
- 3 本書が扱う調査記録等は、三重県教育委員会社会教育・文化財保護室が保管している。なお、巻頭写真「水中の海女」は、伊藤芳正氏から提供いただいた。
- 4 本書の執筆は、目次及び章・節の最初に明示してある。明示していないものについては、三重県教育委員会社会教育・文化財保護室が行った。なお、編集については、調査指導委員の指導を受け、三重県教育委員会社会教育・文化財保護室が行った。
- 5 現地調査及び本書の作成に際しては、下記の方々にご指導・ご協力をいただいた（敬称略・五十音順）。

海女研究会 石川県教育委員会文化財課 石原義剛 伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター
磯部公民館 河合雄吉 財団法人東海水産学協会海の博物館 志摩市教育委員会 志摩市立郷
土資料館 菅原洋一 須藤正人 鳥羽磯部漁業協同組合（小浜支所・神島支所・答志支所・和
具浦支所・桃取町支所・菅島支所・安楽島支所・浦村支所・石鏡支所・国崎支所・相差支所・
畔蛸支所・千賀支所・千賀堅子支所・三ヶ所支所） 鳥羽市教育委員会 長崎県壱岐市一支国
博物館・教育委員会文化財課 本多忍 ミキモト真珠島真珠博物館 三重外湾漁業協同組合
（安乗・国府・甲賀・志島・名田・大王支所・船越・片田・布施田・志摩支所・御座・越賀・
浜島事業所） 三重県立博物館 三重県生活・文化部新博物館準備室、文化振興室県史編纂グ
ループ 国立大学法人三重大学

目 次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| I | はじめに（植木行宣） | 1 |
| II | 調査に至る経緯 | 2 |
| III | 調査の方法 | 2 |
| IV | 習俗基礎調査データについて | 7 |
| V | 調査の成果 | |
| 1 | 海女漁の現状（野村史隆） | 51 |
| 2 | 海女の生活習慣（野村史隆） | 61 |
| 3 | 古文書史料から見る海女の歴史的実態（塚本 明） | 65 |
| 4 | 近代期の海女調査とその資料（吉村利男） | 77 |
| VI | 総括（櫻井治男） | 89 |

挿 図 目 次

| | | |
|---------|-------------------------|-------|
| Ⅲ-1 図 | 調査地区位置図 | 4 |
| Ⅲ-2 図 | 平成 22 年度使用の調査票 | 5 |
| Ⅲ-3 図 | 平成 23 年度使用の調査票 | 6 |
| Ⅳ-1 図 | 海女、海士の割合 | 16 |
| Ⅳ-2 図 | 海女、海士の地域別年齢構成 | 17 |
| Ⅳ-3～8 図 | 海女、海士の調査地区別 年齢構成 1～8 | 18～23 |
| Ⅳ-9 図 | 海女、海士の種別の割合 | 24 |
| Ⅳ-10 図 | 海女、海士の地域別の兼業状況 | 25 |
| Ⅳ-11 図 | 禁漁区を設定している漁協と割合 | 26 |
| Ⅳ-12 図 | 一般漁場への出漁日数 | 26 |

| | | |
|-----------|-----------------|-------|
| Ⅳ-13 図 | 禁漁区への出漁日数 | 27 |
| Ⅳ-14 図 | ウェットスーツの使用 | 28 |
| Ⅳ-15 図 | 稚貝放流の実施状況 | 29 |
| Ⅳ-16 図 | 海女小屋の地域別の呼称状況 | 31 |
| Ⅳ-17～21 図 | 建物の規模 1～5 | 32～36 |
| Ⅳ-22・23 図 | 道具の地域別の使用状況 1・2 | 49・50 |
| V-1-1 図 | 『志摩の海女』にあるカマド図 | 56 |
| V-1-2 図 | 磯眼鏡 | 59 |
| V-1-3 図 | 磯ノミ | 60 |

写 真 目 次

| | | |
|-------|--------------------------|-----|
| 巻頭写真 | 水中の海女 鳥羽市国崎「ノット正月」 | |
| 写真 1 | 潜く海女 | 1 |
| 写真 2 | 国崎の海女小屋 | 55 |
| 写真 3 | 絵はがきに見る昭和初期の 答志のカマド風景 | 57 |
| 写真 4 | 昭和初期の菅島の海女 | 58 |
| 写真 5 | 鳥羽市神島海女小屋 | 94 |
| 写真 6 | 鳥羽市神島海女小屋、内部 | 95 |
| 写真 7 | 鳥羽市答志海女小屋 | 96 |
| 写真 8 | 鳥羽市菅島の現在使用の道具 | 97 |
| 写真 9 | 鳥羽市安楽島海女小屋 | 98 |
| 写真 10 | 鳥羽市安楽島海女小屋 | 99 |
| 写真 11 | 鳥羽市安楽島の現在使用の道具 | 100 |
| 写真 12 | 鳥羽市浦村海女小屋、石鏡海女小屋 | 101 |
| 写真 13 | 鳥羽市石鏡海女小屋 | 102 |
| 写真 14 | 鳥羽市石鏡海女小屋 | 103 |
| 写真 15 | 鳥羽市石鏡海女小屋の内部 | 104 |
| 写真 16 | 鳥羽市国崎海女小屋 | 105 |

| | | |
|-------|-----------------------------|-----|
| 写真 17 | 鳥羽市国崎海女小屋の内部、 相差分布状況 | 106 |
| 写真 18 | 鳥羽市相差海女小屋 | 107 |
| 写真 19 | 志摩市安乗海女小屋の分布 | 108 |
| 写真 20 | 志摩市安乗海女小屋の立地状況、 安乗磯着(現在) | 109 |
| 写真 21 | 志摩市甲賀海女小屋 | 110 |
| 写真 22 | 志摩市甲賀海女小屋、内部 | 111 |
| 写真 23 | 志摩市志島海女小屋、畔名海女小屋 | 112 |
| 写真 24 | 志摩市畔名海女小屋の内部、 名田海女小屋 | 113 |
| 写真 25 | 志摩市名田海女小屋の内部、 波切海女小屋 | 114 |
| 写真 26 | 志摩市波切海女小屋の内部、 船越海女小屋 | 115 |
| 写真 27 | 志摩市片田、布施田、 御座、和具海女小屋 | 116 |
| 写真 28 | 志摩市片田の使用の道具 | 117 |

表 目 次

| | | |
|-----------|----------------------------|-------|
| Ⅲ-1 表 | 調査対象の漁業協同組合 | 3 |
| Ⅳ-1～8 表 | 海女、海士の就業者 及び年齢構成一覧表 1～8 | 8～15 |
| Ⅳ-9 表 | 海女、海士漁業の出漁時間制限の一覧表 | 27 |
| Ⅳ-10 表 | 海女、海士漁業の漁獲量・生産額 | 30 |
| Ⅳ-11～14 表 | 海女が関連する祭行事 地域別一覧 1～4 | 37～40 |

参考資料

| | |
|---------------|-----|
| 三重県漁業調整規則(抜粋) | 119 |
| 調査票【平成 22 年度】 | 123 |

| | | |
|---------------|----------------|-------|
| Ⅳ-15～22 表 | 海女海士の使用の現状 1～8 | 41～48 |
| V-3-1 表 | 鳥羽志摩漁村の村勢一覧 | 67 |
| V-4-1 表 | 漁獲物別従事海女 | 84 |
| V-4-2 表 | 「海女」人員等の統計一覧 | 86 |
| 調査票【平成 23 年度】 | | 184 |

I はじめに

植木 行宣

志摩地方は我が国を代表する海女の活動地域である。その存在は縄文の昔に遡り、縄文から古墳時代にかけての遺跡、鳥羽市・白浜遺跡などから大量に出土するアワビやサザエの貝殻がその軌跡を伝える。くだって『万葉集』にも、志摩の海女を詠んだ歌がいくつか載せられている。

御食つ国志摩の海人ならし真熊野の小舟に乗りて沖へ漕ぎ見ゆ（巻6—1033）

これはその一つ、大伴家持の詠である。志摩国は朝廷に海の幸を貢納する御食国として知られていたが、御食といえは志摩の「海人」を連想させる、そうした意識を都人が抱いていたことを示すものといっ

てよい。小舟に乗るといこの「海人」を夫婦による舟人海女とするのは深読みすぎるであろうが、平安時代中期に編纂された『延喜式』には「志摩の潜女（かづきめ）」の記事があり、税として物納するよう定められていた鮑や海草類が「潜女」らの生業にかかわる海の幸であったことは間違いない。それはまた伊勢神宮に貢進された御贄も同様であった。数多い御厨からの御贄貢進の制度は明治4年に廃止された。しかし、鳥羽市国崎がいまも毎年鬘斗アワビを献上しているように、志摩地方の海女は単なる沿岸伝統漁業の一つとするだけではとらえきれない存在である。

そうした歴史をうけて、鮑をはじめとする海の幸は志摩国の特産物として知られ、それに携わる海女が生業として成り立ってきたのであるが、安定した漁獲を維持できる豊かな磯、いうならば暮らしに密着した里海がその基盤であった。

鳥羽から志摩半島にかけての一带は入り組んだ岩礁地が多く、水深もほどほどで素潜り漁に適しており、そこにはワカメやアラメ・テングサなどの海草が繁茂し、それらで育まれる貝類の宝庫であった。遺跡出土の鮑や栄螺が粒選りの、いまのものより一回り以上の大きさなのはその証しにほかならない。そうした海の豊かさは、海女という原始的な素潜りの漁法と、それ故に里海の生理を熟知し乱獲を許さない海女の暮らしと一体で維持されてきたものといえるであろう。

このように志摩地方は、海女の歴史や生活文化を考えるうえで欠くことのできない資料の宝庫でもある。しかし、その海女もいまや衰退の一途をたどっている。

たとえば、昭和24年に6,000人を超えていた海女が今回の調査によると1,294人（海士を含む）となり、しかも高齢化がすすんでいて、60歳以上が全体のほぼ60パーセントを占めるに至っている。加えて専業者は0であり、大方は生活費の足しにというのが実情であって、漁獲高も大きく落ち込んでいる。なかでもとくに鮑の水揚げが激減しているが、その主因は温暖化による海の変化とそれがもたらす資源の減少に帰結するであろう。

この問題は、都市化が象徴する社会の構造的変化とかかわり解決は至難である。それだけに海女と海女漁の実態、伝統的な海女漁の技術や海女の生活史等を明らかにする記録の作成が急がれるのである。

本書はそのための予備調査報告書であるが、総合的な調査・記録の取り組みは単に伝統的な海女文化の知識を得ることに止まるものではない。海女の文化を知ることは、自然と共生し海に生かされて来た文化とそれが秘める現代的な意義をも明らかにすることであり、現代が直面する諸問題への示唆に富む重要な資料ともなるはずである。



写真1 潜く海女

Ⅱ 調査に至る経緯

1 目的

三重県の海女は独自の信仰や習俗を持ち、全国的にも貴重な民俗文化財として認知されている。また、日本国内で活動している海女の半数以上は鳥羽・志摩地域で活動しているといわれているが、現時点では、鳥羽・志摩地域の海女文化について、十分にその実態を把握できてはいない。そのため、三重県教育委員会では、海女文化やそれにかかる周辺の事例の現状把握することを目的に、「海女習俗基礎調査」を実施することになった。

2 事業の内容

調査内容は、海女文化の現状を把握するため、県内の漁業協同組合及び関係機関を対象に、海女文化に関する基礎的事項（所在確認、兼業状況、水産資源保護、海女漁業の漁獲量、海女小屋、祭行事、文書記録類、使用道具等）を把握する調査を行うこととなった。

調査の期間は、平成22年から23年の2ヵ年である。まず、調査指導委員会議を設置し、情報収集や調査方法の検討を行うこととする。その検討を受け、現地での聞き取り調査を実施し、成果をとりまとめて調査報告書の作成を行う。

Ⅲ 調査の方法

1 調査の進め方

海女習俗基礎調査を進めるにあたり、有識者による調査指導委員会議を設置した。その中で、全国の海女の所在について確認を行い三重県の海女の位置づけを明らかにすることや、三重県（鳥羽・志摩地域）の海女習俗の現状について、漁業協同組合等で基礎的な情報を収集するための検討を行った。その検討した結果をもって、現地での調査を実施した。なお、現地での聞き取りや文書の所在確認については、調査指導委員及び調査員により実施された。

2 調査の体制

(1) 平成22年度

a 調査指導委員

植木行宣（三重県文化財保護審議会委員）民俗学

櫻井治男（皇學館大学教授）民俗学

野村史隆（鳥羽市文化財専門員）民俗学

塚本 明（三重大学教授）歴史学

野地恒有（愛知教育大学教授）民俗学

吉村利男（三重県史編纂専門員）歴史学

b 調査員

伊藤芳正 崎川由美子 中井裕子 西岡恵美加 橋本好史 畑 純子 松村春恵 山口武徳
 山下良子 山本 実 有瀧まりな 植月 愛 大西美紅 岡村沙紀 小川真依 酒井亜希子
 杉山亜有美 鈴木亜季 服部由貴 馬場景子 山本千恵 湯澤 幸 吉田有里

c 事務局

野原宏司 上村安生 小瀨 学 角正淳子（三重県教育委員会 社会教育・文化財保護室）

(2) 平成 23 年度

a 調査指導委員

植木行宣（三重県文化財保護審議会委員）民俗学
 櫻井治男（皇學館大学教授）民俗学
 野村史隆（鳥羽市文化財専門員）民俗学
 塚本 明（三重大学教授）歴史学
 野地恒有（愛知教育大学教授）民俗学
 吉村利男（三重県史編纂専門員）歴史学

b 調査員

伊藤芳正 崎川由美子 中井裕子 西岡恵美加 橋本好史 畑 純子 松村春恵 山口武徳
 山下良子 山本 実 有瀧まりな 小川真依 杉山亜有美 湯澤 幸 鈴木亜季

c 事務局

野原宏司 上村安生 小瀨 学 柴山圭子 伊藤文彦

（三重県教育委員会 社会教育・文化財保護室）

| 現市名 | 旧市町名 | 調査地区 | 漁業協同組合 |
|-----|------|-------------|-------------|
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 小浜 おはま | 鳥羽磯部 小浜支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 神島 かみしま | 鳥羽磯部 神島支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 答志 とうし | 鳥羽磯部 答志支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 和具浦 わぐうら | 鳥羽磯部 和具浦支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 桃取 ももとり | 鳥羽磯部 桃取町支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 菅島 すがしま | 鳥羽磯部 菅島支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 安楽島 あらしま | 鳥羽磯部 安楽島支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 浦村 うらむら | 鳥羽磯部 浦村支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 石鏡 いじか | 鳥羽磯部 石鏡支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 国崎 くざき | 鳥羽磯部 国崎支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 相差 おうさつ | 鳥羽磯部 相差支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 畔蛸 あだこ | 鳥羽磯部 畔蛸支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 千賀 せんが | 鳥羽磯部 千賀支所 |
| 鳥羽市 | 鳥羽市 | 千賀堅子 せんがかたこ | 鳥羽磯部 千賀堅子支所 |
| 志摩市 | 磯部町 | 三ヶ所 さんがしよ | 鳥羽磯部 三ヶ所支所 |
| 志摩市 | 阿児町 | 安乗 あのり | 三重外湾 安乗 |
| 志摩市 | 阿児町 | 国府 こう | 三重外湾 国府 |
| 志摩市 | 阿児町 | 甲賀 こうか | 三重外湾 甲賀 |
| 志摩市 | 阿児町 | 志島 しじま | 三重外湾 志島 |
| 志摩市 | 大王町 | 畔名 あげな | 三重外湾 |
| 志摩市 | 大王町 | 名田 なった | 三重外湾 名田 |
| 志摩市 | 大王町 | 波切 なきり | 三重外湾 大王支所 |
| 志摩市 | 大王町 | 船越 ふなこし | 三重外湾 船越 |
| 志摩市 | 大王町 | 片田 かただ | 三重外湾 片田 |
| 志摩市 | 大王町 | 布施田 ふせだ | 三重外湾 布施田 |
| 志摩市 | 大王町 | 和具 わぐ | 三重外湾 志摩支所 |
| 志摩市 | 大王町 | 越賀 こしか | 三重外湾 越賀 |
| 志摩市 | 大王町 | 御座 ござ | 三重外湾 御座 |
| 志摩市 | 浜島町 | 浜島 はまじま | 三重外湾 浜島事業所 |

Ⅲ－1表 調査対象の漁業協同組合

3 調査計画

(1) 平成 22 年度

- ・調査方針の決定
- ・調査指導委員会議の開催（3回、平成 23 年 5 月 28 日、平成 22 年 7 月 7 日、平成 23 年 1 月 26 日）
- ・調査指導委員と調査員参加の合同
- ・調査会の開催（2回、平成 22 年 8 月 22 日、8 月 25 日）
- ・現地聞き取り調査や文献の所在確認調査の実施（通年）

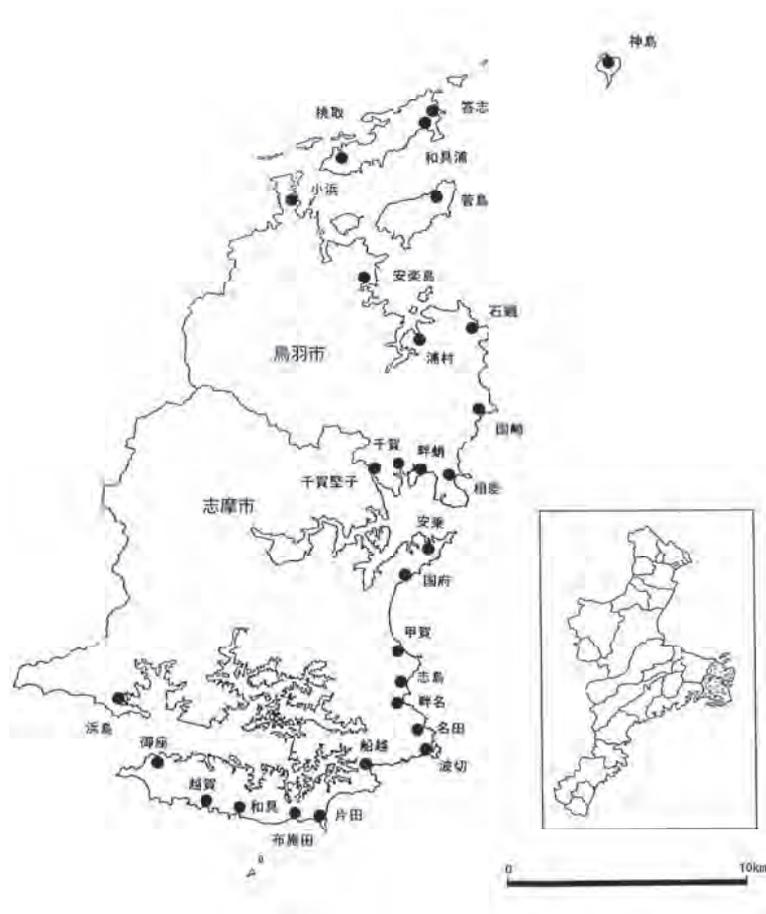
(2) 平成 23 年度

- ・調査内容の確認
- ・調査指導委員会議の開催（3回、平成 23 年 5 月 31 日、平成 23 年 9 月 15 日、平成 23 年 12 月 16 日）
- ・調査指導委員と調査員参加の合同
- ・調査会の開催（2回、平成 23 年 5 月 31 日、平成 23 年 7 月 5 日）
- ・現地補足調査の実施（聞き取り調査と文献所在確認調査、通年）
- ・調査報告書の作成（通年）

4 現地聞き取り調査について

(1) 平成 22 年度

現地聞き取り調査は、海女・海士が所在する地区の漁業協同組合支所等を対象に実施した（Ⅲ－1 表、Ⅲ－1 図参照）。調査の実施にあたっては、均一化されたデータを収集するため、調査票を使用することとした。調査票の内容については、調査指導委員会議の中で検討を行った。検討の結果、8 項目を現地で聞き取ることにした。その、8 項目については以下のとおりである（Ⅲ－2 図参照）。



Ⅲ－1 図 調査地区位置図（1：350,000）

海女習俗基礎調査票

| | | | |
|--------------|----------|-----------|--|
| 調査日 | 年 月 日() | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | | 支所 事業所 | |
| 情報提供者 協力者 | | | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 以上 | 最高年齢 |
|----|-------------|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|------|
| | | 海女 | 徒人 (休マエ) | | | | | | | |
| | ノリアイ | | | | | | | | | 最高年齢 |
| | 小計 | | | | | | | | | — 才 |
| 海士 | 徒人 (休マエ) | | | | | | | | | 最高年齢 |
| | ノリアイ | | | | | | | | | 最高年齢 |
| | 小計 | | | | | | | | | — 才 |
| 合計 | | | | | | | | | | |

※1 海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
 ※2 海女・海士が1人で船外機で行く場合は「徒人」で集計します。

2 兼業

海女・海士以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|--|----|--|
| 海女 | | 海士 | |
|----|--|----|--|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(□にチェックをつけてください) □ある □ない
 (2) 海女・海士の年間出漁日数
 一般漁場 日間 禁漁区 日間

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

①「採獲(しほき)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

| |
|--|
| |
|--|

②その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

| |
|--|
| |
|--|

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

| |
|--|
| |
|--|

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

□自由 □一家に1着 □禁止 □その他()

(6) 種目の放流 □ある □ない

(7) その他(漁場の輪漁、漁法・漁具の制限等)

| |
|--|
| |
|--|

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|--------|----|
| アワビ | | | |
| サザエ | | | |
| トコブシ(アマガメ) | | | |
| ウニ類 | | | |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アラメ | | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

※1 備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について

| | | | |
|-------------------------|--|-------|--|
| | | 地区() | |
| 呼び方 | | 利用人数 | |
| 材質・形態 | | 小屋の数 | |
| 外観のスケッチ・写真等、理解もわかる範囲で記入 | | | |
| 備考 | | | |

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|----|-----|----|
| | | |

7 文書記録について

- (1) 漁場に戦前までの古い文書記録はありますか。 □ある □ない
 (2) ある場合はいつごろのものですか。
 □江戸時代 □明治 □大正 □昭和 □その他()
 (3) ある場合、およそどのくらいの量がありますか。
 () 点 □箱
 (4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

| |
|--|
| |
|--|

8 海女・海士の使用道具について

※1 画像部分に道具その呼び方を記入して下さい。
 ※2 下の図にないものは写真やスケッチを添付して下さい。

| | | | |
|---|--|--|--|
| 1  水中眼鏡 | 2  水かき | 3  潜水帽 | 4  潜水服 |
| 5  ナイフ | 6  石 | 7  網 | 8  靴 |
| 9  道具 | 10  海藻用 | 11  手袋 | 12  物入れ |
| 13  桶 | 14  道具 | 15  天草採り用 | 16  防護用 |
| 17  アラメ用 | 18  触生かき | 19  網 | 20  ゴム |
| 21  道具 | 22  道具 | 23  伊勢海老用 | 24  計測用 |
| 25  道具 | 26  水揚げ上着 | 27  弁当 | 28  引き上げ用 |
| 29  道具 | 30  水揚げ下用 | 31  道具 | 32  道具 |

Ⅲ-2図 平成22年度使用の調査票

調査票（補足調査）

| | | | |
|-------------|----------|-----------|--|
| 調査日 | 年 月 日() | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | | 支所 事務所 | |
| 情報提供者 氏名 | | | |

1 「調査票 1 海女・海士就業者数及び年齢構成」の項目
・書き取りを行った方々に、改めて潜水の技能を持っているが本格的に潜っていない人の有無の確認をお願いします。人数は概数でも構いません。

| | |
|----|--|
| 海女 | |
| 海士 | |

2 「調査票 3 資源の保護（2）海女・海士漁業の年間出漁日数」の項目
・漁の期間（何月何日から何月何日まで）とその中で漁場での水揚げが何日あったかの記載をお願いします。

| | | | | |
|------|-------------------|----|---------|----|
| 一般漁場 | 漁の期間 (月 日から 月 日) | 日数 | 漁場での水揚げ | 日数 |
| 禁漁区 | 漁の期間 (月 日から 月 日) | 日数 | 漁場での水揚げ | 日数 |

3 「調査票 3 資源の保護（3）①1 操業の何分、何回ですか」の項目
・1 操業つまり海に出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1 回の潜る時間はわかれば記入してください。

| | | | |
|------|-----------|----------|---|
| 1 操業 | 時 分から 時 分 | 1 回の潜る時間 | 分 |
|------|-----------|----------|---|

4 「調査票 7 文書記録について」の項目文書

・戦前からいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| |
|--|
| |
|--|

5 「調査票 8 海女・海士の使用道具について」の項目

・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という表記を、記入されていない方はお願いします。

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 |  | 2 |  | 3 |  | 4 |  |
| 5 |  | 6 |  | 7 |  | 8 |  |
| 9 |  | 10 |  | 11 |  | 12 |  |
| 13 |  | 14 |  | 15 |  | 16 |  |
| 17 |  | 18 |  | 19 |  | 20 |  |
| 21 |  | 22 |  | 23 |  | 24 |  |
| 25 |  | 26 |  | 27 |  | 28 |  |
| 29 |  | 30 |  | 31 |  | 32 |  |

Ⅲ－3 図 平成 23 年度使用の調査票

- ・海女、海士就業者数及び年齢構成
- ・兼業
- ・資源の保護
- ・海女、海士漁業の漁獲量・生産額
- ・海女小屋について
- ・海女、海士が関係する祭り行事について
- ・文書記録について
- ・海女、海士の使用道具について

また、合同調査会を開催し、調査の方法や調査票への記入方法を、調査指導委員の指導のもと、調査員と共有したうえで、現地に入ることにした。

(2) 平成 23 年度

現地での補足調査は、平成 22 年度と同様に海女・海士が所在する地区の漁業協同組合支所等を対象に実施した。補足調査の内容は、以下のとおりである。

- ・潜水技能を持っているが、現在潜っていない人の有無の概数確認
- ・漁の期間
- ・操業時間（1 操業あたりの時間と 1 日の回数）
- ・文書記録の漁業協同組合以外での所在
- ・海女、海士の使用道具の使用状況について

また、合同調査会を開催し、平成 22 年度の調査成果や平成 23 年度の現地補足調査の内容について、調査指導委員の指導のもと、調査員と共有することができた。なお、調査の実施にあたっては、均一化されたデータを収集するため、調査票を使用することとした（Ⅲ－3 図参照）。

Ⅳ 習俗基礎調査データについて

ここでは、平成 22・23 年度の調査票を整理及び集成したものを報告するものである。以下に、凡例を示しておく。

【凡例】

1 全体に関わること

- (1) 本報告では、素潜り漁に従事している女性を「海女」、男性を「海士」と表記している。
- (2) 漁獲物については、一般的な使用の場合はカタカナ表記としている。
- (3) 調査は、漁業協同組合支所等 29 箇所を対象に実施しているので、全ての情報を収集できたわけではない。
- (4) 表にある「調査地区」は、漁業協同組合（以後、「漁協」）支所等を調査したのでこのような表記をしている。また、漁協支所等がない場合もある。
- (5) 漁協支所等から得た統計結果は、概ね平成 21 年度のものである。

2 調査票に関わること

- (1) 海女、海士就業者数及び年齢構成
 - ・種別については、漁協支所等が把握していない場合は「不明」としている。
 - ・種別の割合の集計結果には、種別不明の海女・海士を入れずに統計を出している。
- (2) 海女、海士の兼業状況
 - ・各調査で、複数回答が得られたので、全体数が漁協支所等の数よりも多くなっている。
 - ・「主婦」「家事」という回答については、兼業のなかに今回は入れていない。
- (3) 資源の保護
 - ・一般漁場の出漁日数は、実際出漁した日数ではなく、出漁が可能な日数としている。
- (4) 海女、海士漁業の漁獲量・生産額
 - ・海女、海士の漁獲量・生産額には、漁協支所等で海女、海士の漁獲の分別を行っていないため、両方の数値が入っている。また、自家消費分は、漁協支所等でも把握できておらず、今回の集計には入っていない。
- (5) 海女小屋について
 - ・呼称については、同一箇所でも違う場合があるため、複数回答の場合がある。
 - ・小屋数は、漁協支所等でも把握が難しく確認することができない状況である。
- (6) 海女、海士が関係する祭り行事について
 - ・開催日や時期がわかっている場合は、日等を入れて表記している。
 - ・旧暦の日付で聞き取りが行われたものについては、現在の暦に更正している。
 - ・海女が中心となる祭行事だけでなく、海女が関係する漁業全体の祭行事も入っている。
 - ・空欄の地区については、現在、海女に關係する祭行事が実施されていないものと考えられる。
- (7) 文書記録について
 - ・所在の確認調査を行い、現在確認の作業を行っている。
- (8) 海女、海士の使用道具について
 - ・道具の使用状況を、「○」、「×」を用い確認したが、現在使われていないものの、道具の呼称はわかっている場合がある。

1 海女、海士就業者及び年齢構成

(1) 海女、海士の就業者、年齢構成、種別

| 現市町名 | 調査地区 | 旧市町名 | 漁協 | 種別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 計 | | | | |
|------|-------------|------|------|----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|---|----|---|---|---|
| 鳥羽市 | 小浜 おはま | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | | | | | |
| 鳥羽市 | 神島 かみしま | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 | 13 | 11 | 0 | 32 | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 3 | 1 | 0 | 12 | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 16 | 16 | 12 | 0 | 45 | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 4 | 19 | 17 | 12 | 0 | 52 | | | | | | | | |
| 鳥羽市 | 答志 とうし | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 5 | 25 | 30 | 28 | 0 | 88 | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 5 | 25 | 30 | 28 | 0 | 88 | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 2 | 9 | 4 | 9 | 5 | 2 | 0 | 31 | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 2 | 9 | 4 | 9 | 5 | 2 | 0 | 31 | | | |
| 合計 | 0 | 2 | 9 | 9 | 34 | 35 | 30 | 0 | 119 | | | | | | | | |
| 鳥羽市 | 和具浦 わぐうら | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 10 | 15 | 5 | 30 | 0 | 60 | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 10 | 15 | 7 | 30 | 0 | 62 | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 1 | 2 | 20 | 20 | 5 | 10 | 0 | 58 | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 1 | 2 | 20 | 20 | 5 | 10 | 0 | 58 | | | |
| 合計 | 0 | 1 | 2 | 30 | 35 | 12 | 40 | 0 | 120 | | | | | | | | |

IV-1表 海女、海士の就業者及び年齢構成一覧表 1

| 現市町名 | 調査地区 | 旧市町名 | 漁協 | 種別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 計 | | |
|---------|-------------|------|------|---------|------------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|----|
| 鳥羽市 | 桃取 ももとり | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 | 2 | 0 | 0 | 10 | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 計 | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 | 2 | 0 | 0 | 10 | |
| | | | | 合計 | 0 | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 12 | | |
| | | | | 鳥羽市 | 菅島 すがしま | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7 | 12 |
| 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | |
| ノリアイ | 0 | 0 | 15 | | | | | | 15 | 28 | 18 | 2 | 0 | 78 | |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 0 | 0 | 15 | | | | | | 20 | 35 | 30 | 5 | 0 | 105 | |
| 海士 | 徒人 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | ノリアイ | 0 | 0 | | | | | 0 | 10 | 8 | 4 | 0 | 0 | 22 | |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 0 | 0 | | | | | 0 | 10 | 8 | 4 | 0 | 0 | 22 | |
| 合計 | 0 | 0 | 15 | | | | | 30 | 43 | 34 | 5 | 0 | 127 | | |
| 鳥羽市 | 安楽島 あらしま | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | | | | | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | ノリアイ | 0 | 1 | 0 | | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 6 | |
| | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | 計 | 0 | 1 | 0 | | 2 | 4 | 1 | 2 | 0 | 10 | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 2 | 5 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 14 | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 計 | 0 | 3 | 5 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 15 | |
| | | | | 合計 | 0 | 4 | 5 | 6 | 5 | 2 | 3 | 0 | 25 | | |
| | | | | 鳥羽市 | 浦村 うらむら | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ノリアイ | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 | |
| 海士 | 徒人 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | ノリアイ | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 6 | | |

IV-2表 海女、海士の就業者及び年齢構成一覧表2

| 現市町名 | 調査地区 | 旧市町名 | 漁協 | 種別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 計 | | | | | |
|------|------------|------|------|-----|-----------|-----|------|-----|---------|-----|-----|-------|-----|-----|----|----|---|-----|
| 鳥羽市 | 石鏡 いじか | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 16 | 24 | 4 | 45 | | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 25 | 8 | 1 | 37 | | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 41 | 35 | 5 | 85 | | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 41 | 35 | 5 | 85 | | | | | |
| | | | | 鳥羽市 | 国崎 くざき | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 13 | 25 | 14 | 1 | 55 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 5 | 0 | 7 |
| | | | | | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 1 | | | | | | 1 | 14 | 26 | 19 | 1 | 62 | | | | |
| 海士 | 徒人 | 0 | 0 | | | | | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 5 | | | | |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | ノリアイ | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 計 | 0 | 0 | | | | | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 5 | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 2 | | | | | 2 | 15 | 28 | 19 | 1 | 67 | | | | | |
| 鳥羽市 | 相差 おうさつ | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | | | | | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 1 | 6 | 35 | 41 | 34 | 3 | 120 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 12 | 0 | 13 |
| | | | | | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | 計 | 0 | 0 | 1 | | 6 | 35 | 42 | 46 | 3 | 133 | | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | | | | |
| | | | | 合計 | 0 | 0 | 1 | 6 | 35 | 44 | 46 | 3 | 135 | | | | | |
| | | | | 鳥羽市 | 畔蛸 あだこ | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 6 |
| | | | | | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 1 | | | | | | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 6 | | | | |
| 海士 | 徒人 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | | | | |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | ノリアイ | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 計 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 1 | | | | | 2 | 2 | 3 | 0 | 0 | 8 | | | | | |

IV-3表 海女、海士の就業者及び年齢構成一覧表3

| 現市町名 | 調査地区 | 旧市町名 | 漁協 | 種別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 計 | | | |
|------|------------|--------|------|----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|---|----|---|---|
| 鳥羽市 | 千賀せんが | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 0 | 5 | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 0 | 5 | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 0 | 5 | | | | | | | |
| 鳥羽市 | 千賀堅子せんがかたこ | 鳥羽市 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 4 | | | | | | | |
| 志摩市 | 三ヶ所さんがしよ | 志摩郡磯部町 | 鳥羽磯部 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 2 | 1 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 9 | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 計 | 0 | 2 | 1 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 9 | | |
| 合計 | 0 | 2 | 1 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 9 | | | | | | | |
| 志摩市 | 安乗あのり | 志摩郡阿児町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 5 | 0 | 14 | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 | 7 | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 14 | 5 | 0 | 22 | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| 合計 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 14 | 5 | 0 | 23 | | | | | | | |

IV-4表 海女、海士の就業者及び年齢構成一覧表4

| 現市町名 | 調査地区 | 旧市町名 | 漁協 | 種別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 計 | |
|---------|-----------|------------|------|---------|-----------|------------|------|-----|-----|-----|-----|-------|----|----|
| 志摩市 | 国府 こう | 志摩郡 阿児町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 6 |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 6 |
| | | | | 合計 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 | 8 | |
| | | | | 志摩市 | 甲賀 こうか | 志摩郡 阿児町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ノリアイ | 0 | 0 | 0 | | | | | | 1 | 1 | 5 | 3 | 0 | 10 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 2 | 1 | 20 | 8 | 0 | 31 |
| 海士 | 徒人 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ノリアイ | 0 | 2 | | | | | 2 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 2 | | | | | 2 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 合計 | 0 | 2 | 2 | | | | | 6 | 2 | 20 | 8 | 0 | 40 | |
| 志摩市 | 志島 しじま | 志摩郡 阿児町 | 三重外湾 | | | | | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 |
| | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 10 | 3 | 0 | 13 |
| | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 計 | 0 | 0 | 4 | | 0 | 1 | 12 | 3 | 0 | 20 |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 4 |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 3 | 1 | 0 | 7 |
| | | | | 合計 | 0 | 0 | 6 | 0 | 2 | 15 | 4 | 0 | 27 | |
| | | | | 志摩市 | 畔名 あぜな | 志摩郡 大王町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ノリアイ | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 2 | 0 | | | | | | 0 | 7 | 3 | 4 | 0 | 16 |
| 海士 | 徒人 | 0 | 1 | | | | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ノリアイ | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 1 | | | | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 0 | 3 | 1 | | | | | 0 | 7 | 3 | 4 | 0 | 18 | |

IV-5表 海女、海士の就業者及び年齢構成一覧表5

| 現市町名 | 調査地区 | 旧市町名 | 漁協 | 種別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 計 | | | | | |
|------|------------|------------|------|-----|-----------|------------|------|-----|---------|-----|-----|-------|----|----|----|----|---|----|
| 志摩市 | 名田 なつた | 志摩郡 大王町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 4 | | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 7 | | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | |
| | | | | 合計 | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | | | |
| | | | | 志摩市 | 波切 なきり | 志摩郡 大王町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 10 | 1 | 15 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 4 |
| | | | | | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 2 | | | | | | 0 | 1 | 6 | 13 | 1 | 23 | | | | |
| 海士 | 徒人 | 0 | 0 | | | | | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 6 | | | |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 | | | | |
| | ノリアイ | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 計 | 0 | 0 | | | | | 2 | 2 | 1 | 4 | 0 | 0 | 9 | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 4 | | | | | 2 | 2 | 10 | 13 | 1 | 32 | | | | | |
| 志摩市 | 船越 ふなこし | 志摩郡 大王町 | 三重外湾 | | | | | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 12 | 6 | 1 | 28 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 5 |
| | | | | | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 |
| | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | | 1 | 9 | 15 | 10 | 1 | 36 | | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 7 | 2 | 0 | 19 | | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 7 | 2 | 0 | 19 | | | | |
| | | | | 合計 | 0 | 1 | 2 | 4 | 13 | 22 | 12 | 1 | 55 | | | | | |
| | | | | 志摩市 | 片田 かただ | 志摩郡 志摩町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 12 | 4 | 24 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 1 | 1 | 7 | 7 | 12 | 1 | 29 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 1 | | | | | | 1 | 15 | 7 | 24 | 5 | 53 | | | | |
| 海士 | 徒人 | 2 | 0 | | | | | 2 | 5 | 5 | 1 | 0 | 0 | 15 | | | | |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | ノリアイ | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 計 | 2 | 0 | | | | | 2 | 5 | 5 | 1 | 0 | 0 | 15 | | | | |
| 合計 | 2 | 0 | 3 | | | | | 6 | 20 | 8 | 24 | 5 | 68 | | | | | |

IV-6表 海女、海士の就業者及び年齢構成一覽表6

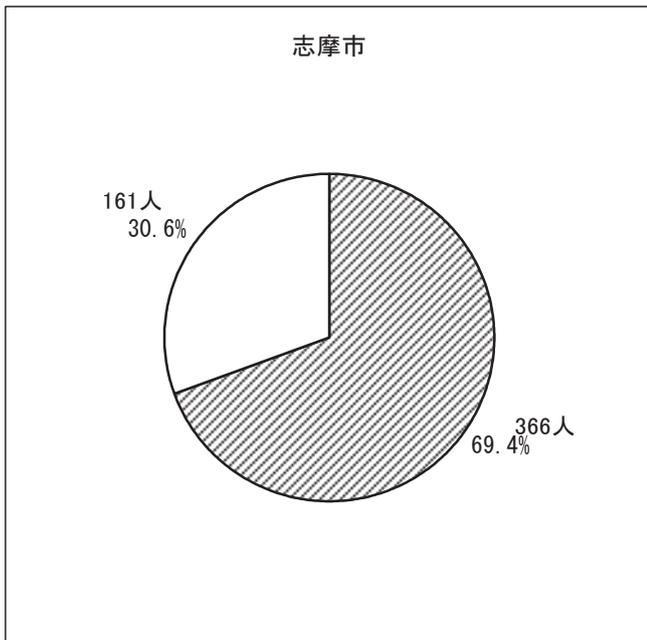
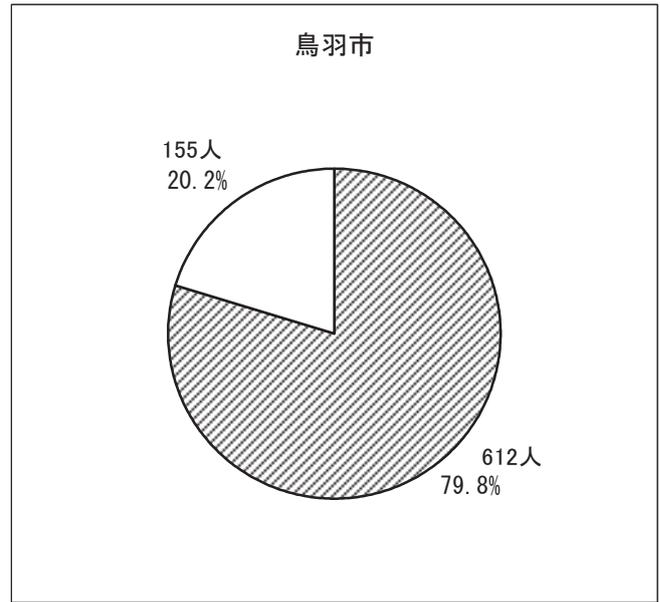
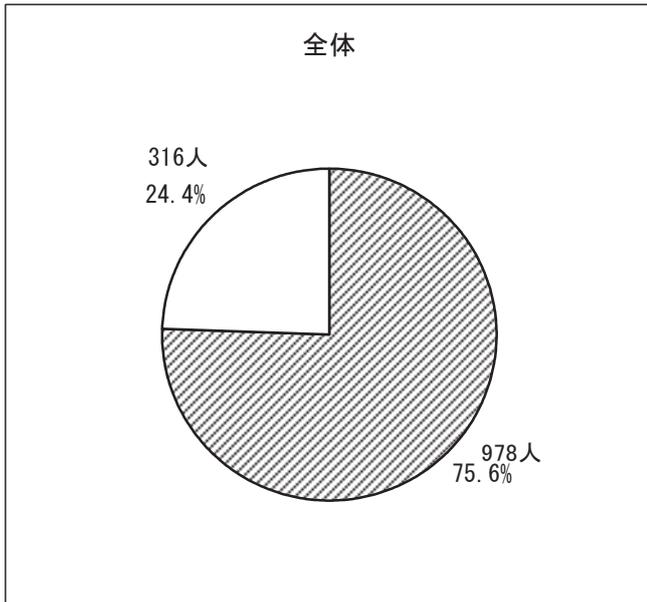
| 現市町名 | 調査地区 | 旧市町名 | 漁協 | 種別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 計 | | | | | |
|------|------------|------------|------|------|----------|------------|------|-----|---------|-----|-----|-------|----|----|----|----|---|----|
| 志摩市 | 布施田 ふせだ | 志摩郡 志摩町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7 | 5 | 7 | 0 | 24 | | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 6 | | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 10 | | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 1 | 1 | 5 | 8 | 9 | 16 | 0 | 40 | | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 5 | | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 6 | | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 2 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 3 | 5 | 4 | 1 | 6 | 2 | 0 | 21 | | | | |
| | | | | 合計 | 0 | 4 | 6 | 9 | 9 | 15 | 18 | 0 | 61 | | | | | |
| | | | | 志摩市 | 和具 わぐ | 志摩郡 志摩町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 3 | 1 | 6 | 15 | 22 | 6 | 53 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ノリアイ | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 1 | 4 | 7 | 2 | 14 | | | | |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 3 | | | | | | 1 | 7 | 19 | 29 | 8 | 67 | | | | |
| 海士 | 徒人 | 0 | 0 | | | | | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7 | | | | |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | ノリアイ | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 計 | 0 | 0 | | | | | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7 | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 8 | | | | | 2 | 7 | 20 | 29 | 8 | 74 | | | | | |
| 志摩市 | 越賀 こしか | 志摩郡 志摩町 | 三重外湾 | | | | | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 7 | 6 | 1 | 18 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | | 2 | 2 | 7 | 6 | 1 | 18 | | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 1 | 3 | 3 | 5 | 2 | 0 | 14 | | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 1 | 3 | 3 | 5 | 2 | 0 | 14 | | | | |
| | | | | 合計 | 0 | 0 | 1 | 5 | 5 | 12 | 8 | 1 | 32 | | | | | |
| | | | | 志摩市 | 御座 ござ | 志摩郡 志摩町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 5 | 0 | 8 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ノリアイ | 0 | 0 | 0 | | | | | | 2 | 5 | 2 | 3 | 0 | 12 | | | | |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 2 | 8 | 3 | 8 | 0 | 21 | | | | |
| 海士 | 徒人 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | | | | |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | |
| | ノリアイ | 0 | 0 | | | | | 2 | 5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 10 | | | | |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 計 | 0 | 0 | | | | | 2 | 6 | 2 | 3 | 0 | 0 | 13 | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 2 | | | | | 8 | 10 | 6 | 8 | 0 | 34 | | | | | |

IV-7表 海女、海士の就業者及び年齢構成一覧表7

| 現市町名 | 調査地区 | 旧市町名 | 漁協 | 種別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 計 | | | | | |
|--------|------------|------------|------|--------|---------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-------|------|-----|-----|-----|----|-----|
| 志摩市 | 浜島 はまじま | 志摩郡 浜島町 | 三重外湾 | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 3 | 0 | 10 | | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 3 | 0 | 10 | | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 24 | 0 | 0 | 27 | | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 24 | 0 | 0 | 27 | | | | |
| | | | | 合計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 31 | 3 | 0 | 37 | | | | | |
| | | | | 鳥羽市 総計 | | | | 海女 | 徒人 | 0 | 0 | 2 | 14 | 65 | 117 | 87 | 9 | 294 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 6 | 23 | 0 | 35 |
| | | | | | | | | | ノリアイ | 0 | 1 | 15 | 27 | 57 | 52 | 42 | 1 | 195 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 5 | 25 | 30 | 28 | 0 | 88 | | | | |
| 計 | 0 | 1 | 18 | | | | | | 48 | 150 | 205 | 180 | 10 | 612 | | | | |
| 海士 | 徒人 | 0 | 4 | | | | | 15 | 12 | 16 | 13 | 3 | 0 | 63 | | | | |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | | | | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | |
| | ノリアイ | 0 | 3 | | | | | 4 | 32 | 31 | 11 | 10 | 0 | 91 | | | | |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 計 | 0 | 7 | | | | | 19 | 45 | 47 | 24 | 13 | 0 | 155 | | | | |
| 合計 | 0 | 8 | 37 | | | | | 93 | 197 | 229 | 193 | 10 | 767 | | | | | |
| 志摩市 総計 | | | | | | | | 海女 | 徒人 | 0 | 2 | 9 | 10 | 42 | 71 | 81 | 13 | 228 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 20 | 8 | 0 | 31 |
| | | | | | | | | | ノリアイ | 0 | 2 | 3 | 4 | 20 | 35 | 40 | 3 | 107 |
| | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | 計 | 0 | 4 | 12 | | 14 | 65 | 126 | 129 | 16 | 366 | | | | |
| | | | | 海士 | 徒人 | 2 | 3 | 16 | 16 | 15 | 24 | 6 | 0 | 82 | | | | |
| | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 2 | 2 | 4 | 8 | 31 | 1 | 0 | 48 | | | | |
| | | | | | ノリアイ | 0 | 4 | 10 | 13 | 3 | 1 | 0 | 0 | 31 | | | | |
| | | | | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | | | 計 | 2 | 9 | 28 | 33 | 26 | 56 | 7 | 0 | 161 | | | | |
| | | | | 合計 | 2 | 13 | 40 | 47 | 91 | 182 | 136 | 16 | 527 | | | | | |
| | | | | 全体 総計 | | | | 海女 | 徒人 | 0 | 2 | 11 | 24 | 107 | 188 | 168 | 22 | 522 |
| | | | | | | | | | 舟人(トマエ) | 0 | 0 | 1 | 2 | 6 | 26 | 31 | 0 | 66 |
| | | | | | | | | | ノリアイ | 0 | 3 | 18 | 31 | 77 | 87 | 82 | 4 | 302 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 5 | 25 | 30 | 28 | 0 | 88 | | | | |
| 計 | 0 | 5 | 30 | | | | | | 62 | 215 | 331 | 309 | 26 | 978 | | | | |
| 海士 | 徒人 | 2 | 7 | | | | | 31 | 28 | 31 | 37 | 9 | 0 | 145 | | | | |
| | 舟人(トマエ) | 0 | 2 | | | | | 2 | 5 | 8 | 31 | 1 | 0 | 49 | | | | |
| | ノリアイ | 0 | 7 | | | | | 14 | 45 | 34 | 12 | 10 | 0 | 122 | | | | |
| | 不明 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 計 | 2 | 16 | | | | | 47 | 78 | 73 | 80 | 20 | 0 | 316 | | | | |
| 合計 | 2 | 21 | 77 | | | | | 140 | 288 | 411 | 329 | 26 | 1294 | | | | | |

IV-8表 海女、海士の就業者及び年齢構成一覧表8

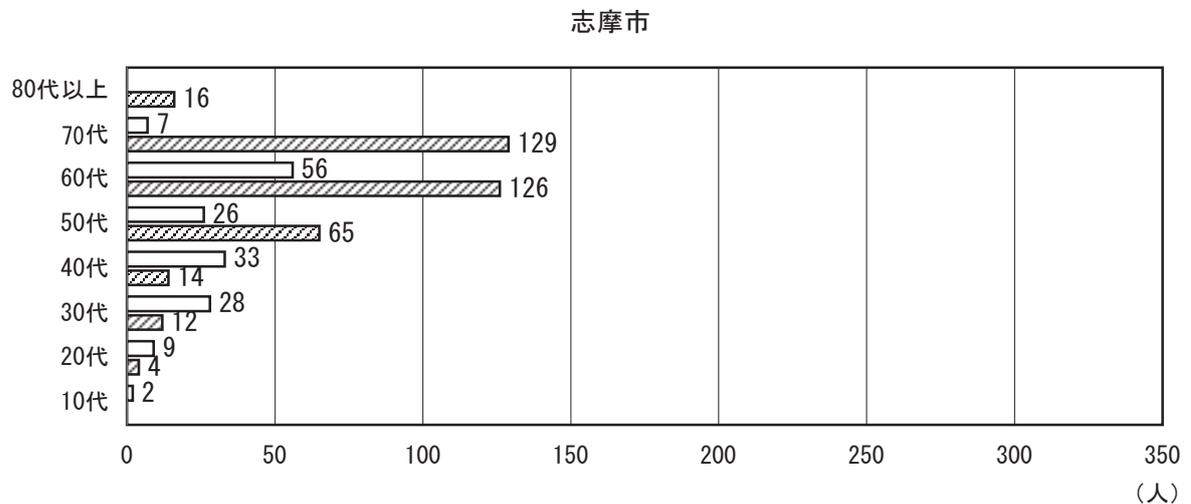
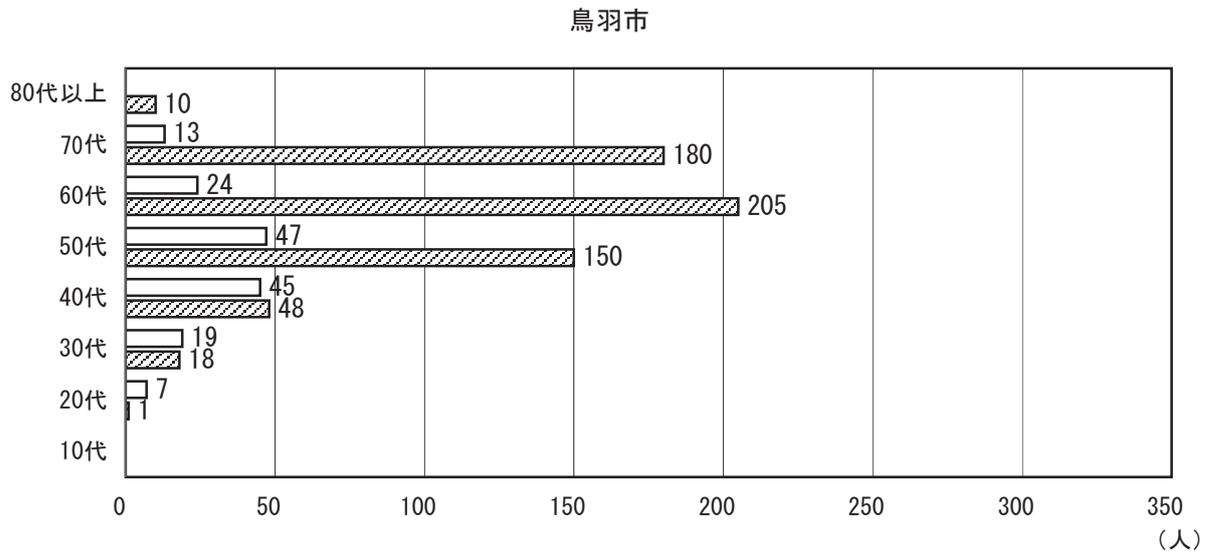
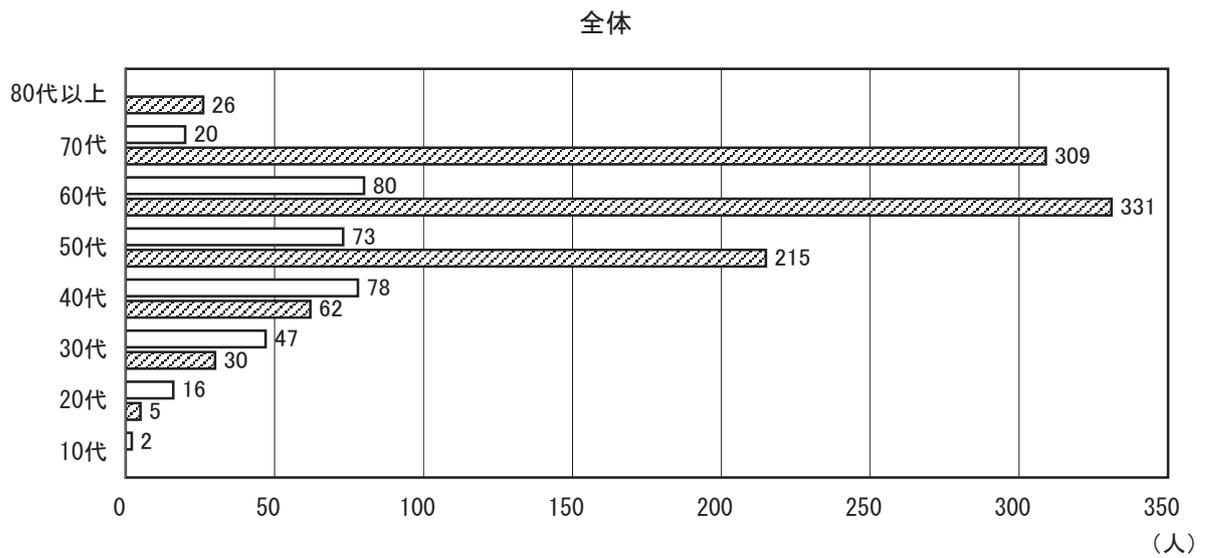
(2) 海女、海士の割合



 海女  海士

IV-1図 海女、海士の割合

(3) 海女、海士の地域別年齢構成

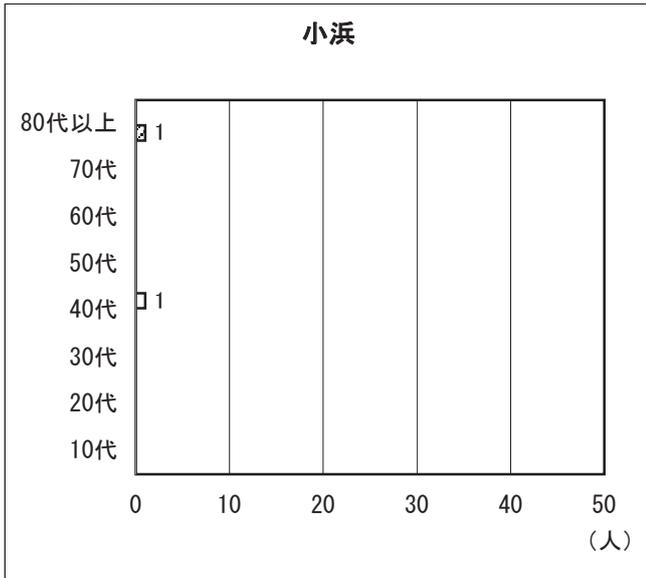


IV-2図 海女、海士の地域別年齢構成

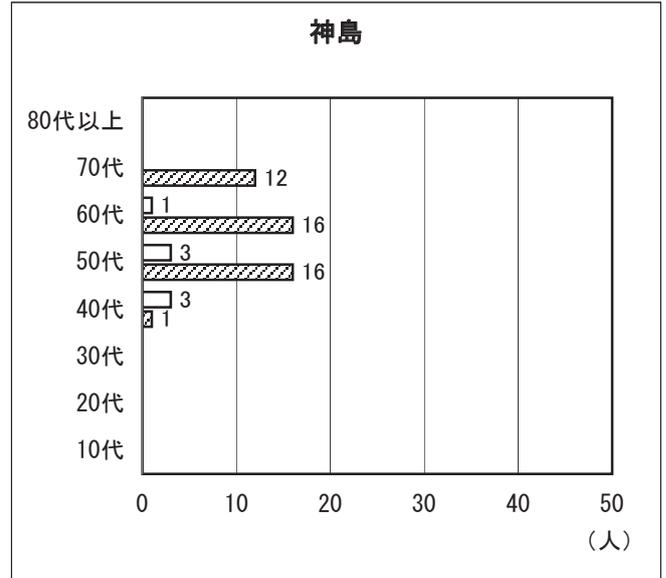
海女 海士

(4) 海女、海士の調査地区別年齢構成

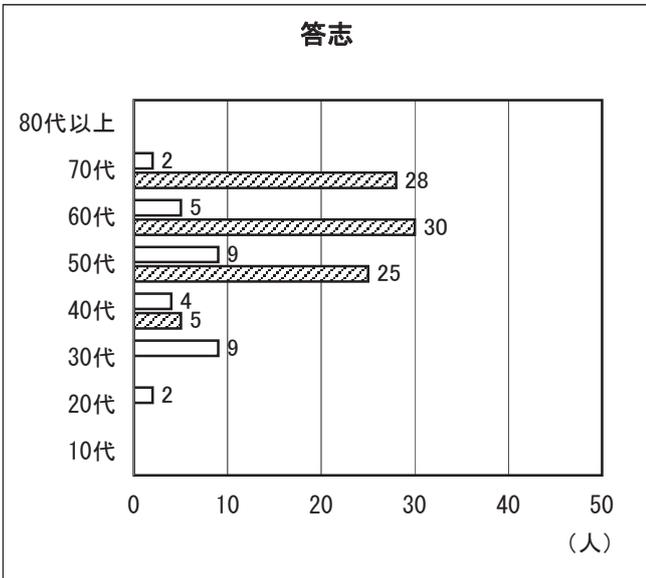
【鳥羽市】①



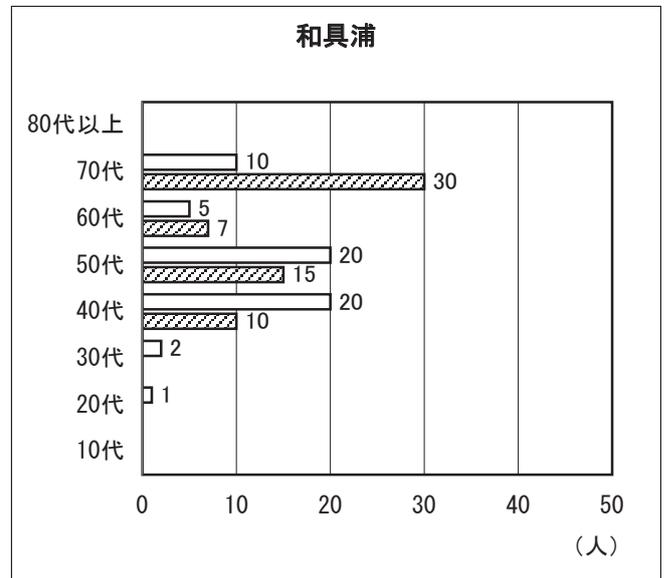
*最高齢（海女80歳、海士40歳代）



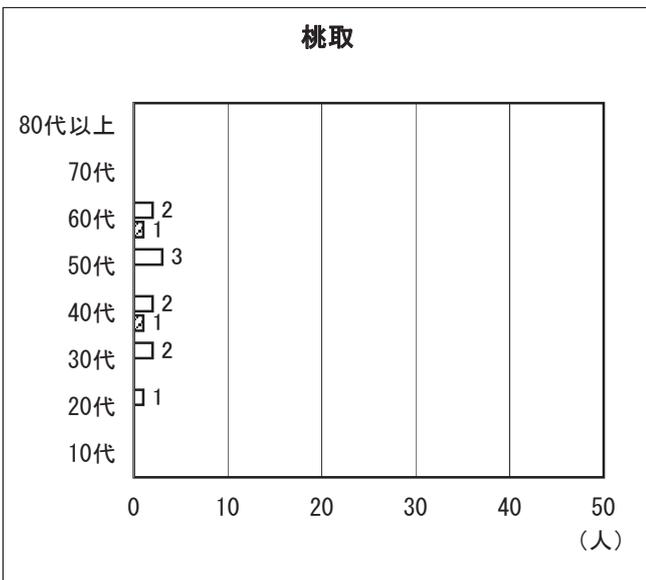
*最高齢（海女78歳、海士63歳）



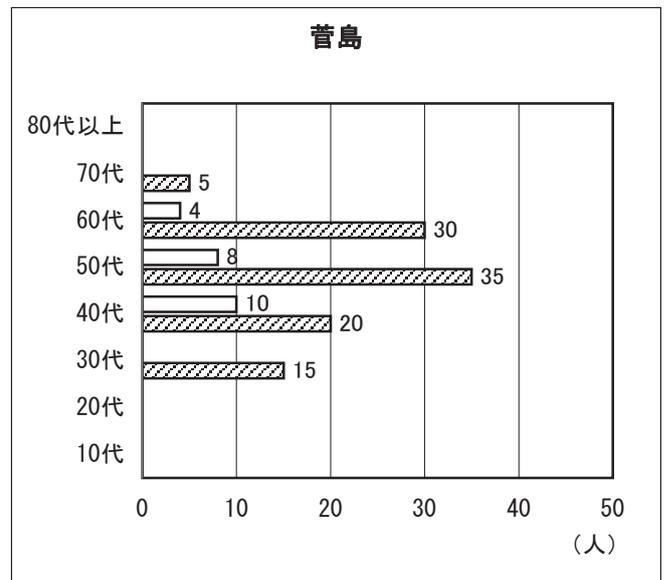
*最高齢（海女70歳代、海士70歳代）



*最高齢（海女79歳、海士73歳）



*最高齢（海女60歳、海士61歳）

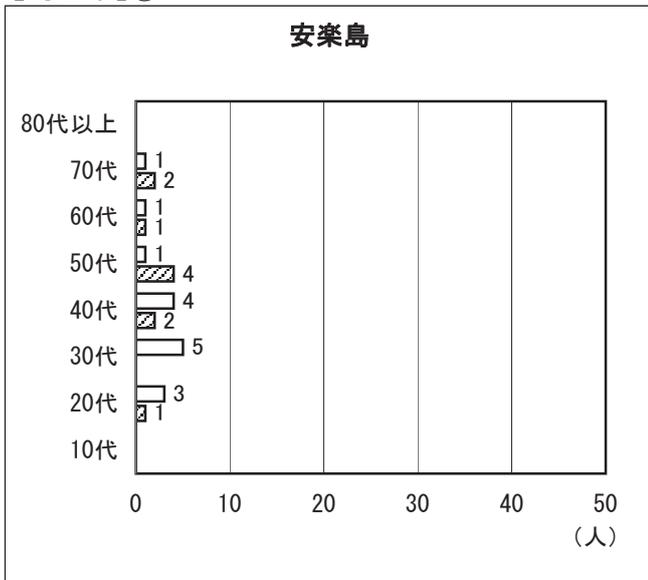


*最高齢（海女79歳、海士68歳）

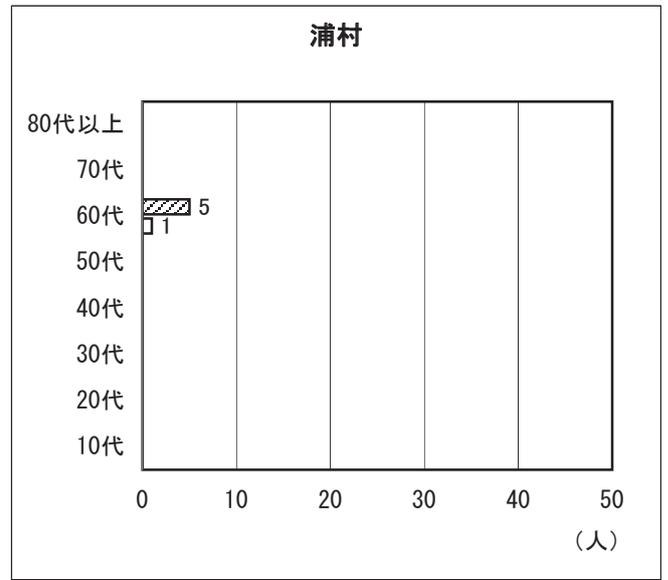
IV-3 図 海女、海士の調査地区別年齢構成 1

▨ 海女 □ 海士

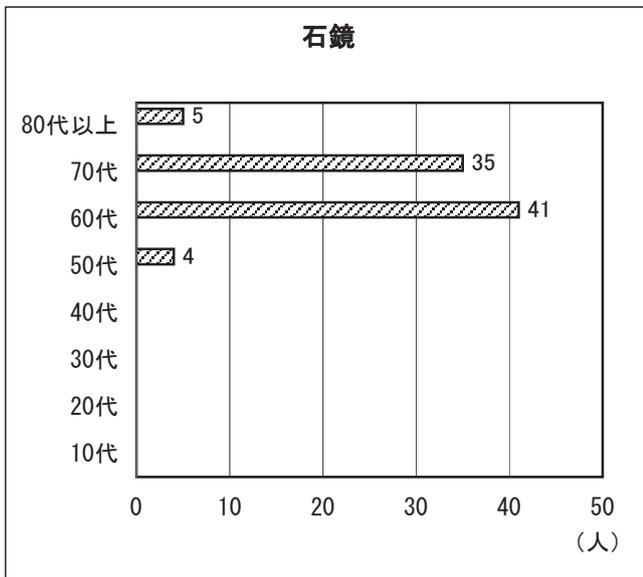
【鳥羽市】②



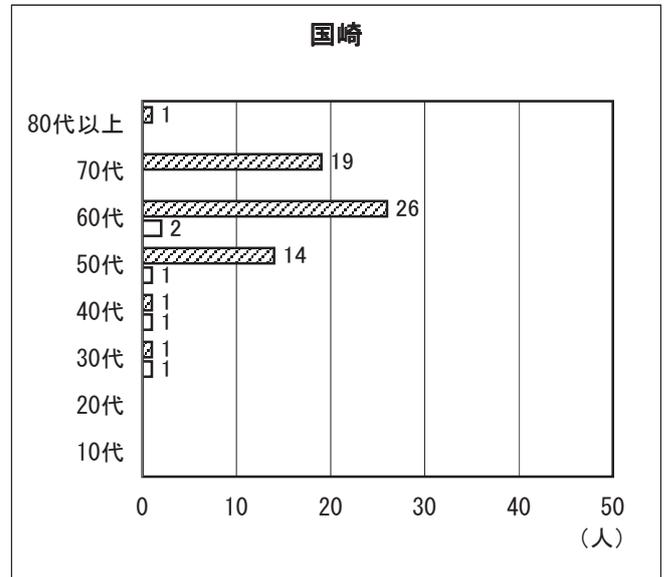
*最高齢（海女 76 歳、海士 74 歳）



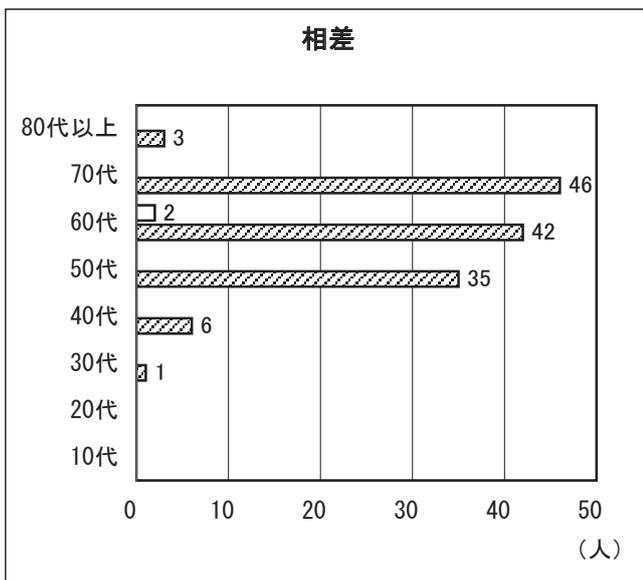
*最高齢（海女 60 歳代、海士 60 歳代）



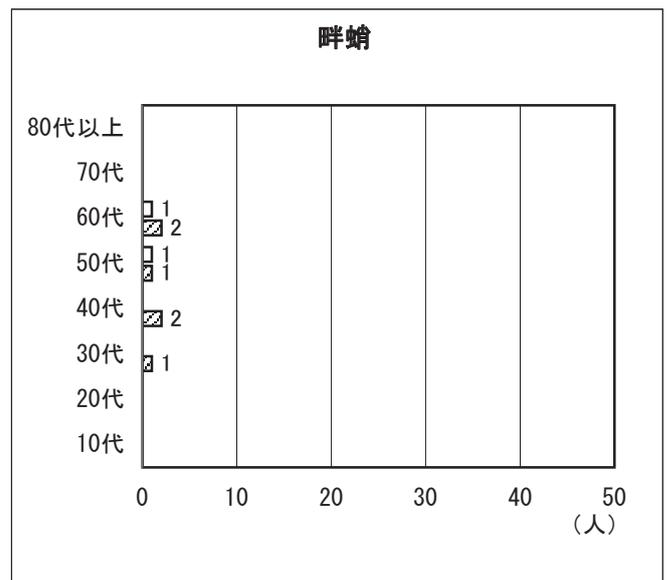
*最高齢（海女82歳、海士就業者なし）



*最高齢（海女80歳、海士60歳代）



*最高齢（海女83歳、海士60歳）

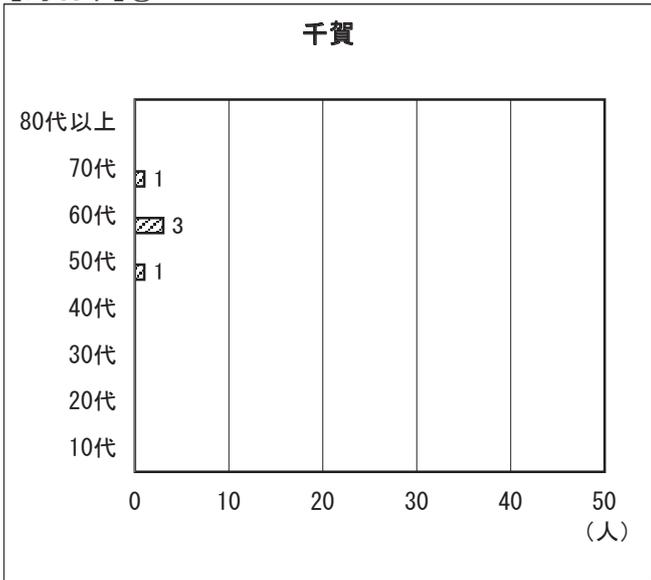


*最高齢（海女60歳、海士60歳代）

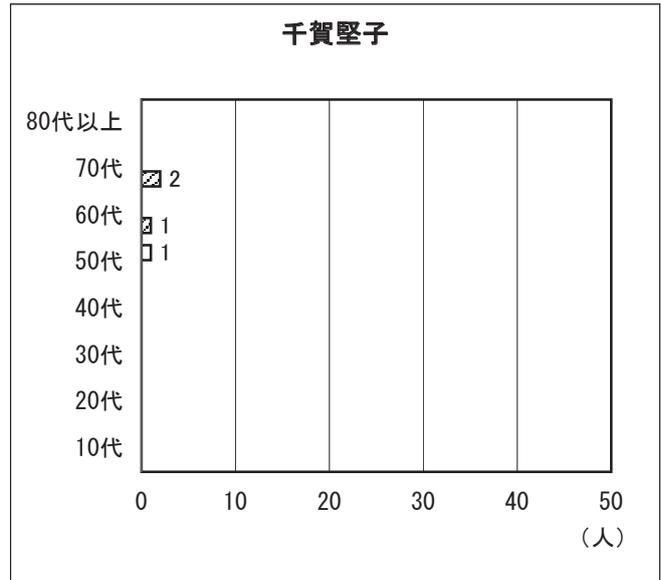
IV-4 図 海女、海士の調査地区別年齢構成 2

海女 海士

【鳥羽市】③



*最高齢（海女71歳、海士就業者なし）

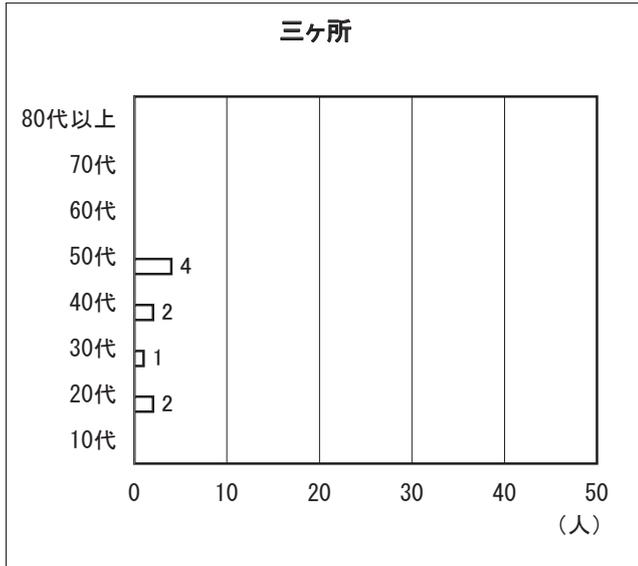


*最高齢（海女70歳代、海士50歳代）

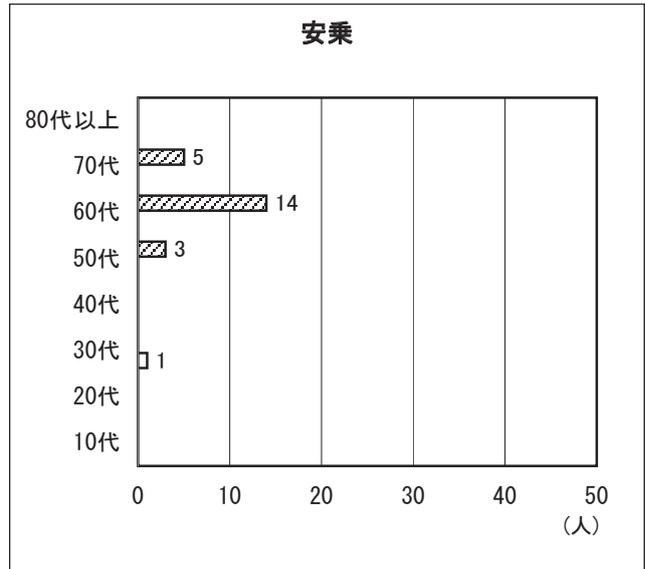
海女 海士

IV-5 図 海女、海士の調査地区別年齢構成 3

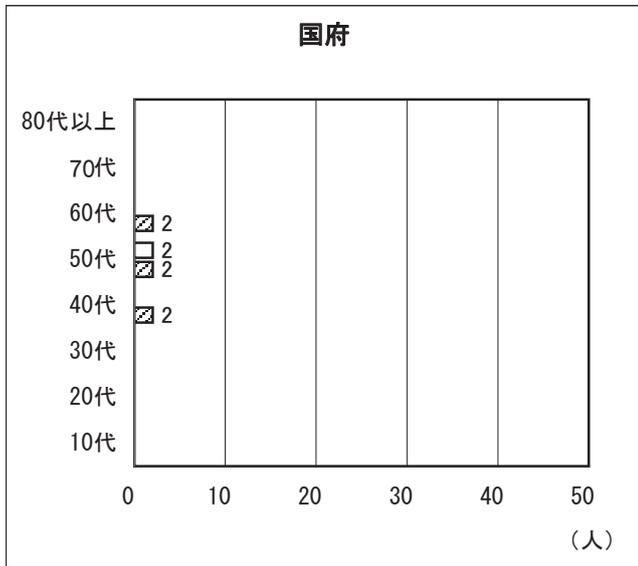
【志摩市】①



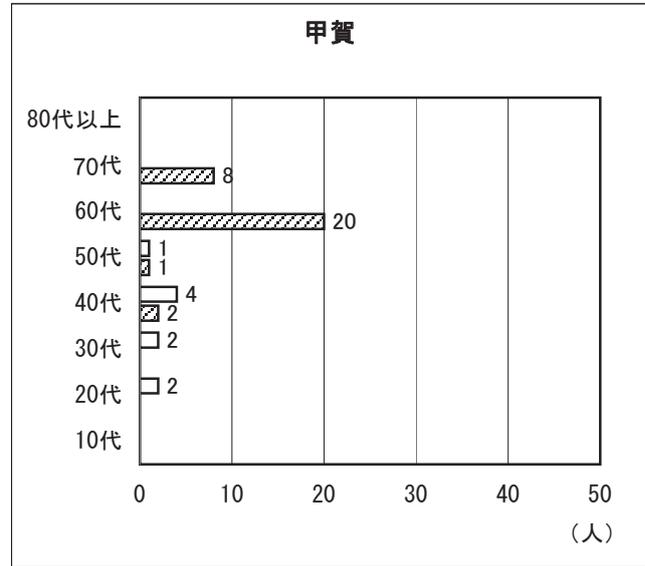
*最高齢（海女就業者なし、海士53歳）



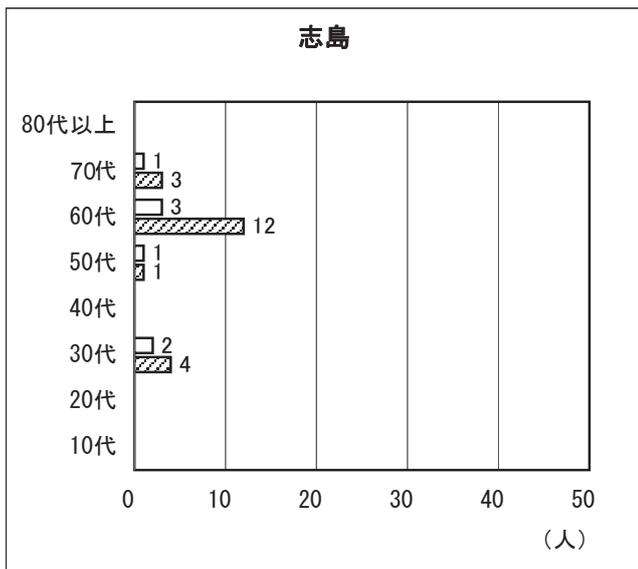
*最高齢（海女78歳、海士30歳代）



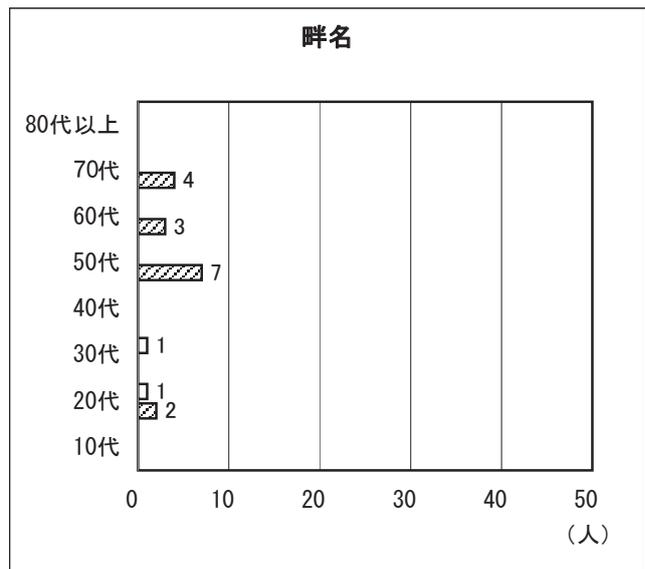
*最高齢（海女57歳、海士50歳代）



*最高齢（海女70歳、海士50歳）



*最高齢（海女70歳、海士70歳）

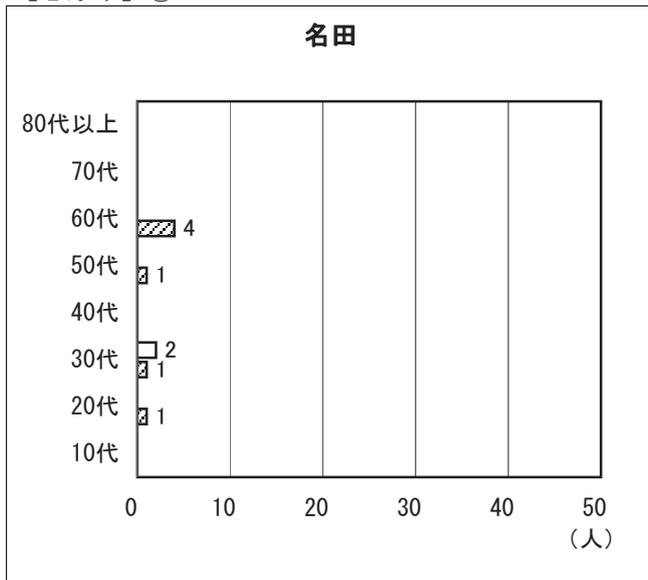


*最高齢（海女76歳、海士31歳）

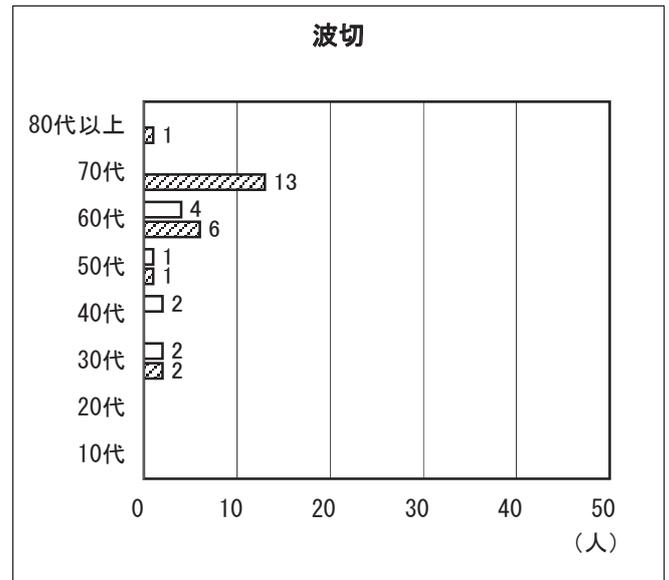
海女 海士

IV-6図 海女、海士の調査地区別年齢構成4

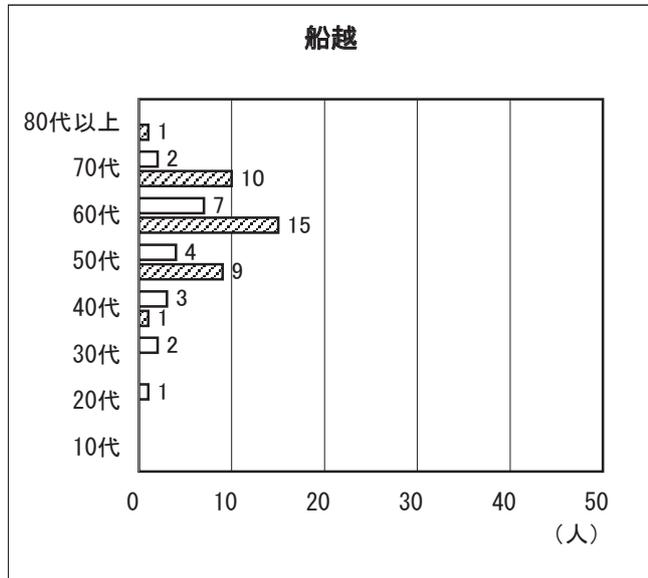
【志摩市】②



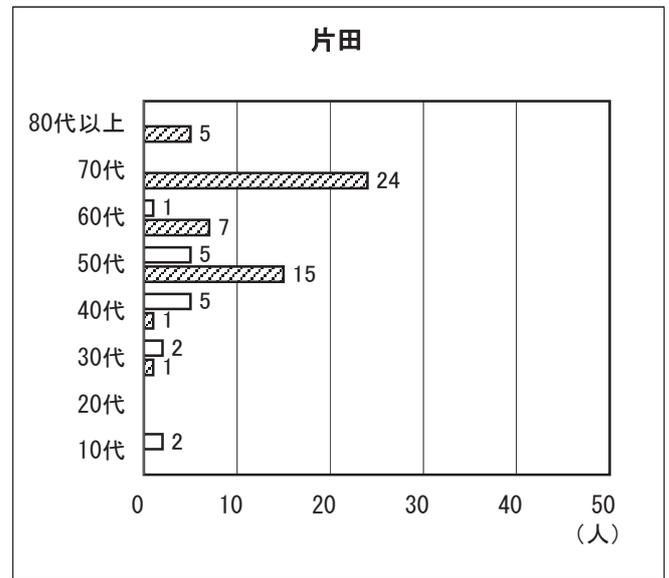
*最高齢（海女68歳、海士33歳）



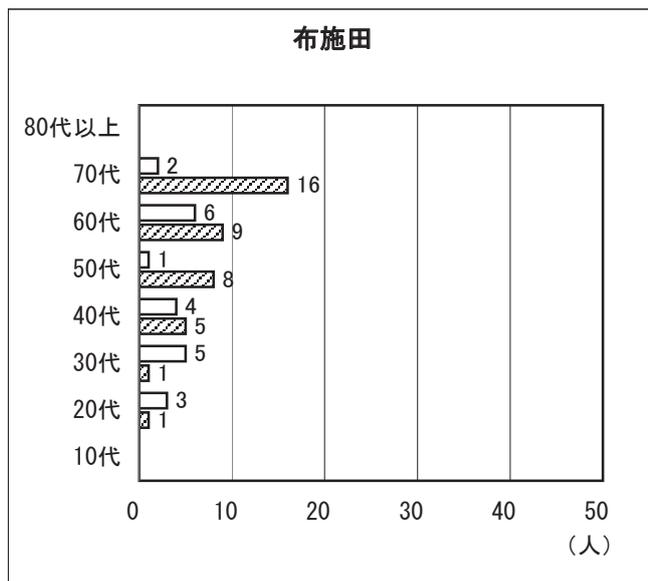
*最高齢（海女80歳、海士67歳）



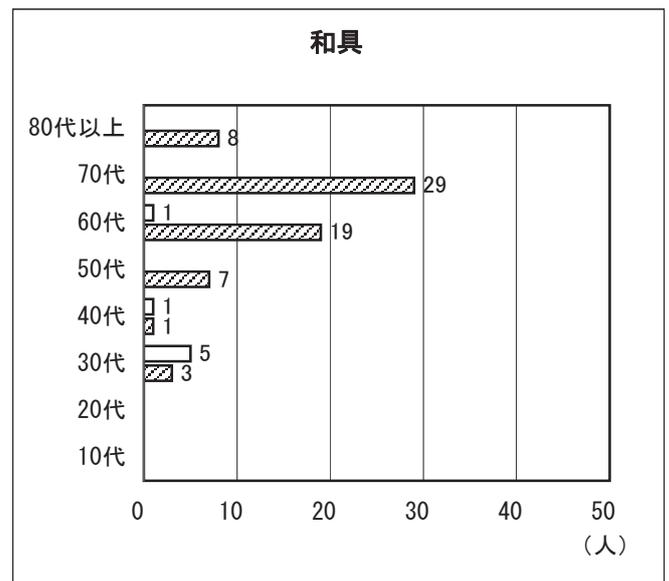
*最高齢（海女80歳、海士72歳）



*最高齢（海女81歳、海士64歳）



*最高齢（海女79歳、海士70歳代）

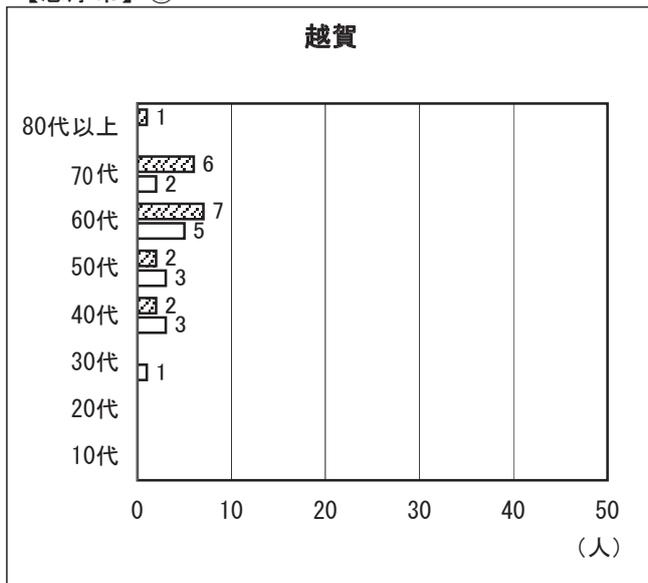


*最高齢（海女84歳、海士61歳）

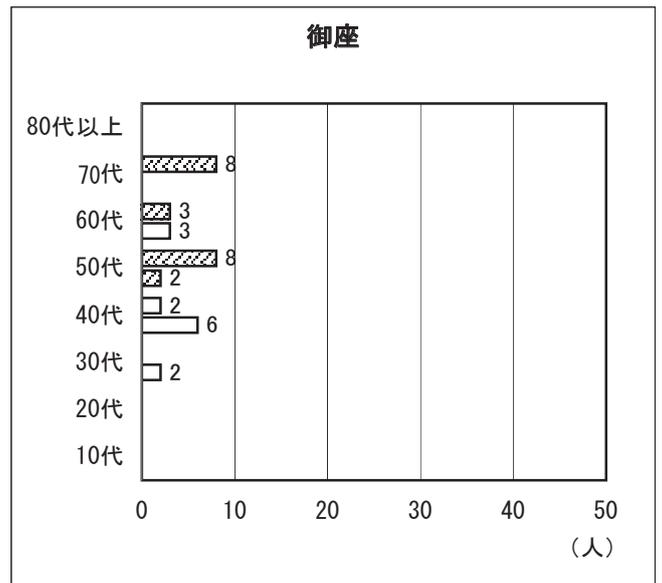
海女 海士

IV-7 図 海女、海士の調査地区別年齢構成5

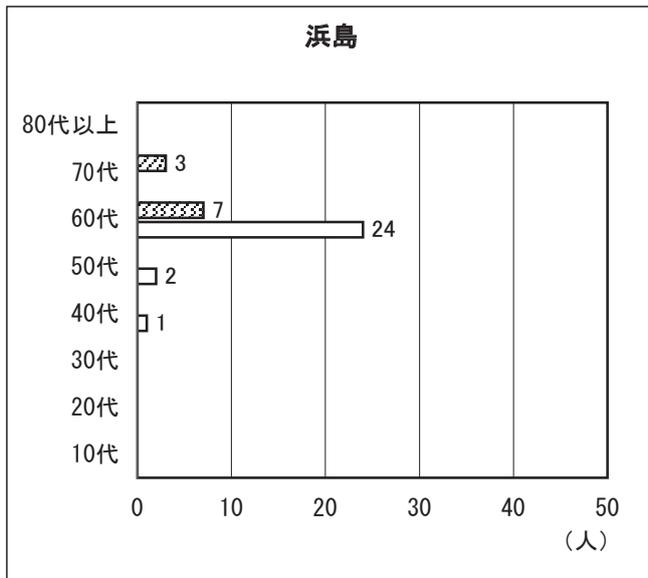
【志摩市】③



*最高齢（海女80歳、海士71歳）



*最高齢（海女76歳、海士61歳）



*最高齢（海女77歳、海士60歳代）

海女 海士

IV-8図 海女、海士の調査地区別年齢構成6

(5) 潜水能力を持っているのに、漁を行っていない海女・海士の有無

一部地域の状況が聞き取りにより判明した。結果は以下のとおりである。

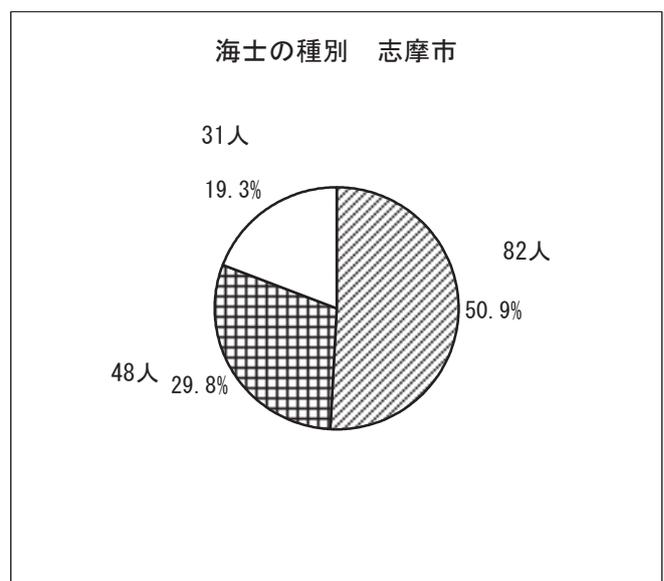
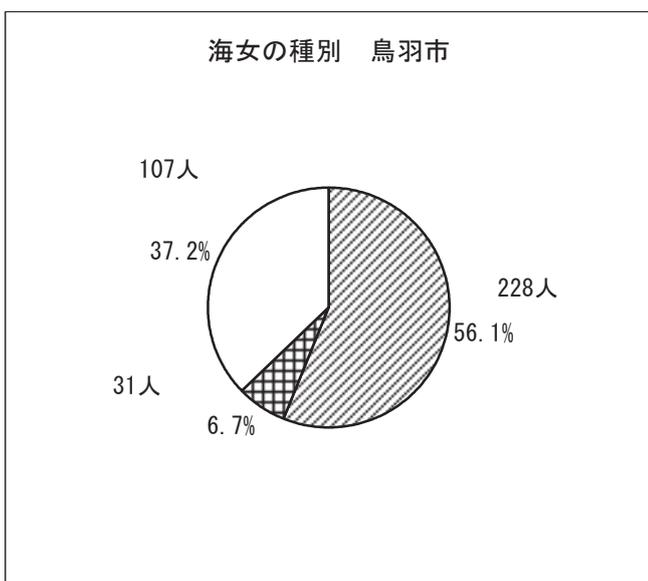
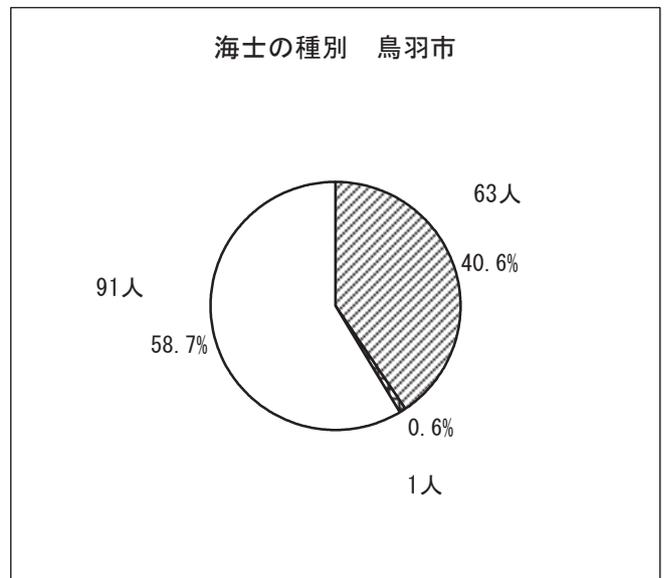
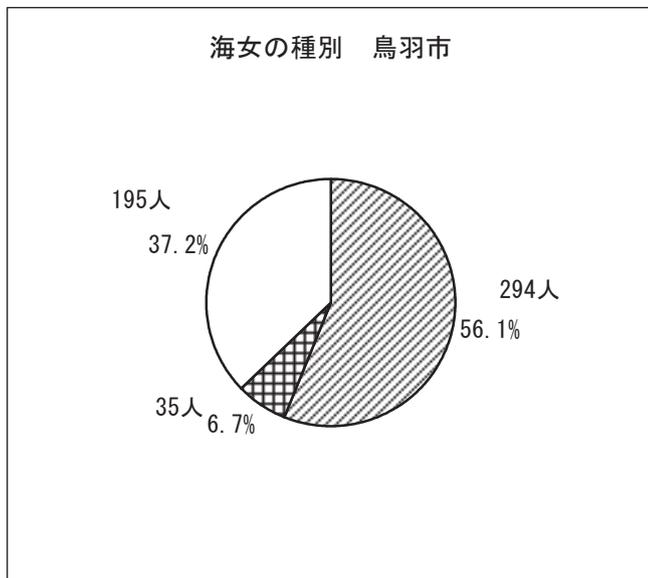
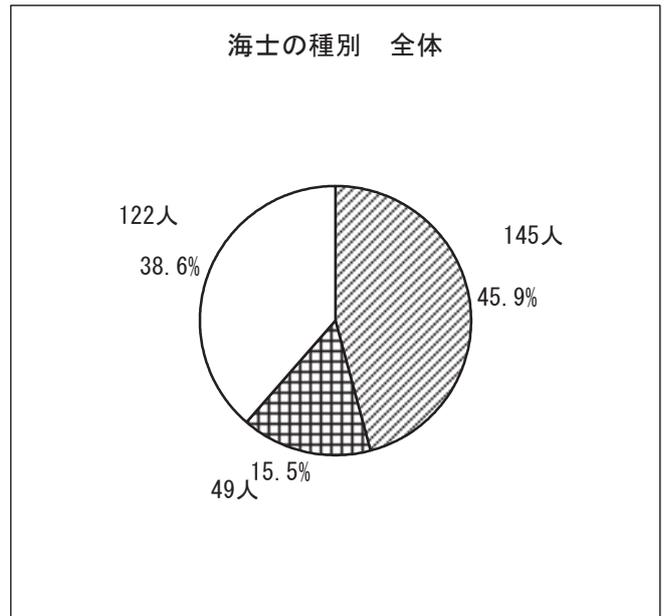
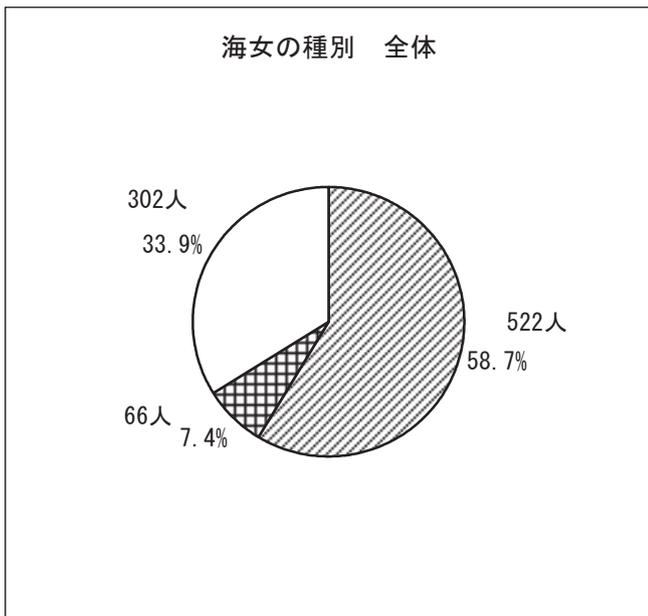
a 海女

潜水能力があるものの漁を行っていない海女は、志摩市船越10名（引退をした方）、片田50～100名（引退をした方）、浜島7名、志島3～4名、畔名11名であった。甲賀では能力を持っているのに漁を行っていない例はないとのことであった。

b 海士

潜水能力があるものの漁を行っていない海士は、志摩市浜島5名、国府5名、志島2名、畔名9名、名田5～6名であった。甲賀では海女の状況と同様であった。

(5) 海女、海士の種別の割合

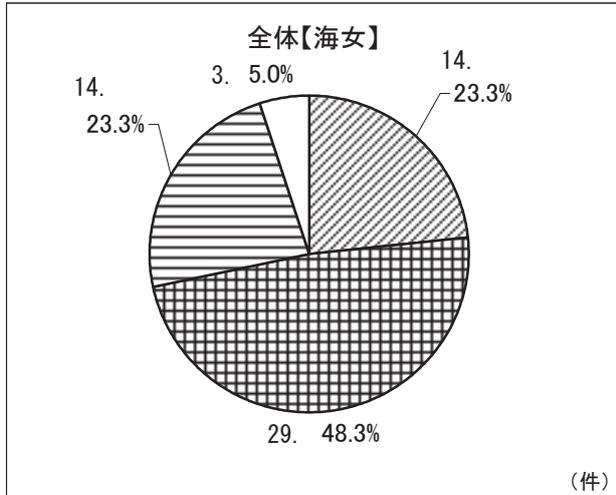


IV-9図 海女、海士の種別の割合

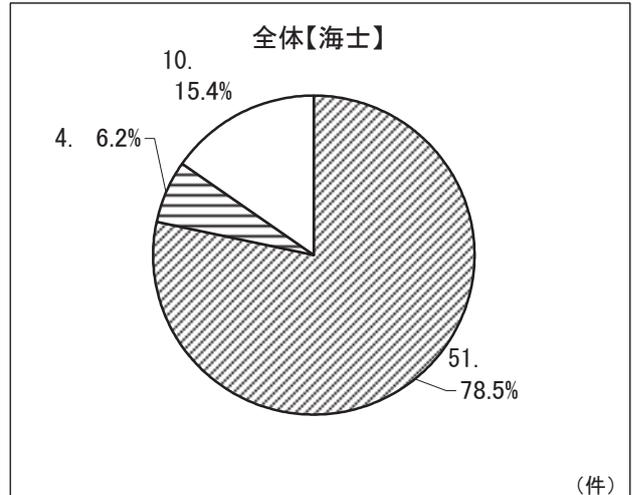
徒人
 舟人(トマエ)
 ノリアイ

2 兼業の状況

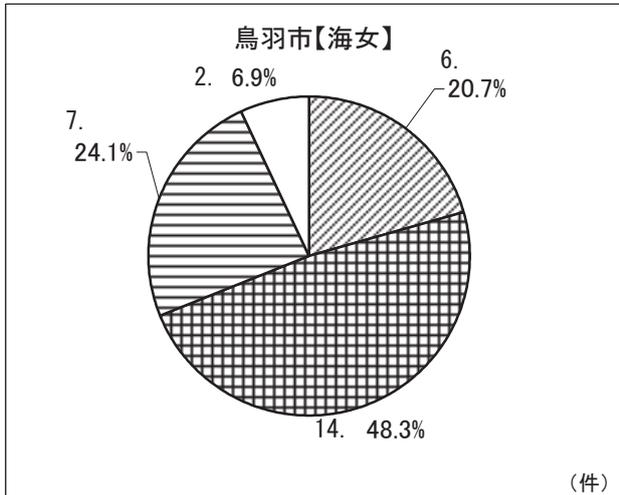
調査地区で、それぞれ聞き取りを行い、複数の回答を得ている。そのため、件数は調査地区数より多くなっている。また、調査地区の一部の聞き取りであるので、全体が把握できているわけではない。なお、海女、海士とも、専業の従事者は確認できなかった。



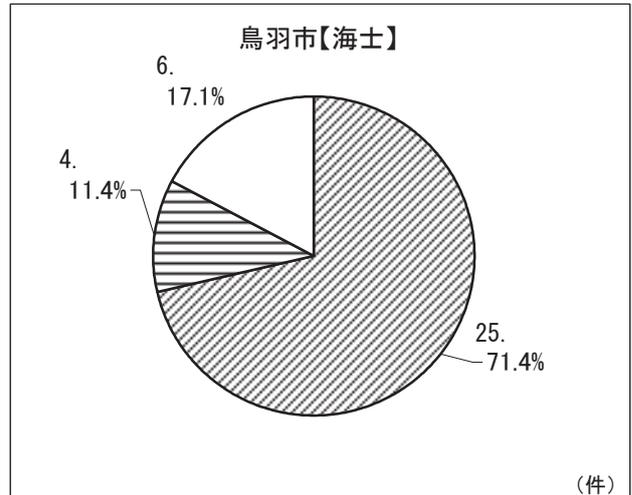
* サービス業の内訳
(旅館関係6,ホテル関係3,飲食関係3,デパート1,海女小屋体験1)



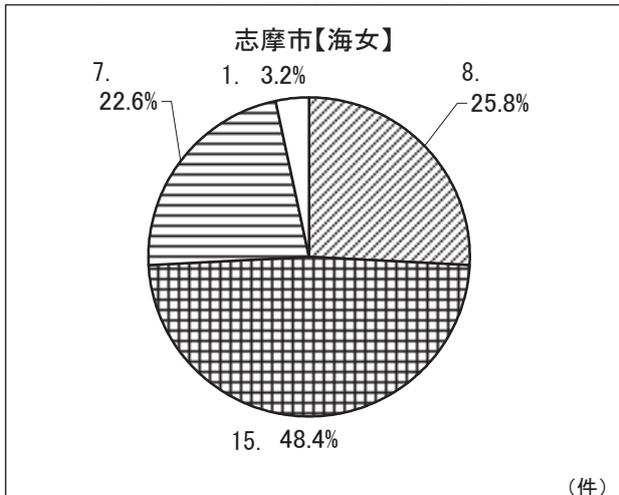
* サービス業の内訳(旅館関係2,飲食関係2)



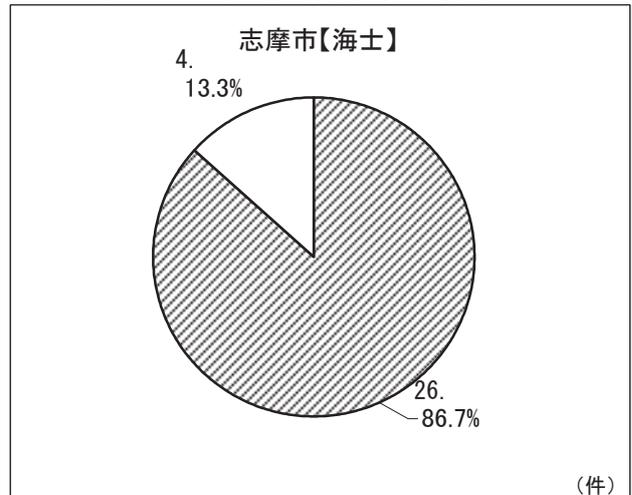
* サービス業の内訳(旅館関係5,飲食関係2)



* サービス業の内訳(旅館関係2,飲食関係2)



* サービス業の内訳
(旅館関係1,ホテル関係3,飲食関係1,デパート1,海女小屋体験1)



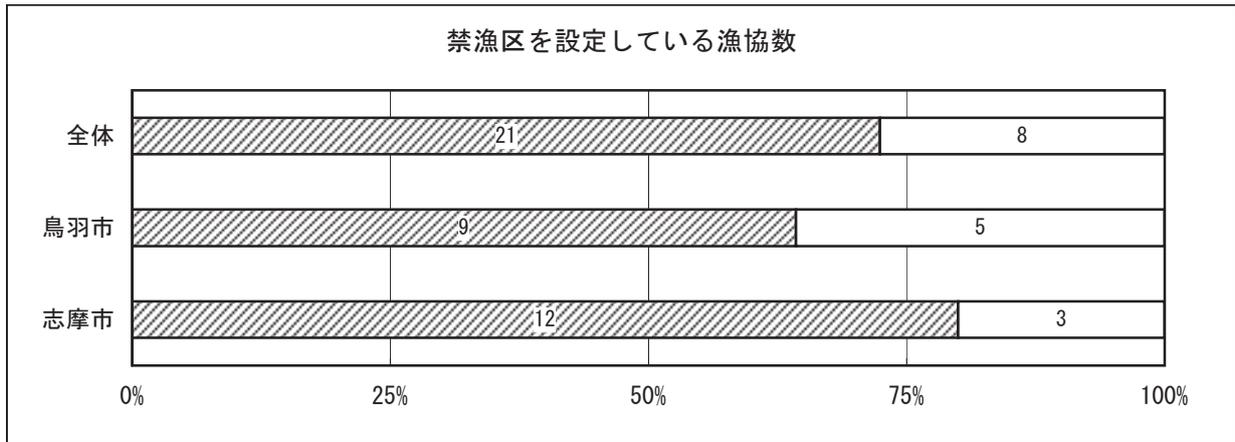
* サービス業の内訳(従事0)

 農業
  サービス業
  その他

IV-10図 海女、海士の地域別の兼業状況

3 資源の保護

(1) 禁漁地域を設定している漁協の有無



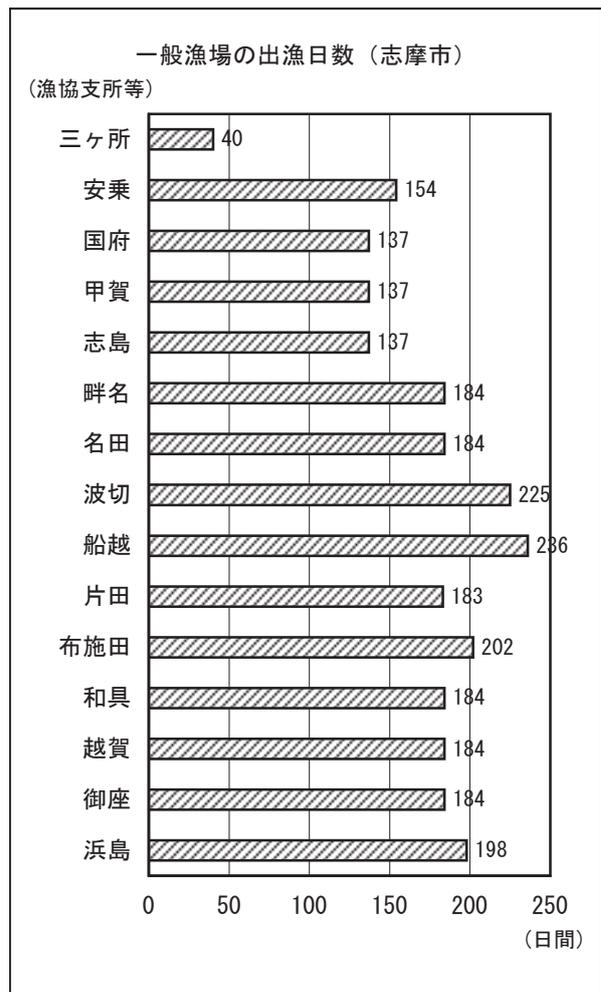
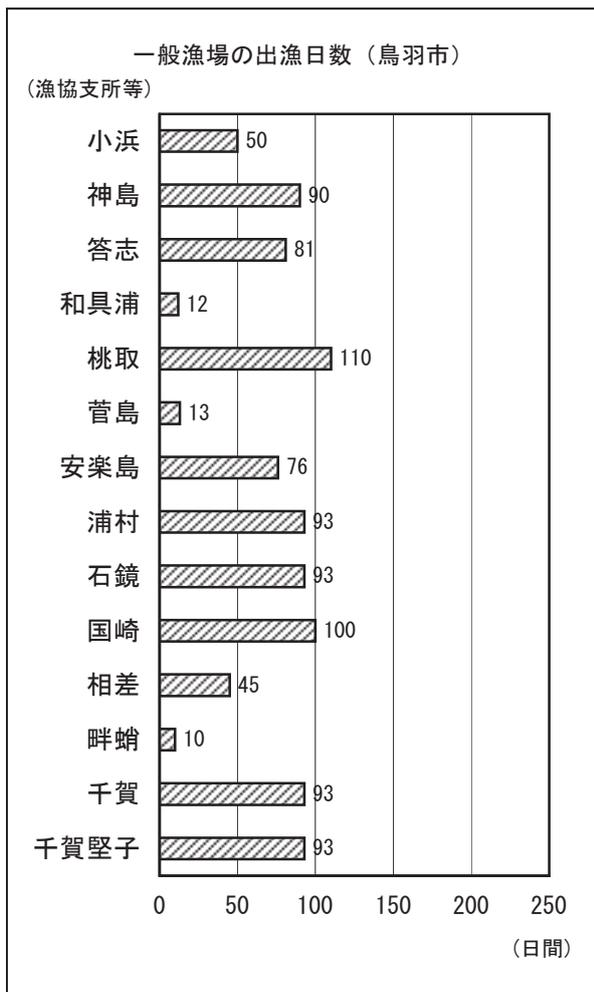
■ある □ない

* グラフ内の数値は、漁協の箇所数を表記している。

IV-11図 禁漁区を設定している漁協と割合

(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数

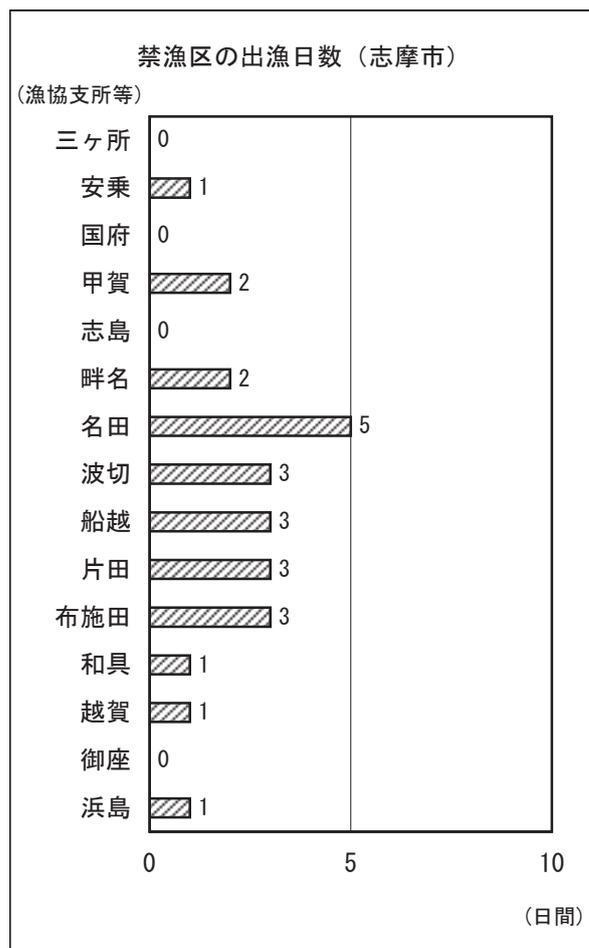
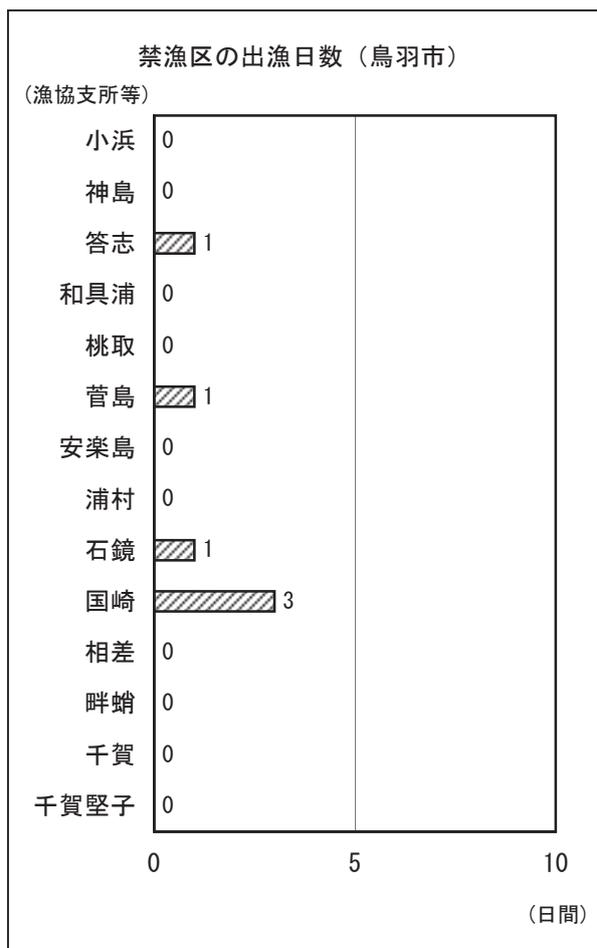
【一般漁場への出漁日数】



* グラフ内の数値は、出漁が可能な日数を表記している。

IV-12図 一般漁場への出漁日数

【禁漁区への出漁日数】



IV-13図 禁漁区への出漁日数

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

回数については、1日2回の場合、午前と午後に従事している。左から、午前、午後と表記した。

| | 漁協支所等 | 回数 | 時間(分) | 備考 | | 漁協支所等 | 回数 | 時間(分) | 備考 |
|-----|-------|--------|----------|------|--------|----------|------|---------|-------------|
| 鳥羽市 | 小浜 | 1日1回 | 120 | | 志摩市 | 名田 | 1日2回 | 90, 90 | |
| | 神島 | 1日2回 | 60, 60 | | | 波切 | 1日2回 | 90, 90 | |
| | 答志 | 1日2回 | 90, 90 | | | 船越 | 1日2回 | 60, 60 | 2月1日～3月31日 |
| | 和具浦 | 1日2回 | 90, 90 | | | | 1日2回 | 75, 75 | 4月1日～5月31日 |
| | 桃取 | 制限なし | | | | | 1日2回 | 90, 90 | 6月1日～9月14日 |
| | 菅島 | 1日1回 | 90 | | | 片田 | 1日2回 | 60, 60 | 3月16日～4月末 |
| | 安楽島 | 1日2回 | 120, 120 | | | | 1日2回 | 90, 60 | 5月1日～5月末 |
| | 浦村 | 1日1回 | 120 | | | | 1日2回 | 90, 90 | 6月1日～9月14日 |
| | 石鏡 | 1日2回 | 70, 70 | | | 布施田 | 1日2回 | 60, 60 | 2月23日～4月30日 |
| | 国崎 | 1日1回 | 90 | | | | 1日2回 | 60, 90 | 5月1日～6月30日 |
| | 相差 | 1日1回 | 90 | | | | 1日2回 | 120, 90 | 7月1日～9月14日 |
| | 畔蛸 | 制限なし | | | | 和具 | 1日2回 | 60, 60 | 3月中旬～4月30日 |
| | 千賀 | 制限なし | | | | | 1日2回 | 90, 90 | 5月1日～9月14日 |
| | 千賀堅子 | 制限なし | | | | | 越賀 | 1日2回 | 50, 50 |
| 三ヶ所 | 制限なし | | | 1日2回 | 60, 60 | | | 5月 | |
| 安乗 | 1日2回 | 60, 60 | 夏 | 1日2回 | 70, 70 | 6月 | | | |
| | 1日2回 | 30, 30 | 冬 | 1日2回 | 80, 80 | 7月 | | | |
| 国府 | 1日2回 | 90, 90 | | 1日2回 | 90, 90 | 8～9月 | | | |
| 甲賀 | 1日2回 | 90, 90 | | 御座 | | | | | |
| 志島 | 1日2回 | 90, 90 | | 浜島 | 1日2回 | 120, 120 | | | |
| 畔名 | 1日2回 | 90, 90 | | | | | | | |

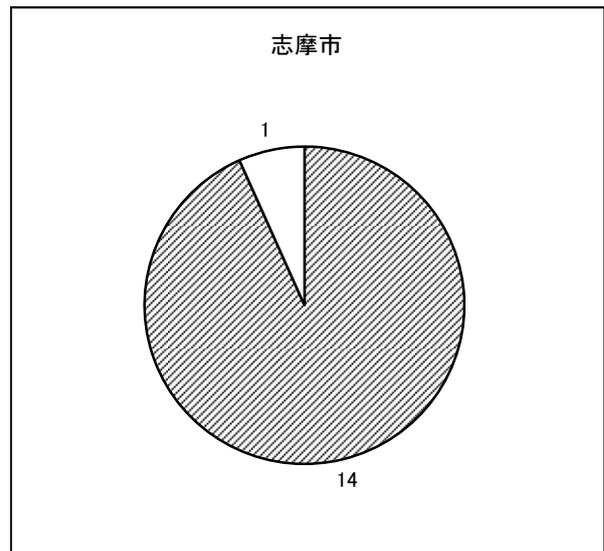
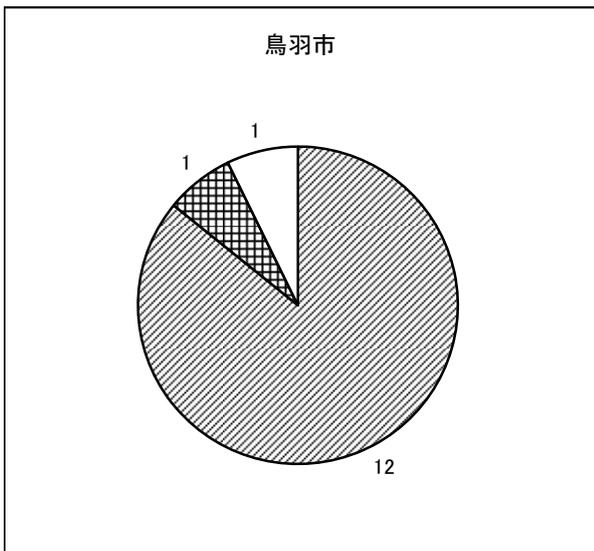
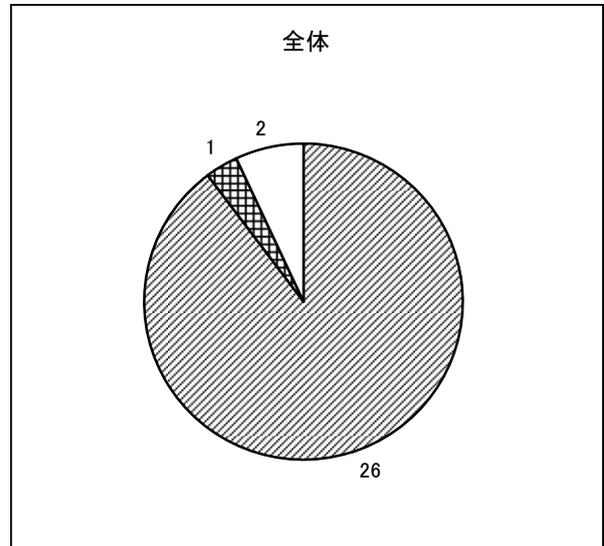
IV-9表 海女・海士漁業の出漁時間制限の一覧表

(4) 水揚げ量の制限

鳥羽・志摩地域の漁協においては、水揚げ量の制限はないという調査結果であった。また、鳥羽地域の国崎では昔は制限があったこと、志摩地域の船越ではサザエは50g以下は水揚げをしないこと、片田ではアラメは1日で船1隻分とすることといった地域での取り決めがある。

(5) ウエットスーツの使用

ウエットスーツの使用については、厚さの取り決めが地域の漁協によってあった。志摩地域の片田では厚さ3mm以下で色は黒、志摩（和具）では夏は厚さ4mm冬は厚さ5mmを使用、越賀では4mm・5mmを使用、畔名では4mmまで、名田では男4mm、女3mm（女性でも寒い人は4mm着用）といったものである。鳥羽地域の和具浦では去年からウエットスーツが使われだし、志摩地域の安乗では現在でもジャージ等を着用し漁に従事している。



自由
 一家に1着
 禁止

* グラフ内の数値は、漁協の箇所数を表記している。

IV-14図 ウエットスーツの使用

(6) 稚貝の放流

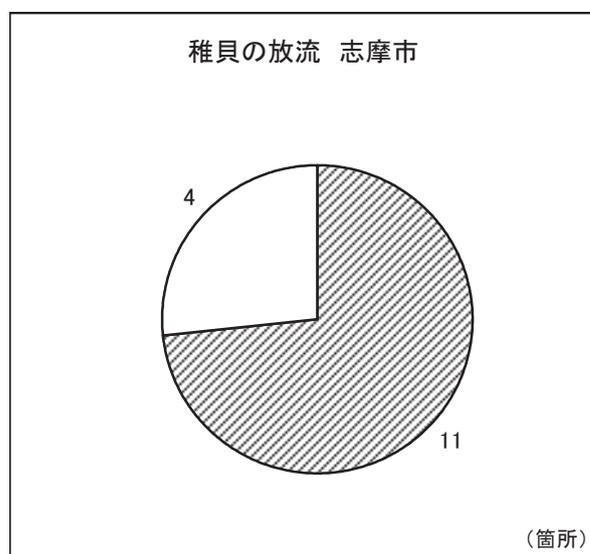
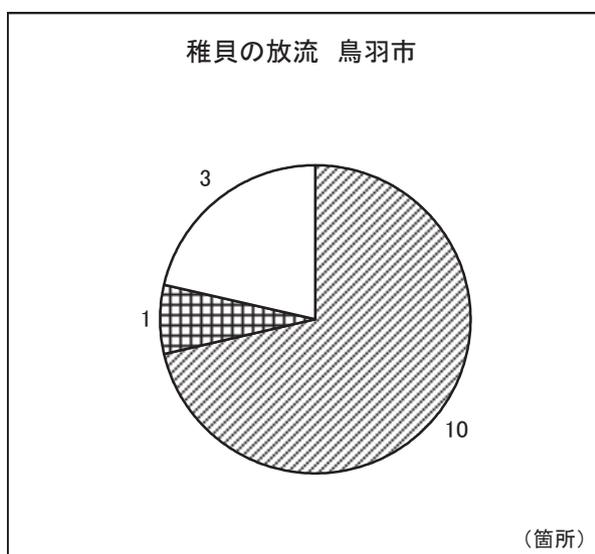
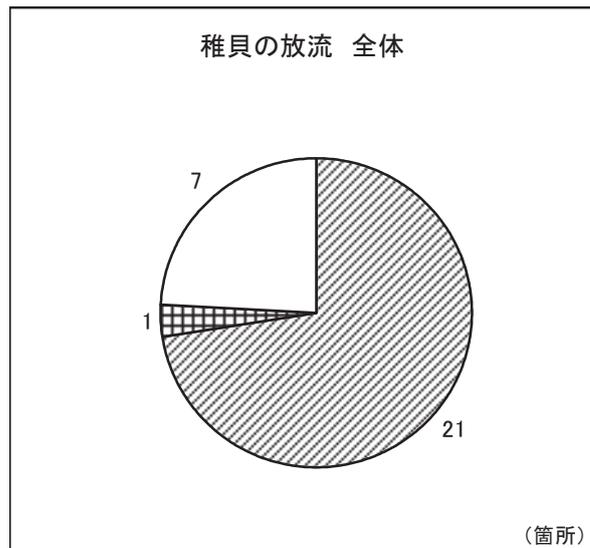
(7) 漁場の輪番制や漁法・漁具の制限の有無

a 漁場の輪番制

鳥羽地域では国崎（鮑漁）、志摩地域では波切、名田の各漁協で設定されている。

b 漁法・漁具の制限の有無

鳥羽地域の答志ではモリや足ひれ、志摩地域の片田ではテッポウビシの使用が制限されている。また、潜水器具の使用制限があることはいうまでもない。



ある
 ない
 不明
 * グラフ内の数値は、漁協の箇所数を表記している。

IV-15図 稚貝放流の実施状況

(8) その他

「磯やけ」によりアワビの漁獲が減少し、海も濁り視界が不良となっている。海を守っていく取組が必要である。（志摩市名田地区）

4 海女、海士漁業の漁獲量・生産額

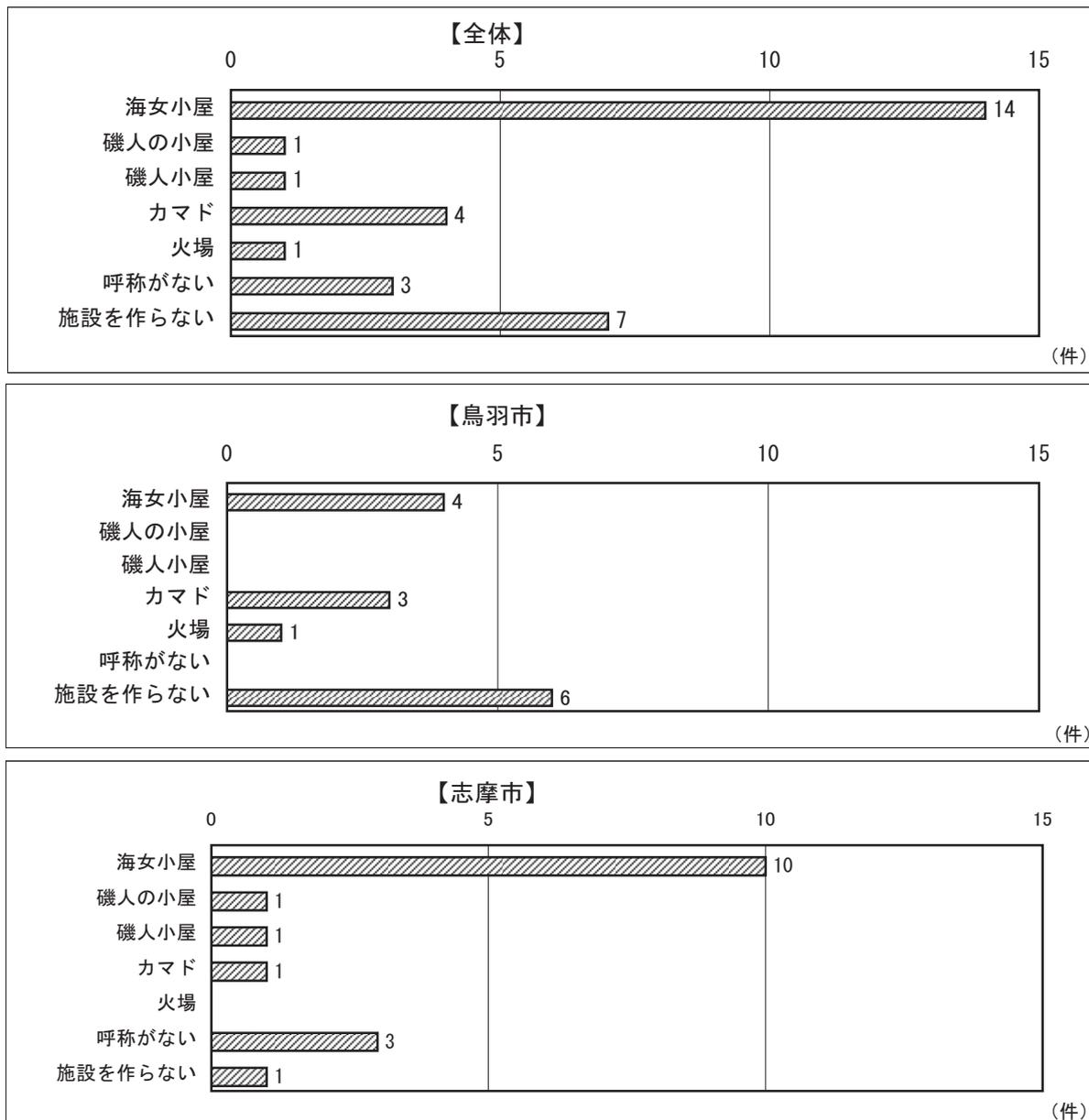
海女と海士の漁獲量及び生産額については、海女と海士に分別ができなかったため両方の数値が入っている。また、合計がわかっているが各漁獲物の数量が不明であったり、自家消費分につき数量が把握できないといった箇所があったので、数字的には正確とはいえないが、概ね全体の状況はつかむことができた。

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) |
|------------|------------|-------------|
| アワビ | 57,954.56 | 274,851,583 |
| サザエ | 391,550.48 | 290,403,497 |
| トコブシ(フクダメ) | 11,314.08 | 25,734,732 |
| ウニ類 | 4,489.20 | 8,932,901 |
| ナマコ類 | 106,864.00 | 98,243,683 |
| その他の水産動物類 | 112,142.65 | 12,962,591 |
| テングサ類 | 5,236.40 | 3,494,471 |
| アラメ | 119,256.00 | 34,280,606 |
| ヒジキ | 103,926.50 | 163,849,846 |
| その他 | 7,368.67 | 87,097,222 |
| 合計 | 920,102.54 | 999,851,132 |

IV-10表 海女、海士漁業の漁獲量・生産額

5 海女小屋

(1) 呼称



* 複数回答あり。同一箇所が違う呼称の場合がある。

IV-16図 海女小屋の地域別の呼称状況

(2) 利用人数

全体の状況は、最小1人1小屋から、最大10人で1小屋を使用している。鳥羽地域は、最小2人1小屋から、最大10人で1小屋というものがみられ、1人になると他の小屋に組み入れられるようである。志摩地域では、最小1人1小屋から、最大10人で1小屋という使用の状況である。

(3) 材質等

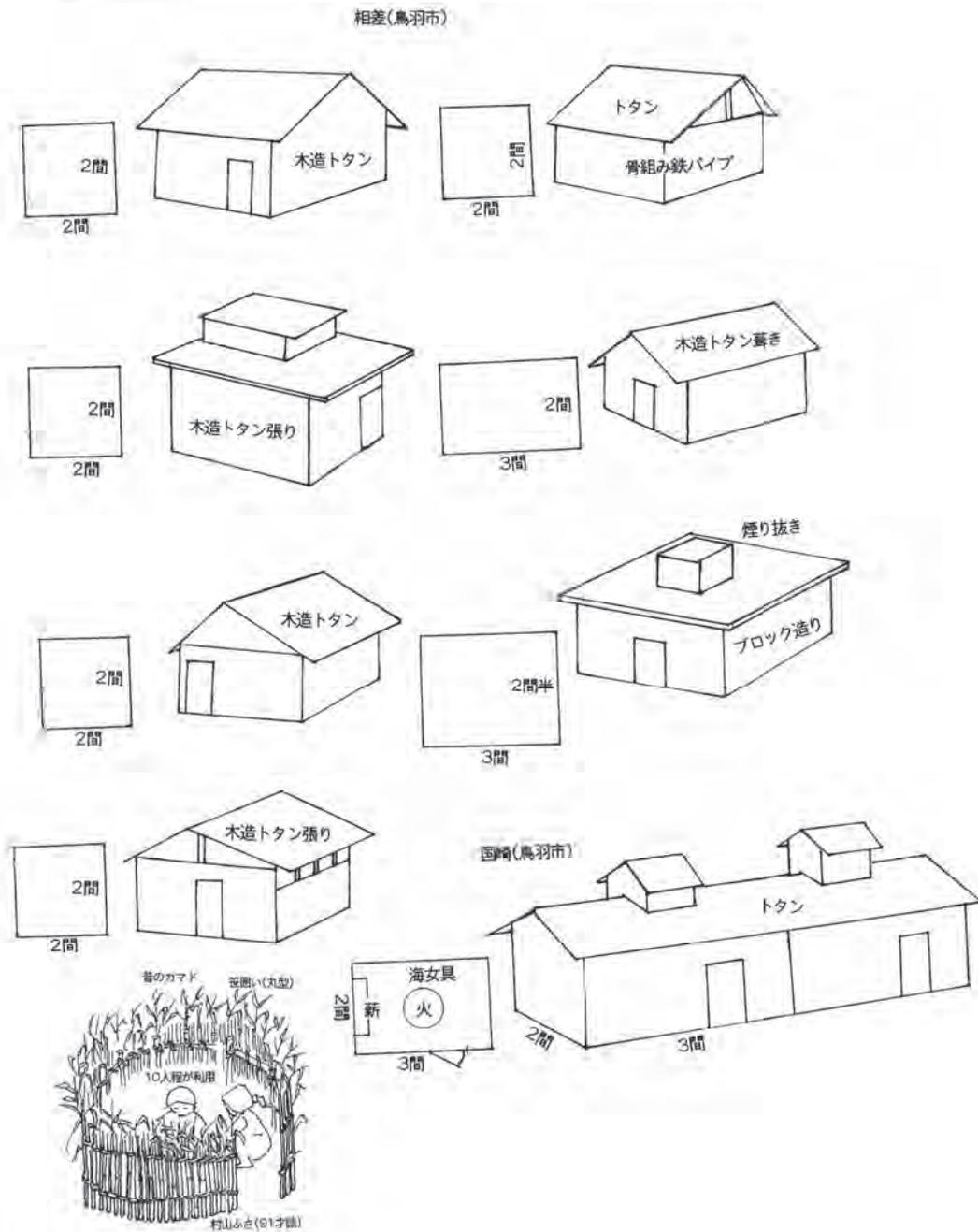
全体の材料使用の状況は、コンクリート、トタン、木、スレート、鉄管、竹、ビニールシートを使用する傾向がみられる。鳥羽地域では、トタン、木、スレート、鉄管、竹、ビニールシートを使用することが多く、手作りではなく石鏡のように施設を建設した例もある。志摩地域では、コンクリート、トタン、木、スレートを使用していることが多い。プレハブや民家の空き家を使用することもある。

(4) 小屋の数

全体としては、193箇所以上を確認することができ、鳥羽地域では70箇所以上、志摩地域では123箇所であった。数量については、漁協もすべてを把握していないようである。

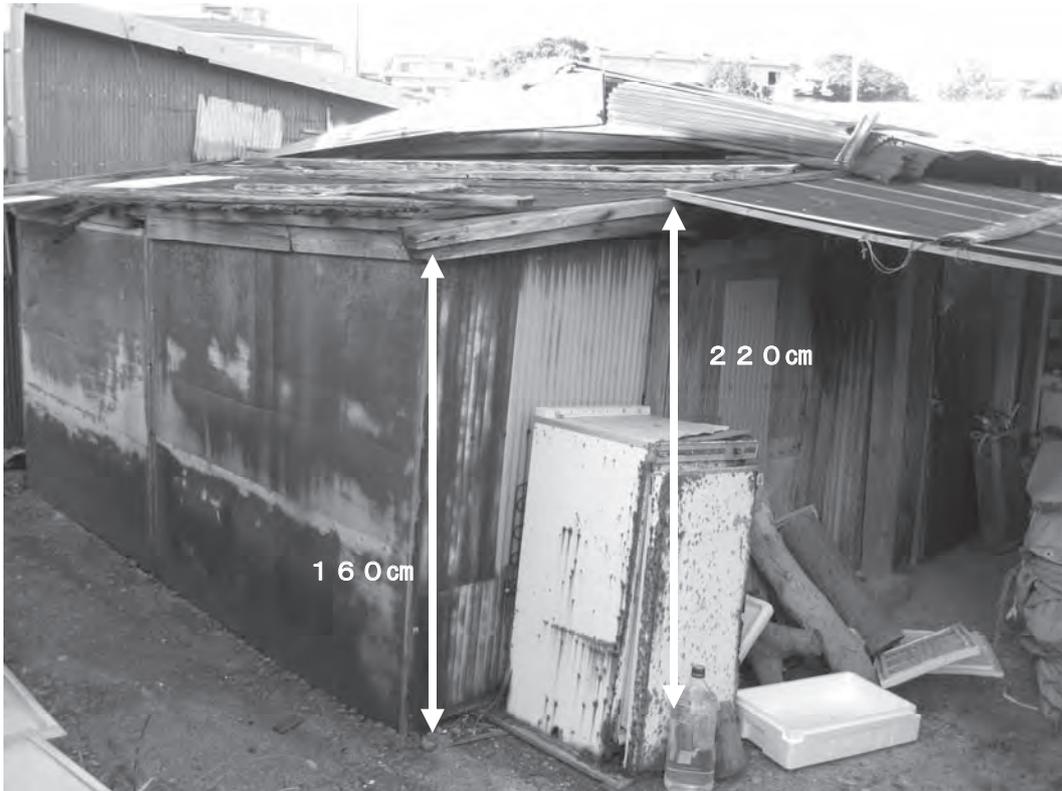
(5) 規模

海女小屋形態調査例



IV-17 図 建物の規模 1

志摩市安乗 建物1立面

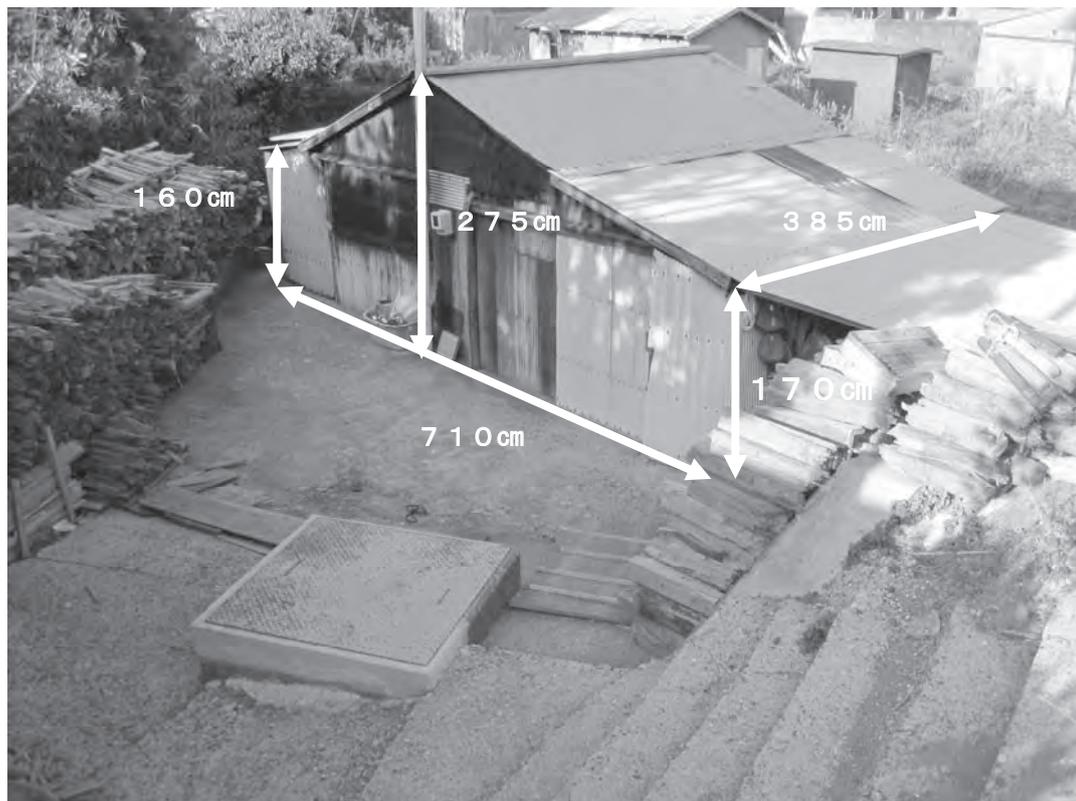


志摩市安乗 建物1平面



IV-18 図 建物の規模2

志摩市安乗 建物2



志摩市安乗 建物3

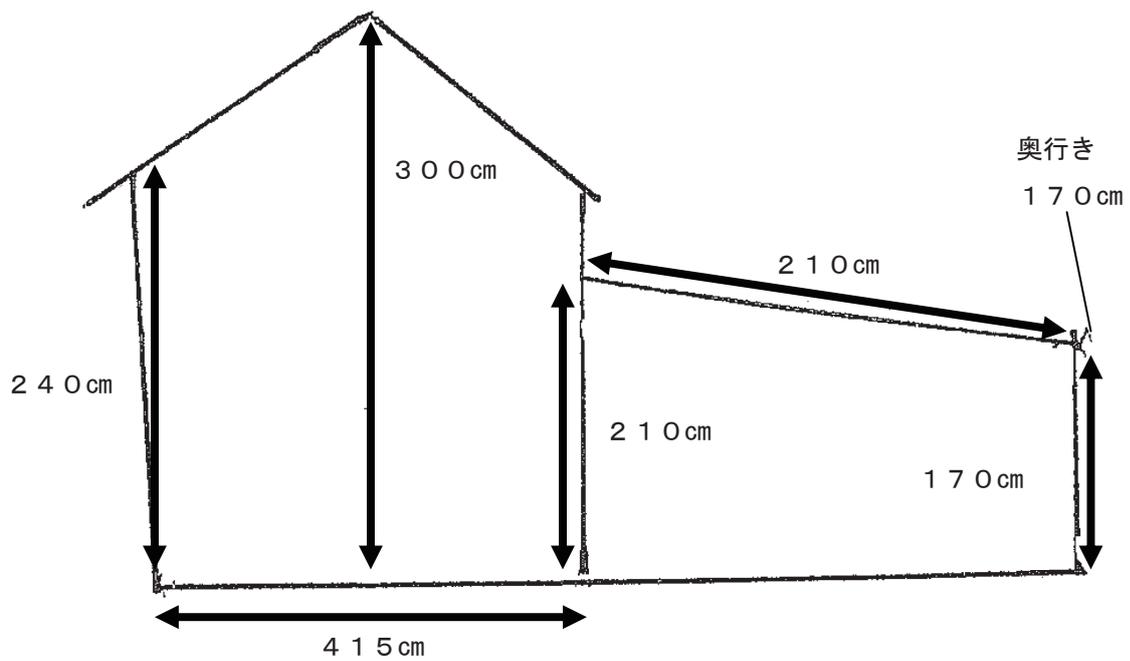


IV-19 図 建物の規模3

志摩市安乗 建物 4 正面

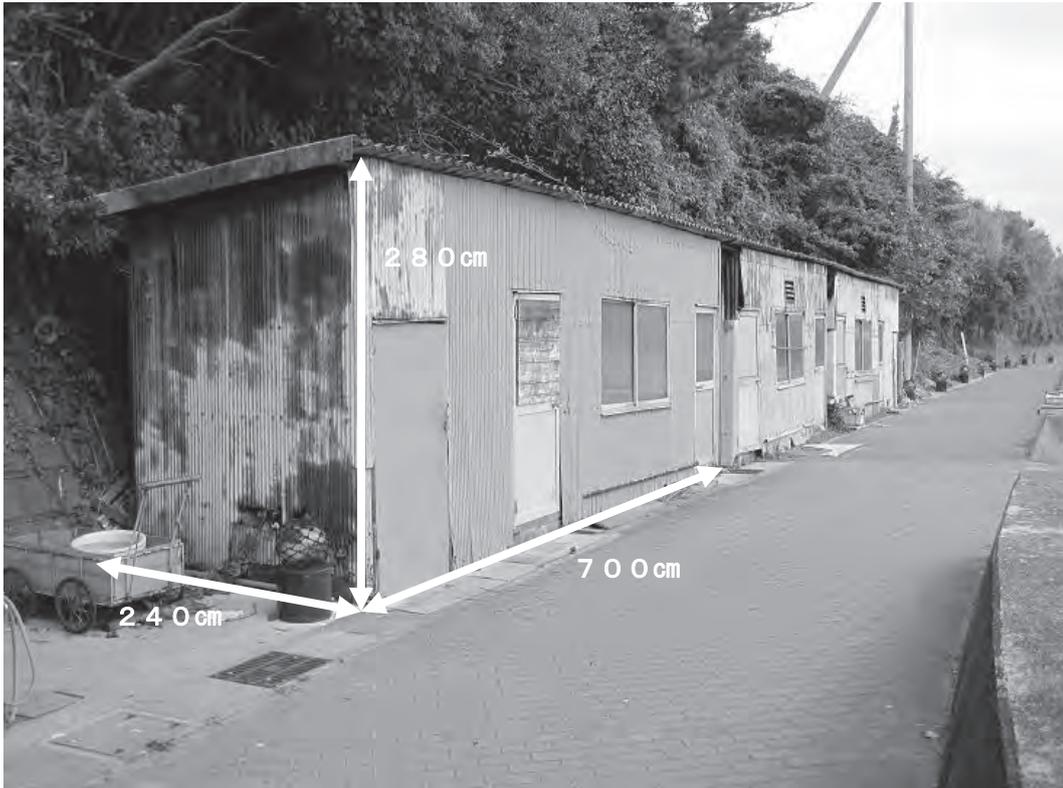


志摩市安乗 建物 4 側面



IV-20 図 建物の規模 4

志摩市浜島 建物 1



志摩市浜島 建物 2 正面



IV-21 図 建物の規模 5

6 海女が関連する祭行事

| 漁協支所 月 | 鳥羽市 | | | | | | |
|-----------|-----|-------------------------------|------------------------------|---------|----------------------|----------------------|-------------------------------------|
| | 小浜 | 神島 | 答志 | 和具浦 | 桃取 | 菅島 | 安楽島 |
| 1月 | | 3日 三日月 | | | | | |
| 2月 | | | 中旬 神祭(八幡神社 例祭) | | 中旬 神祭(八幡神社 例祭) | | |
| 3月 | | | | | | | |
| 4月 | | | | | | | |
| 5月 | | 20日 海女操業 安全祈願祭 28日 オケゾコ | | | | | |
| 6月 | | 11日 御供上げ | 下旬 海女漁安全祈願 祭 初磯海潜水祭 | | | | |
| 7月 | | | 中旬 天王祭 小築海祭 | 中旬 天王祭 | 中旬 豊漁祭 | 11日 <u>しろんご</u> 祭 | |
| 8月 | | 18日 うら様 | | | | | |
| 9月 | | 上旬 海女終漁感謝祭 | | | | | |
| 10月 | | | | | | | |
| 11月 | | | | 25日 弁天祭 | 中旬 恵寿講 | | |
| 12月 | | | | | | | *漁の解禁前と 漁期の終了後に 「青峯」に参拝 する |

* 祭行事については、開催日が決まっている場合は日を表記し、そうでない場合は表記はしていない。

* 海女が主に関わる行事は、下線を引いている。

IV-11表 海女が関連する祭行事地域別一覧 1

| 漁協支所 月 | 鳥羽市 | | | | | | |
|-----------|-----|-------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|----|----|------|
| | 浦村 | 石鏡 | 国崎 | 相差 | 畔蛸 | 千賀 | 千賀堅子 |
| 1月 | | | 2日 磯ばた始め 17日 ノット正 且 18日 青峯参り | 2日 乗りぞめ 5日 獅子舞 25日 磯ハライ | | | |
| 2月 | | 16日 かずきおり 18日 青峯参り | | | | | |
| 3月 | | | オハライ | 18日 青峯山参り | | | |
| 4月 | | 4日 磯おり合わせ | | | | | |
| 5月 | | | | 7日 石神祭 | | | |
| 6月 | | | | | | | |
| 7月 | | 10日 中参宮 (ナカサグ) 17日 <u>ゴサイ</u> | 1日 <u>海土潜女神 社例大祭 御潜 神事</u> | 1日 海開き 14日 天王鯨祭 31日 大祓 | | | |
| 8月 | | | | | | | |
| 9月 | | | | 25日 磯ハライ | | | |
| 10月 | | | | | | | |
| 11月 | | | | 24日 春雨供養 祭 25日 磯ハライ | | | |
| 12月 | | 28日 <u>青峯参り</u> | | | | | |

* 祭行事については、開催日が決まっている場合は日を表記し、そうでない場合は表記はしていない。

* 海女が主に関わる行事は、下線を引いている。

IV-12表 海女が関連する祭行事地域別一覧2

| 漁協支所 月 | 志摩市 | | | | | | | |
|-----------|-----|----------------|--------|-----|----|-----------------------------|----|--------------|
| | 三ヶ所 | 安乗 | 国府 | 甲賀 | 志島 | 畔名 | 名田 | 波切 |
| 1月 | | | 2日 船霊祭 | | | 大漁祈願 | | |
| 2月 | | | | | | | | 24日 汗かき地藏祭 |
| 3月 | | | | 日待ち | | 24日 大漁祈願 (現在は行って いない) | | |
| 4月 | | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | | |
| 6月 | | <u>24日 ゴサイ</u> | | | | | | |
| 7月 | | 14日 弁天さん | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | わらじ祭 |
| 10月 | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | 31日 名のリシメ切火祭 |

* 祭行事については、開催日が決まっている場合は日を表記し、そうでない場合は表記はしていない。

* 海女が主に関わる行事は、下線を引いている。

IV-13表 海女が関連する祭行事地域別一覧3

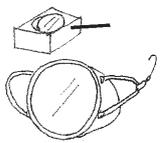
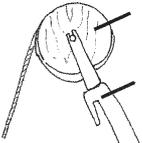
| 月 | 志摩市 | | | | | | |
|-----|----------|----------------|------------|----------------------------|-------------------|----------|-----------------------------|
| | 船越 | 片田 | 布施田 | 和具 | 越賀 | 御座 | 浜島 |
| 1月 | | 7日 稲荷さん | | | 10日 正月待 | | 8日 日待ち |
| 2月 | | | | | | | |
| 3月 | | | | | 10日 日待 | 15日 石仏大祭 | |
| 4月 | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | 24日 伊雑宮参拝 25日 <u>ゴサイ</u> |
| 7月 | 13日 天王祭 | 天王祭 | <u>小島祭</u> | 12日 大島祭 22日 <u>潮かけ祭</u> | | | |
| 8月 | | | | 4日 <u>ゴサイ</u> | | | |
| 9月 | | | | | 15・16日 伊雑宮御田植祭 | | |
| 10月 | | | | | | | |
| 11月 | | 7日 稲荷さん 天王祭 | | | 1日 ハライ・ミフネ | | |
| 12月 | 31日 トトツリ | | | | | | |

* 祭行事については、開催日が決まっている場合は日を表記し、そうでない場合は表記はしていない。

* 海女が主に関わる行事は、下線を引いている。

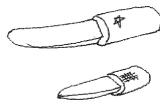
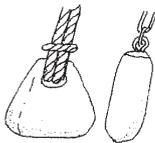
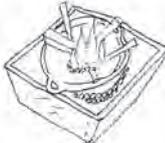
IV-14表 海女が関連する祭行事地域別一覧4

7 海女・海士の使用の現状

| 漁協支所等 | | 1 水中眼鏡 | | 2 引き上げ用具 | | 3 かぶり手拭 | | 4 陸用腰巻 | |
|-------|--------|---|---------------------|---|---------------|--|------------|---|-----------|
| | |  | |  | |  | |  | |
| 鳥羽市 | 小浜 | ○ | イソメガネ | × | | × | | ○ | コシマキ |
| | 神島 | ○ | スイチュウメガネ、メガネバコ | ○ | クリクリ | ○ | ホッカブリ | ○ | コシマキ |
| | 答志 | ○ | スイチュウメガネ | ○ | カッシャ（クルマ） | ○ | ホッカブリ | × | コシマキ |
| | 和具浦 | ○ | メガネ | ○ | カッシャマキ | ○ | ホッカブリ | ○ | コシマキ |
| | 桃取 | ○ | メガネ | × | | × | | × | |
| | 菅島 | ○ | イソメガネ、メガネイレ | × | | ○ | カブリ | ○ | コシマキ |
| | 安楽島 | ○ | メガネ | × | | × | | × | |
| | 浦村 | ○ | ミズメガネ | ○ | クルマ | ○ | ホウカムリ | ○ | コシマキ |
| | 石鏡 | ○ | イソメガネ | ○ | クルマ | × | ホッカブリ | ○ | タアナカネ |
| | 国崎 | ○ | メガネ | ○ | イソグルマ、シャダイ | ○ | イソテヌグイ | ○ | ヨーノノマエカケ |
| | 相差 | ○ | メガネ | ○ | イソグルマ、シャダイ | ○ | ホオカムリ | ○ | タナカネ |
| | 畔蛸 | ○ | メガネ | × | | ○ | テヌグイ | ○ | コシマキ |
| | 千賀 | ○ | イソメガネ | × | | × | | × | |
| | 千賀堅子 | ○ | イソメガネ | × | | × | | × | |
| 志摩市 | 三ヶ所 | ○ | メガネ | × | | × | | × | |
| | 安乗 | ○ | ガンブリ | ○ | タイコ | ○ | ボウシ | × | |
| | 国府 | ○ | スイチュウメガネ、スイチュウメガネイレ | × | カッシャ | ○ | テヌグイ | × | コシマキ |
| | 甲賀 | ○ | メガネ | × | タイコ | ○ | ホッカブリ | ○ | コシマキ |
| | 志島 | ○ | イソメガネ、ハナフタシ | × | イソクルマ、ハイカラカズキ | ○ | ホッカブリ | × | タテナカネ |
| | 畔名 | ○ | アマヨウメガネ | × | クリイカダ、ゴロゴロ | × | アマテヌグイ | × | ウミヨウコシマキ |
| | 名田 | ○ | イソメガネ | × | ガラガラ | × | ハチマキ | × | コシマキ |
| | 波切 | ○ | スイチュウメガネ | ○ | マキマキ、タイコ | ○ | カクマキ | × | コシマキ |
| | 船越 | ○ | イソメガネ | ○ | ハイカラモチ、タイコ | ○ | テヌグイ | × | ナカネ |
| | 片田 | ○ | イソメガネ | ○ | ハイカラグルマ | ○ | イソテヌグイ | × | |
| | 布施田 | ○ | イソメガネ | ○ | ハイカラグルマ | ○ | イソテヌグイ | × | イソナカネ |
| | 志摩（和具） | ○ | イソメガネ | × | ハイカラグルマ | ○ | イソテヌグイ | × | ヨーノ、コシナカネ |
| | 越賀 | ○ | イソメガネ | ○ | カッシャ | ○ | ホッカブリ、テヌグイ | × | ヨーノ |
| | 御座 | ○ | イソメガネ | × | ハイカラグルマ | ○ | イソテヌグイ | × | ヨーノ |
| 浜島 | ○ | メガネ | × | | × | | × | | |

*表内の○は現在も使用しているもの、×は使用されなくなったものを表している。また、道具のイラストの左上に付してある番号は、調査票の番号と同一である。

IV-15表 海女・海士の使用の現状 1

| 漁協支所等 | | 5 アワビおこし | | 6 重り | | 7 船上暖房具 | | 8 磯用ぞうり | |
|-------|--------|---|--------------|---|----------------|--|------------|---|---------------|
| | |  | |  | |  | |  | |
| 鳥羽市 | 小浜 | × | | × | | × | | ○ | ワラゾウリ |
| | 神島 | ○ | オオノミ、コノミ | ○ | ドンボリ | ○ | アタリバチ | ○ | ワラゾウリ |
| | 答志 | ○ | ノミ | ○ | クリイカリ | ○ | ヒドコ | × | ゾウリ |
| | 和具浦 | ○ | ノミ | ○ | オモリ | × | ヒドコ | ○ | タビ |
| | 桃取 | × | ノミ | × | | × | | × | |
| | 菅島 | ○ | ノミ、コノミ | ○ | オモイシ | ○ | カマド | ○ | ゾウリ |
| | 安楽島 | ○ | オオノミ、コノミ | × | | ○ | カマド | × | ゾウリ |
| | 浦村 | ○ | カンギノミ | ○ | フンドウ | ○ | カマド | ○ | ゾウリ |
| | 石鏡 | ○ | ナイフ | ○ | トウシイカリ、フンドウ | × | クド、カマド、ヒドコ | × | ワラゾウリ |
| | 国崎 | ○ | オオザシ、コノミ | ○ | フンドウ | ○ | ヒガメ | ○ | ワラゾウリ |
| | 相差 | ○ | オオノミ、コノミ | ○ | フンドウ | ○ | ヒトゴ | ○ | ゾウリ |
| | 畔蛸 | × | | × | | × | | ○ | ゾウリ |
| | 千賀 | × | | × | | × | | × | |
| | 千賀堅子 | × | | × | | × | | × | |
| 志摩市 | 三ヶ所 | × | | × | | × | | × | |
| | 安乗 | ○ | エノミ、コノミ | ○ | フンドウ | ○ | ストーブ | × | |
| | 国府 | × | ノミ | ○ | フンドウ | ○ | ヒバチ | × | ワラジ |
| | 甲賀 | ○ | テノミ | ○ | ハイカラ | × | ヒバチ | × | アシナカ |
| | 志島 | ○ | エノミ | × | フンドウ、ハイカラ、カズキ | × | ヒバチ | × | ワラゾウリ、ナマダサゾウリ |
| | 畔名 | ○ | エノミ、コノミ | × | フンドウ | × | マキ | × | |
| | 名田 | ○ | エノミ | × | フンドウ | ○ | | × | ワラゾウリ |
| | 波切 | × | テノミ、エノミ | ○ | ハイカラ | × | ヒドコ | × | ワラゾウリ |
| | 船越 | ○ | テノミ、コノミは使わない | ○ | フンドウ・オモリ(鉛・鉄製) | ○ | カマド・ヒバチ | ○ | ワラゾウリ |
| | 片田 | ○ | テノミ、コノミは使わない | ○ | ハイカラ(鉛・鉄製) | ○ | ヒドコ | ○ | ワラゾウリ |
| | 布施田 | ○ | ノミ | ○ | ハイカラ、フンド | × | ヒドコ | × | ワラゾウリ |
| | 志摩(和具) | ○ | エノミ、コノミ | × | ハイカラ、フンド | × | ヒドコ | × | ワラゾウリ |
| | 越賀 | ○ | エノミ、コノミ | × | オモリ、フンド | × | | × | ワラゾウリ |
| | 御座 | ○ | コノミ | × | フンドウ | × | ヒドコ | × | ゾウリ |
| 浜島 | ○ | アワビオコシ、コノミ | × | | ○ | イロリ | × | | |

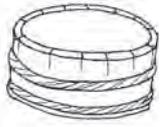
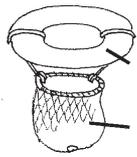
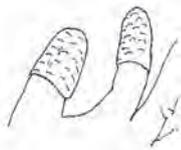
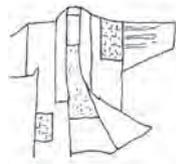
*表内の○は現在も使用しているもの、×は使用されなくなったものを表している。また、道具のイラストの左上に付してある番号は、調査票の番号と同一である。

IV-16表 海女・海士の使用の現状2

| 漁協支所等 | | 道具 | 9 カギ付アワビおこし | 10 海藻用鎌 | 11 手袋 | 12 物入れ | | | |
|-------|--------|---|---|--|---|--------------|-------------|---|-------|
| | |  |  |  |  | | | | |
| 鳥羽市 | 小浜 | ○ | カギノミ | ○ | カマ | ○ | グンテ | ○ | フゴ |
| | 神島 | ○ | タコカギ | ○ | カマ | ○ | グンテ | ○ | イジコ |
| | 答志 | ○ | イソモノオコシ | ○ | カマ | ○ | テブクロ | ○ | フゴ |
| | 和具浦 | ○ | フクダメオコシ | | カマ | | テブクロ | | イソギイレ |
| | 桃取 | ○ | イソモンオコシ | | カマ | ○ | テブクロ | | フゴ |
| | 菅島 | ○ | カンギノミ | ○ | カマ | ○ | テブクロ、ゴムテブクロ | ○ | フゴ |
| | 安楽島 | ○ | カギノミ、カンギノミ | | | ○ | グンテ、テブクロ | | |
| | 浦村 | ○ | カンギノミ | ○ | イソガマ | ○ | グンテ | ○ | カゴ |
| | 石鏡 | ○ | カンギノミ | ○ | カマ | ○ | ゴムテブクロ | | フゴ |
| | 国崎 | ○ | カギノミ | ○ | テガマ | ○ | テブクロ | ○ | フゴ |
| | 相差 | ○ | カギノミ | ○ | イソガマ | ○ | テブクロ | ○ | フゴ |
| | 畔蛸 | ○ | ノミ | ○ | カマ | ○ | グンテ | ○ | フゴ |
| | 千賀 | ○ | イソノミ | | | ○ | グンテ | | |
| 千賀堅子 | ○ | イソノミ | | | ○ | グンテ | | | |
| 志摩市 | 三ヶ所 | ○ | アワビオコシ、ノミ | | | ○ | グンテ | | |
| | 安乗 | ○ | ノミ | ○ | カマ | ○ | テブクロ | | |
| | 国府 | ○ | ノミ | ○ | カマ | ○ | グンテ | ○ | |
| | 甲賀 | ○ | ノミ | ○ | イソガマ | ○ | グンテ | ○ | モノイレ |
| | 志島 | ○ | カギノミ | ○ | イソガマ | ○ | テブクロ | | イソカゴ |
| | 畔名 | ○ | アワビノミ | ○ | カマ | ○ | アマヨウテブクロ | | クーハン |
| | 名田 | ○ | イソノミ | ○ | イソガマ | ○ | グンテ | | |
| | 波切 | ○ | カギノミ | | カマ | ○ | グンテ | | カバン |
| | 船越 | ○ | カギノミ、ノミ | ○ | カマ・イソガマ | ○ | グンテ、テブクロ | ○ | フゴ |
| | 片田 | ○ | ノミ、ナガノミ | ○ | カマ | ○ | グンテ、テブクロ | ○ | フゴ |
| | 布施田 | ○ | ノミ | ○ | カマ | ○ | グンテ、テブクロ | | フゴ |
| | 志摩(和具) | ○ | カギノミ | ○ | カマ | ○ | グンテ、テブクロ | | フゴ |
| | 越賀 | ○ | カギノミ | ○ | カマ | ○ | グンテ | | フゴ |
| | 御座 | ○ | ノミ | ○ | カマ | ○ | テブクロ | | フゴ |
| 浜島 | ○ | カギ、ノミ | ○ | カマ | ○ | ポッチンテブクロ、グンテ | | | |

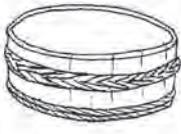
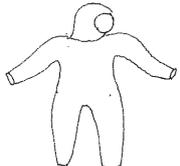
*表内の○は現在も使用しているもの、×は使用されなくなったものを表している。また、道具のイラストの左上に付してある番号は、調査票の番号と同一である。

IV-17表 海女・海士の使用の現状3

| 漁協支所等 | | 13 カチド用桶 | | 14 浮輪と網袋 | | 15 天草摘み用ゆびさし | | 16 防寒着 | |
|-------|--------|---|---------|---|-----------|--|----------|---|---------------------|
| | |  | |  | |  | |  | |
| 鳥羽市 | 小浜 | ○ | イソオケ | ○ | ウキ、スカリ | ○ | ユビブクロ | ○ | ワタイレ |
| | 神島 | × | | ○ | タンポ | × | | ○ | テッポウソデ |
| | 答志 | × | イソオケ | ○ | タンポ | × | | ○ | |
| | 和具浦 | × | オケ | × | | × | ユビブクロ | × | |
| | 桃取 | × | オケ | ○ | タンポ | × | | × | |
| | 菅島 | ○ | オケ | ○ | タンポ、フクロ | × | | ○ | ウワッパリ |
| | 安楽島 | ○ | オケ | ○ | タンポ、スカリ | × | | × | |
| | 浦村 | ○ | イソオケ、オケ | ○ | タンポ | × | | ○ | ワタイレ |
| | 石鏡 | × | | ○ | タンポ、イソスカリ | ○ | ユビブクロ | × | |
| | 国崎 | ○ | オケ | ○ | タンポ、スカリ | ○ | ユビブクロ | ○ | ワタコ |
| | 相差 | ○ | イソオケ | ○ | タンポ、スカリ | ○ | ユビサシ | ○ | ドンザ |
| | 畔蛸 | ○ | オケ | × | | × | | × | |
| | 千賀 | × | | ○ | ウケ、フクロ | × | | × | |
| | 千賀堅子 | × | | ○ | ウケ | × | | × | |
| 志摩市 | 三ヶ所 | × | | × | | × | | × | |
| | 安乗 | × | | ○ | スカリ、タンポ | × | | ○ | ウワッパリ |
| | 国府 | × | イソオケ | × | タンポ | × | | × | |
| | 甲賀 | × | イソオケ | ○ | タンポ | × | ユビサック | × | |
| | 志島 | × | イソオケ | ○ | タンポ | ○ | ユビブクロ、サク | × | モッパ |
| | 畔名 | × | オケ | ○ | ブイ | × | ユビサック | × | |
| | 名田 | ○ | オケ | ○ | ブイ | × | ユビクサ | ○ | ニットウギ |
| | 波切 | × | オケ | ○ | ウキワ、ブイ | × | | × | ワタイレ |
| | 船越 | × | イソオケ | ○ | ウキワ、ブイ | × | | ○ | タンゼン、ドウブク、ワタイレ |
| | 片田 | ○ | イソオケ | ○ | ボンボン | × | | ○ | ワタイレ |
| | 布施田 | × | イソオケ | ○ | ウキワ | × | | × | ハッピー |
| | 志摩（和具） | × | イソオケ | ○ | タンポ | × | | × | ワタコ（ハッピー）、ワタイレ（モッパ） |
| | 越賀 | × | イソオケ | ○ | タンポ、ブイ | × | ユビサック | × | モッパ |
| | 御座 | × | オケ | ○ | タンポ | × | | × | ワタコ |
| 浜島 | × | | ○ | ブイ、スカリ | × | | × | | |

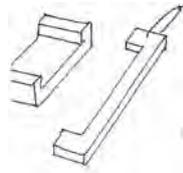
*表内の○は現在も使用しているもの、×は使用されなくなったものを表している。また、道具のイラストの左上に付してある番号は、調査票の番号と同一である。

IV-18表 海女・海士の使用の現状 4

| 漁協支所等 | | 17 アラメ用大桶 | | 18 アワビ用竹カゴ | | 19 網 | | 20 ゴム製衣 | |
|-------|--------|---|----------|---|--------|--|-------------------------|---|---------------|
| | |  | |  | |  | |  | |
| 鳥羽市 | 小浜 | × | | × | | ○ | コシヅナ | ○ | ウェットスーツ |
| | 神島 | × | | ○ | イカシカゴ | ○ | イノチヅナ | ○ | ウェットスーツ |
| | 答志 | × | | ○ | オンビカゴ | ○ | イノチヅナ | ○ | スポンジ |
| | 和具浦 | × | | ○ | オンビカゴ | ○ | イキヅナ | ○ | スポンジ |
| | 桃取 | × | | × | アワビカゴ | × | | ○ | ウェットスーツ、スポンジ |
| | 菅島 | × | | × | | ○ | ロープ | ○ | ウェット、クロンボ |
| | 安楽島 | × | | ○ | アワビカゴ | × | | ○ | ウェットスーツ |
| | 浦村 | × | | ○ | カゴ | ○ | ヒモ | ○ | スポンジ |
| | 石鏡 | × | タンポ | ○ | カゴ | ○ | イノチヅナ | ○ | ウェットスーツ |
| | 国崎 | ○ | ハンギリ | ○ | イソカゴ | ○ | イキヅナ | ○ | スポンジ |
| | 相差 | ○ | ハンギリ | ○ | アワビカゴ | ○ | イキヅナ | ○ | クロンボ |
| | 畔蛸 | × | | ○ | アミ | × | | ○ | クロンボ |
| | 千賀 | × | | × | | ○ | ロープ | × | |
| | 千賀堅子 | × | | × | | ○ | ロープ | × | |
| 志摩市 | 三ヶ所 | × | | × | | × | | ○ | ウェットスーツ |
| | 安乗 | × | | ○ | アワビカゴ | ○ | イノチヅナ | × | |
| | 国府 | × | イソオケ | ○ | カゴ | ○ | イノチヅナ | ○ | ウェットスーツ |
| | 甲賀 | × | ハンギリ | × | アワビカゴ | ○ | イノチヅナ | ○ | スーツ |
| | 志島 | × | タライ | × | アワビカゴ | ○ | イノチヅナ、チナー | ○ | ウェットスーツ |
| | 畔名 | × | オケ | × | アワビイカシ | ○ | イノチヅナ | ○ | ウェットスーツ |
| | 名田 | ○ | オケ | × | ボテカゴ | × | イノチヅナ | ○ | ウェットスーツ |
| | 波切 | × | オケ | × | スカリ | ○ | イノチヅナ | ○ | ウェットスーツ |
| | 船越 | × | タライ、ハンギリ | × | カゴ | ○ | アワビヅナ、イノチヅナ、イキヅナ、ハイカラヅナ | ○ | ウェットスーツ |
| | 片田 | × | ハンギリ | × | | ○ | ハイカラヅナ、イッポビキ | ○ | ウェットスーツ |
| | 布施田 | × | ハンギリ | × | | ○ | イノチヅナ | ○ | ウェットスーツ |
| | 志摩(和具) | × | ハンギリ | × | | ○ | オケヅナ | ○ | ウェットスーツ |
| | 越賀 | × | ハンギリ | × | スカリ | ○ | イノチヅナ | ○ | ウェットスーツ、クロンボウ |
| | 御座 | × | ハンギリ | × | スカル | ○ | オケヅナ | ○ | ウェット |
| 浜島 | × | | × | | ○ | ヅナ | ○ | ウェットスーツ | |

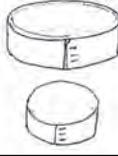
*表内の○は現在も使用しているもの、×は使用されなくなったものを表している。また、道具のイラストの左上に付してある番号は、調査票の番号と同一である。

IV-19表 海女・海士の使用の現状 5

| 漁協支所等 | | 道具 | 21 浮き樽 | 22 運搬具 | 23 イセエビ捕り用具 | 24 計測用具 | | |
|-------|--------|---|---|--|---|---------|--------|-------------|
| | |  |  |  |  | | | |
| 鳥羽市 | 小浜 | × | | × | | × | | |
| | 神島 | ○ | タンポ | ○ | テンビンボウフゴ | × | ○ スンギ | |
| | 答志 | ○ | タンポ | × | イナイボウフゴ | × | ○ スンドコ | |
| | 和具浦 | × | | × | | × | ○ スンドリ | |
| | 桃取 | × | | × | | × | ○ スントリ | |
| | 菅島 | × | | × | | × | ○ スンポウ | |
| | 安楽島 | ○ | タンポ | × | | × | ○ ジョウギ | |
| | 浦村 | × | | × | | × | × | |
| | 石鏡 | ○ | タンポイソスカリ | × | モッコ | × | クマデ | ○ スンポウ |
| | 国崎 | ○ | タンポ、スカリ | ○ | イナイボウ | × | | ○ スンポ |
| | 相差 | ○ | タンポ、スカリ | ○ | イナイボウ | × | | ○ スンポー |
| | 畔蛸 | × | | × | | × | | × |
| | 千賀 | ○ | タンポ、フクロ | × | | × | | ○ ジョウギ |
| | 千賀堅子 | ○ | タンポ | × | | × | | ○ ジョウギ |
| 志摩市 | 三ヶ所 | × | | × | | × | × | |
| | 安乗 | × | | × | | × | × | |
| | 国府 | ○ | タンポ | × | テンビンボウ | × | | ○ アワビケイソク |
| | 甲賀 | × | タンポ | × | テンビンボウ | × | | ○ スンポウ |
| | 志島 | × | タンポ | × | タビヨク、バシリョウ | × | | ○ スンポ |
| | 畔名 | × | ブイ | ○ | ニナイボウ、イナイ、フゴ | × | ハズシ | ○ スンバカリ |
| | 名田 | × | ブイ、スカリ | × | テンビンボウ、オク、フゴ | × | エビオサエ | ○ サイズケイ |
| | 波切 | × | タンポ | × | オク、フゴ | × | | ○ スンポウ、スンポ |
| | 船越 | × | | × | オオク、テンビンボウ | × | エビオサエ | ○ スンポウ |
| | 片田 | × | | ○ | ニナイボウ | × | | ○ スンポウ |
| | 布施田 | × | | × | フゴ、オク | × | | ○ スンポ |
| | 志摩（和具） | × | | × | フゴ、オク、ニナイボウ | × | | ○ スンボン、スンポウ |
| | 越賀 | × | | × | ニナイボウ、オク | × | | ○ スンポウ |
| | 御座 | × | | × | フゴ、オク | × | | ○ スンポウ |
| 浜島 | × | | × | | × | | ○ ハカリ | |

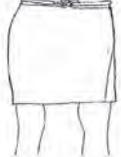
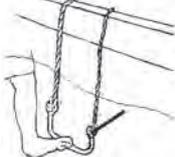
*表内の○は現在も使用しているもの、×は使用されなくなったものを表している。また、道具のイラストの左上に付してある番号は、調査票の番号と同一である。

IV-20表 海女・海士の使用の現状 6

| 漁協支所等 | | 25 網袋 | | 26 上半身着衣 | | 27 弁当箱 | | 28 引き上げ用竿 | |
|-------|--------|-------|---|---|--|---|--------------|-----------|----------|
| | | 道具 |  |  |  |  | | | |
| 鳥羽市 | 小浜 | ○ | スカリ | ○ | イソギ | ○ | マゲワツパ | × | |
| | 神島 | ○ | スカリ | ○ | イソギ | ○ | ワツパ | ○ | モカギ |
| | 答志 | ○ | スカリ | × | イソギ | ○ | | ○ | サオ |
| | 和具浦 | × | サザエ・アワビヨウフクロ | ○ | イソギウエ | × | オリギリ | × | |
| | 桃取 | × | | × | イソギ | × | | × | |
| | 菅島 | ○ | フクロ | ○ | イソギ | × | | ○ | サオ |
| | 安楽島 | × | | × | | × | | ○ | |
| | 浦村 | ○ | カンゴ | × | | × | | × | |
| | 石鏡 | ○ | テングサスカリ | × | イソジャツ | × | メツパ | ○ | イソザオ |
| | 国崎 | ○ | スカリ | ○ | イソジャツ | ○ | メツパ | × | |
| | 相差 | ○ | スカリ | ○ | イソシャツ | ○ | メツパ | × | |
| | 畔蛸 | × | | ○ | イソギ | × | | × | |
| | 千賀 | ○ | フクロ | ○ | シャツ | × | | × | |
| | 千賀堅子 | ○ | フクロ | ○ | シャツ | × | | × | |
| 志摩市 | 三ヶ所 | × | | × | | × | | × | |
| | 安乗 | × | | × | | ○ | | × | |
| | 国府 | ○ | スカリ | ○ | イソギ | × | ワツパ | × | ツナ |
| | 甲賀 | ○ | スカリ | ○ | イソギ | × | ワツパ | × | |
| | 志島 | × | スカリ | × | イソシャツ | × | ワツパ、ワリゴー | × | |
| | 畔名 | × | カンゴ | × | イソギ | × | ワツパ | × | ヒキアゲヨウサオ |
| | 名田 | × | スカリ | × | イソギ | × | ワツパ | × | |
| | 波切 | ○ | スカリ | × | イソギ | × | ベントウバコ、ワツパ | × | |
| | 船越 | ○ | スカリ | × | イソシャツ | × | マゲモン、メツパ、ワツパ | × | サオ |
| | 片田 | ○ | スカル | ○ | イソギ | ○ | マゲモン | × | |
| | 布施田 | ○ | スカル、スカリ | ○ | イソギ | ○ | マゲモン | × | |
| | 志摩（和具） | ○ | スカル | ○ | イソデョッキ | ○ | マゲモン | × | |
| | 越賀 | ○ | クビスカリ | ○ | イソハンジャツ | ○ | ワツパ、マゲモン（ノ） | × | |
| | 御座 | ○ | スカル | ○ | イソデョッキ | ○ | ワツパ、マゲモン（ノ） | × | |
| 浜島 | × | | × | | × | | × | | |

*表内の○は現在も使用しているもの、×は使用されなくなったものを表している。また、道具のイラストの左上に付してある番号は、調査票の番号と同一である。

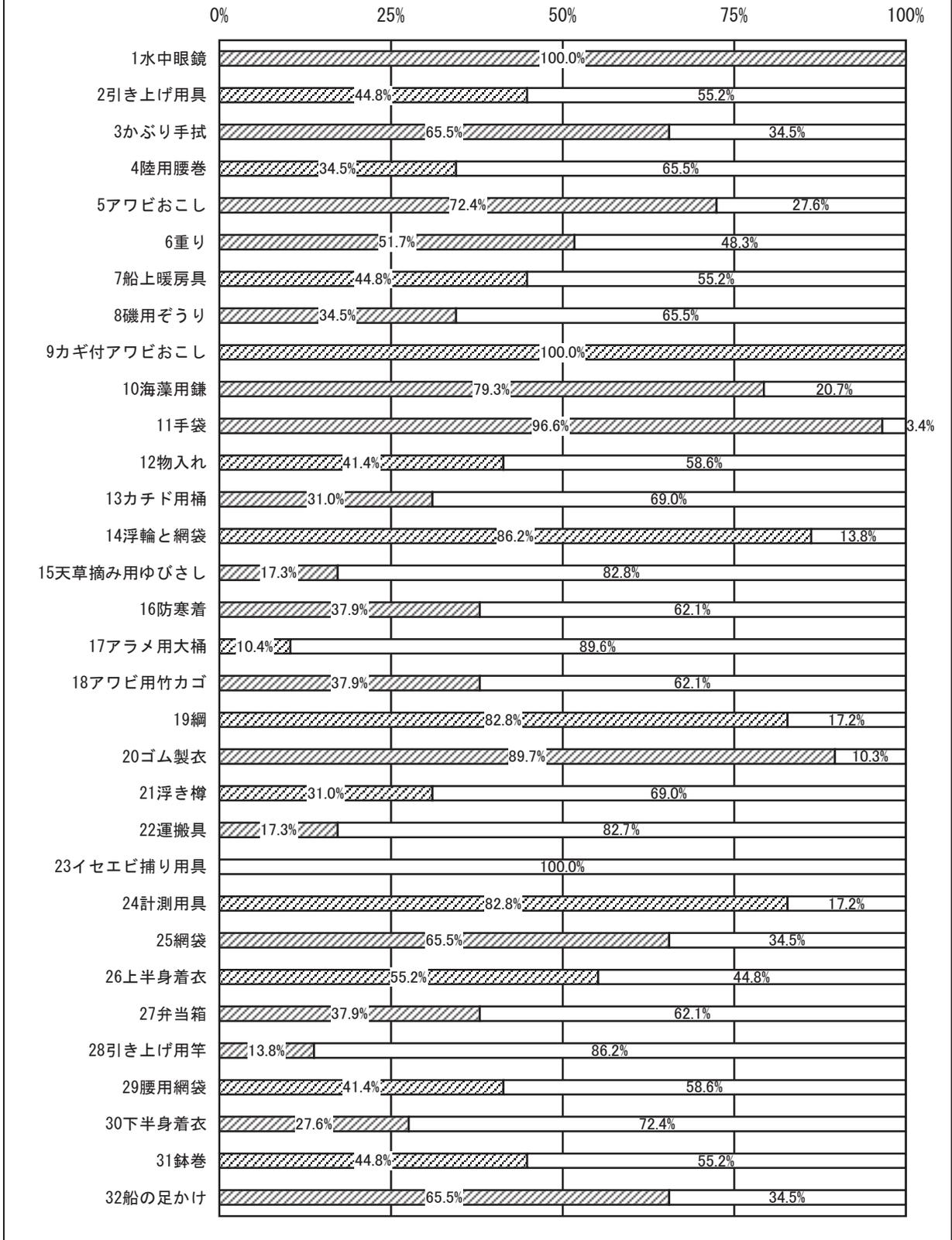
IV-21表 海女・海士の使用の現状 7

| 漁協支所等 | | 道具 | 29 腰用網袋 | 30 下半身着衣 | 31 鉢巻 | 32 船の足かけ |
|-------|--------|---|---|--|---|-----------|
| | |  |  |  |  | |
| 鳥羽市 | 小浜 | | | ○ イソギ | | |
| | 神島 | ○ | マエズカリ | ○ イソギ | ○ カミアゲ | ○ ハシゴ |
| | 答志 | ○ | スカリ | イソギ | ○ ハチマキ | ○ アシカケ |
| | 和具浦 | | スカリ | イソギシタ | ○ ハチマキ | ○ アマヨウハシゴ |
| | 桃取 | | | イソギ | ハチマキ | ハシゴ |
| | 菅島 | ○ | スカリ | ○ コシマキ | ○ カシラジメ | ○ ハシゴ |
| | 安楽島 | | | | | |
| | 浦村 | | | | ○ ハチマキ | ○ アシカケ |
| | 石鏡 | ○ | マエスカリ | コシマキ | ○ ハチマキ | ○ アシカケ |
| | 国崎 | ○ | コシスカリ | ○ イソナカネ | ○ イソテヌグイ | |
| | 相差 | ○ | スカリ | ○ イソナカネ | ○ ハチマキ | ○ ハシゴ |
| | 畔蛸 | × | | × | ○ | |
| | 千賀 | | | ○ バッチ | | |
| | 千賀堅子 | | | ○ バッチ | ○ ボウシ | |
| 志摩市 | 三ヶ所 | | | | | |
| | 安乗 | ○ | コシヅカリ、スカリ | | | ○ ハシゴ |
| | 国府 | | スカリ | イソギ | ○ マヨケ | ○ アシカケ |
| | 甲賀 | ○ | スカリ | ○ コシマキ | ○ ハチマキ | ○ アシカケ |
| | 志島 | | スカリ | イソナカネ | ○ ハチマキ | ○ アシカケ |
| | 畔名 | ○ | コシカゴ | オコシ、イソギスカート | マヨケ、ハチマキ | ○ ハシゴ |
| | 名田 | | スカリ | イソギ | マジナイ | ○ ハシゴ |
| | 波切 | ○ | | イソギ | マヨケ、テヌグイ | ○ ブランコ |
| | 船越 | ○ | スカリ | ナカネ | カブリ | ○ アシカケ |
| | 片田 | ○ | コシズカル | イソナカネ | センマイ | ○ アシカケ |
| | 布施田 | | コシズカリ | イソナカネ | | ○ |
| | 志摩（和具） | | コシズカリ | ナカネ | | アシカケ |
| | 越賀 | | イソズカリ | イソナカネ | | ハシゴ |
| | 御座 | | | ナカネ | | |
| | 浜島 | | | | | ○ ハシゴ |

*表内の○は現在も使用しているもの、×は使用されなくなったものを表している。また、道具のイラストの左上に付してある番号は、調査票の番号と同一である。

IV-22表 海女・海士の使用の現状 8

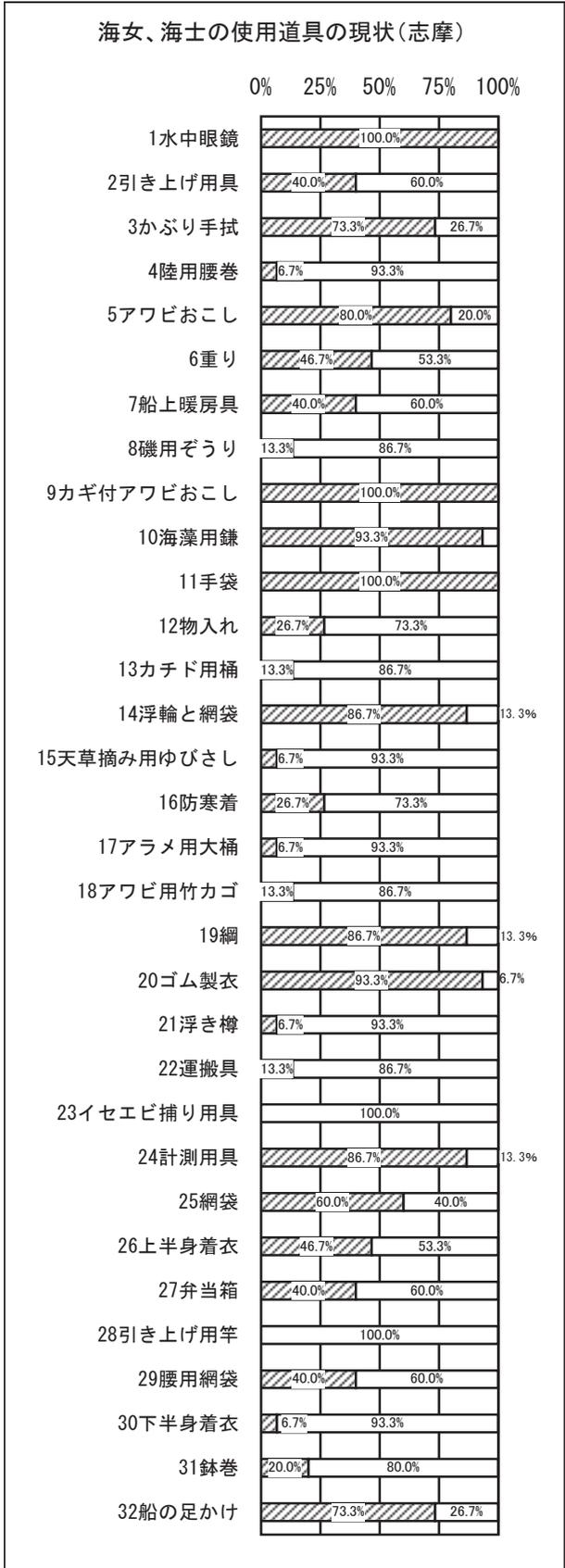
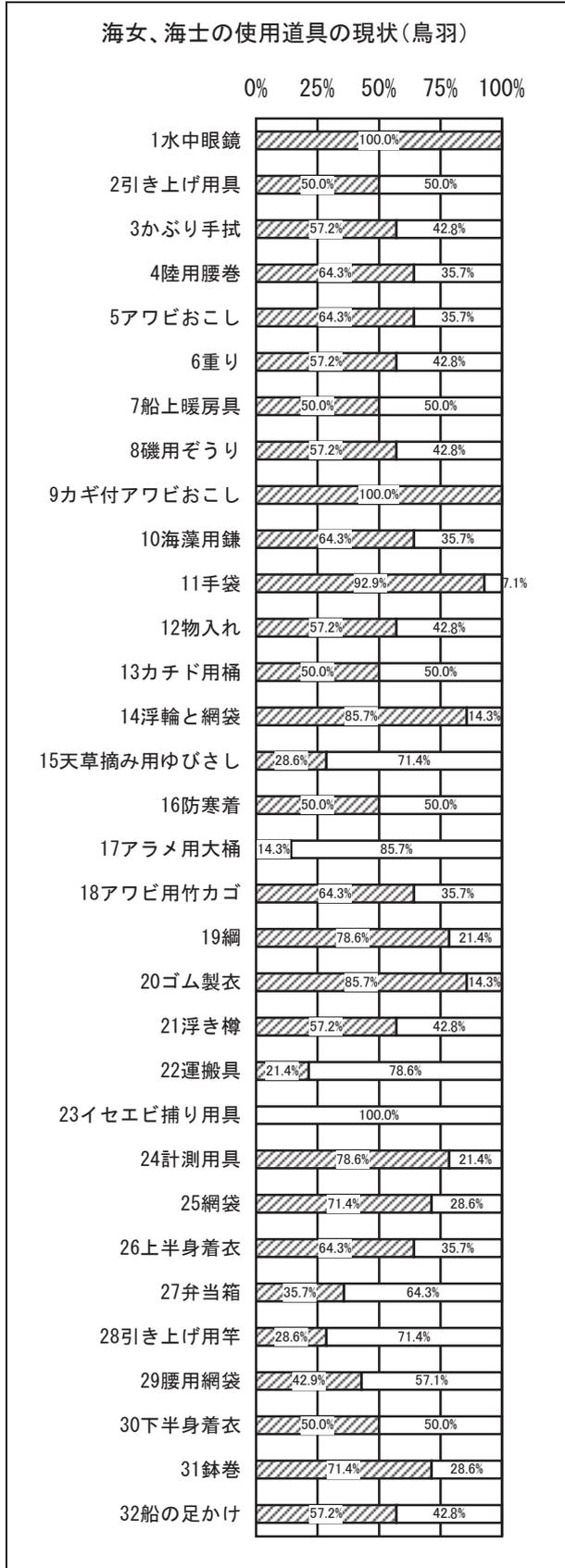
海女、海士の使用道具の現状(全体)



*調査対象29ヶ所のうち、道具の使用、不使用の割合を示している。

 現在も使用している
  現在は使用していない

IV-22図 道具の地域別の使用状況 1



*調査対象の鳥羽市14ヶ所、志摩市15ヶ所での、道具の使用、不使用の割合を示している。

 現在も使用している  現在は使用していない

IV-23図 道具の地域別の使用状況2

V 調査の成果

1 海女漁の現状

野村 史隆

鳥羽、志摩は日本一海女の盛んな地域である。一時期は6000人を越える海女人口を誇っていたが、現在は6分の1の1000人余りに減少してしまった。太古から続いてきた伝統的な漁法が、海の変化によるアワビの減少などから海女を窮地に追い込んでいる。また、海女人口の変化に限らず、海女を取り巻く社会の変化から、その実態も変わりつつある。今回の調査は、その現状を様々な角度から行った基礎調査である。以下はその調査項目ごとに、調査結果と感じたことを述べることにする。

(1) 就業者数と年齢構成

・海女、海士の人数

調査方法に問題点を残しながらも、今回の調査では海女、海士含め全体で1294人いることが判明した。その内訳は海女978人、海士316人である。更に海女を区域別にみると、鳥羽市が612人、志摩市が366人、海士が鳥羽市152人、志摩市161人となっている。数字上では鳥羽市の方が海女、海士とも多いことがわかる。これは他に仕事を求めにくい離島を持つなど、漁業色が強い地域を含んでいるためであろう。

海士について、今回の調査では海士の人数は全体で316人とかなりの数である。昭和53年の調査『海と人間6号』では、鳥羽市だけでも菅島150人（今回22人）、和具浦50人（今回58人）答志20人（今回31人）の合計220人がいた。これは昭和12年、国崎に50人（今回5人）の海士が存在している『志摩の海女』ことからみると、相当の海士がいた筈であるがこれが入っていない数で、それを加えると更に多くなる。海女、海士全体の人口が減少する中、海士人数は全体で316人が認められ、かなりの人数が存在しているのは注目である。また、海士について、浜島に海士（60代、24人）と人数の多いのが目に付くが、浜島は以前鰹船があった地でこれが不況になったため、男達が片手間に行くようになったのであろうか。また今回の調査で海士の舟人があるのは驚きである。調査方法に問題点があったのかも知れない。

・徒人と舟人の比率

全体的には徒人522人（58.7%）、舟人66人（7.4%）である。約8人に1人の割合しか舟人はいないことになる。深い磯を潜る海女は全体でたった66人しかいなくなったことを物語っている。大正10年『蜃婦ニ就テ（三重県）』では、舟人を「沖かつぎ」または「大磯人」、徒人を「磯かつぎ」と称し、「沖かつぎ」は技術優秀熟達の者、「磯かつぎ」は熟達せざる者で副業的と述べ、「三流以下の蜃婦」と手厳しい表現をしている。舟人は、最も優秀なる者は25～30尋（37.5～45m）を潜水し、潜水時間も70～80秒と述べている。一方徒人は、30～35秒と潜水時間も短く、自力で潜水する範囲内であるから当然舟人より浅い海域が漁場となった。労働について、就労時間は舟人、徒人とも朝7時～夕方6時までと変わらなかったが、舟人は午前中に1クラ（1作業、約35回潜水）、午後に2クラの合計3回作業したが、徒人は短い時間を4～5クラ作業し、終日潜っていた。

・高齢化

高齢化が進んでいるのは想定内であった。今回の調査で、60～70才代が最も多いことがわかっ

だが、筆者が30年前調査した時は50～60才であった記憶があり、それからするとやや年齢が上がっているもののこの図式は同じである。また、同時に20～30才が少なかったことも覚えている。これはどういうことを意味するかである。つまり、若い海女は少ないのに年齢を重ねると人数は保たれているのである。その要因に、この地域の女性は娘盛りには出稼ぎに出る風習があったからだと考えられる。『蚕婦ニ就テ』にも海女としての出稼ぎと農業の出稼ぎがあることを述べており、海女としての出稼ぎに朝鮮、伊豆、紀州行きがあり、農業の出稼ぎは専門でない海女が農繁期の10月初旬から12月中旬に「秋人」といって三重県内の各地に稲刈りに出かけたことが報告されている。結婚して家庭を持ってはじめて地元で海女として働くようになり、子育てと家族の世話をしながら家を守りつつ、適当な収入を得るには適していた仕事であることがあげられる。まさに「男は沖漁に、女性はイエを守りながら」という海女の始源につながる図式が今も残っているように思われる。

・海女とアワビ

海女の分布は、アワビと深い関係にあることを証明している。海女の最大の目標物は、近世以降御師が大量に消費した鬘斗の材料となるアワビで、お金にもなったから専らこれを狙った。そのアワビは餌となるアラメやカジメが生える外海に面した磯に生育した。従ってこうした地理的条件を持たない地域はアワビがとれず、それを捕る海女も定着しなかったのである。

今回の調査でも、地理的に内湾に属しアワビの生育が見られない地域の海女の数は少なく、本来アワビが捕れない地区には海女は居なかったことを物語っている。にもかかわらず、今回の調査でその存在が確認されるのは盛んであった地域から嫁いできて根付いた為であった。鳥羽市地域の小浜、安楽島、浦村などがそれである。

(2) 兼業

故宮本常一氏が昭和55年、彼が指導して阿児町鶴方の駅前に開設した志摩民俗資料館の解説書には志摩の特殊性が紹介されている。それは1000年余り前の志摩の耕作面積についてであり、全国平均1戸当たり2ヘクタール以上であった時代に志摩は1戸平均0.18ヘクタールしかなく、いかに農耕地が少なかったかを指摘している。さらにその農地不足を海からの幸で補うため、男は漁師、女は海女漁で海の幸を求めよく働きそこから捕れる海産物で政府への調物もおさめてきたことを紹介している。このように古代から海に依存しなければ生きていけなかった志摩の人々の生活は厳しく、海女や漁師だけでなく生きるため様々な仕事を行うことは長い歴史の中で当然のことであった。今回の調査で海女の専業従事者はいないことが明確となったが、それはこうした歴史を考えると予想できたことであった。

今回の兼業についての調査から、その内訳は農業29.48%・漁業とサービス業がそれぞれ14.23%であることがわかった。この図式は数値に多少の変化は見られるが昭和50年頃と変わりなく、海女は畑仕事を中心とした農業、海士は主に釣漁やエビ網などの小漁との兼業であるが、海女漁が兼業とでしか成立し得ないのは、潜水する海の天候が一定でない自然条件も影響しているからで、悪天候から操業できない時間は僅かな稼ぎを求め何らかの仕事をする必要があったのである。これは後述する「海女の一日」「年間の生活スタイル」でも明らかである。

(3) 資源の保護

海女の漁獲物は地先の磯から捕れる貝や海草が主なものである。海女が一番の目的とするアワビが最近極端に減少している。その原因を現地の海女や海士に聞くと、「磯やけ」だという。つまりア

ワビが食べて生育するアラメなど海藻が少なくなったというのである。海に海藻が生えなくなった状態をさす「磯やけ」がどうして起こるのかその因果関係は分からないが、どこの地域でもこの海の異変は耳にする。「磯やけ」は今に限らず公害が問題となる以前の文書にも見られ、それが以前からあった現象と考えれば海の汚染だけでなく周期的に海流がもたらす自然現象かも知れない。何れにせよ未知数の多い海のこと、本当のことはわからないのが実状であろう。

こうしたアワビの減少は海女にとって死活問題であり、その資源保護に海女が分布する志摩地域では、禁漁区の設定・口開け制・大きさの制限・潜水時間の制限・着衣の規制・稚貝放流など様々な方法を取って対処してきた。それらの調査結果は下記の通りであるが、多くの矛盾点が浮かび上がってくる。

a 禁漁区の有無

その地域が持つ漁場の一部を禁漁区とし、枯渇するアワビの保護を目的とするもので、多くは海の神様を祀る場所の前の磯や海域が充てられ信仰的な要因も含んでいた。鳥羽市では菅島の白髭神社下の磯（しろご祭場所）、答志の小築海島磯（コヅクミ祭場所）、石鏡の天神下の磯などがそれである。この禁漁区を設けているのは鳥羽市地区（64%）より志摩市地区（80%）の方が多いことが今回の調査で判明したが、これは調査者の認識に差があったためと思われる。また、鳥羽市国崎町のように大正14年から漁場を七区に分けて輪番制「口開け」を行い、資源の枯渇を防止してきた地区もあった。また国崎ではその1区画を禁漁区とし、水揚げされたアワビを「スンプ」と呼ぶ計測器で計り、三重県条例で決められている3寸5分（10.5 cm ）以下のものは組合が没収しこの禁漁区に放流している。禁漁区を設けている地区は海女漁が盛んで海女に依存する度合いが高い所ほどが実施している傾向がみられるが、それからすると鳥羽市地域より志摩市地域の方が資源保護の意識が高く、海女への依存度が高いことになる。

b 海女の年間出漁日数

海女の年間出漁日数は鳥羽市地域より志摩市地域の方が2倍以上多い。悪天候やアワビの禁漁期間を考慮すると、志摩市地域は夏場は殆ど出漁していることになり、乱獲防止の点から見ると野放し状態といえる。

c 出漁時間の制限

潜水して上がって来るまでを「ひとつづき」、それを約35回ほど行う1作業を「ひとつくら」といったことは前記したが、鳥羽市地域は午前午後「ひとつくら」ずつ、1日2回の操業を許しているのは5地区であるのに対し、志摩市地域は全ての地区が行っていて操業時間の制限から資源を守るという名目は形ばかりのものと言える。

d 水揚げ量の制限

かつて操業すればどれだけでも捕れた時代、特に鳥羽市国崎では一定の水揚げ量に達するとその年の操業を停止した。また志摩市の片田のようにアラメは1日に1舟隻分しか許可しない取り決めがあったが、資源が少なくなった現在はそれにさえ達しない状況で、制限制が不十分な状況となっている。

e ウエットスーツの使用

昭和30年代中頃のウエットスーツの登場は、海女の歴史の中で水中眼鏡の出現と並んで画期的な出来事であった。ゴードン・スミスが答志島（鳥羽市）を訪れ、当時の海女を撮影した写真を見てもわかるように明治37年当時の海女の姿は腰巻きと手拭いのみであった。磯シャツは明治末に各地へ出稼ぎに行くようになってから登場したといわれるが、地元で作業するにはその後も上半身

裸のままが多かった。鳥羽志摩の観光紹介のため、明治の末に発行され絵葉書にも裸の海女が写っているようにその時代は大正時代までも続いた。上半身に磯シャツを着るようになったのは大正になってからで、さらに下着（猿股）を着用するようになったのは、昭和8年の大阪朝日新聞三重版に、越賀村で生活改善として県に報告したという記事「従来海女はシャツと腰巻き一つで潜水をなし風俗上面白くないというので猿股の上にパンツをはかせ…」とあるように昭和になってからであった。このように木綿の磯シャツが登場し、寒さや毒性を持つ海藻から身を守ることが行われたが、その後30年ほど経てウエットスーツが登場する事になるのである。

ウエットスーツの最大の利点は寒さから身を守る防寒効果であった。ウエットスーツが登場した昭和30年中頃はフラフープやダッコチャンが大流行した時（昭和35年）で、ウエットスーツのことを「ダッコチャン」とか「クロンボ」と呼ぶ海女がいるのはそのためであった。ウエットスーツの保温性はそれまでの磯シャツに比べると驚異的であった。その点磯シャツでの長時間の潜水は体が冷え、ある意味乱獲を防止してきたのかもしれない。「ウエットスーツは寒さを感じにくいから乱獲につながるとか、当初は材質も良くなかったので皮膚呼吸を妨げ心臓に悪い」などといって使用の禁止や制限をする地区もあった。志摩市阿児町安乗ではその当時の規則が今も残っていて、ウエットスーツが一般化してきた現在でも禁止していたり、鳥羽市答志和具のように昨年まで禁止していた地区もあった。また鳥羽市国崎のように1戸に1着の許可しか認めない地域もあった。ウエットスーツの使用について、昭和50年代に調査したときは阿児町を中心にまだ多くの地区で禁止が見られたが、今回の調査では殆どの地区で使用が認められ解禁が進んでいることがわかった。また資源保護対策は、ウエットスーツ以外にもあり、鳥羽市の菅島のように磯メガネ（水中メガネ）が一般化した昭和になっても乱獲につながるといって禁止してきた地区もあった。

f 稚貝の放流

資源の保護にはいろいろな対策があるが、アワビの稚貝放流もその一つである。稚貝放流は水揚げが少なくなりはじめた昭和40年代から試みられ鳥羽市水産試験場が昭和43年より稚貝養殖を始めたのが最初という。当時は2～3ヶ月ほどかけ1センチくらいに育てた稚貝を放流したが、現在は5センチまで大きくしたものを放流している。現在では三重県栽培漁業センターで飼育した2ヶ月を経たものを各地区に放流している。養殖アワビは、稚貝の時与えた人口飼料により貝殻の螺旋の中心が緑色になり、これは大きくなっても消えず、放流アワビか天然かの見分けにもなっている。近年この放流アワビの割合が高くなっていて、漁獲したアワビを検査してみると、殆どの地区は半分が放流アワビで、鳥羽市国崎においては6割以上が放流したアワビとなっている。

g 漁場の輪番制や漁法・漁具の制限

海女漁場の輪番制をとっているのは鳥羽市の国崎、志摩地域では名切、名田で行われている。また、答志や片田ではヒシの使用が禁止されている。

国崎の輪番制口開けは大正14年に始まったことは前記した。

(4) 海女、海士漁業の漁獲量・生産額

今回の調査では、鳥羽、志摩合わせて約58トンのアワビが水揚げされているが、『志摩の海女（岩田準一）』に明治18年のアワビ漁獲高が掲載されていて、これによると答志郡（現鳥羽市）だけでも142トン（37804貫、7291円）あり、当時に比べ現在は極端に減少していることがわかる。金額については換算の基準が混乱するのでここでは触れないが、当時は現在の異常なまでの高級食品といった感覚はなかった。今回の調査では、平成22年度は例年になくサザエが大漁（約391トン）でアワビの58トンをはるかに越しているが、売り上げ高（生産額）は両者2億7千万～2億9千万

で均衡している。つまりサザエの値が安いことを物語っている。

(5) 海女小屋

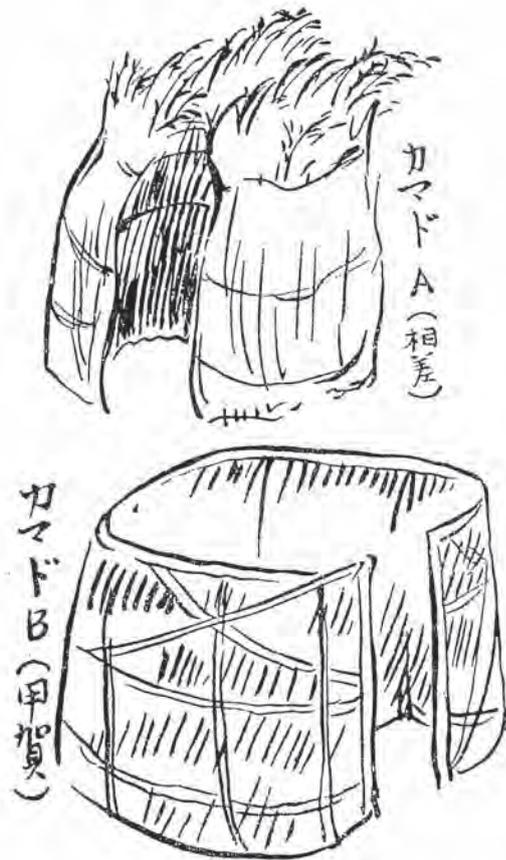
海女小屋はダンナ（夫）なりとも男は入ることのできない女達の城である。漁仕度をしたり、作業後の濡れた磯着を着替えたり焚き火で体を暖める場であった。90分の潜水作業を終えると夏でも体は冷えきって歯が噛み合わない程になる。人は極限状態になると大声を発するが、海女が漁から上がってくると海女小屋の中で大声を出して話しているのをよく見るが、これは彼女たちが極限状態にあるからで、特に会話をしているのではなく寒さを紛らわす手段でもあった。あるトマエ（夫）から聞いたことがある。妻を心配して、小屋の中に入りたいが海女小屋の中は男子立入禁止、外から妻を気遣うしかなく、その状態を知る手段は海女たちのしゃべる声の様子で知るのだという。大きな声で中がやかましい間はまだ体が冷えている証拠、その声が静かになると体が暖まって眠気が来ているか寝ている時であるという。



写真2 国崎の海女小屋

海女小屋の規模は利用する「かまど仲間」の人数により違って来るが、最も多いタイプは数人中は中央に火を焚く「竈」が丸く切っており、すみには薪となる流木や割木が積まれ、側には弁当や着替えが入ったフゴが置かれている。壁には海女の道具が掛けられ、竿や紐には衣類が干されていることもある。海女小屋はひと昔前まで、一つの火（竈）を囲むことから「カマド」と呼ばれていたが、現在は「海女小屋」と呼ぶ地区が多くなった。昭和15年、岩田準一が記した『志摩の海女』には当時のカマドについて報告されていて、松の骨組みに青竹や箆で囲ったもの（図1）が大半だったことが

わかる。また、大正10年の『蚕婦ニ就テ（三重県）』においても、「仕事の状況」の項で触れているが、海女小屋という言葉は登場せず「休憩所」と呼んでいる。海女小屋は「カマド」以外に「ヒバ（火場）」と呼ぶこともあった。浜に杭を打ち、それに番傘を縛って日除けにしたり、帆布などを張って日覆いとしただけの粗末なものなどさまざまな形態があった。「ヒバ」はこうした粗末で確たる構造物をなさなかったタイプから生まれた呼称と思われる。下記は今回の調査結果を項目ごとに述べる。



V-1-1図
『志摩の海女』にあるカマド図

a 呼称

上記のようにかつてはカマドと呼ぶ地域がほとんどであったが現在は海女小屋と呼んでいるところが多くなっている。懐かしい呼び方であるヒバ（火場）も僅かに残っている。

b 利用人数

多くは数人で利用することが多いが、10人が使う大世帯のものまである。利用する者は「カマド仲間」と呼び、世襲制であり娘が母親のカマドに入れてもらうことが多かった。

c 材質等

今回の調査で、最も多いタイプは木造トタン張りであるが、コンクリートブロック造りやビニールシート造りもみられた。必需となるのは冬期の風よけであることから、秋口に作る事が多く、「カマド建て」といってカマド仲間が集まって共同で製作した。現在は木造トタン張りが多くなったが、以前は筵囲いや竹笹囲いの粗末なものが多かった。その頃は、海女が山鋸や鉋、鎌を持ち寄って集まり、松や雑木の杭棒を山から切ってきて骨組みを作り、それを筵で囲い縄で縛ってとめた。入口には筵をのれん状に垂らし、その上に火災よけのサンダワラと呼ぶ丸い藁の作り物を飾った。出来上がるとその夜は仲間の宿もとに集まりお祝いのご馳走をして祝った。

d 小屋の数

全体で193箇所（鳥羽70ほど、志摩123）が認められた。

e 規模

2間×3間が多く、数名以上の大世帯になるとそれ以上になり2間×4間と大きくなる。



写真3 絵はがきにみる昭和初期の答志のカマド風景

(6) 海女が関連する祭行事

海女が関係する祭行事は、年頭の儀式的なものや夏の海神信仰の大祭に分かれる。

正月2日に事初めとして磯に行っておこす所作をする（国崎）のは、年頭の事始めの儀式である。そうしたものの外は夏に行われる海神の祭（旧暦6月11日）やゴサイ（御祭）が中心となる。主だったものを下記に挙げる。

・正月の事はじめ

国崎や相差では正月に海女がかかわる行事がある。国崎では2日に「磯端はじめ」といって磯にしておこす所作をして今年の大漁を願う。相差でも舟人海女は船に初乗りして1年の大漁と安全を願う。また25日には磯祓いといって漁場を浄めることをした。

・石鏡のカヅキオリ（潜き下り）

2月16日、漁業組合が「八大龍神」の掛け軸を祀り、それに村中の海女が供え物と磯ノミを持って集まり、海に向かって洗米・膾・御神酒を供え、掛け軸を掛けた祭壇には餅と御神酒を供え、供えられているアワビに持ってきた磯ノミを当てアワビをおこす所作をして今年の大漁を竜宮様に祈る。

・夏の海神祭（旧暦6月11日）

代表的なものに「潮かけ祭」「しろんご祭」がある。こうした祭には一つのパターンがみられる。それは、神聖な磯として普段は禁漁区になっている磯を祭日に解禁し、一斉に海女が出漁してそこから捕れたアワビを海の神を祀る社にお供えするものである。こうした海女が関係する祭の戦前の状況を『志摩の海女（岩田準一）』には書き上げられていて、列記すると次の通りである。

国崎のアワビヤシネ（1月15日・11月15日）

志島の磯祭（旧正11日）

国崎のみかづき神事（旧暦6月1日）
 菅島のしろんご祭（旧暦6月11日）
 神島のゴクアゲ（旧6月11日）
 布施田の小島祭（旧6月4日）
 布施田の磯祭（旧6月11日）
 越賀の浜祭（旧8月14日、15日）
 片田の浜供養（旧6月13日）
 相差の浜祓え（旧6月17日）
 和具の潮祭（旧6月11日）
 ゴサイ（布施田旧6月25日・和具旧6月24日・菅島旧6月16～23日）

これらの祭や行事は、旧暦から新暦に変わった地区もあるが概ね今も行われている。これは海女という作業は、海という自然を相手であることからまだまだ危険な部分が多くあり、それから身を守ろうとする信仰心が根強いことを物語っている。

(7) 海女・海士の使用道具について

海女が使用する道具には、カチド（徒人）海女とフナド（舟人）海女によって違いが出てくる。一人で自力作業するカチドは、浮上してからつかまる浮きと、獲物を入れる容器でもある磯桶が代表的な用具である。一方船を使い、主に夫婦一対が深い漁場で操業するフナドは、潜水も浮上も道具や男性の助けを借りることから、潜水するときつかまっていける錘（分銅）、浮上する時海女を巻き上げる滑車（磯車）が代表的な用具である。このような海女、海士が用いた道具については、大正九年、三重県衛生課が行った調査をまとめた『保健衛生調査』の「蟹女ニ就テ」が最も詳しく、これを参考に主な道具のみを記述しておく。



写真4 昭和初期の菅島の海女

・磯着

海女の装具（磯着）には、上半身に「磯シャツ」「磯襦袢」、下半身に「磯なかね」「磯湯巻」が着られ、頭部は髪が解けにくい「磯まげ、観音髷ともいう」に結び、その上から乱れを防ぐ「磯手拭い」があった。

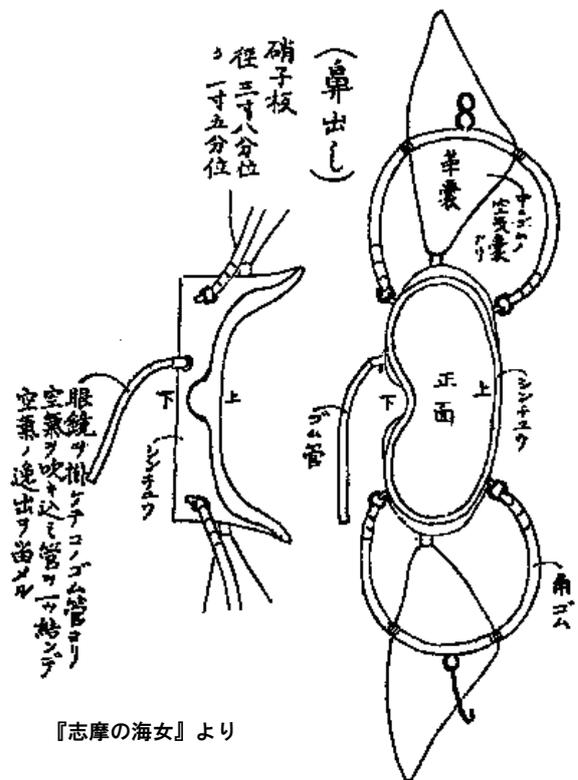
明治37年、ゴードン・スミスが答志島を訪れ撮影した写真に写る答志の海女は腰巻き一つで上半身は裸である。江戸時代の図絵に描かれている海女の姿と同じであり、明治時代もその延長上にあった。大正9年「蟹女ニ就テ」には、「磯手拭」「磯襦袢」「磯湯巻」の記述があり、既に上半身に着る「磯シャツ」は「磯襦袢」として報告されていて着用されていたことがわかる。更にその着用の始まりについて「往時ハ磯シャツヲ用イズ上半身ハ裸体ノ儘潜入シタルモ朝鮮へ出稼キヲナスニ至リ風俗上ノ考慮ヨリシャツヲ着用スルコトニナリタリ」とあり、朝鮮へ出稼ぎが盛んになった明治末から着るようになったことを示唆している。

しかし出稼ぎ先では着用したものの、地元の磯で作業する場合は相変わらず上半身は裸で潜ることが多く、定着するのは大正時代になってからであった。昭和4年は鳥羽志摩にとって観光の夜明けの年であった。志摩電気鉄道が賢島まで開通し、伊勢神宮の遷宮の年でもあって、伊勢志摩は観光客誘致に力を入れた。沿線の名勝地や海女を売り出すための絵葉書セット（志摩巡り）や数多くのパンフなどが発行された。こうした写真に白い木綿の磯着姿の海女が多く使われていて、絵葉書の消印（昭和3年）から、昭和初期には磯シャツ姿の海女は定番だったことがわかる。そして5年後（昭和8年9月20日）の大阪朝日新聞三重版に「本年度経済厚生町村に指定された海女の本場志摩郡越賀村では生活改善により厚生の一歩を踏み出すべく海女及び一般婦人の服装を左の通り改善することとしこの程県へ報告した」記事があり、それによると「従来海女はシャツと腰巻き一つで潜水作業をなし風俗上面白くないというので猿股の上にパンツをはかせ上衣は女学生の纏っているようなシャツを着用」とあり、下半身の下着にパンツを着用するようになったことがわかる。そしてこのスタイルは「ダッコチャン・ゴム・クロンボ」などと呼ばれたウエットスーツが登場する昭和35年ころまで続くのであった。

・磯眼鏡

水中眼鏡が出現したのは明治中期と思われるが、磯眼鏡がなかった頃は素目（裸眼）で潜水していたので「目くされ」などといって目が腫れあがることがあったから水中眼鏡の登場は画期的な出来事であった。当初はブリキ枠にガラスをはめ込んだ眼鏡タイプの「二つメガネ」であった。明治37年のゴードン・スミスが撮影した答志の海女たちは二つメガネをつけているところを見ると既にこの頃には定着していたことがわかる。磯眼鏡については、大正9年三重県衛生課が行った『保健衛生調査』の「蜷婦ニ就テ」に詳細が記述されている。それによれば、海女が用いる水中眼鏡は「磯眼鏡」と記載され、既にこの時には「一ツ眼鏡の鼻かくし」

が用いられていて、真鍮製とゴム製があったことがわかる。現在の水中眼鏡の原型が確立されていたことになる。昭和3年の消印のある海女の絵葉書写真にも真鍮製の鼻かくしが写っていて、しばらくの間使われていたようだ。また、同書には眼鏡の沿革が説明されており、「第一、双ツ眼（縁セルロイド製・馬車眼鏡形ニシテ今時児童ノ海水浴ニ使用スルト同様ノ形ナリ）」「第二、双ツ眼（縁錫製）」「第三、双ツ眼（縁厚ゴム製）」「第四、一ツ眼鼻出シ（縁真鍮製）」「第五、一ツ眼鼻出シ（空気袋付き）」「第六、一ツ眼鼻かくし（縁真鍮製）」「第七、一ツ眼鼻かくし（縁厚ゴム製）」「第八、一ツ眼鼻かくし（レンズ入り）」の8段階が説明されている。こうした水中眼鏡を製作していた業者が鳥羽志摩地方には2軒あり、御座（志摩市）の「山川式」と石鏡（鳥羽市）の「城山式」があった。



『志摩の海女』より

V-1-2 図 磯眼鏡

・磯ノミ

アワビを剥がすのに用いる鉄製の鑿である。「蜷婦ニ就テ（大正9年）」には「磯鑿」又は「鮑鑿」「磯メガネ」と記述されているが、志摩では「イソノミ」が一般的である。明治12年の『水産取調（浦村）』などにも図入りで紹介されていて、鉄のへらに松

材の柄を握り部として付けた絵が掲載されている。「磯ノミ」には、前記の柄付きと、柄がなく鉄だけで一方が鉤形をした「カギノミ」の2種類があり、それぞれ大小があった。磯ノミの規格は大ノミで7寸～8寸（24釐前後）、小ノミで2寸5分～3寸（8センチ前後）、カギノミは1尺（30センチ）が一般的であった。

これらを製作するのはそれぞれの村にいた鍛冶屋で、昭和50年代には

鳥羽町（鍛冶忠）、石鏡（城山）、
 国崎（岡本）、相差（井村、上村）、
 甲賀（林鍛冶）、安乗（大畑）、
 波切（大畑）、片田（浜口）、
 布施田（浅野・宇田）、
 和具（西岡・山本）、
 越賀（浅原・西岡）、御座（森田）

などがいて、それぞれの地域の海女の要望と注文を聞き入れて製作していた。（詳細は海と人間8「鳥羽・志摩の野鍛冶」参照）

・磯桶（徒人用具）

単独で操業するカチド（徒人海女）が用いる代表的な道具で、漁場に泳ぎ出す時つかまっていっていき浮きとして、また捕った獲物を入れる容器にもなった。

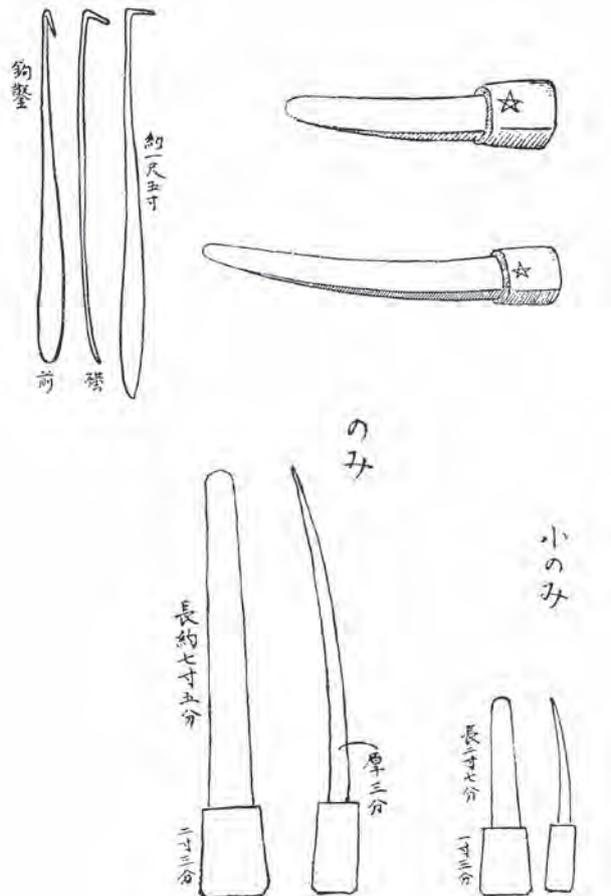
サワラ材の桶で、竹他がタガで締めて作られている。これも各地の桶屋が製作していた。V-1-3図 磯ノミ
 大きさは地域によって差があり、「蛸婦ニ就テ」では1尺4寸、深さ9寸と紹介されている。一般的に志摩地方の桶は大きく鳥羽のものは小さかった。

・磯車（ハイカラグルマ）

フナド（舟人）を代表する道具で、船のコベリに設置し海底の海女から合図があるとこれに命綱をかけ繰り上げた。今の形状が登場するまでは神島で最近まで使用していた滑車（ナンバ）を支柱に吊り下げた形で使われていたと思われる。この道具が開発されたのは、「ハイカラ」と呼ぶ地が多いように、ハイカラという言葉が使われ出した近代になってからであった。それまではトマエ（艫居）が綱を手で繰ったり、ヒキザオ（竹竿）で引き寄せていた。イソグルマは支柱となるシャダイ（車台）とそれに差込む滑車部がセットで使われるが、滑車部はタイコとも呼び鍛冶屋が製作し、昔は志摩地域では和具の山本貞蔵、布施田の浅野義一、宇田豊太郎らが製作していた。直径30～33釐のケヤキ材で、軸芯には伊勢まで船で行って購入してきた自転車やリヤカーのハブを使って作られていて、大正時代には既にあった。

・錘（分銅）

舟人海女の道具で、潜水するのに時間を短縮するためつかまっていっていき錘である。大正10年の報告書にはそれまでの石材の物から鉄や鉛製の分銅が開発され、その分銅を使う者を「ハイカラ入り」と称していることから、大正時代には定着していたようである。また、自然石を使っていた頃は5貫（19kg）、鉄製丸形は4貫（15kg）、鉛製筒形3貫500目（13kg）であったことも報告されている。



『志摩の海女』より

こうした錘は鍛冶屋が製作し、職人は標準を3貫800目とし、浅い磯用はそれよりやや軽く、紀州行きの高い海で使用は4貫目と重く作った。石の錘はおにぎりの形をしているが、これが使われた明治中期には水中眼鏡もなく「メクラサガシ」の時代で、つかまって潜水するというより漁場に沈め、それにつながる綱をたぐって潜り足の指で繰綱を挟みその付近を探す方法で用いられた。呼称については鉛製が「フンドウ・ハイカラ」、石製は「ドンボリ・クリイカリ・トウシイカリ」などがあるが、以前神島にあった「メズ」という呼び方が今回の調査では聞かれなかったのは残念である。

・火床

舟人の使用する船上での暖房具であるが、船のスピードが速くなり、ウエットスーツが出来てから使われなくなった道具である。

以前は船も遅く、作業を終え冷えた体を暖める海女小屋に戻るまで時間がかかったため、その間も船上で暖をとる必要があった。今で言うストーブであり、木枠に砂を入れて作った船の上のカマドである。地区によって一斗カンを利用するものもあり、海女は濡れた磯着を脱ぎ綿入れのドンザをはおりこれを抱くようにして暖をとった。速力が速くなった今の船は直ぐに海女小屋まで戻って来れ、またウエットスーツ着用のため以前ほど体が冷えないようになったため次第に使われなくなった道具である。

2 海女の生活習慣

野村 史隆

(1) 海女の一日

海女の一日の生活は『『蟹婦ニ就テ (大正10)』に詳しく述べられていて、今の我々からみると、以前の志摩の女たちが過酷な労働ながらもその中で子を産み、育ててきたたくましさに驚かされる。「沖かつぎ」と呼ぶ舟人、「磯かつぎ」と呼ぶ「かちど」とも漁期には朝5時起床で食事の準備、漁仕度を行った。「沖かつぎ」は朝7時になると、主に夫が鱸居(とまえ)である船に家族が乗船し、漁場近くの休憩所(海女小屋)に向かう。稚児が居る人は稚児とそれを守りする老婆も一緒に行く。そこで稚児と子守、弁当、着替えなど作業に不用なものを下ろし、潜水作業の身支度をすると再び船に乗って午前9時に漁場に向かう。そして午前中に「一くら(1時間)」、午後に「二くら」操業した。午前中の作業を終えると稚児や子守が待つ休憩所に戻り、濡れた磯着を脱ぎ緋や縞木綿の湯巻(腰巻)に着替え、火にあたり体を暖めながら子供に授乳しつつ自分も昼食をとった。午後も同様の作業を2回行うが、3回目(三くら目)に出漁するときは朝持ってきて休憩所に置いていった生活用具も船にのせて向かい、作業終了後はそのまま家に帰った。家に帰ってくるのは夕方6時頃で、それまでに稚児と子守は陸路で家に帰ってきていた。それから夕食の準備をするが、働き者は僅かな時間を利用して少しある畑の世話なども行った。また、子供を持つ者は夕食後も子供の世話、縫い物など忙しく寝る暇もなかった。「かちど」も一日の生活サイクルは基本的に同じであった。

(2) 潜水作業について

舟人(沖かつぎ)は1回の潜水時間が30秒~1分。この時間内で少しでも長く獲物を探すために使われるのが分銅(錘)である。体力を使わず早く海底に到着するため3貫800目の錘につかまって沈み、海底に着くと手を離しアワビを探し、苦しくなると命綱を引いて船上の鱸居(とまえ)に合図して磯車(滑車)を使って引き揚げて貰う。浮上すると獲物を渡し呼吸を整え直ぐにまた錘につか

まり潜水する。この繰り返しを「一くら」に35回ほどおこなうのである。沖かつぎは海中の海女と船上のトマエ（艫居）の呼吸が合って成り立つ。多くは夫婦が一对で行うことから「トトカカ舟」といわれた。潜る海女も大変であるが船上の男も、作業している間に分銅を上げておいたり船が絶えず潜水している海女の真上にいるように船を操作したり気を配り、合図があると磯車にかけた綱を繰るなど重労働であった。

徒人（かちど）は磯桶やタンポなどの浮きにつかまり漁場に泳ぎだし、自力で海底まで潜水することから舟人より水深は浅く、また潜水に体力を消費することから潜水時間は短く平均30～35秒であった。その分、舟人が1日「三くら」であるのに「四～五くら」と長く作業した。

しかし、このように以前は日中の殆どを潜水作業に費やしていたが、現在は1回（一くら）の時間が長くなったものの午前1回、午後1回の2回と少なくなっている。これはウエットスーツによって防寒可能となり、長時間作業が出来るようになったことも原因していると考えられる。

(3) 海女の食事について

昭和50年代、和具の海女に同行して写真撮影と調査をよく行ったことがある。そのおり彼女たちが午前中の作業を終え、着替えをした後食事をとり腹ごしらえするのを何度も見て思ったことがある。弁当は家から持ってきた白米とおかずであるが、おかずは野菜の煮物が多くこれで体力がもつのだろうかと思ったことを思い出す。もちろん弁当を開く前に、サツマイモや捕ってきたサザエ・カニ・フクダメを焚き火に入れ、焼けたものを思い思いに食べたりする。「兄さん食べんかい」といって話を聞く私に焼きアワビを出してくれたりするが、その美味しかったこと、今も忘れられない。

大正時代の報告書の「蟹婦潜水時ノ食事」には、「潜水の準備中、焚火に甘藷を投して焼芋を食し」「一くらを終て磯の休憩所に来る舟中にて自らの捕りたる栄螺・鮑・鰻・雲丹を焼いて食し」とあり、とにかくよく食べていたことがわかる。これは体力の消耗を補うため体が要求するのかもしれない。2回目の作業後も同様に食べるが、海女をするときは仕事に差しつかえるので一度に食べず何回も分けて食べるのだということを示しているのかもしれない。ただいえることは、サツマイモをよく食べる。焼き芋は暖かく甘いことから体を暖め疲れを癒す糖分を含むこともあるが、志摩は米が少なく普段の生活の中にサツマイモという食べ物が定着していたことも見逃せない。さらに報告書には1人の海女の食べ物について「1日の潜水労働中甘藷約2貫500目、貝類15～20個」と述べられていて、サツマイモの多さには驚かされる。

(4) 海女の健康について

今回の調査では項目になかったが、体調変化について述べる必要がある。特に深いところを短時間で往復する舟人海女は潜水病にかからないのかという問題である。以前海女の持ち物を調査した時、常備薬として頭痛薬を必ず所持していたことを思い出す。軽い潜水病や、酸素欠乏、体温低下などの原因からくる頭痛用である。驚いたことは、こうした常備薬や滋養品の使用は90年前から行われていて、大正時代の『蟹婦ニ就テ』にも「売薬次亜燐・五龍圓」などが記述されていて、海女がかかえる悩みを知ることができる。

(5) 年間の生活スタイル

昭和50年当時、明治生まれの和具（志摩町）の海女に戦前の海女の生活を聞いたことがある。彼女はこういった。「家における暇がなかった。春3月に朝鮮に行くでしょ。そして9月に家に帰って来ると、まだ朝鮮から送った荷物が来んうちに今度は紀州へ秋磯にひと月行き、そこから帰ってくると秋

シという津や亀山の方へ田刈りに出た。秋も終わって帰ってくると地元の打網漁に沖へ出た。昼の打網漁から帰って来る藁を打って夜なべにぞうりを作ったり縄をなったり殆ど休んだるひま一寸もなかった。休みは正月三ヶ日だけやった。その時は着る物の裁縫をし、正月11日を過ぎるとワカメの口が明いたからまたすぐ働いた。その頃はみんなそうだった。」こうした彼女の話の裏付けるように、三重県が大正10年著した『蜃婦ニ就テ』にも海女の年間のライフスタイルが下記のように記述されている。

(長岡村) 午前2時～夜明け(耕作や刈り取り) 午前10時～午後3時(海女作業) その後～夜まで(農作) 8～9時(就寝)

(波切) 海女(潜水作業)とイワシ素干し加工と汚水の肥壺への運搬。イワシ漁が休みの時農作業。

(和具) 自村の海女作業の閑散期に潜水業では朝鮮・紀州・伊豆に出稼ぎ。農業的な出稼ぎは南勢地方への稲刈り、製茶、養蚕。冬期は山を購入し薪作り。

(御座) 紀州行き、冬期は麦作、薪作り。

(6) 出稼ぎ

出稼ぎは、一定の期間他地方へ働きに出て期間が終われば帰村するものを言い、出稼ぎには潜水作業での出稼ぎと稲刈りや茶摘みなど農業的なものとの2種類あった。出稼ぎを最後まで行っていたのは石鏡(鳥羽市)の海女で、昭和40年頃まで伊豆に行っていたのを最後に長く続いた出稼ぎ風習は無くなった。

海女作業を行う出稼ぎの歴史は古く、相差の海女が房総に行っていたことを示す文書からも江戸時代後期には行われていた。志摩の海女の主な出稼ぎ地は伊豆・紀州(下磯)・朝鮮などが有名であるが、朝鮮へは明治(日清戦争後)になってからであった。そのほか北海道礼文・利尻・秋田・山形・土佐・房総へも出かけた。朝鮮へは『海と人間1989秋、特別号』に詳しく、大正6年16才で初めて朝鮮へ出稼ぎに行き、それから5年間続けて行った和具の河村まさの体験談は、経路、朝鮮での仕事内容、稼ぎなどが詳細に記述されている。また、北海道(礼文・利尻)への出稼ぎについては『郷土志摩No.54』に中田四朗が明治26年～28年の資料をもとに経緯を述べている。そのほか地元の郷土史家が記した手記にも明治期は、数人の男(艫居)と多数の海女が槽漕ぎの船に乗って熊野灘、瀬戸内海、玄界灘を経て朝鮮まで行ったことが書かれている。明治期の自ら船を漕いで行った話は国崎や石鏡、相差などでも聞かれるが、大正時代になると汽船を使って渡るようになった。

出稼ぎの多くは、出先の磯を落札した親方が志摩の各地に海女を雇いに来て、それに応じると「手金」といって支度金が渡される。期間は3月から9月で、その間に捕ったアワビの漁に応じて支払われ、1貫につき30～50銭が海女の取り分となった。捕ったアワビは全て渡し、業者が加工した。朝鮮での生活は係留した船の上で寝泊まりし、病気になったときだけ陸の小屋に上がった。水温5度という海にも潜ったというが、こうして稼いだお金も家に帰ると父親に全部渡し、少しの小遣いを貰うだけで家計を助けた。石鏡の老婆がこの家は伊豆の出稼ぎで建てた家だと誇らしげに語るのをみても分かるように、志摩の海女には、家族全員で働いて家を支えるのは当たり前のことであった。

あとがき

民俗学では、獲物を求め移動することは当然の生業としていた縄文人と、出稼ぎや旅漁をする海女はよく似ていることからしばしば海洋民族的であるといわれてきた。海女が分布するこの志摩地域には阿津里貝塚(志摩町越賀)、大築海島貝塚(鳥羽市答志町)、白浜貝塚(鳥羽市石鏡町)といった縄

文時代から古墳期の遺跡がある。共に海浜の魚介類を捕って生きていた海人の営みの痕跡である。その貝塚には夥しいアワビの貝殻が出土する。潜水しないと捕獲できない大きさの物ばかりである。このことは3000年前からこの地に潜水してアワビを捕っていた人々（海女）がいたことを示す。遺跡（貝塚）地には現在、人は住んでいない。新たな地を求め移住したのか、災害のため今の集落場所に住居を移しただけなのかは分からないが、身一つで朝鮮や北海道まで出向き、苦労もあったはずなのにくったくもなく笑いながら話す底抜けに明るい海女を見るとき、彼女たちの生き方と重なり、海洋民族的な性格を強く感じる。

近年海女の減少が取り上げられ、このままでは海女は絶滅するのではと危惧されているが、結論から言えばアワビ（獲物）がいる限り海女は絶えないと思う。獲物を捕ろうとする人間の本能が無くなる限り、アワビが捕れば人は潜り、少なくなれば海女も減る。海女の人口増加は海の恵み（アワビ）次第であり、その復活はアワビが増殖する海を取り戻すことにありと強く感じるのである。

3 古文書史料から見る海女の歴史の実態

塚本 明

はじめに

志摩の海女に関する学術的調査は、これまで主として民俗学の手法で行われてきた。瀬川清子氏らによる戦前期の聞き取りなどは、それ自体が歴史的な価値を持つものの、民俗調査はあくまでその時点での海女の生業や生活の実態を記録することを目的としており、海女の歴史的な姿やその変遷を明らかにしてはいない。だが、海女を地域古来の文化財として評価するためには、現在の姿がいかなる習俗伝統を受け継いできたものなのかを、史料に基づいて歴史的に遡及し、明らかにする必要がある。

こうした作業はこれまで意識的に行われてはおらず、まずは志摩海女に関する基礎的かつ総合的な史料集を編纂することを考えなければならない。本稿はこの課題を念頭に、どのような観点で史料を探索するのが良いのか、いかなる文書群に海女の活動の形跡が記録され、それらを分析することで歴史上の海女のどのような側面を明らかにすることができるのか、その道筋を付けるためのノートである。今回の基礎調査において、志摩地域の古文書の調査は極めて部分的なものに留まっているが、三重県史編さんグループで収集した史料を含め、これまで見出された限りの文書を検討し、今後の海女調査研究に資するために、文書の内容分類ごとに論点を列挙することとする。

従来、文献史料（古文書）の分析による海女の研究は極めて少ない。その原因の一つに、まず海女を指す用語が文献に出ることが少ない点を挙げられる。「海女」という表記は前近代の文献には出ず、男女が区別されない「海士」が一般的な表現である。ただし「海士」は当時の文芸関係の文献などでは漁民一般を指し示すこともあり、潜水漁業者と特定することの可否も検討を要する。

潜水漁業を行う女性を指す「海女」という表記は、管見の限り明治30年代半ば以降になって、海女が一種の観光資源としても意識される状況のなかで登場する（拙稿『伊勢新聞』に見る近代の志摩海女』『三重大学史学』11）。前近代にも「蟹」、「蟹女」また「女海士」の表記はあり、これらは女性の潜水漁業者であることは間違いないが、こうした表記はさほど多くはない。

村請制に規定された近世村落において、年貢・諸役に関する公的文書のなかに生産物を収穫する者の個人名が出ることはない。ましてや魚介を獲る者の性が現れることもない。また、現在でも通常は漁業権が個人にではなく家ごとに付与され、家長の権利に基づいて妻や娘が海女漁業に従事することが多い。近代以降に見られる「海女組合」という組織も、女性たちではなく、海女漁業を営む家の家長（主に男性）の連合体である。「海女」を指し示す用語が古文書に出現することが少ないのは、江戸時代以来の生産構造や漁業権の特質にも規定されているのである。

さらに、古文書とは、日常の活動が記録されることはまれで、何らかの事件が生じた際に作成されるものである。海女漁は漁村の日常の生業であり、男の漁民による日々の営みと同様に、それが文書記録に残されることは基本的にない。ゆえに、村が領主に提出する公的な報告書や、何か特殊な事件が発生した際に作成された文書から、漁民たちの日常を読み取る視角が求められるのである。

一方で、志摩地域の漁村に住む女性は、かなりの比重で海女業を営んでいた。過去も現在もこの地域において海女漁とは漁村に居住する女性の一生業形態であり、限られた特殊な女性が専業で行うものではなかった。他の一般漁業や水産加工、小商い、農業、あるいは出稼ぎなどの「兼業」と、季節や時間で区切りを付けながら行うのが、普通の海女漁のあり方であった。そうである以上、海に潜水しての営みという面に限定せず、海女漁村の文書に出現する女性の姿全体を見ていくという観点が重要である。

鮑と栄螺は海女漁の象徴的な獲物であるが、彼女たちは季節と場、技能に応じて海草や海鼠、海老類なども獲る。これらの産物とその加工品に関しては、基本的にその背後に海女の営みがある。志摩の漁業全体が伊勢の参宮文化と深い関わりを持っていたが、海女の獲物は、熨斗鮑や参宮客用の食材の提供という形で、伊勢ととりわけ強い結びつきがあった。幕末期に上方や伊勢の商人、鳥羽藩、紀州藩などが、海女漁の獲物を専売化する動きは既に指摘されているが、伊勢の河崎を核とし、上方や俵物による長崎交易までを含む物資流通の背後にも、志摩の海女の生産活動を見ていくことができよう。

1 志摩漁村における海女漁の比重

志摩の漁村において、様々な漁業や生業全体のなかで、海女漁はどれほどの比重を占め、それは村ごとでどれほどの偏差があるのか。この点は主に、村々が自村の概要を記して領主に提出する「村明細帳」類から検討が可能である。

「石鏡漁協所蔵文書」のなかに、明治4(1871)年2月に鳥羽藩へ提出した「右御尋ニ付書附を以差上申候」と題する一種の明細帳があり、村高や石盛、小物成、諸役などを書き上げた後、村の諸産物の量と額が、過去5か年の平均で列挙されている。金額に注目して見ていくと、米は245両、麦100両、薩摩芋125両と、農業生産は計470両に留まる。対して水産関係の生産額は、計3350両と圧倒的に高い。「諸職諸入用」として700両の記載があるが、これを職人稼ぎによる収入と考えても（支出項目なのか収入なのか判別が付かない）、村の生産総額の4分の3を水産関係が占める。内訳に注目しよう。一般漁業としては海老網300両、鰹530両、名吉（ボラ）300両、捕漁150両となっている。一方、鮑が1200両と最高額を示し、海草類が750両、荒布300両、海鼠20両と、海女漁業の獲物に関する分が2270両と、水産関係のなかではほぼ3分の2にもものぼる。石鏡村において海女漁の比重がいかに高いかが分かる。

この時期の村明細帳類は石鏡村以外には確認できていないが、江戸時代前期の享保11(1726)年に作成された志摩国一円の村々の明細帳が徳川林政史研究所に収蔵されている。海女漁に関しては、獲物ごとの漁期や領主への献上なども記されるが、ここでは船の種類と数に注目したい。

中田四朗氏は、村明細帳中に「ちよろ船」「さっぱ船」などと記される長さ2、3間の小舟を、海女漁業と関わり深い舟ととらえ、志摩国内の20か村について船数、小舟数及び船数に占める小舟数のパーセンテージを示し、海女漁村の把握を試みた（『近世の志摩における海女と伊勢の御師』『海と人間』6）。氏も指摘するように、和具村や石鏡村の指出帳には小舟を「蟹舟」「海士仕舟」などと記しており、小舟の数で海女生業の傾向を探ることの一定の有効性は間違いない。中田氏が作成した一覧表を基に、中田氏が用いられなかった村明細帳を含め30か村について船数・小舟数を示し、合わせて同史料に記される村の石高、延享3(1746)年の家数と人数（『鳥羽領内村々禄高調』、なお、当該史料は実見しておらず、地名辞典の記載に基づく）、そして今回の習俗調査で明らかになった現在の海女数を一覧にしたのが別表である。鳥羽市域の明細帳は『鳥羽市史』に掲載されており、これを照合して中田氏の単純なミスも正している（千賀村と千賀堅子村は「田畑肥取舟」と記しているため別扱いとしたが、肥料としての海藻を採る海女舟の可能性もあろう。なお、舟に関しては海女の休漁期の使用法、またボラ漁や釣漁に用いられる舟との関係を含めて検討する必要がある）。

中田氏が割り出した「小舟数／船数」は、村ごとの漁業全体に占める海女漁、とりわけ小舟で主に夫婦で営むトトカカ舟海女漁（フナド海女漁）の比重を示していると言えよう。小舟の数は、トトカカ舟で海女を営む人数（フナド人数）の上限の数字となる（実際にはそのうちにノリアイ舟や、海女漁業以外の小舟の数が含まれる筈である）。

さて、20年後の数字ではあるが、延享3年の家数、人数と合わせ分析すると、別の観点から村ごとの

海女漁の位置付けが可能となる。まず「小舟／家数」は、村のなかで海女漁がどれほどの比重を占めるものかを示している。大雑把な考え方としては、家数と小舟の数が同じであれば、ほぼ全ての家が自家舟を有し、トトカカ舟の海女漁を営んでいる可能性が高い。この数値が低ければ、海女漁が少ないか、カチド海女の比重が高いことになる。

村の石高には田畑のほか屋敷地なども含むが、これを人数で割った数値（1人当たりの石高）は、概ね村の農業依存率を示している。一般農村ではこれがほぼ1前後（村高と人数がほぼ同じ）であり、この数値が低いほど農業以外の生業の必要性が高く、志摩地方においては漁業への依存度が高いことが予測される。すなわちこの表中の「石高／人数」で見る農業依存度は、漁業依存度と反比例する筈である。

さて、まず「小舟／家」＝フナド海女の比重を見ると、これが高いのは答志、坂手、神島、菅島の離島の村々、浦村から石鏡、国崎、相差、畔蛸に至る村々、そして志島村、浜島村である。対して低いのは鳥羽城下町に近い堅神、小浜、そして現志摩市域の安乗、甲賀、名田、畔名、波切、和具、越賀、御座、南張の村々である。特に波切、畔名や和具、越賀、御座といった先島半島の村々が総じて低いのは注目される。

これと「石高／人数」（農業依存度）とを比較すると、村ごとの個性が際だってくる。例えば石鏡村は

| 村名 | 享保11(1726)年指出帳 | | | 延享3(1746)年 | | | 享保11年 | | 現在(県調査) | | | |
|---------|----------------|------|--------|------------|------|-----|-------|-------|---------|-----|------|----|
| | 船数 | 小舟数 | 小舟数／船数 | 家数 | 小舟／家 | 人数 | 石高 | 石高／人数 | 海女総数 | フナド | ノリアイ | |
| 1 堅神 | 4 | 4 | 100% | — | 72 | 6% | 365 | 307 | 0.84 | 0 | | |
| 2 小浜 | 52 | 25 | 48% | — | 124 | 20% | 522 | 107 | 0.2 | 1 | | |
| 3 神島 | 70 | 66 | 94% | | 137 | 48% | 593 | 11 | 0.02 | 45 | 1 | 12 |
| 4 答志 | 250 | 205 | 82% | | 278 | 74% | 1212 | 356 | 0.29 | 88 | ? | ? |
| 和具(答志) | | | | | | | | | | 62 | 2 | 60 |
| 5 桃取 | 127 | 98 | 77% | — | 130 | 75% | 653 | 103 | 0.16 | 2 | | 2 |
| 6 菅島 | 62 | 45 | 73% | * | 102 | 44% | 403 | 104 | 0.26 | 105 | 3 | 78 |
| 7 坂手 | 128 | 85 | 66% | — | 153 | 56% | 695 | 71 | 0.1 | 0 | | |
| 8 安楽島 | 48 | 46 | 96% | — | 124 | 37% | 707 | 585 | 0.83 | 10 | | 6 |
| 9 浦村 | 132 | 103 | 78% | — | 168 | 61% | 954 | 551 | 0.58 | 5 | | |
| 10 石鏡 | 94 | 86 | 91% | * | 103 | 83% | 571 | 94 | 0.16 | 85 | 3 | 37 |
| 11 国崎 | 36 | 33 | 92% | | 59 | 56% | 312 | 167 | 0.54 | 62 | 7 | |
| 12 相差 | 101 | 89 | 88% | * | 155 | 57% | 796 | 846 | 1.06 | 133 | 13 | |
| 13 畔蛸 | 33 | 32 | 97% | — | 53 | 60% | 282 | 101 | 0.36 | 6 | 6 | |
| 14 千賀 | 18 | 11? | — | — | 28 | — | 128 | 45 | 0.35 | 5 | | |
| 15 千賀堅子 | 9 | 5? | — | — | ? | ? | | 55 | | 3 | | |
| 16 安乗 | 47 | 38 | 81% | | 271 | 14% | 1088 | 305 | 0.28 | 22 | 1 | 7 |
| 17 国府 | 23 | 7? | 30% | | 189 | 4% | 916 | 1370 | 1.5 | 2 | | |
| 18 甲賀 | 39 | 20 | 51% | | 231 | 9% | 1109 | 1291 | 1.16 | 31 | | 10 |
| 19 志島 | 65 | 59 | 91% | * | 123 | 48% | 586 | 223 | 0.38 | 20 | 2 | 13 |
| 20 畔名 | 20 | 13 | 65% | | 71 | 18% | 378 | 79 | 0.21 | 16 | 1 | 3 |
| 21 名田 | 19 | 13 | 68% | * | 63 | 21% | 333 | 134 | 0.4 | 7 | 1 | 2 |
| 22 波切 | 79 | 30 | 38% | | 241 | 12% | 1356 | 909 | 0.67 | 23 | 4 | 4 |
| 23 船越 | 55 | 41 | 75% | | 141 | 29% | 753 | 205 | 0.08 | 36 | 5 | 3 |
| 24 片田 | 121 | 94 | 78% | | 294 | 32% | 1461 | 561 | 0.38 | 53 | | 29 |
| 25 布施田 | 68 | 61 | 90% | | 170 | 36% | 937 | 358 | 0.38 | 40 | 6 | 10 |
| 26 和具 | 50 | 35 | 70% | | 210 | 17% | 954 | 539 | 0.56 | 67 | | 14 |
| 27 越賀 | 17 | 15 | 88% | | 154 | 10% | 710 | 470 | 0.66 | 18 | | |
| 28 御座 | 16 | 14 | 88% | | 80 | 18% | 416 | 183 | 0.44 | 21 | 1 | 12 |
| 29 浜島 | 120 | 104 | 87% | | 193 | 54% | 924 | 363 | 0.39 | 10 | 10 | |
| 30 南張 | 17 | 16 | 94% | | 99 | 16% | 353 | 206 | 0.58 | | | |
| 総計(平均) | 1864 | 1441 | 76% | | 4020 | 35% | 19580 | 10285 | 0.49 | 978 | | |

* 船数は中田四朗「近世の志摩における海女と御師」掲載の表を基に作成。「*」は中田氏の数値と違うもの。「—」は中田氏未見分。三ヶ所は不明。国府のデータ及び家数、人数は地名辞典の記載に基づく(家数、人数は「鳥羽領内村々禄高調」)。石高は斗以下を四捨五入した。パーセンテージの部分で太字は平均値の2割増、斜字は2割減の数字を示す。「現在」の数値は、今回の調査数値。

V-3-1表 鳥羽志摩漁村の村勢一覧

近隣に比しても村高が低く農業に依存できないため、「小舟／人数」＝フナド海女率が非常に高い。典型的な海女漁村と言える。対照的に甲賀村は農業依存度が高く、フナド海女率は9%に留まる。一方、石鏡村に近い相差村は、村人1人当たりの石高は石鏡村の7倍近いが、海女漁の比重も高い。

波切村、畔名村や先島半島の村々は、海女漁が盛んであった筈であるが、フナド海女率が低いのはなぜであろうか。波切村の場合、村内に79艘ある船のうち小舟は30艘に留まり、小舟率が非常に低いのが、これは大規模漁業や廻船業が盛んだったことをうかがわせる。和具村も同様の状況があるだろう。先島半島は、紀伊半島沿岸に「先島船」として姿を現す地域圏廻船の本拠地であり、伊勢湾と志摩半島から熊野灘に至る物資輸送、とりわけ伊勢河崎への魚介需要に役立っていたものと思われる。

海女漁自体の特性からくる要因として、トトカカによるフナドではなくノリアイのフナドや、カチドの占める比重が高いことも考えられる。これは、磯場の違いという要素も加味しなければならない。例えば浅瀬で海女漁が効率的に行える地域では、「小舟／家」率が低くとも海女漁が盛んである可能性がある。とまれ、村々による偏差が非常に大きく、他の漁業、農業、生業や磯場などの条件により、漁場を接する村同士でも状況が異なることに留意が必要である。

さて、石鏡村には延宝7(1679)年に作成された明細帳、「石鏡村目録之引替」があり(鳥羽市立図書館所蔵の写真版)、家数、男女別人数と舟数、職業が記される。それによれば人口223人、うち男93人、女130人、家数68軒、船数55艘のうち鯨船4艘、柴船3艘、「蟹女船」48艘、そして「漁師七拾四人」「蟹八拾人」となっている。享保11(1726)年の明細帳と比較すると、人数、家数、船数の違いが大きすぎるが、石高はほぼ変わらない。この間によそから大規模な移住があったのであろうか。背景が不明なためあくまで参考に留めるが、延宝7年段階での特徴として男よりも女人口が4割近く多く、女性の6割以上は「蟹」であり、その人数は家数よりも多い。そして7割ほどの家が「蟹女船」を所有し、1軒に1人以上の海女が存在したことになる。なお、小舟率(小舟＝蟹女船数／船数)は87%で、享保11(1726)年段階とほぼ同じである。

同史料は他にも、男17人と女18人が安房国へ出稼ぎに行っているとし、また春に採る若布や海苔、ヒジキなどの海藻と、冬に「女子共」がとる「柴」は河崎で売る、などという記述が見られ、海女の出稼ぎや漁獲物の流通、季節による兼業などの点で大変興味深い。

もうひとつ、大喜多甫文氏も注目した史料だが(「近世のアマ潜水漁業」『歴史地理学』131)、和具村が宝永7(1710)年に提出した指出帳には、次のような箇条書きが含まれている(「和具漁協文書」)。

一、海士、是ハ春夏中者在所ニ而海士仕候、夏之内前海ニ、波立申候得者後浦江海士ニ入、真珠貝取申候、八月迄十月迄之内紀州様御領内江先年と御暇申請旅海士ニ参候、人数年とち多少御座候、海士罷帰候節御城主様江先年と熨斗式把宛差上ケ申、代銀不被下候御事

一、漁師、是ハ春夏中ハ在所ニ而諸漁仕候、夏之内ニ先年と御暇申請三州鯛網ニ被雇参候者も御座候、八月と来二三月迄紀州之内江鯨船ニ被雇、前々御暇申請参者茂御座候、十月と来正月迄紀州之内江先年と御暇申請海老取ニ参候、冬中ハ来正月迄在所ニ罷有候漁師後浦ニ而生海鼠引申候御事

この記載は2つの点で注目される。まず、「海士」と「漁師」が対比して記されており、漁獲物の種類から「漁師」と区別される「海士」は、鮑や真珠貝を採る潜水漁業と特定して良く、また男の「漁師」に対して女「海士」である可能性が高いという点である。夏季の潜水業で通常は「前海」(熊野灘に面する外海であろう)で、波が荒い日には「後浦」(英虞湾)で真珠貝を採るとしている点も注目される。

次に、双方の出稼ぎの時期と形態である。共に春夏は在所でなりわいを営むが、8月以降に「海士」は紀州藩領(熊野灘)に「旅海士」に赴き、「漁師」はやはり8月から紀州藩領の鯨漁や海老取りに出稼ぎに行く、としている。他の村でも同様の傾向は見られるのだが、春夏はトトカカ舟などの形態で男の「漁師」と共に漁を営んでいたものが、8月からそれぞれ別の出稼ぎに行く訳である。男が出稼ぎに出るため、

トマエを失う「海士」も出稼ぎに行くのか、あるいはその逆なのか、基底要因がどちらかは分からないが、とまれこれまで知られていた海女の出稼ぎについて、男漁師の出稼ぎと関連付けて再検討することを迫る史料である。

一般的に、明細帳の記事では、他に鮑や栄螺、海草類を採る期間や領主へ献上する時の記載が注目される。これらが通常の漁期なのか、口明け・口留めなど強制力を伴うものなのか、そして期間が区切られる要因は漁獲量の多寡なのか、価格の高低ゆえか、あるいは繁殖期を避けるなどの認識があるのか。これらは近代以降に組合が規制する内容との関係、特に資源管理的な認識の有無を含めて、検討する意味があるだろう。

2 漁業争論に見る海女

近隣の漁村同士が漁業権を巡り争った記録は、浦村の成り立ちに関わるために漁村文書の最も重要な部分を占め、少なからぬ古文書が残されている。双方の言い分のなかに漁業の形態が詳細に記されるため、特に磯の漁場をめぐる争論文書には、最も根元的な海女の姿が描かれることがある。

まず、明暦2(1656)年3月に展開された浜島村と南張村との争論を見てみよう。浜島村の村役人から鳥羽藩の奉行に宛てた願書には、冒頭の第一条で争論の発端について次のように述べる(山崎英二編『志摩国近世漁村資料集-浜島町を中心として-』三重県郷土資料叢書第六集)。

一、海士と申候ものは かつぎに出候而ハ浜へあがり火を焼あたり不申候てハかつぎ成不申候、就ハ先規よりおばべたの磯へ浜島村より海士かつぎに参り候而ハおばべたノ浜へあがり火をたきあたりきたり申候所ニ、今度南張村のもの共新儀をたく多人数催し参り、海士とない之もの共散々に打擲いたし、乗舟三艘并小道具共打わり申候義、何共迷惑仕候御事

浜島の海士たちが漁に出て、「おばべた」の浜で焚き火にあたっていたところ、南張村の者たちが大勢押し寄せ、「海士」と「とない」(=トマエ)の者たちを散々に打擲し、乗舟3艘と小道具を破壊した。浜島村の村役人は、海士は時々浜に上がって火にあたらねば「かつぎ」を営めないものであり、これまでも「おばべた」浜でそうして来たのに、今回の南張村の所業は理不尽である、と主張する。

海女が潜水する前後に体を暖めることは、現在では主に海女小屋内での囲炉裏火によりなされるが、明治16(1883)年に編纂された『三重県水産図解』に描かれる図絵の通り、当時は浜辺での焚き火で行われていたことが分かる。打擲されたのが「海士」だけでなく「とない」(=トマエ)も被害に遭っており、「乗舟三艘」も壊されたとあることから、フナド海女としての営みであったことも間違いない。

だが、地図を確認すると「おばべた」の磯は南張村の地先に当たり、浜島村は「目戸ザキ」という岬を舟で越えてこの磯に来ていたことになる。南張村としては、「おばべた」の浜が自分たちの浜辺であるために、実力行使に出たのであろう。

浜島村でも、「おばべた」の浜が南張村の領域であることは認めていたようだ。だが漁業権に関しては、南張村は「かちにてのすな取計」、つまりカチドで磯漁をすることはできるが、他の漁業権、特に舟を用いて漁をする権利は浜島村が占有することを主張する。3年前に南張村の与作という者が舟で荒布を取り、それに抗議した浜島村の善兵衛が与作から櫓を2丁没収し、未だに確保しているのだ、という。南張村は元来網の1帖もなく漁業権を持たなかったが、九鬼豊後の時代に地引き網1帖を買って貰い、地先の漁業を始めた、ともしている。

寛文5(1665)年付けの「浜島村南張村獵場相定覚」という史料に拠れば、明暦年間の争論は浜島村の主張が容れられたようだ。まず「おばべたにて桶かつぎ其外磯物取候儀、前々之通り南張村より可仕候、沖相ニ而ハ浜島村より諸漁可致事」と規定される。他の箇条書で「浜島村小磯黒崎」では「入相」と定

められていることと比較すれば、「おばべた」での「桶かつぎ其外磯物」は南張村、沖合は浜島村と、漁業権の範囲が区切られていることが分かる。「桶かつぎ其外磯物」とは舟を用いない海女漁、すなわちカチドを指す。男が操る舟に獲物を上げるフナドと異なり、カチドゆえに「桶」を伴うのである。

一般に漁村では地先漁業権が保障され、沖合いでは入会となることが多い。その場合、地先と沖合いの境界線の設定がしばしば争論の焦点となる。ここでは舟の使用の有無、カチドとフナドで区分がなされている訳で、海女漁の形態の違いに留まらず、それが漁業権域の区分と結びついているのである。

海女の磯場の漁業圏範囲についても一つ、宝暦11(1761)年に発生した布施田村と和具村との争論を見てみよう(「越賀区有文書」)。宝暦9年の6月、布施田村の「あざみ磯」と称される小島磯で海女たちが潜り若布を採っていたところ、和具村から数十艘の舟に乗って多人数が押し寄せ、雑言を浴びせ、舟14艘を和具村まで曳き取るなどの理不尽を働いた。和具村は「あざみ磯」を別の名称で呼んでおり、自分たちの漁場だと主張していたようである。11月には御座、越賀、片田、船越の4か村庄屋が調停に入るが解決は付かず、翌年2月に鳥羽藩役人の小村金蔵が出役し、4か村庄屋とともに問題の磯場を見分することとなる。さて争点は、布施田村は「あさミ之儀ハ小嶋磯ニ而海底一面ニ相続候磯」であり、和具村の磯とは隔たり、「磯ニ慥成間限」があると主張し、一方、和具村側は「まぜ続」として、自分たちの磯場に連続すると主張したことにあった。

一般の漁場争論については、陸上の山や大木などを目印として海面に境界が設定される。だが海女漁の磯漁場では、海底の磯が連続しているか否かが自村の権利を主張する大きな論点になっているのである。なお、布施田村では過去に難船の処理を行ったことを海女漁場の権利を主張する論拠としており、後に述べる点に関連して注目しておきたい。

漁場争論において、先に見たように舟や櫓を奪うことは、山林や水利を巡る争論と同様、江戸時代の村々が争う際の一種の作法であった。道具は生業を営む権利の象徴でもあったため、奪われたまま放置すれば相手方の主張を認めることになり、厳しい折衝が続く。また、慶安4(1651)年の石鏡村と国崎村の争論関係文書には、海上の船同士で「棹」で叩き、引っ張り合うなどという記述もあるが(「石鏡漁協所蔵文書」)、この棹は海女を舟上から引き揚げる「引竿」である可能性もある。このように争論文書に出る「道具」は、当時の海女漁で用いられた道具を知る手掛かりになり得る。

さて、海女漁と他の漁とは、全く障害なく両立しうるものであろうか。元禄3(1690)年3月、石鏡村の村役人は、「七浦」という広域の漁場権を主張する坂手村について、自村の磯を守るために、いかに大切に磯を管理してきたかを主張する。そのなかで「石鏡村磯之儀ハ、名吉之時分に罷成候へは大事に仕、へたかつき、立網もさせ不申、名吉之時分も過候へハ老若へたかつき致し毎日之口すき仕磯」と述べている(「石鏡漁協所蔵文書」)。ボラ(名吉)は冬期に大群で押し寄せるが、この漁は大規模な楯網を伴い、鳥羽藩の管轄下、多数の村々を動員して行われる。だが石鏡村では、ボラ漁の時期には「へたかつぎ」(磯でのカチド)もボラ漁用の「立網」も禁止して磯を大事に守り、ボラ漁が終わった後で老若ともに磯でのかつぎをするのだと言う。漁場占有権を主張するなかでの文言ではあるが、他の漁と海女漁との関係を見る上で興味深い。

志摩の事例ではないが、幕末期の弘化2(1845)年に紀伊国奥熊野の尾鷲で濱中屋幸右衛門という者が、テングサの一手買い受けを出願し、それを受けた藩では各浦村に意向を問うた。「海女」を入れるか否かが検討されたのかは不明だが、テングサ需要の増大を背景に、新たにテングサ採取を行う意図を含んだことは間違いない。8か浦の返答書が残っているが、テングサが採れないとする4か村を除き、天満浦、大曾根浦、九木浦、早田浦はいずれも否定的な見解を示した。それは「磯藻草等あらし候而者魚付悪敷、漁業之差支ニも可相成哉」(九木浦の返答書。「尾鷲組大庄屋文書」)との懸念に基づくものであった。本音の反対理由は別にあったかも知れず、海女によるテングサ採取が実際に諸漁の障害になった事実も確

認できないが、一般漁業との関係は、漁村のなかに海女を位置付ける上で重要な論点となる。

文政3(1820)年から同7年にかけて、浦村と石鏡村との間で繰り広げられた争論においては、ボラが住む「大湯浦」に石鏡村の「蟹」が入り込むため不漁の基となっている、として浦村が抗議している(海の博物館架蔵「本浦文書」)。なおこの争論の発端は、文政3年2月3日に「ちよろ船」で少なくとも女4人以上を乗せてヒジキと海苔を取りに来た石鏡村の甚兵衛を浦村が拘束したことであるが、まずここに「ノリアイ」形態の海女漁を確認できる。また双方の争論のなかで、「海山一円」と表記されるなど海女漁の権利と雑木・薪を取る山の用益権が一体となって論じられること、海藻を田畑の肥やしに用いるなど農業との関係も示されている点が注目される。

3 海女獲物の流通

海女が採った魚介や海草類は、生のままで、あるいは加工され、商人を通して販売された。その流通は伊勢の参宮文化と深く関わっており、それが日本各地の海女生業のなかで志摩海女の特性を際立たせている。この領域では、中田四朗氏が1980年前後に精力的に史料を収集され、海の博物館の紀要雑誌『海と人間』や『郷土志摩』を中心に、論考を発表されている。ごくかいつまんで論点を示し、残された課題を考えたい。

熨斗鮑は、志摩海女獲物の加工品として、その象徴となるものである。神宮の儀礼に用いられるのみでなく、神宮の神官たる御師が全国を廻檀し参宮を呼び掛ける際の土産物として重宝された。その量の多さは驚くほどで、志摩全体で年間140万本の熨斗鮑が生産され、これは鮑383トンに要する量であった、との推定がなされている(中田『三重県漁業史の実証的研究』)。ちなみに、現在の三重県のアワビ漁獲量は、年間で100トンに遠く及ばない。いささか数字が過大に設定されている感もあるが、伊勢神宮を核に膨大な鮑需要が存在し、それが志摩の海女漁業を支えていたことは間違いない。中田氏はこの膨大な熨斗鮑流通により生じる利益を巡り、伊勢の商人(熨斗屋)たちが独占を図り、あるいは鳥羽藩が専売制を試みた動きを、主として「越賀区有文書」を用いて分析されている(「近世の志摩における海女と御師-熨斗を媒介として-」『海と人間』6、「近世の志摩における海女と御師-熨斗請所制解体と熨斗屋の横暴-」『郷土志摩』56)。

熨斗に加工される分に加えて、参宮客向けの食材として御師宅や参宮街道沿いの旅籠屋等に、多くの生の鮑が売却された(後述)。漁業は一般に、魚介の保存が利きにくいという特性から、販路を安定的に確保できなければ収益を上げられない。近世の志摩の海女漁業は、伊勢神宮門前町を中核に圧倒的な需要が確保されており、この点で日本の他地域の海女漁とは大きく異なる特性を有していた。江戸幕府は干鮑を重要な輸出品(俵物)と位置付け、各地の鮑を干鮑に加工して長崎へ回送することを求めた。だが鳥羽藩がこれに応えた形跡はない。伊勢を中心とした需要の高さゆえに、鮑を干鮑に加工して俵物とする必要は全くなかったのである。

海草のなかでも天草類は、トコロテン、さらには寒天に加工する技法が江戸時代後期に発達することで、飛躍的に需要が高まった。明治期に至るまで寒天を製造する技術は世界で日本だけであったため、幕末期以降、海産物としては干鮑などと並ぶ重要輸出品となる。天草需要の増大は、出稼ぎ地が地域的に拡大し、出稼ぎ先で新たな地元海女が生まれるなど、日本の海女漁の生産構造を大きく変えるほどの影響力を持った(拙稿「近代の志摩海女の出稼ぎについて」『三重大史学』10)。志摩国に隣接する紀州藩では、領国内の天草に専売制を敷き、上方の寒天製造業者に送り、大坂商人経由で俵物として輸出された(中田四朗「近世における志摩の天草漁業」『海と人間』13)。紀州藩は、幕末期には鳥羽藩や土佐藩に対しても、共同での専売を働き掛けている(藤田貞一郎『近世経済思想の研究』)。

これらの動きのほか、慶応元（1865）年に、伊勢神宮につながる尼僧・慶光院が、朝廷の意向として志摩での天草一手買い付けを鳥羽藩に対し求める交渉に登場する（「越賀区有文書」）。海女の漁獲物をめぐる流通史、藩政史だけでなく、伊勢神宮や京都の朝廷とも関わりを持つ宗教者が登場する点で、政治史的な観点も含めて考えねばならない。

干した海鼠、煎海鼠も俵物として重要な輸出品となり、天明6（1786）年に鳥羽藩が専売制を敷くなど、流通上様々な統制が加えられた（中田四朗「三重県下に属する地域の近世における煎海鼠史料」『海と人間』14）。海鼠に関しては、腸などの内臓を塩辛にしたコノワタや卵巣を干したクチコも、珍味として重宝された。鮑も含め、海産物の加工の過程、それを担った地域についても、今後の検討課題である。

荒布は「海産第一」とされるほど漁村の海産物のなかで少なからぬ比重を占め、鳥羽藩では財政補填策として何度か国産仕法を導入した。大坂の鴻池家が一手買いする動きもある。荒布は産出は膨大だが値段は安く、救荒食糧として貯蔵されることもあった（中田四朗「近世の志摩における海女漁業と荒布の採取」『郷土志摩』50、同「近世における志摩の荒布漁業 上・下」『海と人間』15、17）。荒布がどのように流通・加工・消費されるのかは、なお検討の余地が多々ある。

さて、熨斗鮑とは別に、生のままの鮑が志摩から伊勢の河崎を経て御師宅に運ばれ、参宮客の食事に供された。参宮客が記した道中日記には、御師宅での豪華な食事内容が記されることが多い。御師は諸国からの参宮客に対し、伊勢での評判を高め、神宮の功德を示すための接待システムを発達させたが、贅沢な食事はその代表的なもので、特に魚介類が豊富に振る舞われた。これらは伊勢の外港・河崎で集荷されたが、伊勢湾を始め志摩半島、さらには熊野灘からも魚が運び込まれている。志摩の漁業生産は、河崎を台所とする伊勢での需要を背景にしていたと言って良い。そして伊勢だけでなく、熱田宮から伊勢に至るまでの参宮街道沿いの宿場でも、志摩の魚介類の需要が高かった。

参宮客の食卓に海女漁獲物がどのように登場するのか、一例を示そう。天保12（1841）年に武蔵国埼玉郡下之村の川島巳之助は、講中13名で1月13日に村を出立し、閏正月2日に伊勢に着く。三日市大夫のところで4日間滞在し、6日に立出して西国巡礼に向かった。彼は道中日記に伊勢での4日分の献立を克明に記録しているのだが、その間に鮑を実に6度も食べている。他は伊勢鯉とも呼ばれたボラが2回、鯛が大鯛2回を含め6回、鮪6回、蛸、鰯、烏賊、海老が2回などとなっている（「伊勢参宮西国順礼日記」、埼玉県立文書館蔵）。鮑は名吉（ボラ）、鯛などと共に、伊勢での食事を象徴するものとして供されたのではあるまいか。

彼ら参宮者の食事に供される鮑需要はいかほどであったか。本来は生業の場や河崎における流通に関する史料から推定すべきことではあるが、いささか乱暴な数字を算出してみよう。当時の参宮客は年間で4、50万人であった。だが、全ての参宮客が川島巳之助と同様に3～4日も滞在し、御師宅で贅沢な御馳走を食べたとは限らない。神宮に関する史料を集成した『大神宮故事類纂』中の神楽についての記事を見ると、御師宅で神楽を挙げる川島のような参宮客は全体の10分の1ほどであった。そのような階層の者たちが誰も滞在中に6回も鮑を食べたとは限らないが、平均して計2個くらいは食べたと思定することはできよう。5万人が2個ずつで10万個の鮑とすれば、3個で1kgとして33トンとなる。熨斗鮑の量に比すれば小さいが、これに参宮街道沿いの旅籠屋で食べられた分を考慮すれば、現在の志摩の年間アワビ生産量に匹敵するほどの数字となるだろう。一方、御師邸の食事では栄螺がほとんど出ない。理由は不明だが、御師宅でもてなす御膳には適当ではなかったのであろうか。

参宮街道を四日市方面から南下して津に入る手前の小川（現・津市栗真小川町）という地では、トコロテンを名物としていた。また熊野那智山でもトコロテンが供された記録がある。これらの原材料も、志摩の海女漁の産物である可能性を考えて良いだろう。志摩の漁業は総体として参宮文化と深い関わりを持って繁栄していたのである。

4 難船と海女

海を場としながらも、漁業ではない局面での海女の活躍を見ておこう。熊野灘から志摩半島にかけては、黒潮の影響や暗礁の多いリアス式の海岸線を持つために、船の難破の多発地帯であり、特に大王崎沖は難所として知られていた。この地域に残る江戸時代の古文書群には、船が難破した際の処理記録が多く残されている。そして志摩国の難船については、海底に沈んだ船やその積荷、更には溺れた水主らの引き揚げに海女が深く関わっており、この点が同じ難船でも熊野灘の事例とは大きく異なっている。

最初に、溺れた水主への対応事例を見よう（「越賀区有文書」）。文化13(1816)年、尾張国常滑の佐七船が、水主5人を乗せ越賀に入港し、2月16日夕7時過ぎに、買い付けたテングサ4千貫匁を積み込み大坂に向けて出帆したところ、突然の東風にあおられ、海上に高波が発生し、越賀村の前沖、えびすという磯に座礁してしまった。やむを得ず乗り組み一同は「舟板を持」って海中へ飛び込み、ようやく沖に上陸したが、炊の長治郎の姿が見当たらない。村では提灯を掲げて尋ね、大声で呼んだが、風雨高波が強まり、どうにもならなかった。夜も更けた4つ時頃に波が穏やかになったため漁船を出し、村の指図で「海士」を入れて捜索したところ、荒磯で果てている長次郎を見出した。越賀村では死体を検分し、小屋を建てて番人を付け、安乗浦の船問屋へ報告し、小村政治郎という者が出張して死体を再検分した。佐七が出した証文には、長治郎は常滑の者で17歳だが「常々病身故、其上游不得手ニ而高波ニ被打払相果候儀」としている。当時の船員が泳ぎが得意とは限らないことが、海女の技能を考える上でも興味深い。他国者である長治郎の死は鳥羽藩の役所へも報告され、事件性はなく、間違いなく事故によって死亡したことが認定され、越賀村の宝珠院に葬られた。

壊れた船と積荷の処理も見ておこう。船具で再利用可能なものは佐七が国元へ運送したが、「痛棹」を含む「船滓」は越賀村での売り払いを要請し、越賀村では商人を呼んで入札に掛け、金3両と銀9匁を受け取った。これは事実上、難船救助と処理に当たった越賀村に対する、佐七からの礼金となろう。加えて、佐七船が積んでいた4千貫匁のテングサは、田曾村の林八という者が越賀村で買い付けて大坂へ運送を依頼したものであったが、風雨高波で半分が沖へ流れ散り、ようやく2千貫匁だけを陸揚げすることができた。この分は持ち主である林八に引き渡されるが、難船積荷に関する幕府の規定に基づき、濡れ荷物は代価の10分の1（分一金）を浦村に渡すことが求められる。難破前、越賀村では林八に1貫匁当たり3分3厘で売却していたが（銀1貫320匁、金に換算して22両となる）、双方相談の上で、1貫匁当たり1分9厘6毛で評価することとし、その分一金として金2分と銀7匁6分を受け取った。

積荷拾い上げによる分一金は、大規模な難船であればかなり多額になる。この2年前、文化11(1814)年正月5日にも越賀村沖合いに大坂の商船が難破し、越賀村では「漁船三拾四艘江人数百八拾人」もの大勢で乗り込み救助に当たるが、翌日と翌々日に掛けて海底に沈んだ荷物の引き揚げに従事する。大坂船は鉄、筵と備前表、樽物、そして「伊勢御師荷物」などを積んでおり、越賀村で陸揚げした荷物だけでも2089品にも及んだ。それらの総代金は564両にも上り、分一金として41両2分を受け取っている（濡れていない「浮荷物」は代価の20分1という規定であり、一部これを含むために総額の10分の1にはならない）。なお、その翌年7月に紀州日高船が難船した際にも、「沈道具等者海士を入懸搦」をしているのだが、越賀村は分一金のほかに人足料12両を受け取っている。

いずれにしても、難船処理に伴う村の収益は甚大で、そしてそれは、海女たちの活躍に依るところが大きい。もちろん難破船を救済する義務的負担という面はあるのだが、村や海女たちにとって、通常の漁業に従事するよりも海底から荷物を引き揚げの方が収益を期待できたのではあるまいか。

宮本常一らが『日本残酷物語』で活写したように、前代には難船の到来により年ごとの生活を維持している浦村が存在した。海の恵みは魚介類だけでなく、船や積荷という人工物も含んでいたのである。

年未詳だが（子年2月13日）、知多郡亀崎村の船頭繁吉船が船越村と波切村の境で難船した時、両村の間で難船を引き揚げる「権利」を巡り紛争が生じている。難船の船頭・水主らが元船を捨てて舢で上陸した地は船越村であり、船越村では「引船」数艘を出して難船を陸揚げしようとしたところ、波切村の者たちが押し寄せ、難破した場所は波切村の領海であり、波切村へ引き揚げるべきことを主張した。結局大庄屋の裁定で船越村が引き揚げることにしたが、その際に波切村も漁船6艘を加勢として出し、処理にあたることとした（「船越区有文書」）。領海（漁業権）とも関連はあるだろうが、「引船」に加勢した波切村は、積荷の処理にも関与したのではなかろうか。難船の処理とは、浦村に負わされた義務という面ばかりでなく、むしろ「権利」でもあった訳である。

ゆえに、自村で十分に海女を確保できない場合は、他村から海女を雇うこともあった。海女の数が少ない小浜村では、答志村の海女を雇い、荷物を引き揚げさせている（海の博物館架蔵「小浜漁協文書」）。

だが、他村の海女を入れることに関しても利害が衝突する場合がある。年は不明だが、浦村領の長瀬で紀州日高の船が難破した際に、浦村では国崎村の「海士」を雇い入れたのだが、これに石鏡村が抗議の申し入れをした（「石鏡漁協所蔵文書」）。これまでは御城米船でも商船でも浦村領海で難破した場合には石鏡村の「海士」が雇われ、海底に沈んだ積み荷を引き揚げていた。浦村がこの時に国崎村の「海士」を入れたのは、当時、石鏡村との間で磯漁の権利を巡り紛争中であったためらしい。だが、小浜組に属する石鏡村や浦村と異なり国崎村は国府組であり、石鏡村はやむを得ず他村から雇うとしても、同じ小浜組の答志、菅島から海士を入れるべきだ、と主張する。石鏡村が抗議した理由は、拾い上げ荷物の「分一金」の問題もあるが、難船荷物の引き揚げを行う海の領域が、海女漁自体の権利にも影響するからであった。

他村の「海士」を入れる事情として、興味深い事例がある。元文2（1737）年閏11月7日、摂津御影の文右衛門船が越賀村沖合いで難破し、越賀村の者達が勢で船を出し、船頭や水主を助け上げた。2日後に風波が静かになったため、越賀村では難破した場所へ「海士人足衆」を召し連れ、海底を残らず探索したが、岩の間に碇の一つ見出せたのみであった。そしてその碇も「何分女海士ニ而難及、難儀ニ存居」と、海女の力では引き揚げることができない。そこで、西宮から到着した荷主惣代とも相談の上、「安乗浦より男海士三人」を雇い入れ、越賀村の海女と共に作業に当たった（「越賀区有文書」）。この史料から見る限り、特に説明のない「海士」は海女である可能性が高く、一方で男の海士も少なくとも安乗村には存在した。英虞郡の越賀村と答志郡に属する安乗村との間には10前後の海女漁村がある。重い碇を引き揚げる必要上、わざわざ遠い安乗村から「男海士」を呼ぶのは、「男海士」がさほど一般的ではなかった証左ではなかろうか。

この事実は、漁村の男であっても必ずしも潜り、泳げる訳ではないことを思わせる。熊野灘に面した尾鷲浦でのことだが、寛政11（1799）年6月に珊瑚珠を海中から探索することが紀州藩より命じられた。当時の11代将軍徳川家斉の要望が背景にあったようだ。尾鷲では、船上から磯の珊瑚を掻き取る道具を作り採取を試みるが、なかなか埒があかない。この事業を担当した土井嘉八郎という者は、志摩から海女を雇い入れ、夏の間潜らせて探索させた（「尾鷲組大庄屋文書」）。尾鷲のように漁業が盛んな地域でも、海に潜り珊瑚の有無を確認する作業を地元の人間で賄うことは出来ていないのである。海女の潜水技術は、当時の社会においても、それだけ特殊なものなのであった。

5 人口動態と兼業

志摩の海女は江戸時代から熊野灘や房総半島に出稼ぎに赴いていた。それは同時代史料には、主として村毎で作成される明細帳や宗門人別改帳に、不在者の注記という形で示される。近世後期以降、テン

グサ需要の増大に伴い、出稼ぎ先は全国各地に広がり、北海道から朝鮮半島まで拡大して行く。それまで海女不在の地で、収益の多さを見て地元女性が海女稼業を始め、定着していくケースもあった。明治期以降の出稼ぎ状況は、村を離れる際に戸長役場への届書が求められたため、地元の文書群に残っている。だがこれも明治30年代半ばまでで、それ以降の状況は新聞報道や出稼ぎ先の記録で見るとしかない。先に拙稿で明らかにしたものの、海女の地域的広がりや、出稼ぎ先の状況に関しては、出稼ぎ先の記録の詳細な調査が求められよう。

毎年村で作成される宗門人別改帳を年次的に追って残っていれば、村内の出生、養子、婚姻等の移動記録から、当時の家族構成と、そのなかでの女性の位置付けが明らかになる。

志摩では妊娠中の海女休業を避けるために、妊娠しても墮胎してしまい、幼い女兒をよそから養子に取って海女に仕立て上げる、という俗説がある。残念ながら現段階で漁村に残る連年の宗門人別改帳群は見出せていないが、残存する宗旨人別送り証文などからは、そうした傾向は見出せない。宗門人別改帳の調査・探索とその厳密な分析から、志摩の家と、海女になり得る女性の位置について、時代性と共に明らかにすることが可能であろう。また、人口統計などで表れる女性人口の多さや、男女ともに盛んに行われた出稼ぎの実態や影響なども見て取れるものと思われる。

海女の兼業には、伊勢国へ茶摘みや稲刈りに行くなど、海女漁以外のものもあった。魚介の加工や小商いなども行われたことであろう。ここで検討したいのは、都会からの旅人に海への潜水作業を見せて金銭を得る一種の観光海女が、江戸時代にも行われていた可能性である。明治初期から大阪千日前を始め大都市での海女ショーの実演が確認できるが、都会人の好奇心な眼を取入る手段とする発想は、近代に突如表れるものであろうか。ましてや志摩は、江戸時代の最大の観光地、伊勢の門前町に近接しており、そこでは古市の歓楽街を中心に見世物文化が高度に発達していたのである。

「二見荘区有文書」中に含まれる「旧記」に、次のような記事がある（明和9〔1772〕年）。

一、辰ノ三月十九日、京都御所長橋之局御参宮と申、山田御師七之神主并内宮藤浪様より御馳走有之、立石浜ニ新御休所出来、廿日に浜へ御出、四つより八つ過迄御遊、あまをよび鮑をとらせ、綱（網カ）を引かせ御慰有之候、御塩殿へも御寄も可有哉と掃地入念、郷中神役壱人宛相詰メ候得共、御立寄無之候、村年寄ハ堅田ニ付ケ指上申候、長橋之局とハ申候得共、仙洞御所と申風聞ニ候

朝廷の女官である長橋局が、伊勢参宮の後に二見浦に訪れた。外宮の七神主と内宮の藤波氏が接待したようで、立石浜で休憩所が設けられ、4時から8時までと、昼前後にゆったりと遊覧したようだ。そして、そこでの楽しみとして「あまをよび鮑をとらせ」とあるのだ。二見浦は、浮世絵の題材には夫婦岩を背景にした海女が登場するが、実際には海女漁が行われる場ではなく、近世でも近代でも、史料上にその形跡はない。また海底は砂地であり、鮑も採れない筈である。海女を「呼び」とあることから、明らかにこれは実際に生業を営む海女の見物ではなく、志摩から海女を呼んで見世物としているのであろう。

二見浦は、参宮前に覗ぎに訪れる旅人で賑わったが、海岸の茶店で売られる栄螺の壺焼きが名物として知られていた。だが、栄螺も二見浦で採れる訳ではない。真珠博物館の松月清郎館長によれば、鳥羽から二見浦へ栄螺を売りに来た海女たちが時に二見浦で潜り、見世物としていたのではないかとのことであるが、肯ける見解である。しかしながら、諸国から訪れる参宮客の旅日記（道中日記）に、二見浦の「海女」について触れた物はない。長橋局のような特別の賓客に対してのものであったらだろうか。

なお、関連して寛政9（1797）年に刊行された『伊勢参宮名所図会』中の記述も参照しておこう。津の少し南、香良洲神社に関する部分である。

▲小加良須御前社 からすの名ハ今高貴村より東の森にあり、当社ハ矢野村の内にて社地ハ海岸也、岸の松林ハ至而勝景にして末枝を洗ふ墨の江にも勝れり、此磯より漁舟をかり乗れば津の入海に着

也、其船路釣をたれて魚を得さしめ又あまのかづきなどさせて興とす

言うまでもなく伊勢湾の中ほどで砂浜が続くこの地に海女漁は存在しない。だが肝心なことは、上方の文化人によって叙述された書物において、海女に「かづき」をさせて見物するという「娯楽」の存在が認識されていた点である。恐らくは、伊勢と志摩とが同一視され、鳥羽遊覧の場などで行われたであろう海女の実演見物と混同されたのではないか。ただ、旅人の日記からは、津の町外れの岩田橋近くで栄螺の壺焼きを名物として販売していたことを知る。先の二見浦の事例と合わせ見れば、これに伴い伊勢湾でも海女の実演が行われていた可能性も、完全には排除できない。いずれにせよ、こうした問題は庶民の道中日記だけでなく、文人や武士・公家らの紀行文などをも収集し、検討する必要がある。

近代以降の海女は、御木本幸吉の真珠養殖に関わって別の活動領域を得、また御木本の販売戦略や博覧会文化のなかで「観光海女」としても活躍する（拙稿「都びとのあこがれ－歴史に見る志摩の「観光海女」－」『三重大史学』12）。これらの様相に関する資料には、まずミキモト真珠島・真珠博物館に、明治前期から戦後に掛けての膨大な新聞記事スクラップコレクションがある。三重県域のみならず東京、京都、大阪や九州、四国などの記事も拾われており、極めて貴重なものである。また、戦前期に盛んに行われた国内外での博覧会における「海女館」については、三重県史編さんグループや乃村工藝社情報資料室が、多くの関係する資料を収蔵している。

志摩地方には、鳥羽港近辺を中心に風待ちをする船員たち相手の「はしりがね」と呼ばれた船行き遊女が存在した。伊勢の古市から季節を限って出稼ぎに来たり、北勢方面や熊野から流れて来る者も居たようだが、主な供給源は志摩国の村々であったろう。彼女らは海女漁を営む可能性もあったはずである。歴史上、女性に限定された職業として、また海を生業とする点でも海女との共通性がある。微妙な問題を含むが、近代以降の兼業や様々な出稼ぎの問題も含め、志摩国で生まれ育った女性の生きる道、一種の「選択肢」として、海女との関係を検討することの意味がある。

おわりに

最後に今後の課題を整理しておきたい。志摩地方の古文書から海女の活動について検討する時、改めて中田四朗氏が行った古文書調査の徹底振りに驚かされる。重要な史料のほとんどが、氏が見出し、紹介されているものである。私たちはまず中田氏が見出した古文書の情報を、できるだけ共有するところから始めざるをえない。だが、氏が作成された漁村史料目録（海の博物館で保管）掲載の文書のうち、今回検討することができたのは精々2、3割に過ぎず、所在自体が不明な古文書類も少なくない。

歴史上の海女の全体像は、志摩の女性の全て、またそのパートナーたる男性も含め、海女漁村の全貌を解明することではじめて示すことが可能になるものである。その点で志摩地方の古文書を悉皆的に調査することが求められるが、特に中田氏も海女漁獲物の流通に関する研究で多くを依拠している越賀区有文書、船越区有文書、石鏡漁協所蔵文書の調査が急務である。また、村の概況を記した村明細帳については、中田氏は一部データでは示されたが、志摩国全村の分を、所蔵する徳川林政史研究所で調査・複写する必要がある（鳥羽市域の分は『鳥羽市史』に翻刻されているが、志摩市域の分は入手できていない）。また海女の活発な出稼ぎについては、出稼ぎ先における調査により、実態が明らかになろう。

これまで見てきたように、志摩地域に残る古文書類でも、海女自身が主役として登場することはほとんどない。だが、漁業争論記録や難船記録、伊勢や上方の商人らとの商品流通に関する記録、旅人の記録などから、志摩海女の歴史的な活躍、地域における比重の大きさ、多様で広域的な活動ぶり、総じて当時の海女の習俗を見出すことができるのである。

4 近代期の海女調査とその資料

吉村 利男

はじめに

今回、海女習俗基礎調査が実施されて、志摩地域の海女（海士）の現状が明らかになる。その調査結果を歴史的な推移の中で捉えるには、これまでの海女調査の状況を踏まえる必要がある。そこで、近代期の海女調査と資料について、調査の状況や海女数及び漁法の習俗などに注目して概観してみる。ただ、公的機関の調査だけでなく個人研究もあり、すべてを網羅することはできないことを断っておく。

1 明治期の調査資料

① 『三重県水産図説』・『三重県水産図解』

明治前期には勸業施策の一環として博覧会や共進会が数多く開催され、県勸業課は明治14年（1881）の第2回内国勸業博覧会に『三重県水産図説』、同16年の水産博覧会に『三重県水産図解』を出品した。見事な画図（略B4判見開き）に解説を加えたもので、共に当時の漁撈慣行を知る上で貴重なものとして昭和44年（1969）に県有形民俗文化財に指定された。現在、原本は県教育委員会が管理しているが、昭和59・60年に海の博物館によって影印（縮小）版が印刷発行され、比較的容易に見ることができる。

この2冊には海女に関する記述が多少見られる。『水産図説』では、「鰹漁蟹婦之図」が描かれ、「頭ヲ包ム手拭ニ紺ノ木綿糸ヲ以テ図ノ如キモノヲ縫モノトス、是ヲ（トウマン）セイマント云、海中安全ノマジナイナリト云」と冒頭に記し、「舟ニ乗り沖ニ出ツルモノ」「磯辺ヨリ桶ヲ持チ游キ出漁スルモノ」の区別などを述べる。そして、舟で沖に出た「二人乗り^{夫婦或ハ親子}」の作業手順が第1図～第5図に分けて記載される。潜水した蟹婦との遣り取りは「碇ノ綱」で行われ、船中の夫は「碇綱ヲ足ノ指ニ挟ミ、引棹ヲ採リ綱ニ蟹婦ノ取付ヲ待ツ」とある。

次に、『水産図解』では「鰹一名石決明」の項に詳細な解説が見られ、「蟹婦潜水」による鰹の捕獲は国崎村を例に掲げている。その内容は基本的な海女漁法であるので、要約して以下に示しておきたい。

ア：出漁の前には浜辺で焚き火して全身に暖を取り、「小桶^{凡ソ四五}入り」の水に焼石を投じて熱湯させ、その湯で「潜水ノ后チ暖ミヲトル為」、小桶は蓋をして船に乗せる。

イ：「十町或ハ二十町」離れた沖にはまず4艘の「嚮導船」が出て、潮流や海水の透明度などから漁場を定め、4艘がそれぞれ「四辺ノ位置ヲ占メ」、後発の各船到着を待つ。各船には男女が乗るが、「漁船ハ男一人、之ヲ（トマヘ）ト云フ、女一人或ハ二人、之ヲ（蟹婦ト云）、最モ蟹ハ二人ヲ限り」とした。なお、この男女は「必ス親子夫婦ニ非サレハ船ヲ同フセス、若シ止ヲ得サル事故アレハ兄弟姉妹ノ者」とし、潜水に関しても「漁婦ニ巧拙アリト雖モ大概ネ三十四、五歳ヨリ四十四、五歳迄ヲ適齡トス、聞説ニ女子ハ呼吸永ク且ツ己ノ量ヲ計リ浮沈スルカ為メ過チ少シ、男子ハ勇氣ニ過キ仮令呼吸尽ントスルモ貪欲ニ涉リ其浮泳ヲ誤ル間々アルニヨリ一切男子此業ヲナスヲ禁ス」と制限されていた。

ウ：「嚮導船」の漁婦が棒で舷を叩き、各船もそれに応じ、漁場に各船の揃った確認がなされ、その音が止むと潜水作業に移った。

蟹婦は「白布ヲ以テ頭ヲ裹ミ又腰間ヲ纏ヒ」静かに海に入り、「錨綱ニ抛リ潜水」した。海底では暗礁の鰹を「腰間ノ錨ヲ以テ起シ捕リ、左脇ニ挿^{老練ノ者ハ一回五}ミ六貝ツ、懐キ上ル呼吸ノ迫ルヲ計リ錨ヲ腰帯ニ指シ浮泳」した。船中の男子は長竿を持って海中に注目し、蟹婦の浮上に伴い長竿を下し引き上げた。

エ：蟹婦の潜水作業は「穏和ノ候ハ七、八回、寒中ハ三、四回、暑中ハ十二、三回」に及び、船に上がった後は桶湯で一時暖を取り、衣服を着し各船一同浜に帰り、浜辺では焚き火して体を暖めた。

以上がいわゆるフナドに関する記述で、国崎村では「錨綱ニ抛リ潜水」し、長竿で引き上げている。今回の調査では「引き上げ用竿」の使用報告例は少なく、「イキヅナ」（「イノチヅナ」「コシヅナ」）を腰

に取り付けて潜水している所が多い。命綱(生綱)は古くから使用されていたという指摘もあるものの(『海女(あま)』)、明治前期の長竿による引き上げは大きな特徴であろう。

② 明治前期の水産調査と『三重県水産概略』

三重県での近代期最初の水産調査は、県が明治10年12月22日付けで漁業現在人員と魚介別捕獲高の取調を区戸長宛に指示したものである(地甲第159号)。その結果をまとめた資料は明らかでないが、取調項目から考えて海女に関する統計・記述はなさそうである。

上記の『水産図説』や『水産図解』作成の基礎となる調査は、中田四朗「目で見る三重県漁業史」(『影印 三重県水産図説』解題)に記されているように、県が明治12年8月24日付けで各郡役所に指示したもので(乙第162号)、別紙の調査項目・書式は『水産図解』の解説に近い。特に「器械」の項目では「図ヲ別紙ニ掲ケ説ヲ助クヘシ」とあり、実際、漁網などの図を添付した明治12年の戸長「取調」文書(控)がいくつか確認されている。この調査が『水産図説』や『水産図解』のもとになったことは間違いない。この調査指示の布達には「勸農局長ヨリ照会有之」と見られ、全国一斉に行われたようであるが、翌13年8月には男女別漁業者などの補足調査の指示もしている(乙第116号)。しかし、調査結果すべてが『水産図説』や『水産図解』に反映されているわけではなく、補足調査のデータなどは全く記述がない。

この調査の集約過程を知ることが重要であり、そうした意味から注目される1つの資料がある。それは『三重県水産概略』写と下書きで、写はかつての水産庁資料館(現在、中央水産研究所に移管)、下書きは国文学研究資料館(史料館)で発見・収集した。写には「農商務省」、下書きは「三重県」の罫紙が使われ、明治14年2月付けの水野正連識の「小序」が付き、本文は「三重県六等属水野正連編述・全準等外櫻井金次郎画図」とある。「櫻井金次郎画図」は『水産図解』と同じで、明治14年の『水産概略』の画図が転用され、体裁を整えて明治16年2月に『水産図解』として水産博覧会に出品された可能性がある。それは『水産概略』の画図付きの完成品が県庁などから確認されていないことから言え、本文も掲載順序が多少異なるものの、内容・表現は極めてよく似ている。

『水産図解』は「三重県八等属早田秀純編述」となっており、『三重県職員録』で見ると、明治15年2月には「勸 水野正連^{神奈川 県士族}」とあるが、同年8月は代わって「勸 早田秀純^{長崎県 士族}」の名があがる。すなわち、水野の県職員辞職に伴い、新任の早田が『水産概略』をもとに加筆して『水産図解』を仕上げたものと考えられる。両資料の詳細な比較検討は行っていないが、『水産概略』末尾の「捕漁採藻高」など、削除された部分もある。鰻に関しても「種族蕃息ノ保護」の旧慣事例が『水産図解』には省かれており、海女の鰻捕獲に関わるので、『水産概略』の記載を次に掲げておく。

按スルニ種族蕃息ノ保護法ヲ設ケス、然トモ其小ナルモノヲ捕フヲ禁ス^{石鏡村 例}、安乗村ノ如キハ小鑿ヲ用使セス、故ラニ捕獲ニ不便ヲナシ、小ナルモノヲ保護スル一斑トス、是レ旧慣ノ例規ナリト云

③ 『東京人類学報告(雑誌)』の報告

志摩地域は早くから文化人類学などの調査・研究対象地で、海女の習俗に関する調査もなされた。偶然ながら『東京人類学報告(雑誌)』で海女に触れた2点の報告を確認した。1つは明治19年11月号の福地復一「志摩御坐崎村ノ習俗」である。福地は伊勢山田の出身で、後に東京美術学校教授となり、図案科主任教授を務めた(三重県美術館HP)。報告は明治18年に御座村に赴き聞き取ったことを採録したもので、次のように海女の使用道具など当時の呼称が多くあげられている。

海婦ト称シテ皆海中ニ入りテ藻ヲ薈リ介ヲ捕フ、其石花菜ヲ採ルニハ「イソヤケ」ト称スル桶ニ長キ棕櫚繩ヲ附ケ、コレヲ腰ニ結ヒ「トツタ」ト称スル手綱^(ツツ)ヲ持チ、身ニハ皆「イソナカネ」トイフ揮ヲ纏ヒ、「イソテ、ラ」トイフ手拭様ノモノヲ以テ頭ヲ包ミ、桶ノミヲ海上ニ浮ベ「トツタ」ヲ携ヘテ海水ニ没入シ、海底ヲ探リテ石花菜ヲスクヒ、凡^(ツツ)十分時間ヲ経テ浮ミ出テ「トツタ」ニ取り集メタル石花菜ヲ「イソヤケ」ニ遷シ…

また、この報告には「婦人其家業タル採藻ニ従事スル」ため、「自生児ヲ養育セズ…此地ノ家族ハ過半

養子養女ヨリ成レルナリ」とも記されている。

2つ目の報告は明治21年12月号の古坂生「志摩国英虞郡和具邨ニツキテ」で、別件で志摩に来た際の「手帳ニ扣ヘアル三ツ四ツノ略図」をもとに和具村の風俗を少し紹介したものである。海女については、「女ノ働ク事ハ非常ナリ、壯年ノ者ハ皆海ニ入りテあはび・さゝえ・がせ等ヲ採ル、故ニ一村ノモノ挙リテ皆ナ蛋女ナリト云フテモ可ナリ」と記す。石版挿図にはカチドとフナドを描き、フナドでは「夫ノ差シ入レタル棹」で海女を引き上げている。

なお、明治25年11月8日には農商務大臣から水産調査の指示（農相務省訓令第33号）が出て、三重県では明治24年の実績をまとめて回答した。その控が県庁に保存されており、水産業者・漁場及水産業に関する土地・漁船漁具・漁獲及製造・販売・水産業経済が統計を中心に郡別に詳しくあげられているが、海女に関する記載は見られない。（『明治24年水産事項特別調査』）。

2 大正期の調査資料

① 『蠶婦労働問題の研究』

大正3年（1914）8月には『水産ニ関スル調』という報告書が印刷・発行されている。これは大正期最初の公的な水産調査で、三重県内務部が調査したものである。調査の目的は「漁村ノ改善」や「漁村ニ於ケル福利ノ増進」とし、内容は「漁業者及其ノ家族副業」に関する町村別統計と県・郡の「水産業補助又ハ奨励ニ関スル規程」を収録している。残念ながら海女についての記述はないが、この頃の水産調査は漁法慣行や漁獲高だけでなく、漁村の生活面を重視する傾向がうかがわれる。

海女の調査においても、労働・衛生、さらには女性問題として対象とすることが多くなり、その1つが大正6年発行の『蠶婦労働問題の研究』である。伊丹萬里という京都帝国大学法科学士の研究論文であるが、本文A5判・112ページに及ぶ大部な1冊で、後述する県衛生課の『蠶婦ニ就テ』よりも4年早く刊行されている。調査は大正4年秋より著者が闘病のため鳥羽に1か年住まいした際に行われ、県水産試験場や崎島水産学校、老練海女など数多くの協力者があった。それに、水産試験場を通じて18か村の村長や漁業組合理事からも情報を得ており、個人的研究ながら全般的な状況がわかる。

この『研究』の構成は、「第一章 序論」「第二章 蠶婦労働の沿革」「第三章 蠶婦労働の現在」「第四章 蠶婦労働と健康」「第五章 蠶婦労働と家庭事情」「第六章 蠶婦労働と風紀」「第七章 結論」からなる。そのうち、第3章に当時の海女人数などが掲載されている。まず、第1節の「第一項 蠶婦の本場と人口」では、志摩地域の漁村を23とし、「耕地の豊かなる甲賀・国府・的矢・桃取・坂手」の5か村を除く18か村に「女子潜水労働の習俗」があるとす。「蠶婦総数・戸数」は明治38年時点で1,966人・1,358戸、大正3年時点では2,409人・1,549戸で増加の傾向にあった。明治期では海女人数に関する資料を未確認で、これが最も古いデータの可能性もあるが、「之に加ふるに、義務教育を終了せるも未だ一人前の蠶婦として計上せらるるに至らざる者を以てせば、優に四千を下らざるべく」とも記している。そして、海女増加の一要因として「蠶婦養成の目的に出づる養女制」が流行し、最近10か年で409人にも及んだといい、先述の『東京人類学報告』の報告とも合わせ、当時の「養女制」の実態把握は今後の課題である。

また、第4章の「第三節 蠶婦の可働期間及寿命」では、15か村の村ごとに15～25歳・26～35歳・36～45歳・46～55歳の年齢区分で海女人数を掲げている。大半の村で15～25歳、26～35歳いずれかの年齢区分の海女が最も多く、かつて海女に従事した人の寿命も調査し、鏡浦村では「至ツテ長寿ナリ」と聞き取っている。それに、蠶婦の出産に関して「妊娠期と雖ども殆ど分娩の前日まで従事」と記すなど、この『研究』では「蠶婦労働の健康性」について詳しく取り上げている。

次に、第4章で記される「蟹婦装束」については、『水産図解』とかなり異なり、紙幅を割くが、今回の習俗調査に関係が強いので一部を掲げる。

棕櫚の如き赤髪を堅き「磯鬻」に結び、其の上を「正面襲来」の魔避縫をなせる手拭にて絞りあげ、体には軽く白木綿の胴衣と腰衣とを纏ひ、甲を穿てる手には手鉞又は鑿を持ち、綱袋と生綱を着け、眼には防水装置の一眼又は二眼鏡をかく。斯くて浅磯の作業場に赴く者は一艘の「蟹舟」に十二、三人同乗し、…目的地に至るや…下船し、各自一個の大なる「磯桶」を浮べて之に腰の生綱を結びつけおき、三、四尋の海底に潜水し、獲物ある毎に浮び出でて其の磯桶に投入す。之に反して深磯の作業場に赴く者は一艘の舟に一人の漁夫と一人の蟹婦同乗し（多くは夫婦）、又磯場に於ても前記の如く磯桶を用ひずして、生綱の一端は舟上の漁夫之を持ち、蟹婦は四貫内外の分銅と共に舟楫より能く十二、三尋乃至二十尋の海底に潜水作業す、而して一「呼吸」毎に生綱を引き合図をなす時は、舟上の漁夫は其の生綱を舟楫の滑車に懸けて引上げ獲物は之を舟中に投入す。

これによれば、いわゆるフナドで分銅による潜水や生綱の滑車での引き上げなどが行われている。地域的な差異ではなく、技術の進歩であろう。神奈川県の城ヶ島では明治33年（1900）頃から滑車を使うようになったと言われ（『海女（あま）』）、志摩地方への導入など、詳しい資料調査が必要である。

そのほか、朝鮮沿岸や紀州沿岸への出稼ぎに関しては、雇傭契約書や労働組合としての蟹婦団の申合規約も例示している。また、「明治二十四年頃、志摩国越賀村の井上布平なる者、朝鮮沿岸の水産事業を視察したる際」、現地では荒布のみを採り、「饒多なる鮑・榮螺等」は採取していないことがわかり、朝鮮沿岸への出稼ぎのきっかけとなったと記す。さらに、「真珠養殖場に於ける蟹婦市場」では、「志摩郡田徳島及び度会郡五ヶ所湾に於ける御木本養殖場以外に、同郡南海村に北村養殖場あり、又中島村阿曾浦には大久保養殖場あり」、この3場合わせて毎年100人内外の海女が働いているという。そして、「朝鮮及紀州出稼者に比較する時は、一見甚だ廉価なるが、…苦痛少なき…非労働日に於ても雑業に従事して相当の賃銀を得…養殖場に於ける蟹婦の労働は…比較的安全有利」と分析する。

② 保健衛生調査『蟹婦二就テ』

大正10年9月、県衛生課は『保健衛生調査』第弐輯の原稿から「蟹婦ニ関スル事項」を抜粋して『蟹婦二就テ』を発行した。何部印刷されたかは明らでないが、1冊が皇學館大学史料編纂所の鈴木敏雄氏遺稿・旧蔵関係資料群に含まれている。海女に関する基本的な資料であり、海の博物館が『海と人間』第30号に影印収録されているが、ここでは調査の背景と主な内容について少し触れておく。

当時、衛生課は警察部内にあり、保健衛生調査は大正8年度から実施された。その前段階として大正3年～5年の郡市町村の死亡率・徴兵検査・学校生徒の健康検査成績などが比較され、第1回目の調査は「現住人死亡率」が高い員弁郡の1村が対象となった。それに対し、翌9年度の2回目は「健康地」と目される志摩郡御座村で調査がなされた。御座村には「蟹婦」が存在し、当村以外に6村の蟹婦に対しても一部調査が及んだ。その6村とは同郡長岡・波切・船越・布施田・和具・越賀村であった。第2回の調査報告は大正10年9月10日付けで『保健衛生調査』第弐輯として発行され、抜粋の『蟹婦二就テ』も同日付けで出版された。抜粋部分は『保健衛生調査』第弐輯の「第十『あま』二就テ」が中心で、「第七 人情、風俗、慣習」や「第十一 部分的観察」からも関係箇所をあげているが、掲載順序などは多少変更されている。その内容は次の23の項目に分けられ、それぞれ詳しく記述されている。

- 一 呼称・種別、二 起源及来歴、三 分布、四 女蟹ト男蟹、五 蟹婦ノ作業、六 蟹婦ノ出稼、七 蟹婦ノ収入・消費・貯蓄、八 蟹婦ノ労働概観、九 蟹婦ト男子トノ労働・収入比較、十 「あま」ニ因メル故事・類語、十一 人情・風俗・慣習、十二 蟹婦ノ潜水時ノ食事、十三 蟹婦ノ滋養品、十四 蟹婦ノ飲酒・喫煙、十五 蟹婦ノ娯楽・盆踊、十六 蟹婦ノ婚姻及生産、十七 蟹婦ヲ調査シタル七村ノ人口動態ノ対照、十八 蟹婦ノ体格、十九 蟹婦ノ疾病、二十 蟹婦ノ月経始閉、廿一 入院娼妓ノ疾病・月経・其他ノ状態、廿二 蟹婦ノ腸寄生虫、廿三 入院娼妓ノ腸寄生虫

以上、「保健衛生調査」であるだけに、その関係項目が多い。中でも、「十六 婚姻及生産」や「二十 蟹婦ノ月経始閉」では7か村の蟹婦841人について詳細な調査を行い、「初婚年齢」「配偶者年齢」「生産

(出産)」「初産年齢」「月経始閉年齢」を各表にまとめている。これらの平均数値は婚姻年齢 21.5 歳、初産年齢 22.6 歳、出産数 3.2 人であり、「蟹婦ノ疾病」も 7 か村ごとに疾病と年齢層が調査されている。なお、「入院娼妓」は志摩地域ではなく、「洞津病院入院者」を調査し、参考にされたものと思われる。

今回の習俗基礎調査に関係深いのは「三 分布」と「五 蟹婦ノ作業」で、当時の海女人数として御座村と先述した 6 か村のほかには答志・神島・菅島・安乗村の人数が示される。この 4 か村の調査は「衛生巡查」が調査したといい、合計は 4,218 人となる (V-4-2 表)。また、それ以外に「蟹婦ノ存在スル桃取、坂手、鏡浦、国府、甲賀、志島、畔名、名田、片田等ノ諸村アルモ調査ヲ欠ク」との注記もある。

海女の漁獲に関しては、「県令ヲ以テ其ノ大サ及漁獲期間ヲ定ム」と記される。県令とは明治 35 年 8 月 1 日付けの漁業取締規則 (県令第 36 号) で、「真珠介 長二寸以下、鮑 三寸五分以下」の漁獲が禁じられ、禁漁期間も真珠介 8 月 1 日～10 月 31 日、鮑 10 月 1 日～1 月 31 日、龍蝦^{イセエビ} 6 月 1 日～8 月 31 日、海鼠 3 月 1 日～5 月 31 日と定められていた。ただ、本資料では「鰻^{フグダマ}・栄螺ハ禁漁ノ期ナシ」、「国崎ニ於テハ、神宮供進ノ為メニ、特ニ冬期ト雖モ介類ノ捕獲ヲナシ」とも記される。

「潜水ノ装具及器具」の箇所では、装具・器具それぞれに細かい記述があり、「磯眼鏡」だけでも「双ツ眼」3 種、「一ツ眼鼻出し」2 種、「一ツ眼鼻かくし」3 種の計 8 種類があげられる。なお、磯眼鏡に関しては、野村史隆「三重県の漁具と漁法」(『影印 三重県水産図説』所収)の中で「海女の歴史の中で水中メガネの出現は最も画期的な変化を与えた。水中メガネは明治一七年、沖繩糸満の玉城保太郎氏が開発し…志摩地方には明治二二年以前に、すでに伝わっている」と記され、明治 22 年「答志郡漁業組合規約」における「水眼鏡 (視眼鏡・掛眼鏡) ノ二種」の使用禁止条文をあげられている。それぞれの浦村でいつ磯眼鏡が解禁になったのか、その経緯解明も今後の課題である。そして、本資料には「磯襦袢」(「磯シャツ」)が取り上げられ、「朝鮮へ出稼キヲナスニ至リ風俗上ノ考慮」から着用するようになったと経緯が述べられている。さらに、分銅や「磯鑿、又ハ鮑鑿又ハ磯鉄^{イソガネ}」の種類なども詳述される。

③ 東京市社会局の「職業婦人ノ調査」

越賀区有文書は志摩地域に残存する最大規模の文書群で、海女に関する資料もかなりある。既に中田四朗「志摩における海女出稼ぎ文書」や塚本 明「近代の志摩海女の出稼ぎについて」などで一部が紹介されているが、それとは別に『自大正八年一月 庶務』という簿冊があり、中に大正 11 年 7 月の海女調査の関係文書が見られる。東京市社会局からの「職業婦人ノ調査」に関する照会文書を志摩郡役所が越賀村長に伝達したもので、幸い越賀村からの回答内容が記録されており、『三重県史』資料編 (近代 4) にも収録されている。その内容は、大正 6 年と 11 年の「蟹夫総員数・収入・年齢・生活状態・結婚教育程度」の状況である。ちなみに、越賀村の「蟹夫総員数・年齢」は大正 6 年 171 人・16～50 歳、11 年 167 人・20～55 歳と回答され、多少年齢が上がる傾向がうかがえる。

なお、東京市社会局は大正 13 年 12 月に『職業婦人に関する調査』という報告書 (1995 年複製出版) を発行しており、越賀村の回答を含めて海女についても集約されているのかと期待したが、海女関係の記載はなかった。海女が局地的なもので、報告書では省略されたのであろうが、志摩地域各町村役場文書の中には越賀村同様、回答事例が残存する可能性があり、今後の資料調査に留意していきたい。

④ 『三重県漁村調査 志摩郡之部』

明治 32 年設置された三重県水産試験場では、明治期末の南・北牟婁郡地域を皮切りに県内地域別の「漁村調査」を実施した。志摩郡の調査は大正 10 年末～11 年 3 月末に行われ、翌 12 年 3 月に報告書が出された。漁村の位置・地勢から始まり、交通・海況・戸数人口・漁船・漁業種類・漁獲高・水産製造物・養殖・漁業組合など 20 項目以上の基本的な調査項目が掲げられている。特に海女に関する項目はないが、「出稼」や「教育信仰風俗」の項目などに若干海女の記載が見られる。

たとえば、答志村では「出稼ハ蟹婦及漁夫ヲ主トス、蟹婦出稼ハ舟三十艘蟹婦百三十名ニ及ビ、主ト

シテ五、六、七月ノ候度会外海紀州方面ニ出稼スルモノナリ」とある。こうした出稼ぎについては、既に塚本 明の前出の論文にリストアップされているが、答志村以外に長岡・安乗・名田・波切・船越・片田・和具・越賀・御座村で記載される。行き先は熊野灘、伊豆・相模・房総、朝鮮半島などで、名田村の「豪州、木曜島ノ貝類採取」も海女による真珠貝の採取と思われる。

その他の海女に関する記述は、村内での「蚕稼」の状況で多少触れている程度である。「蚕稼ヲ為ス者多シ」の村は名田・和具・越賀・御座村、「少ナカラズ」の村は鏡浦・片田・布施田村、「多少アリ」は甲賀村であり、海女数の統計数値はあげられていない。

3 昭和前期の調査資料

① 県水産試験場通報「本県ノ海女ニ就テ」

昭和4年(1929)6月17日、県水産試験場は「通報」第1号を出した。タイプによる印字で何部発行したのか、何号までであったのか明確でないが、菅島漁業組合文書(鳥羽市立図書館保管)の『三重県水産試験場通報綴』にはB4判各2枚の「通報」が3種綴られている。第1号に次いで7月3日・17日付けの「通報」があり、7月17日のものに「本県ノ海女ニ就テ」が掲載されている。その内容は漁業組合別の海女数一覧表で、「卅歳以上」「廿歳以上」「廿歳未満」に区分して統計し、最下段には「昭和三年漁獲高」を記入している(V-4-2表)。志摩郡の海女数は3,624人で、ほかに度会・北牟婁郡にそれぞれ5人がいると報告する。そして、「最年長者ハ七十三歳ニシテ最年少者ハ十五歳」で、「『ハイカラ海士』ト称スル重錘使用者」が1,085人おり、約3割に当たるといふ。また、一覧表には「之ノ外、男子ニシテ裸潜リスル者、度会郡田曾浦六十名、志摩郡答志十九名アリ」との注が見られ、「数年前ハ志摩郡ヨリ朝鮮ニ出稼シタリシガ、近年ハ朝鮮婦人紀州方面ニ来タリテてんぐさ採取ニ従事スルモノ約三十名アリ」と、これまでの資料とは逆に朝鮮からの出稼ぎに関しても記述される。

② 三重県及び千葉県学務部長からの照会調査

今回の海女習俗基礎調査には、その一環として海女に関する文書記録の所在確認が含まれている。近代文書では、各漁業組合(支所)所蔵文書とは別に、戸長役場や町村役場文書にも注目する必要がある。現在、鳥羽市教育委員会では旧町村役場文書の整理を進められ、既に『鳥羽市「旧町村役場」文書目録』第1集が発行されている。その目録によって海女関係文書がいくつか確認され、特に旧菅島村役場文書の『昭和4年 水産』2冊(1冊は表紙後綴)には近代の海女調査についての資料が存在した。

それは、昭和4年7月27日付けの三重県学務部長の照会調査と同年10月21日付けの千葉県学務部長の照会調査である。いずれも文書表題が「潜水労働者ニ関スル(調査ノ)件」で、調査項目も類似している。三重県調査では「一 潜水労働者数(性別、一般潜水・機械潜水別人数、鮑類捕獲・海藻類捕獲別人数、本業・副業別人数)、二 イ潜水労働者ノ雇傭方法・口賃金・ハ男女別一日ノ漁獲高(平均)・ニ作業季節・ホ年齢」の項目が掲げられ、千葉県調査では「第一表」は三重県の「一」と同じで、「第二表 採捕物種別数量、価格、従業者年令」「第三表 潜水労働者出稼者調」の調査項目がある。それぞれ菅島村役場からの回答控が残存しており、2つを要約して以下に示す。

- ・潜水労働者数(一般潜水、鮑類捕採女子本業48人・副業72人、海藻類採取同数、機械潜水なし)
- ・潜水労働者の雇傭関係・出稼ぎなし、一日ノ漁獲高平均70銭、作業季節6月~9月、年齢女15歳~45歳
- ・採捕物数量、価格、処理方法 鮑類(最近3か年平均)3,290貫、3,973円、生のまま市場で販売
海藻類(同)10,539貫、7,939円、乾燥粗製品として販売

この2つの調査は類似するものの、調査時期や項目が若干異なる。それに、三重県の照会文書に千葉県のことは全く触れておらず、千葉県の照会文書には「貴県(三重県)宛照会致候処、詳細ハ貴村宛照

会スル様申越サレ候ニ付」と見える。当時、海女の労働が注目され、両県が調査を行ったのであろうが、直接的にはつながりはなく、それぞれ別個の調査と考えた方がよさそうである。

それでは、次に調査結果の集約について考えてみると、三重県の調査は「参考ニ資シ度候ニ付」と照会文に記されるだけで、全体的にまとめられた資料は今のところ確認されていない。今後注意して県庁文書や村役場文書などを見ていく必要がある。一方、千葉県の方は、後述する『「海女」労働事情』の中に「千葉県社会課の『潜水労働者の分布』(昭和六年六月)に依れば我国女子潜水労働者数は次の様である」との記述がなされる。この時期、社会課は学務部に属しており、発行年次から見ても『潜水労働者の分布』は菅島村役場文書の照会調査などをもとしたものに間違いのないと思われる。ただ、同書の現物は現在まで未見で、『「海女」労働事情』に引用された「我国女子潜水労働者数」を以下に掲げるが、最近の全国海女数調査(『日本列島海女存在確認調査報告』)とは随分異なる。

朝鮮 8,862 人 三重県 3,554 人 福井県 2,328 人 千葉県 2,143 人 長崎県 755 人 和歌山県 702 人 静岡県 701 人 茨城県 656 人 沖縄県 487 人 東京府 482 人 合計 20,670 人

③ 辻井浩太郎「志摩半島雑感」

昭和6年3月発行の『地理教材研究』第15輯に掲載された小論文である。著者の辻井浩太郎は明治30年生まれで、当時は上野中学校教諭であった。三重県の地理学では先駆者的存在であり、後に「志摩半島の海女」(昭和13年)や「志摩半島に於ける海女の地理学的研究」(昭和30年)の執筆もある。本資料は彼の初期の論文で、「志摩半島の人文地理が研究されてゐないので、調査を進めた……未だまとまつて居ないから、雑感としなければならぬ」というが、「海女の分布と地形との関係」「女の労働と季節的出稼」など、この時期の海女調査として大いに参考になる。

海女数については総数3,624人とあり、前記①の県水産試験場通報のデータを使用する。それを地図上に示し、海女は「外海に面する地方に限られ、しかも、その数は前面の海岸の岩礁、暗礁に正比例してゐる」と記す。すなわち、「てんぐさ・ふのり・あらめ・あはび・なまこ・いのかい」など岩礁地に多い貝類や海藻類を採集するからで、「内海には海女の分布を見ない」とする。ただ、英虞湾の神明村に62人の海女がいるのは、「最近まで、その多徳島に御木本の真珠養殖場の本拠があり(現在は五ヶ所湾に移る)、英虞湾は重要な真珠母貝の繁殖地なるを以て、これを採集するため、浜島五十人と共に分布してゐる」とし、「真珠母貝の採集期になれば、先志摩の海女が沢山入稼する」と続ける。

海女の作業については、「寒中、一月から二月にかけて、答志島、鏡浦村の石鏡、長岡村の国崎の海女が、海中に入り、なまこを採集することは余り知られてゐない」と特記し、中国輸出向けの最上品のなまこは寒中でなければ採れないと説明する。また、出稼ぎに関しては「海女として、以前は朝鮮南部へ多数出稼いだものであるが、近時朝鮮に海女が出来て、行く事を中止してゐる」と述べ、紀州方面への出稼ぎは昔から行っているが、この時期には朝鮮から海女が来ていることを掲げる。それに、神島・答志・桃取の漁村では「海女の仕事のない半年は、若い女は、豊橋方面へ短期の女中奉公に出る」とし、「海上交通が便利な位置的關係による」からだという。そのほか、神島・坂手・国崎・石鏡の聚落では家が階段状に密集し道路が急坂で「頭上運搬」の習慣があり、波切町では風俗・衛生上から最近「頭上運搬」が禁止されたことも記述する。

④ 『志摩半島「海女」労働事情』

昭和9年3月、名古屋地方職業紹介事務局が発行したB5判本文47ページの報告書である。海女数については、前掲したように、千葉県社会課『潜水労働者の分布』から「我国女子潜水労働者数」を引用しているが、「統計資料としては古く、信を置き難い事」として「今志摩郡各村につき照会して解答を得た結果」を掲げている。総数5,037人で、村別に「徒人」・「船人」の区分であげられており、V-4-2表に転記した。さらに、各漁業組合の「採捕物」ごとの「従漁海女」人数や漁捕期間・従漁日数・数量・

価額の一覧表も収録されており、これも採捕物別の海女人数のみV-4-1表にまとめてみた。

この報告書は「第一章 概説」から始まり、「第二章 潜水季節、移動状況」「第三章 海女の収入」「第四章 海女収入の増減」「第五章 労働事情」「第六章 海女の生計状態」「第七章 漁期以外の仕事」「第八章 出稼の状況」「第九章 真珠養殖と海女」「第十章 海女生活一般」「第十一章 結語」で構成されている。特に「海女の増減、移動」「海女収入の増減」「漁期以外の仕事」「出稼の状況」については村ごとに状況を聞き取っており、以下に注目される現象を羅列して掲げる。

- 浜島町：他村より妻に迎え海女増加の傾向、漁獲物の減少、収入減、農業手伝い 37 人全員、工場手伝い 10 人
- 答志村：近年の都会熱に伴う他出、潜水機の発達、漁獲物減少による海女減少、収入減、熊野地方出稼
- 神島村：専業海女の減少、副業海女の増加、収入減、漁業・農業手伝い
- 菅島村：水中眼鏡の使用禁止、漁期の制限、稚魚（貝）愛護の徹底、漁業・農業手伝い
- 長岡村国崎：主な採捕物鮑 1 か年 3 千貫に制限、濫獲防止、朝鮮への出稼減少、伊豆・神奈川方面出稼
- 長岡村相差：紀州・伊豆方面海女出稼、伊勢方面農業・養蚕出稼、大阪の博覧会へ出演
- 安乗村：海女の副業農作、四国方面へ十数名海女として出稼
- 神明村：真珠貝母介採取で海女増加、組合奨励による海女養成、真珠母介需要多く収入増、漁業・農業手伝い
- 甲賀村：女子稼業として適当なものなく海女増加、濫獲による収入減、漁業・農業手伝い
- 志島村：海女増加、鮑・栄螺の低価、刻荒布製造、草履作り、漁業・農業手伝い、尾鷲、愛知・和歌山県出稼
- 片田村：紡績業不振・耕地不足のため海女増加、採捕物減少・海女増加による収入減
- 布施田村：海女は年々増加、鮑・栄螺の減少、農業・縄製造、長崎・紀州方面出稼
- 御座村：濫獲と価格下落のため収入減少、農業・藁仕事、紀州方面出稼
- 船越村：一般的不況のため海女人数増加

| 町村名 | 海女数 | 従業海女(名) | | | | | | | | | |
|-------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-------------|
| | | 鮑 | 栄螺 | 天草 | 若布 | 荒布 | 摺布 カジメ | 海鼠 | 伊勢蝦 | 真珠介 | その他 |
| 答志村 | 548 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 神島村 | 165 | 165 | 165 | — | 165 | 165 | — | | 105 | | ○ |
| 菅島村 | 243 | 243 | 243 | 243 | | | | | | | 其他海藻類243 |
| 石鏡 | | | | | | | | | | | |
| 長岡村国崎 | 189 | 189 | 133 | 133 | 133 | 133 | 180 | 189 | | | |
| 長岡村相差 | 350 | 350 | 200 | 350 | 350 | 350 | 350 | ○ | 200 | | |
| 蛙蛸 | | | | | | | | | | | |
| 的矢 | | | | | | | | | | | |
| 安乗村 | 486 | 486 | 486 | 486 | 486 | 486 | 486 | | | | 其他486 |
| 国府村 | 6 | 6 | 6 | | 6 | 3 | | | | | |
| 甲賀村 | 140 | 60 | 60 | 126 | 140 | 135 | 128 | | | | |
| 志島村 | 187 | 103 | 103 | 51 | 150 | 187 | 187 | | | | 鬼草150、鳥草150 |
| 志島村 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | | | | ノリ127 |
| 神明村 | 30 | | | | | | | | | | 30 |
| 立神村 | 30 | | | | | | | | | | 30 |
| 畔名村 | 100 | 15 | 30 | | 100 | 100 | 65 | ○ | ○ | | |
| 名田村 | 75 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | ヒジキ |
| 波切村 | 471 | 50 | 50 | 200 | 350 | 450 | 450 | 50 | 100 | — | |
| 船越村 | 165 | 200 | 320 | 120 | 100 | 400 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 片田村 | 285 | 285 | 285 | 285 | 285 | 285 | 285 | | | | ○ |
| 布施田村 | 405 | 240 | 240 | 200 | 30 | 250 | 250 | | 5 | 500 | |
| 和具村 | 570 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | |
| 越賀村 | | | | | | | | | | | |
| 御座村 | 190 | 30 | 200 | 210 | 88 | ○ | 225 | 30 | 70 | | |
| 御座村 | 190 | 30 | 190 | 190 | 88 | 190 | 190 | 30 | 70 | | |
| 神明村 | | | | | | | | | | | |
| 浜島町 | 37 | 37 | ○ | ○ | | | | | | | 30 |

※色塗りは村名の間違いか重複して回答が掲載されている箇所

V-4-1表 漁獲物別従事海女（『三重県志摩半島「海女」労働事業』より）

⑤ 青野壽郎の紀伊半島調査

昭和 11 年 6 月 18 日の『三重日報』に『半島漁村調査』海女の村は何処も同じ“嬢天下”と題する記事が見られ、「海女」の文字に期待した。その記事は東京文理大学地理学教室の青野壽郎が「紀伊半島に関する調査をなしつゝある」というもので、同年 7 月 12 日の『伊勢新聞』にも「十ヶ年計画…すで

に第六年目…今日までの研究の成果を第一報として地学雑誌に発表する」と記される。この『地学雑誌』は同年6月発行の第48号で、「水産統計から観たる紀伊半島東部沿岸漁村—紀伊半島に於ける漁村の地理学的研究 第1報—」という長いタイトルが付き、内容は漁獲物統計・水産養殖・水産製造物などを中心とする。海女に関する記述はほとんどなく、「湾口諸島奥及び志摩半島には概して女の数の相当多いのが著しく注意を牽く、これは所謂志摩海女の分布と一致する」と記し、先述の辻井浩太郎「志摩半島雑感」を注記に掲げている程度である。また、青野壽郎は昭和13年5月にも『地学雑誌』第50号に「紀伊半島東部沿岸漁村の地域区分—同第3報—」を発表しているが、海女の記載はない。

⑥ 県水産課の海女調査と辻井浩太郎「志摩半島の海女」

昭和11年8月7日の『大阪朝日新聞』（三重版）に「海女の国勢調査 近く一斉に実施」という見出しの新聞記事がある。続けて「概数三千六百と称せられる本県独特の海女について、関係四十五ヶ町村を動員して一斉に各般の調査が行はれる。…県では昭和四年ザツと調べた記録がある以外正確な基礎となる材料がとぼしいので、関係町村当局に通牒して人数、年齢、潜水深度、潜水時間、漁獲高、従業日数、出稼ぎ状態、後進海女の養成方法その他…詳細に報告させる」と記される。

この新聞記事の調査に関わる旧村役場文書が1点確認された。それは長岡村役場『昭和九年自一月漁業組合ニ関スル書類綴』（鳥羽市立図書館保管）中の昭和11年7月21日付けの「当組合海女漁業ニ関シ調査報告」という文書である。畔蛸漁業組合理事が県経済部水産課長宛に提出した報告控で、要約すると次のようであるが、照会文書が残っておらず、全国的調査であったかどうかは確認できない。

年齢・人数（20～25才5人、～30才3人、～35才3人、～40才1人、～50才1人、～55才3人）計16人
1年平均従事日数30日、1人平均採取量1～5貫、深水深度3～7尋、潜水時間10～30秒、ハイカラ使用なし
出稼ぎなし、「海女ノ嫁入年々多ク…採捕物…増殖ヲ計レリ」「隣区海女專業ノモノ多ク嫁入」し養成等なし

また、昭和13年4月発行の「大衆地理雑誌」『デルタ』（第2巻第4号）に、辻井浩太郎の小論文「志摩半島の海女」が掲載されており、その中に「最近の調査^{三重県水産課}昭和十二年八月によれば」とある。すなわち、上述の調査の結果を使用しているのである。ただ、根拠の報告書名などは示されず、県水産課に聞いて情報を得たものと思われる。ちなみに、県内の海女総数は5,120人、海士252人、計5,372人で、うち度会郡には海女11人と海士44人が存在するとある。後述の「昭和一三年農林省水産局漁政課徳久三種氏」データ（V-4-2表）に近似し、その三重県分の基礎資料となった可能性は強い。

なお、同小論文では「以前は『磯まげ』と云つて頭頂へ髪を撫で上げて挿し筭へ付けてゐたが、今は殆ど後部巻となつた」と潜水時の髪型についても観察している。それに、「明治四十四年頃までは腰巻一枚にて上半身は裸体であつたが、四十五年頃より襯衣に腰巻となつた」と服装にも触れ、それは先の「志摩半島雑感」と同じ記述であるが、本論文では「各地の博覧会の興行物に志摩の海女として、赤の腰巻、上半身裸体の姿は真の海女の姿でなく低級な興行物化されたものである」と断言する。

⑦ 県立志摩水産学校の海女調査

菅島漁業組合の昭和11年『書類綴』（鳥羽市立図書館保管）の中に、9月8日付けで県立志摩水産学校長が志摩郡下町村役場・漁業組合に照会した「海女ノ身上調査ニ関スル件」という文書が見られる。水産学校が「海女ノ短期講習」の参考にするための調査で、回答内容が書き留められている。海女を「未婚者」「既婚者」に区別した簡単な統計で、その数値は未婚者17～20歳16人・21～45歳6人、既婚者21～25歳11人・26～35歳24人・36歳以上53人、総数120人となっている。

他方、前出した長岡村役場文書の『昭和九年自一月 漁業組合ニ関スル書類綴』の中にも同じ照会文書がある。これには回答控は見られないが、他の旧町村役場や漁業組合文書にも関連資料が含まれている可能性があり、回答を集約した旧志摩水産学校の保存文書ともあわせ今後の調査課題とする。

| 地区名(大字、旧漁業組合) | 大正9年度『蟹婦二就テ』 | 昭和4年三重県水産試験場『通報』 | | | | | 昭和9年『三重県志摩半島「海女」労働事情』 | | | 参考① 昭和13年(水産局徳久三種氏調査) | | 参考② 昭和24年 | 参考③ 昭和27年 | |
|---------------|--------------|------------------|--------|--------|-------|-----------|-----------------------|-------|-------|-----------------------|-------|------------|---------------|---|
| | | 総人員 | 30歳以上 | 20歳以上 | 20歳未満 | 昭和3年漁獲高:円 | 計 | 徒人 | 船人 | 女 | 男 | 『三重県地誌の研究』 | 『鳥羽志摩漁撈調査報告書』 | |
| 小浜 | | | | | | | | | | | | 2 | — | |
| 桃取 | | | | | | | | | | | | 40 | — | |
| 答志 | | 174 | 91 | 68 | 15 | 14,434 | | | 502 | 31 | 答志 | | | |
| 答志和具 | 答志595 | 91 | 57 | 24 | 10 | 2,150 | 548 | 483 | 65 | 113 | 0 | 1,000 | 140 | |
| 神島 | 120 | 94 | ? | ? | ? | 8,651 | 165 | 135 | 30 | 148 | 0 | 95 | — | |
| 菅島 | 130 | | | | | | 243 | 200 | 43 | 120 | 0 | 892 | 350 | |
| 安楽島 | | | | | | | 9 | 7 | 2 | 14 | 5 | 加茂 | 32 | |
| 浦村 | | | | | | | | | | 12 | 0 | 鏡浦 | 298 | |
| 石鏡 | | 350 | 100 | 150 | 100 | 50,000 | 166 | 60 | 106 | 202 | 2 | | | |
| 国崎 | | 163 | 106 | 33 | 24 | 11,400 | 189 | 108 | 81 | 224 | 146 | | | |
| 相差 | 長岡572 | 317 | 204 | 55 | 58 | 47,771 | 350 | 170 | 180 | 339 | 0 | 長岡 | 796 | |
| 畦蛸 | | 7 | 7 | — | — | 210 | | | | 16 | 0 | | | |
| 千賀・堅子 | | | | | | | | | | 51 | 2 | | | |
| 的矢 | | 3 | 3 | — | — | 120 | | | | | | 100 | | |
| 安乗 | 344 | 400 | 100 | 200 | 100 | 25,157 | 486 | 430 | 56 | 587 | 0 | 301 | — | |
| 国府 | | | | | | | 6 | 5 | 5 | 14 | 0 | 25 | — | |
| 甲賀 | | 127 | 68 | 44 | 15 | 11,812 | 140 | 80 | 60 | 210 | 0 | 212 | 150 | |
| 志島 | | 213 | 95 | 81 | 37 | 9,324 | 127 | 107 | 20 | 189 | 0 | 192 | 86 | |
| 立神 | | | | | | | 30 | 30 | 30 | 79 | 13 | | 40 | |
| 畔名 | | 103 | 63 | 25 | 15 | 5,628 | 100 | 70 | 30 | 361 | 0 | 200 | 185 | |
| 名田 | | 120 | 48 | 47 | 25 | 3,320 | 75 | 70 | 5 | | | 52 | 180 | |
| 波切 | 1,523 | 228 | 132 | 51 | 45 | 22,538 | 471 | 420 | 51 | 242 | 0 | 200 | — | |
| 船越 | 757 | 185 | 104 | 31 | 50 | 34,847 | 165 | 120 | 45 | 184 | 0 | 247 | 152 | |
| 片田 | | 152 | 65 | 61 | 26 | 36,976 | 285 | 240 | 45 | 615 | 0 | 408 | 285 | |
| 布施田 | 750 | 263 | 160 | 84 | 19 | 40,835 | 405 | 365 | 40 | 162 | 0 | 220 | — | |
| 和具 | 1,232 | 170 | 100 | 40 | 30 | 41,743 | 570 | 500 | 70 | 530 | 0 | 501 | 516 | |
| 越賀 | 582 | 163 | 73 | 79 | 11 | 13,730 | 250 | 220 | 30 | 95 | 0 | 166 | — | |
| 御座 | 352 | 179 | 74 | 71 | 34 | 11,090 | 190 | 150 | 40 | 203 | 0 | 215 | — | |
| 神明 | | 62 | 27 | 24 | 11 | 1,430 | 30 | 30 | — | 93 | 9 | 100 | 230 | |
| 浜島 | | 50 | 36 | 12 | 2 | 7,500 | 37 | 27 | 10 | 50 | 0 | 55 | 76 | |
| 田曾浦 | | 5 | 3 | 2 | | 150 | | | | 6 | 44 | | | |
| 礪浦 | | | | | | | | | | 5 | 0 | | | |
| 長島 | | 5 | 1 | 4 | 1 | 500 | | | | | | | | |
| 計(資料の表記) | 記述なし | 3,624 | 約1,760 | 約1,220 | 約50 | 401,216 | 5,037 | 4,027 | 1,047 | 記述なし | 記述なし | 6,066 | 記述なし | |
| 計(表計算上) | | 4,218 | 3,624 | 1,717 | 1,186 | 628 | 401,316 | 5,037 | 4,027 | 1,044 | 5,366 | 252 | 6,349 | — |
| | 注1 | 注2 | | | | | 注3 | | 注4 | | 注5 | 注6 | | |

V-4-2表 「海女」人員等の統計一覧

※色塗りの箇所は合計等が合わないが、資料どおり表記

- 注1・「長岡、波切、船越、布施田、和具、越賀村ノ六村ハ蟹婦ノ身体検査ヲ実査シタル諸村ニシテ其ノ蟹婦ノ数ハ村治者ノ推断ニヨリ老幼者ヲ除キタル現住女子ヨリ算出ス、御座村ハ保健調査実査地ニシテ蟹婦実数ナリ恰モ老幼者ヲ控除シタル現住女数ヨリ其ノ一割ヲ減シタルモノニ合致ス、本表以外ニ蟹婦ノ存在スル桃取、坂手、鏡浦、国府、甲賀、志島、畔名、名田、片田等ノ諸村アルモ調査ヲ缺ク」
- 注2・「之ノ外男子ニシテ裸潜リスル者、度会郡田曾浦六十名、志摩郡答志十九名アリ、数年前ハ志摩郡ヨリ朝鮮ニ出稼シタリシガ、近年ハ朝鮮婦人紀州方面ニ来リテてんぐさ採取ニ従事スルモノ約三十名アリ」
- 注3・「徒人(カチド)の海女とは重錘不使用者、船人(フナド)の海女とは重錘使用者を云ふ」
- 注4・数値は瀬川清子『海女』(古今書院 1955年)から再掲(「昭和一三年農林省水産局漁政課の徳久三種氏が海士・海女の所在地及びその数を地方に照会して得られたものである」)
- ・香原志勢「海女の分布の生態学的考察」(『民族学ノート』 1963年)も「徳久三種」調査としてあげているが、三重県全体で男250人、女5,366人となっている。
 - ・中山卓「志摩地域海女操業調査の結果報告」(『海と人間』6 1978年)では志摩地域の海女に限り掲載。ただし、立神・神明を除く。志摩地域海女合計5,183人、海士186人
- 注5・辻井浩太郎「志摩半島における海女の地理学的研究」(『三重県地誌の研究』 1956年)、「昭和24年8月調査」と記されているが、何の調査に基づくものか不明。
- 注6・上村角兵衛「Ⅱ動力以前の漁法と漁場」(『鳥羽、志摩漁撈調査報告書』三重県教育委員会1968年)に「筆者が昭和27年に調査したもの」と記しているが、全地区に及んだものではない。

おわりに

以上、近代の海女に関する調査資料の概要を見てきた。既に複製・復刻などによって広く公開されたものがいくつか含まれている。さらに、上記には取り上げなかったが、岩田準一の『志摩の蜃女』などもある。『志摩の蜃女』は、志摩に住む著者が昭和4年（1929）頃から民俗調査を始め、海女に関する多くの事象を聞き取られたもので、今回の習俗基礎調査にも大いに参考となろう。昭和14年にアチック・ミュージアムから刊行され、同46年には御子息である岩田貞雄の手で復刻されている。

また、昭和13年7月～8月には、瀬川清子が国崎などで寝屋制度や海女についての聞き取り調査を実施し（『若者と娘をめぐる民俗』）、17年には『海女記』（『日本民俗文化集成』第4巻にも抄出）を発行している。それには73歳のかつての海女から聞いた朝鮮との境の竹島や北海道の利尻・礼文島や宗谷への出稼ぎの話などが紹介され、昭和30年の『海女』にも「志摩の海女」として収録されている。昭和30年の『海女』は、瀬川の著書すべてに当たっているわけではないが、これまでの成果をもとに全国的な視野に立って海女の民俗をまとめたものである。

なお、同書では海女の分布のデータに関して「昭和一三年農林省水産局漁政課徳久三種氏が海女・海士の所在地及びその数を地方に照会して得られたもの」を採録されており、ここでもV-4-2表に参考①として転記した。この徳久三種のデータは、多くの海女関係書物に使用されている。たとえば、香原志勢「海女の分布の生態的考察」（『民族学ノート』『日本民俗文化集成』第4巻所収）や中山 卓「志摩地域海女操業調査の結果報告」（『海と人間』第6号所収）である。それに、中山は第二次世界大戦後の昭和24年・47年・53年の町村別海女数についても一覧表に掲げている。昭和47年・53年は海の博物館の調査で、昭和24年のデータは昭和43年県教育委員会発行の『鳥羽、志摩漁撈調査報告書』を根拠とするところある。同報告書の上村角兵衛「動力以前の漁法と漁場」には「海女のこと」が触れられ、辻井浩太郎の昭和24年調査と昭和27年の上村自身の調査結果が掲載されている。折角の機会であるので、この2時期の調査データはV-4-2表に参考②・③として掲げた。なお、辻井浩太郎の昭和24年調査は昭和30年3月脱稿の「志摩半島に於ける海女の地理学的研究」（『三重県地誌の研究』）に公表されているが、自身の調査なのか、何を根拠にしたのかは示されていない。また、上村の調査は全地区に及んだものではない。

少し戦後の統計データにも言及してしましたが、今回の習俗基礎調査までにかかなり長い期間があり、社会情勢を大きく変化させた経済の高度成長期を挟んでいる。その間、いくつかの海女調査もなされているものの、それらの整理には至らなかったため、今後の課題としておく。

掲載資料・参考文献

- ・『三重県水産図説 完』1880年（『影印 三重県水産図説』（財）東海水産科学協会・海の博物館 1985年 所収）
- ・早田秀純編述、桜井金次郎画図『三重県水産図解（題箋は「三重県漁業図解」）』巻～五 1883年（『影印 三重県水産図説』（財）東海水産科学協会・海の博物館 1984年 所収）
- ・田辺悟『海女（あま）』ものと人間の文化史 法政大学出版局 1993年
- ・『三重県水産概略』写 1881年（水産庁資料館旧蔵）、『同』下書き（国文学研究資料館）
- ・毛利伊知郎「福地復一のこと」（三重県美術館HP「研究ノート」）
- ・福地復一「志摩御坐崎村ノ習俗」『東京人類学会報告』1886年11月（第2巻第9号）東京人類学会
- ・古坂生「志摩国英虞郡和具邨ニツキテ」『東京人類学会雑誌』1888年12月（第4巻第34号）東京人類学会
- ・『明治24年 水産事項特別調査 内務部第二課』三重県庁文書
- ・三重県内務部『水産ニ関スル調』1914年
- ・山本美越乃（京都帝国大学法科大学助教授）校閲・伊丹萬里著『蜃婦労働問題の研究』巖松堂書店 1917年
- ・塚本明「近代の志摩海女の出稼ぎについて」『三重大史学』第10号 同大学人文学部考古学・日本史・東洋史研究室 2010年

- ・『蠶婦ニ就テ』三重県 1921年（『海と人間』第30号 海の博物館 2009年 影印復刻）
- ・『保健衛生調査』第1輯・第2輯 三重県 1920年・1921年
- ・中田四朗「志摩における海女出稼ぎ文書」『郷土志摩』第54号 志摩郷土会 1979年
- ・『三重県史』資料編（近代4） 三重県 1991年
- ・『婦人職業に関する調査』東京市社会局調査報告12 1924年（『日本近代都市社会調査資料集成』S B B出版会 1995年複製）
- ・『三重県漁村調査 志摩郡之部』三重県水産試験場 1923年
- ・「本県ノ海女ニ就テ」『三重県水産試験場通報（昭和四年七月十七日）』 1929年
- ・『鳥羽市「旧町村役場」文書目録』第1集 鳥羽市教育委員会 2010年
- ・『昭和四年 水産』2冊 菅島村役場文書 1929年
- ・『三重県志摩半島「海女」労働事情』名古屋地方職業紹介事務局 1934年（谷川健一編『海女と海士』日本民俗文化資料集成4 三一書房 1990年にも収録）
- ・『日本列島海女存在確認調査報告』海の博物館・（財）東海水産課科学協会 2011年
- ・辻井浩太郎「志摩半島雑感」『地理教材研究』第15輯 地理教材研究会 日黒書店 1931年
- ・辻井浩太郎「志摩半島の海女」『デルタ』第2巻第4号（昭和13年4月号）古今書院 1938年
- ・辻井浩太郎「志摩半島に於ける海女の地理学的研究」『三重県地誌の研究』辻井浩太郎遺稿刊行会 1956年
- ・青野壽郎「水産統計から観たる紀伊半島東部沿岸漁村—紀伊半島に於ける漁村の地理学的研究 第1報—」『地学雑誌』第48号 1936年、同「紀伊半島東部沿岸漁村の地域区分—紀伊半島に於ける漁村の地理学的研究 第3報—」『地学雑誌』第50号 1938年（『漁村水産地理学研究[2] 青野壽郎著作集Ⅱ』古今書院 1953年所収）
- ・『昭和九年自一月 漁業組合ニ関スル書類綴』長岡村役場文書（鳥羽市立図書館保管）
- ・『昭和十一年十月吉日 文書綴』菅島漁業組合文書（鳥羽市立図書館保管）
- ・岩田準一『志摩の蠶女』1939年（『志摩の海女』中村幸昭・岩田貞雄 1971年復刻）
- ・瀬川清子『若者と娘をめぐる民俗』未来社 1972年
- ・瀬川清子『海女記』三国書房 1942年（谷川健一編『海女と海士』日本民俗文化資料集成4 三一書房 1990年に抄出）
- ・瀬川清子『海女』民俗選書 古今書院 1955年
- ・香原志勢「海女の分布の生態的考察」岡正雄教授還暦記念『民族学ノート』平凡社 1963年（谷川健一編『海女と海士』日本民俗文化資料集成4 三一書房 1990年所収）
- ・中山 卓「志摩地域海女操業調査の結果報告」『海と人間』第6号 海の博物館 1978年

〔補記〕

脱稿後の本年2月20日、県立博物館で開催された海女研究会で真珠博物館松月清郎館長の「西洋人が見たAMA—海外文芸における『海女』のすがた—」という発表があった。これを聞いて、本稿で『ゴードン・スミスのニッポン仰天日記』（翻訳・解説荒俣宏、共訳大橋悦子 小学館 1993年、原本 'THE JAPAN DIARIES OF RICHARD GORDON SMITH' Edited by Victoria Manthorpe 1986年）の紹介を失念していたことに気付いた。同書は数少ない海女の様子を知る明治期資料の1つとして重要であり、都合良く本稿の初校に間に合って多少余白が見られたので、同書に当たり、ここで少し内容に触れておきたい。

ゴードン・スミスが答志島や菅島に渡ったのは明治37年（1904）10月のことで、海女たちは上半身裸であり、「ブリキとガラスでできた眼鏡をつけ、…両手にごつい手袋をはめる。…水中でいつでも引き抜けるようにナイフを携帯」と記述している。また、「六二歳の海女から判断すると、女性たちはいくつになっても潜れるようだ。彼女たちは出産前の臨月さえ潜り、産後一週間で復帰する」とも記され、特に答志島海女の写真やゴードン・スミスの描いた潜水用具の図は注目されるものである。

Ⅵ 総括

櫻井 治男

1 アマと海女

一般にアマといえば、海中に潜りアワビ・サザエなど介藻類を採取し、生計を営む女性のことが想定されている。しかしながら、こうした存在は、女性だけに限られるのではなく、男性が同様の仕事に携わっており、統計資料によれば男性の方が数値的に多い。日本古代の文献によれば、アマという和語は海女、海子、海部、海人、磯人、漁人、白水郎等と表記され、何らかの形で漁業に従事する人々のことを指している。

ところが、『万葉集』（巻五）に、「漁夫・潜女、各勤むる所あり、男は手に竹竿を把（と）りて、能（よ）く波浪の上に釣り、女は腰に鑿籠（のみこ）を帯びて、潜きて深き潭（ふち）の底に採（と）る者を謂ふ」（山上憶良作「沈痾自哀文」）とあるように、海底へ潜り鑿籠を用いて採取する女性のことを「潜女（かづきめ）」と称し、舟にのり魚を釣る「漁夫」と対比されていたことも事実である。もとより、こうした分業形態が男女に固定されてきたかどうかは、簡単に結論付けられないが、「潜女」とあるように、潜水漁法に特色を有する女性が古くから日本で活動を行ってきたことが見てとれる。

アマの定義は難しいが、田辺悟氏によれば、古くアマとは、「釣漁や網漁のほかには雑漁撈に従事する人、製塩、船住まいをしながら漁撈にたずさわる人、航海活動に従事している人々など全般」で、男女にかかわらず、また海だけではなく内水面における漁撈者とされている。しかしながら、近時は、漁撈の中でも、特に「裸潜水」の採貝、採藻、捕魚、捕蟹などの従事者を限定するようになり、男アマを「海士」、女アマを「海女」として区分されるようになってきている（田辺：1～2頁）。

いずれにせよ、アマの特徴は、海辺に居住し、小道具を用い自らの身体を資として、主に素潜りで魚介類を獲得することを一つの生業とする人たちで、そうした営みを行う存在を当該社会がアマとして認識しているところにあるといえる。本報告書においては、こうした生業にたずさわる人を総合してアマと称し、男アマを「海士」、女アマを「海女」と表記することを基本としておく。

2 日本列島のアマ調査について

アマに関する調査・研究は、これまで、その生態、就業状況の実態把握、歴史や民俗・生活、さらには資源管理や人類文化史など、さまざまな観点から行われてきた。実態についても量的な調査とともに質的な調査が行われ、日本列島の全体状況から、比較的アマの多く存在する地域の生態、生活文化、民俗伝承などをも含め明らかにすることが試みられている。

しかしながら、今日的に自然環境の変化とともに、人口減少に伴う地域変容など諸要因は、従前のアマ漁に大きな影響を及し、その継承や歴史のなかで築き上げられてきたアマに関わる伝統文化が失われることへの危機感さえ持たれている。そのため、現時における実態の把握、伝承の記録化と保存、歴史的文化的価値の解明などが喫緊の課題となっている。こうした基礎的な調査・研究を踏まえて、アマ漁の振興や文化財的価値の再 positioning が行われる必要が強く望まれている。

3 アマの存在数について

日本列島においてアマ漁が盛んに行われ、アマの多くが見られる地域となれば、一定の傾向を示している。古く、『延喜式』（延長5（927）年成）に阿波国賀多（徳島県）や紀伊国那賀（和歌山県）の潜女（巻

7、踐祚大嘗祭)、志摩国(三重県)の潜女(巻26、主税上)のことが見え、また10世紀初頭の辞書『和名抄』(巻二)に、『本朝式』を引き「伊勢国等潜女和名加豆岐菜」と載せ、特定の国・地域における「潜女」(海女)の存在が中央に知られていた。

アマ人数の把握は、その概念設定や統計の取り方により差異がある。公的な全国調査は、戦前期に①「潜水労働者に関する調査」(昭和6<1931>年、千葉県社会課、香原:197頁)、②「農林省水産局調査」(昭和13<1938>、香原同)があり、戦後は③「あまの実態調査結果の概要」(昭和53<1978>年、水産庁企画課、海の博物館:20頁)のみとされる。なお、④大喜多甫文『潜水漁業と資源管理』(平成元<1989>年、古今書院、116頁)には、昭和40<1965>・同60<1985>年の数値比較がある。近年では、「海女」存在確認調査が平成22年度に実施され、⑤『日本列島海女存在確認調査報告書』(海の博物館)として刊行されている。

戦前期の統計によれば、全国アマの総数は、①が35,878人(海士22,965、海女12,450:含沖縄)、②では23,536人(海士14,216人、海女9,320人:含沖縄)となっている。戦後では、③に(イ)昭和40年頃および(ロ)同52年の専業・兼業のアマ数が掲げられている(除沖縄)。これによれば、専業・兼業を合わせた総人数は、昭和40年頃が24,965人(海士13,908人、海女11,057人)、同52年は23,635人(海士14,501、海女9,134人)である。また、④によれば、昭和60年の専業・非専業のアマ総数(含沖縄)は19,824人で、海士11,696人、海女8,164人となっている(合計に差がある)。

沖縄のアマの位置づけが異なるが、これまでの統計資料では海士数が海女数より多い。アマと言えば海女のイメージが強いが、その理由として、大喜多氏は、従前の調査研究が志摩(三重)、舩倉島(石川)、小袖(岩手)、白浜(千葉)、袖志(京都)、大浦(山口)、曲(長崎)のように海女が圧倒的に多い地域が対象となってきたこと、こうした地域では専業のアマが多く、大規模な海女集落を形成してきたこと、マスコミなどの報道が女性アマに注目される傾向にあったと指摘している(大喜多:111~2頁)。

また、戦前・戦後を通してのアマ数の変動を見ると、その数は徐々に減少しており、従前は2万人以上であったものが、昭和60年のそれでは2万人台を切っている。さらに、海女の場合をとってみても、昭和50年には10,609人であったのが(④)、平成22年の調査(⑤)では2,074人へと約5分の1まで激減したこととなる。

4 アマの存在地域

アマの存在する地域について、上記④(昭和60年)の数値をもとに、総人数(男・女・専業・非専業を含む)と男女別を高い順から示すと次のような結果となる。

【総数(人)】

千葉(3,472)、三重(3,378)、長崎(3,337)、岩手(1,085)、和歌山(985)、山口(976)、徳島(853)、福井(709)、静岡(679)、福岡(644)、鹿児島(448)、東京(425)、神奈川・石川(286)、宮城(240)、愛媛(237)、福島(231)、佐賀(202)、高知(193)、大分(188)、新潟(165)、島根(146)、青森(130)、茨城(99)、秋田(92)、熊本(88)、沖縄(76)、兵庫(74)、鳥取(53)、宮崎(24)、京都(14)、富山(8)、愛知(5)、北海道(2)

【海士(人)】

長崎(2,784)、千葉(1,729)、和歌山(859)、山口(737)、徳島(658)、岩手(535)、福岡(484)、鹿児島(448)、東京(395)、三重(345)、神奈川(286)、福島(231)、福井(223)、愛媛(207)、高知(192)、佐賀(191)、静岡(186)、大分(175)、宮城(170)、青森(130)、島根(116)、新潟(114)、茨城(99)、秋田(92)、熊本(88)、沖縄(76)、兵庫(74)、宮崎(24)、15人以下(京都・鳥取・富山・石川・愛知)、0人(北海道)

【海女(人)】

三重(3,063)、千葉(1,743)、長崎(553)、岩手(550)、静岡(493)、福井(486)、石川(278)、山口(239)、徳島(195)、福岡(160)、

和歌山 (125)、宮城 (70)、新潟 (51)、鳥取 (40)、東京・島根・愛媛 (30)、15 人以下 (大分・佐賀・北海道・高知)、0 人 (青森・秋田・福島・茨城・神奈川・富山・愛知・京都・兵庫・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄)

上に掲げた都道府県においても、アマが活動する地域は、例えば千葉県では勝浦市 (旧夷隅郡) 興津町、安房郡、南房総市白浜など、三重県では志摩半島、東京都では島嶼の大島・三宅島・八丈島というように特定の地域となっており、アマ漁が行われる上で磯・岩礁の多い地理的環境と密接な関わりを有している。

また、海士と海女の比較をすれば、千葉県のように男女比がさほど隔たっていない地域もあれば、長崎県のように海士が多数を占めるところ、反対に三重県では海女数が群を抜くという場合もある。こうした点については、生理学的な観点、海水温や気候面との関連性の解明などが行われるところでもあるが (額田、香原)、各地域における生業状況との関係など、地域特性を踏まえ総合的な理解を進める必要があるといえる。

5 現在の海女分布と鳥羽・志摩の海女

アマのうち、海女の存在は、数値的に海士と比して少ないとはいえ、特定地域における生業を担う重要な役割を有してきたことも、これまでの諸研究で明らかにされている。しかしながら、急激な社会の変化で、その人数は減少するとともに、高齢化が加速化し、その継承が簡単に行われたい状況が発生している。そうした中で、現時点での海女の実態把握は急務となっており、平成 22 年に全国的な存在確認調査が実施されたこと既述の通りである。その成果によれば、別掲分布地図 (参考資料: 122 頁) のようになる。

この調査によれば、昭和 53 (1978) 年の水産庁企画課による調査との対比から、既述のように、人数的には、9,134 人から 6,960 人の減となり、2,174 人となっていることが明らかにされた。また、海女が存在する県数の比較では、26 県 (昭和 53 年) に存在していたのが、本調査では、18 県となっているとの結果が得られている。存在がゼロとなったのは茨城・新潟・東京・神奈川・富山・愛知・高知・宮崎の各都県である。

海女数の地域別傾向を見ると、三重 (973)、石川 (197)、千葉 (158)、静岡 (153)、山口 (127)、長崎 (124)、福岡 (115) の順となり、三重県だけで全体の半数近くとなることが明らかにされ、こうした点からしても、三重県の海女にかかわる習俗調査は重要な位置を占めることが指摘できる。

6 三重県における海女習俗調査と今後の課題

平成 22・23 年度における「海女習俗基礎調査」は、特にその対象を三重県におき、数量的に把握できる内容と今後の調査のための必要な情報を得ることを主眼としている。

調査ではアマの定義が必要となるが、ここでは男 (海士)・女 (海女) の潜水漁業者とし、いわゆる「観光海女」とされる場合は対象外とした。三重県の海女は、行政上の鳥羽・志摩両市に集中して存在しており、その把握と整理は漁業協同組合単位としているが、現在ではその組合の再編により広域化され、基本的には旧来の浦村単位での漁協とした。

今回の調査は、(1) 就業者数及び年齢構成、(2) 兼業状況、(3) 資源保護、(4) 漁獲量・生産額、(5) 海女小屋、(6) 海女が関連する祭行事、(7) 文書記録、(8) 使用道具を主な調査項目として、漁協の協力を得て数値把握を試みるとともに、調査員による現地でのインタビュー並びに観察調査の方法を採用した。その成果とまとめは、本報告書の各当該個所に示されているが、簡単にそれらを摘記すると次のようになる。

アマの人数 (就業者数) と年齢に関して言えば、アマ総数は 1,293 人 で、海女 978 人、海士 315 人となっ

ている。また、海女の年齢は40代以降の人たちが主で、その中心は50～70代となっており、高齢化が進行していることと、後継者が極めて少なくなっている状況が改めて確認できる点である。当地方では、「舟人（ふなど）」と「徒人（かちど）」と称される2タイプの海女があり、前者は、男性（夫）と一緒に小船にのり沖合に出て、妻の海女が潜水して操業する形がとられるのが一般的である。後者は、近場の磯で操業するアマであるが、複数のアマが一艘の船に乗り組み、沖での潜水を行うノリアイと称される形態もある。数量的に舟人は、徒人に比して少ない状況で、潜水技術の熟練度とも関係する。専業海女の存在が確認できなかった点とともに注目される点である。

資源保護は、人間側の意識や働きかけが重要となってくるが、禁漁区や期間の設定、漁法や操業時間、捕獲物の数量・大きさなど種々の事柄が関係する。浜・磯の利活用はアマ漁だけでなく、当該地域の漁業全体との関係性のなかでさらに検証することが次の段階として必要といえる。漁獲量や生産額の問題も関連するところで、兼業海女の存在、またその兼業内容には従前と異なる変化もあり、海女漁の位置づけともかかわってくる。

海女小屋の調査を重視した背景には、海女集団の社会的性格やそこで織りなされる人間の関係性、さらに集団が生み出す海女文化の問題にも関係するからである。こうした観点からは、今回の調査では基礎的な情報を得ることに留めており、今後の検討課題である。

海女による就業は、生業手段と関わるが、一方では自らの身命が自然にゆだねられるという点で、特有の信仰形態をはじめ精神文化と結びつくところでもある。このことから、祭り行事について実施時期や名称把握をおこなったが、その内容なども含め、今後は国内各地の様相と比較も必要となろう。さらに作業に使用される道具類の内容や呼称については、その使用の有無も含め調査したが、ここからは、海女漁の知識や生み出されてくる知恵ともかかわっており重要点である。

最後に、今回の基礎調査では文献資料の把握にも留意することとした。それは2方面からなり、一つは従前の海女習俗にかかわる調査経緯や成果を明らかにすること、二つ目は調査対象地域における古文書の有無をはじめ既知史料の所在確認である。こうした調査が急務となりつつある現状が明らかになった。今回の海女習俗基礎調査により、現時点での数量的な把握など一定の情報は得られたが、今後は諸事項についての詳細調査と記録化がさらに必要であることを指摘しておきたい。

【引用・参考文献】

- ・岩崎繁野「日本のあまの生態について」『労働科学』47-4、50-10、51-2・7・12、1971年、1974～75年（谷川健一編『日本民俗文化資料集成』第4巻、三一書房、1990年再録）
- ・海の博物館『日本列島海女存在確認調査報告書』平成23（2011）年
- ・大喜多甫文『潜水漁業と資源管理』古今書院、1989年
- ・香原志勢「海女の分布の生態学的考察」（岡正雄教授還暦記念『民族学ノート』平凡社、1963年、谷川健一編『日本民俗文化資料集成』第4巻、三一書房、1990年再録）
- ・瀬川清子『海女』未来社、1970年（1975年第2刷）
- ・田辺悟『ものと人間の文化史 73 海女』法政大学出版会、1993年
- ・額田 年「海女（あま）—その生活とからだ」錦浦書房、1961年（谷川健一編『日本民俗文化資料集成』第4巻、三一書房、1990年再録）
- ・藪内芳彦編著『漁撈文化人類学の基礎的文獻資料とその補説的研究』風間書房、昭和53（1978）年

写真図版

写真5



鳥羽市神島海女小屋



鳥羽市神島海女小屋



鳥羽市神島海女小屋



鳥羽市神島海女小屋の内部

写真 7



鳥羽市答志海女小屋



鳥羽市答志海女小屋



水中メガネ



手ぶくろ



ウェットスーツ上



ウェットスーツ下



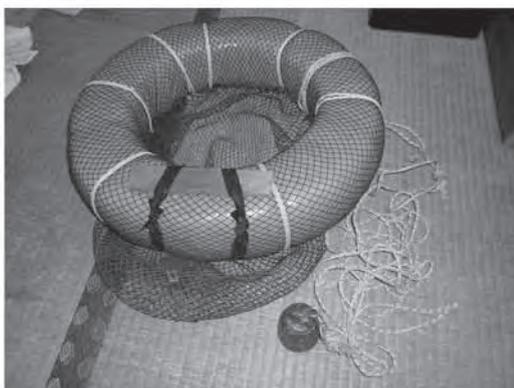
磯着



ブーツ



コノミ
鳥羽市菅島の現在使用の道具



スカリ

写真 9



鳥羽市安楽島海女小屋



鳥羽市安楽島海女小屋



鳥羽市安楽島海女小屋

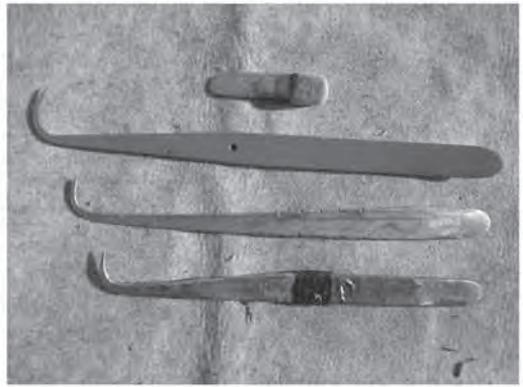


鳥羽市安楽島海女小屋

写真 11



水中メガネ



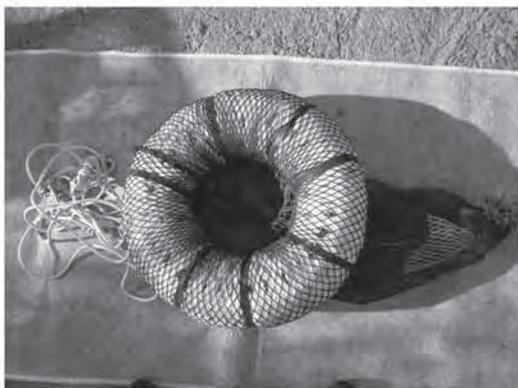
手ノミ・コノミ 等



ウェットスーツ上



ウェットスーツ下



スカリ



アワビ入れ



足ひれ
鳥羽市安楽島の現在使用の道具



ベルト（おもり）



鳥羽市浦村海女小屋

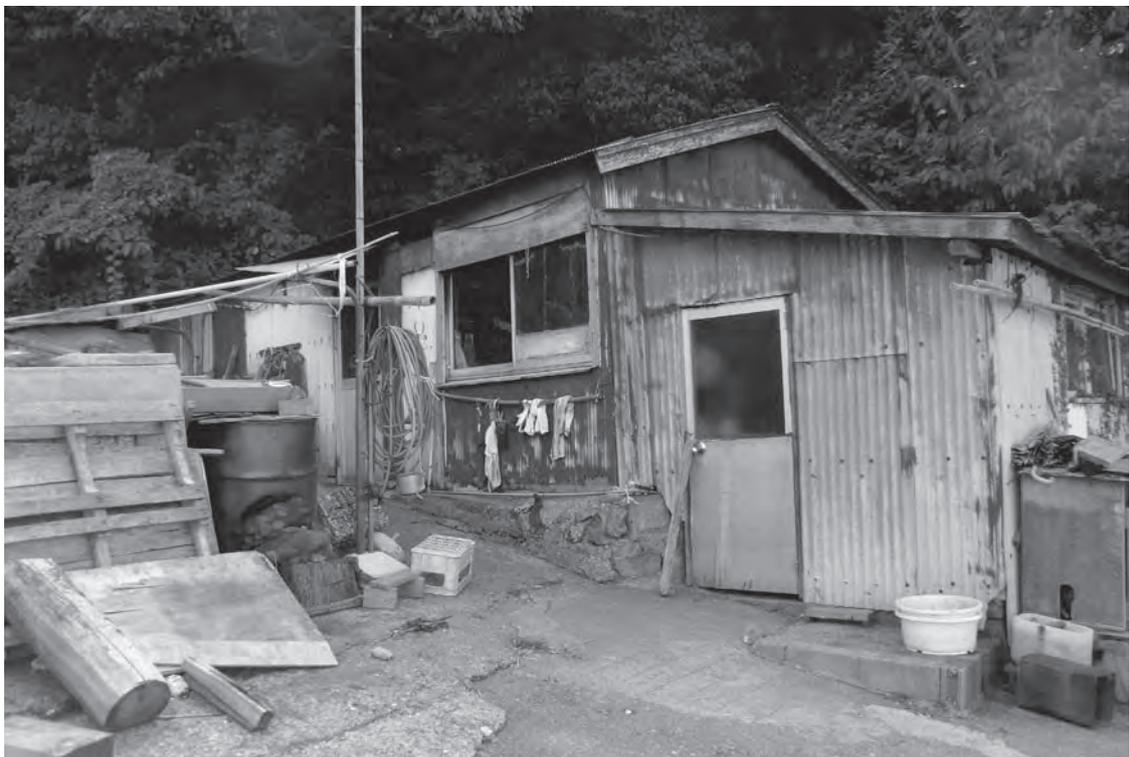


鳥羽市石鏡海女小屋

写真 13



鳥羽市石鏡海女小屋



鳥羽市石鏡海女小屋



鳥羽市石鏡海女小屋



鳥羽市石鏡海女小屋

写真 15



鳥羽市石鏡海女小屋の内部



鳥羽市石鏡海女小屋の内部



鳥羽市国崎海女小屋



鳥羽市国崎海女小屋

写真 17



鳥羽市国崎海女小屋の内部



鳥羽市相差海女小屋の分布状況



鳥羽市相差海女小屋



鳥羽市相差海女小屋

写真 19



志摩市安乗海女小屋の分布



志摩市安乗海女小屋



志摩市安乗海女小屋の立地状況



志摩市安乗磯着（現在）

写真 21



志摩市甲賀海女小屋



志摩市甲賀海女小屋



志摩市甲賀海女小屋



志摩市甲賀海女小屋の内部

写真 23



志摩市志島海女小屋



志摩市畔名海女小屋

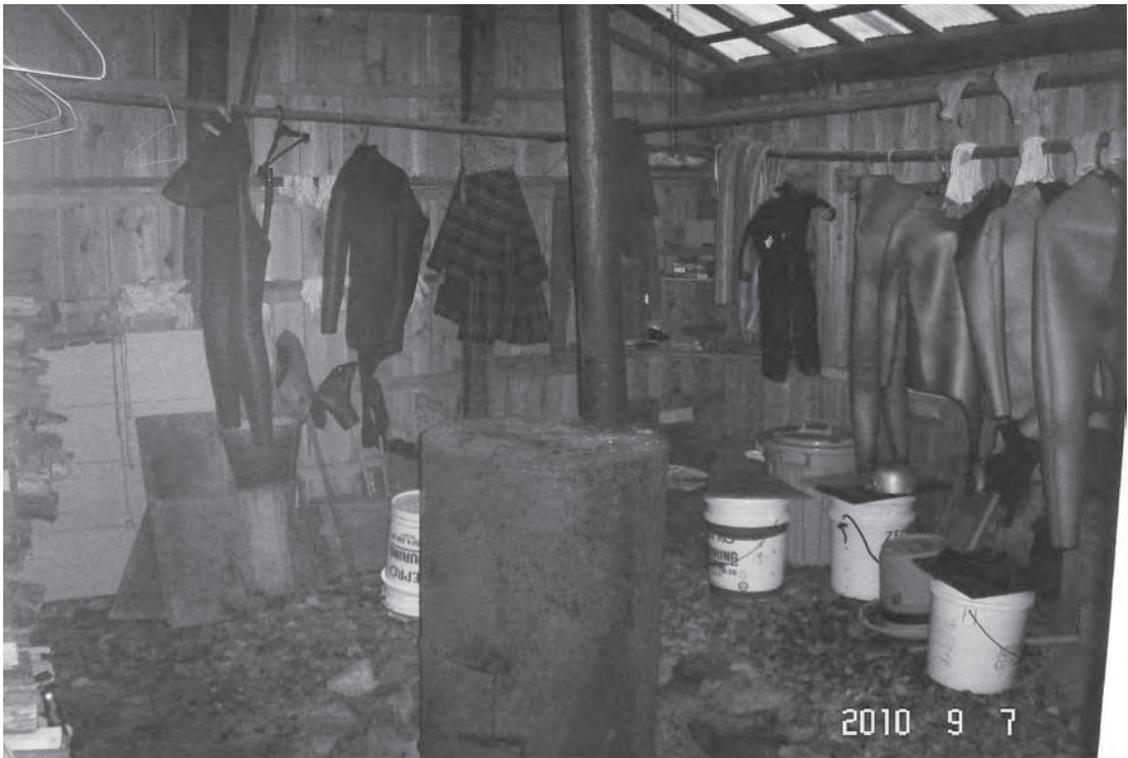


志摩市畔名海女小屋の内部



志摩市名田海女小屋

写真 25



志摩市名田海女小屋の内部



志摩市波切海女小屋



志摩市波切海女小屋の内部



志摩市船越海女小屋

写真 27



志摩市布施田海女小屋



志摩市御座海女小屋



志摩市和具海女小屋 1



志摩市和具海女小屋 2



志摩市片田海女小屋 1



志摩市片田海女小屋 2



志摩市片田海女小屋 3



志摩市片田海女小屋 4



手ノミ・スンボ 等



海女の装束



オモリ



手ノミ・コノミ 等1



手ノミ・コノミ 等2



手への装着
志摩市片田の現在使用の道具



手ぶくろ

参 考 资 料

三重県漁業調整規則(抜粋)

昭和四十一年四月十五日
三重県規則第二十一号

| | | |
|----|----------------------|----------------------|
| 改正 | 昭和四五年 七月二一日三重県規則第三四号 | 昭和四六年 四月一六日三重県規則第二三号 |
| | 昭和四八年一二月一八日三重県規則第七三号 | 昭和四九年 九月一三日三重県規則第五九号 |
| | 昭和五二年一〇月一四日三重県規則第五九号 | 昭和五八年 六月一一日三重県規則第二二号 |
| | 昭和六一年 五月二三日三重県規則第三三号 | 平成 二年一二月一八日三重県規則第五五号 |
| | 平成 六年 五月二四日三重県規則第七四号 | 平成 六年 九月三〇日三重県規則第九七号 |
| | 平成 七年 九月 一日三重県規則第六二号 | 平成 八年 一月 九日三重県規則第三号 |
| | 平成一二年 三月二四日三重県規則第一五号 | 平成一三年 三月三〇日三重県規則第四五号 |
| | 平成一四年 一月一一日三重県規則第一号 | 平成一四年 三月二九日三重県規則第二四号 |
| | 平成一六年 八月二七日三重県規則第五九号 | 平成一七年 八月三〇日三重県規則第六八号 |
| | 平成一八年 四月一四日三重県規則第五七号 | 平成二〇年 三月三一日三重県規則第五二号 |
| | 平成二一年 七月 七日三重県規則第五九号 | 平成二三年 四月 八日三重県規則第二二号 |

三重県漁業調整規則を次のように定める。

三重県漁業調整規則

三重県漁業調整規則(昭和二十六年三重県規則第五十二号の一)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 漁業等の許可(第七条—第三十四条)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業等の取締り等(第三十五条—第五十九条)

第四章 罰則(第六十条—第六十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)その他漁業に関する法令とあいまつて、水産資源の保護培養、漁業取締り、その他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、法第八十四条第一項に規定する海面(以下「海面」という。)及び法第八条第三項に規定する内水面(以下「内水面」という。)に適用する。

(県内に住所を有しない者の申請又は届出)

第三条 県内に住所を有しない者が、次に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

一 刺し網漁業(さんま流し網漁業に限る。)

二 敷網漁業(さんま棒受網漁業に限る。)

三 第一種区画漁業(法第六条第四項第一号の第一種区画漁業をいう。)

全部改正〔平成一二年規則一五号〕、一部改正〔平成一六年規則五九号・一七年六八号・一八年五七号〕

(禁止期間)

第三十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ当該下欄に掲げる期間は、採捕してはならない。

| 名称 | 期間 |
|----------|---|
| あわび | 九月十五日から十二月三十一日まで |
| いせえび | 五月一日から九月三十日まで。ただし、鳥羽市離島地域以北の海域においては、五月一日から九月十五日まで |
| たいらぎ | 六月一日から七月三十一日まで |
| あゆ | 一月一日から五月十日まで。ただし、木津川及びその支川並びに熊野川水系(大又川及びその支川を除く。)においては、一月一日から五月二十五日まで並びに木曾川においては、一月一日から五月三十一日まで |
| あまご(あめご) | 十月一日から翌年二月末日まで |
| うぐい | 三月一日から五月三十一日まで(熊野川水系に限る。) |

備考 この表において「鳥羽市離島地域以北の海域」とは、次に掲げる基点1、点ア、点イ、点ウ及び愛知県田原市伊良湖町古山頂上を結んだ線以北の海域(別表第一)をいう。

基点1 鳥羽市浦村町、石鏡町界

基点2 鳥羽市菅島町白崎(シラヒゲ大松跡)

基点3 鳥羽市神島町大イロ島島頂

点ア 基点1から八度三十分千三百六十四メートルの点

点イ 基点2から百十六度の線と基点3から百七十六度五十分の線との交点

点ウ 基点3から百二十四度十五分四千五百四十五メートルの点

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

一部改正[昭和四九年規則五九号・平成二年五五号・一六年五九号・一八年五七号・二〇年五二号・二三年二二号]

(体長等の制限)

第三十七条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ当該下欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

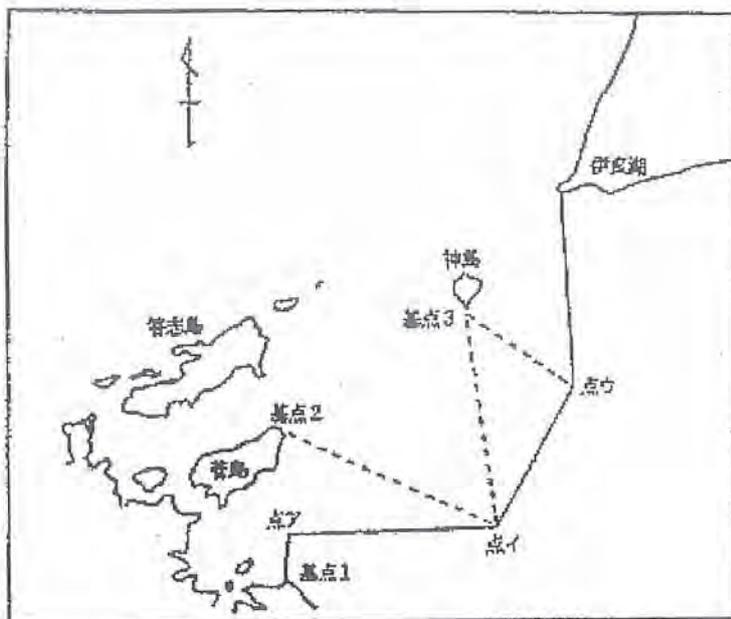
| 名称 | 大きさ |
|----------|---|
| はまぐり | 殻長 三センチメートル以下 |
| あさり | 殻長 二センチメートル以下 |
| あわび | 殻長 十・六センチメートル以下 |
| さざえ | 殻蓋の長径 二・五センチメートル以下 |
| いせえび | 頭胸甲長 四・二センチメートル以下(両眼上棘基部中央点から頭胸甲後端中央点に至る長さ) |
| ぶり | 全長 十五センチメートル以下 |
| うなぎ | 全長 二十センチメートル以下。ただし、熊野川水系は、三十センチメートル以下 |
| こい | 全長 十五センチメートル以下(熊野川水系に限る。) |
| あまご(あめご) | 全長 十二センチメートル以下。ただし、熊野川水系は十センチメートル以下 |

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

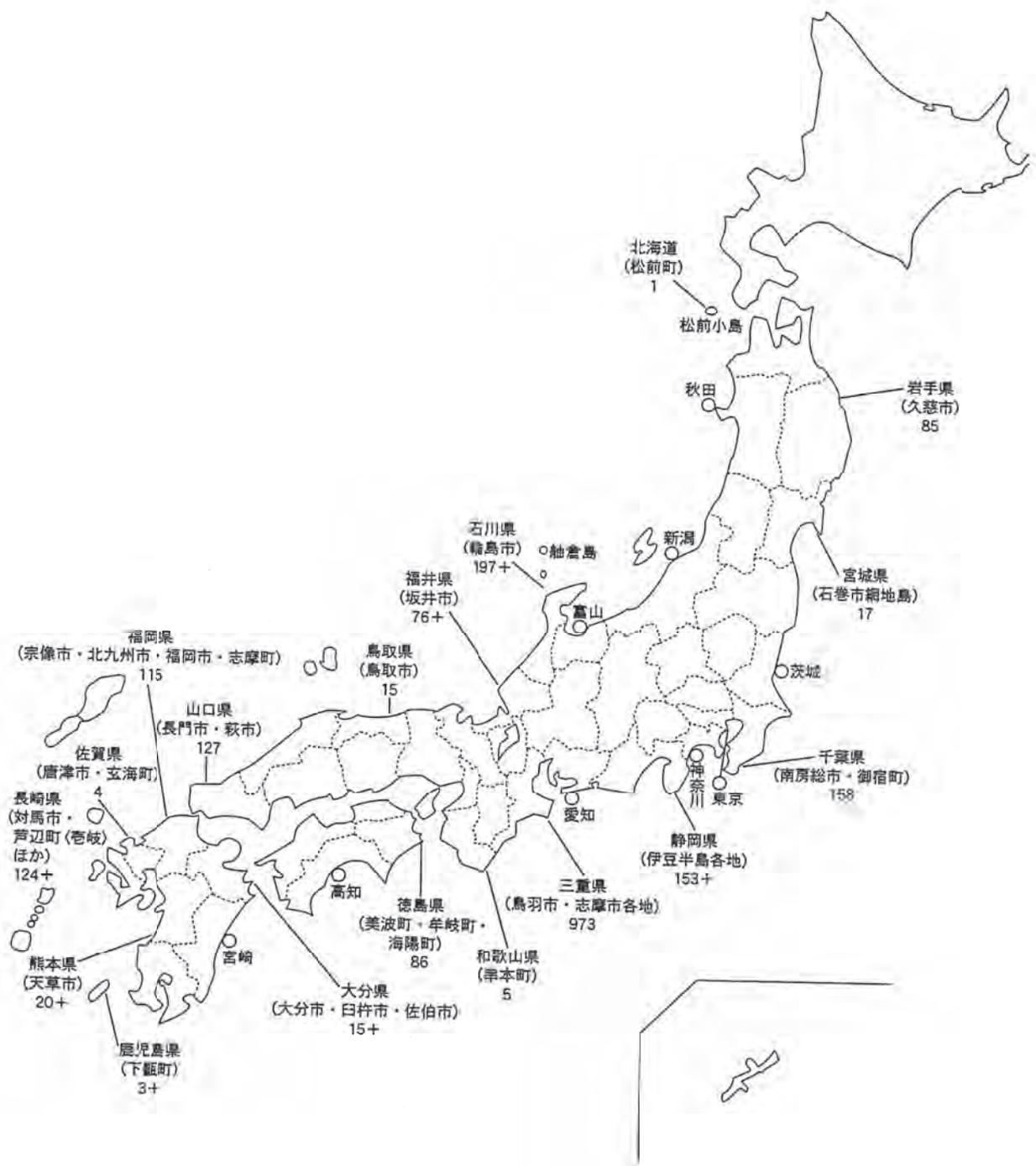
一部改正[昭和四五年規則三四号・四九年五九号・平成二年五五号・二〇年五二号]

別表第1(第36条関係)

鳥羽市離島地域以北の海域



全部改正〔平成2年規則55号〕、一部改正〔平成16年規則59号・20年52号〕



「平成 22 (2010) 年海女分布県図」(海の博物館『日本列島海女存在確認調査報告書』2011 年) を転載

* 図中の数字は海女数、○は昭和 53 (1978) 年には海女のいた県を示す

調査票

【鳥羽市】
平成 22 年度

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|------------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 鳥羽産部漁業協同組合 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 小浜支所 | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 以上 | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|-----------|
| 海女 | | | | | | | | 1 | 80才 |
| 海士 | | | | 1 | 42才 | | | | 最高年齢 才 |
| 合計 | | | | | | | | | 才 |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
※2:海女・海士が1人で船外機で行く場合は「単人」で集計します。

一人で船外機で漁に出る

2 兼業
海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|-------------------|----|-----------|
| 海女 | 釣漁 (スズキリビ、主人と一緒に) | 海士 | カキ、タコガミ、魚 |
|----|-------------------|----|-----------|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口にチェックをつけてください) ない ある (以前はあ、た)
- (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 1日間 2日間 3日間 4日間 5日間 6日間 7日間 8日間 9日間 10日間

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

①:1日作業(1潮き)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

約2時間 / 1回

②:その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

アワビ、サザエ、天草、イセエビ、アサギ

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

はい。

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に1着 禁止 その他()
 無い 有る アワビ

(6) 獲物の放流 有る ない

(7) その他(漁場の警備、漁法・漁具の制限等)
はい。
木まき制限も手にかけてみて... と、した程度。

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額 組合出荷なし。

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|--------|----|
| アワビ | | | |
| サザエ | | | |
| トコブシ(フクダメ) | | | |
| ウニ類 | | | |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アラメ | | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

※1:欄外には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について 決て変更する程度 地区()

| | |
|-----------------------|------|
| 呼び方 | 利用人数 |
| 材質・形態 | 小屋の数 |
| 外観のメモ・写真等・想像もわかる範囲で記入 | |
| 備考 | |

6 海女・漁士が関係する祭り行事について

| | | |
|----|-----|----|
| 時期 | 行事名 | 概要 |
| | | |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 昭和 その他

(3) ある場合、おおよそのくらの量の記録がありますか。

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

ボラ橋漁の記録 45年くらい前打の記録 (倉 絵 亨 真)

8 海女・漁士の使用道具について

*1. 空欄部分に漁具その呼び方を記入して下さい。

*2. 下の図にないものは写真やスケッチを添付して下さい。

| | | | | |
|----|--------|--|--------|---|
| 1 | イソムカサネ | | 水中取籠 | ○ |
| 2 | (なし) | | | × |
| 3 | (不明) | | | × |
| 4 | ロシマキ | | 17 海用巻 | ○ |
| 5 | 俵(な) | | | × |
| 6 | (なし) | | | × |
| 7 | (なし) | | 網 | ○ |
| 8 | フミウリ | | 網 | ○ |
| 9 | カギノミ | | | ○ |
| 10 | カマ | | 海用 | ○ |
| 11 | グンテ | | | ○ |
| 12 | フコ | | 物入れ | ○ |
| 13 | イソオケ | | | ○ |
| 14 | | | | ○ |
| 15 | コビツロ | | 大網 | ○ |
| 16 | フクシ | | 物用 | ○ |
| 17 | (なし) | | | × |
| 18 | (なし) | | | × |
| 19 | コシツナ | | | ○ |
| 20 | キツトス | | | ○ |
| 21 | (なし) | | | × |
| 22 | (なし) | | | × |
| 23 | (なし) | | 伊勢海用 | × |
| 24 | (なし) | | | × |
| 25 | スカリ | | 水桶上蓋 | ○ |
| 26 | イソギ | | | ○ |
| 27 | フケツバ | | 伊勢海用 | × |
| 28 | (なし) | | | × |
| 29 | (なし) | | 水桶下用 | ○ |
| 30 | イソギ | | | × |
| 31 | (不明) | | | × |
| 32 | (なし) | | | × |

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|------------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 鳥羽磯部漁業協同組合 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 神島支所 戸長 | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | | | | 最高年齢 |
|----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--|--|-------------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | | | |
| 海女 | 従人 | 0 | 0 | 1 | 7 | 13 | 11 | 0 | | | 78才 |
| | 舟人 (トマエ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | | | 最高年齢 不定 |
| | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 3 | 1 | | | 45才 |
| | 小計 | 0 | 0 | 1 | 16 | 16 | 12 | 0 | | | |
| 海士 | 従人 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 1 | 0 | | | 最高年齢 63才 |
| | 舟人 (トマエ) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | | | 最高年齢 不定 |
| | ノリアイ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 42才 |
| | 小計 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 0 | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 4 | 19 | 17 | 12 | 0 | | | |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者を定業とします。
 ※2:海女・海士が1人で船外機で行く場合は(従人)で集計します。

2 兼業

| | | | |
|----|----------------|----|--------------------|
| 海女 | 専業主婦 鳥羽ハパート | 海士 | 漁業 (兼)網、一本釣、船曳) |
|----|----------------|----|--------------------|

3 資源の保護

(1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください) 口ある 口ない

(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数
 一般漁場 20 日間 禁漁区 0 日間
 5/15 ~ 9/12 であるか、ない、不明な場合は

(口)に、ササエ、イサボ、ササエ

、ワカメ、アサギ、シジミなどは、自家消費と見なされ、日数には含めません。
 3月末 ~ 4月 旬間の期間(ワカメ、アサギ、シジミは、旬間を越すと見なされ、日数には含めません。)
 旬間は、5/15 ~ 9/12 であるか、ない、不明な場合は

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

①1操業(1漁き)は何分・何回ですか。(アワビ・ササエ・トコブシ・ウニ等)
 60分2回 (60分1回、60分1回)

②その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

なし

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

口一家に1着 禁止 その他()

(6) 稚貝の放流 口ある 口ない アワビ(市と組合が取り決めたものを除く)

(7) その他(産卵の輸送、漁法、漁具の制限等)

アワビは採獲禁止

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|-----------|--------------|-----------------|-----------------|
| アワビ | 約20kg (約5kg) | 約95000 (約42400) | 約95000 (約42400) |
| ササエ | 0 | 0 | 0 |
| トコブシ(マダダ) | | | |
| ウニ類 | | | |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | 14,000 | 251700 | |
| 海藻類 | | | |
| アサギ | | | |
| セジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

※1:備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

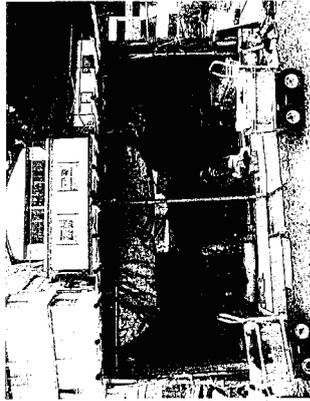
伊藤 伸

5 海女小屋について

地区(峯志地区)

| | | | |
|-------|-----------|------|---------|
| 呼び方 | 火場 | 利用人数 | 5~10人程度 |
| 材質・形態 | 鉄管および竹と干草 | 小屋の数 | 6~7<511 |

外観のカラー写真等、掲載もわかる範囲で記入



備考
漁期すぎで取りこわされてしまった小屋もあったが、残っていた二つの小屋を撮影しました。

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 作業(1撈き)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

夏 90分 2回
冬 120分 2回

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

ナマコ 11月末~翌1月10日
化エビ 9月16日~翌4月30日

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。
 自由 1家に1着 その他()
 自由 1家に1着 その他()

(6) 稚貝の放流 出ある ない

(7) その他(漁具の輪着、漁法、漁具の制限等)

モリ(ヒシ)、足かき等の禁止
ポンベ等潜水器具使用禁止

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額 (平成22年度)

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|------------|--------|
| アワビ | 469 | 2,617,668 | |
| サザエ | 9,780 | 4,754,050 | |
| トコブシ(ワクダマ) | 17 | 40,968 | |
| ウニ類 | 21 | 39,701 | |
| ナマコ類 | 13,517 | 14,107,722 | |
| その他の水産動物類 | 9,824 | 2,314,461 | 1)たばかキ |
| 天草類 | | | |
| アラメ | 180 | 282,180 | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | 33,808 | 24,157,330 | |

※1.備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|------|------------|----------------|
| 2月中旬 | 神祭(小幡神社御祭) | 大漁祭 |
| 6月下旬 | 海女漁安会前願祭 | 平成21年度より |
| 8月下旬 | 初磯海潜祭 | 海潜漁開禁日 |
| 7月中旬 | 天正祭 | 禁漁区(築漁島周囲)の開禁日 |
| 7月中旬 | 小築海祭 | |

7 文書記録について

(1) 漁具に戦前までの古い文書記録はありますか。 出ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 江戸時代 白根和 白根和 口大正 その他()

(3) ある場合、およびそのくらの量がありますか。 () (点) 箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

峯志町舞台発見文書(6箱)

海女習俗基礎調査票

| | | | |
|--------------|------------|-----|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 自衛隊幹部連協同組合 | | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 和具浦支所 | | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 以上 | 最高年齢 | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|------|---|
| | | | | | | | | | 才 | 才 |
| 海女 | | | | | | 2 | | | 19 | 才 |
| 海士 | | | | | | | | | | |
| 海女 | | | | 10 | 15 | 5 | 30 | | | |
| 海女 | | | | 10 | 15 | 7 | 30 | | | |
| 海士 | | | | | | | | | | |
| 海士 | | | | | | | | | 13 | 才 |
| 海女 | | | | | | | | | | |
| 海女 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
 ※2:海女・海士が1人で船外機で行く場合は「徒人」で統計します。

2 兼業

| | | | |
|----|------------------------------|----|-----------------------------------|
| 海女 | 旅館業(同居含む) 飲食業 ワタ・ノリ養殖業 | 海士 | 漁船漁業 ワタ・ノリ養殖業 水産物仲介人 飲食業 |
|----|------------------------------|----|-----------------------------------|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口にチェックをつけてください) 出ある ない
 (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 日間
 一般漁場 禁漁区 0 日間
 沖磯 5日間

8 海女・海士の使用道具について

*1:空欄部分に道具その名の読み方を記入してください。
 *2:下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------|
| 1 水中眼鏡 | 2 カツギ | 3 ほろり | 4 腰巻 | 5 /ニ | 6 くらかり | 7 石 | 8 そり | 9 /もろり | 10 カマ | 11 ちんちん | 12 フコ | 13 物入れ | 14 桶 | 15 天草織り用 | 16 / | 17 / | 18 ちんちん | 19 命綱 | 20 糸 | 21 タボ | 22 フゴ | 23 運搬具 | 24 タボ | 25 タボ | 26 イギ | 27 伊勢浄毛用 | 28 舟 | 29 足 | 30 木桶下用 | 31 舟 | 32 足 |
| <input type="checkbox"/> | |

地区(和具地区)

| | | | |
|-------|----------|------|--------|
| 呼称 | 海女小屋 | 利用人数 | 7~8人 |
| 材質・形態 | 鉄管にトタン張り | 小屋の数 | 2つ(50) |

外観のメモ・写真等、掲載もわかる範囲で記入

5

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限
 ①1操業(1遭き)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)
 90分 2回 (90分休憩)

②その他の漁獲物についても制限がありますか。(漁草・ナマコ・イセエビ等)
 アラメ等漁草の採取禁止と同じ

(4) 水揚げ量の制限はありますか。
 なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。
 自由(後年引) 制限なし 禁止 その他()

(6) 稚魚の放流 あり ない

(7) その他(漁具の種類、漁法、漁具の制限等)
 アアラメ等漁草の採取器具の使用禁止 (煮溜りだけ)

4

海女・海士漁業の漁獲量・生産額 (平成22年度)

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|-----------|----------|-----------|-------|
| アワビ | 663 | 4,043,578 | |
| サザエ | 6,833 | 2,903,682 | |
| トコブシ(アウダ) | 290 | 579,977 | |
| ウニ類 | 60 | 250,201 | |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | 2,466(個) | 515,812 | 10匹程度 |
| 水草類 | | | |
| アラメ | (個人記録) | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | 7,846 | 828,805.0 | |

*1: 備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。
 その他の水産動物類は除く

6

海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|-----------------|------------|----|
| 7月中旬 旧10月20日 | 天正祭 弁天祭 | |

7

文書記録について

(1) 漁船に職前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。
 大正 昭和 明治 江戸時代 その他()

(3) ある場合、およそどのくらい(点)の量がありますか。
 () (点) (箱)

(4) その他、文書記録について備考があればお寄せ下さい。

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|------------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 鳥羽磯行漁業協同組合 | 支所 事務所 |
| 情報提供者 協力者 | 村上取支所 | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 以上 | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|------|
| 海女 | | | | | | 1 | | | 60才 |
| 海士 | | 1 | 1 | | | | | | 61才 |
| 合計 | | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | | | 計2名 |

※1:海女は女性の海水漁業者、海士は男性の海水漁業者と定義します。
※2:海女・海士がい人で船外機で行く場合は「徒人」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | |
|----|-------|---|
| 海女 | カキ養殖業 | 漁船漁業(一本釣) カキ養殖業 黒潮各養殖業 白宮事業(ポンプ使用(2名白貝) 各~養殖) |
| 海士 | | |

3 資源の保護

(1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください 出ある □ない

(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 禁漁区 0 日間

一般漁獲 20~30 日間

(5月末~9月/5日時?)
天候潮時による

8 海女・海士の使用道具について

*1:空欄部分に道具その呼び方を記入してください。
*2:下の図にないものは写真かスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|-----|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 水巾着 | 水中眼鏡 | 滑車巻 | 木くさり | 腰巻 | おかり | おかり | 火床 | 木くさり | 腰巻 | カマ |
| 水巾着 | 水中眼鏡 | 滑車巻 | 木くさり | 腰巻 | おかり | おかり | 火床 | 木くさり | 腰巻 | カマ |

5 海女小屋について 昔から存し

| | | |
|-------|------|-------|
| 呼び方 | 利用人数 | 地区() |
| 材質、形態 | 小屋の数 | |

外観のメモ、写真等、掲載もわかる範囲で記入

6 海女、海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 備考 |
|-------|------------|------|
| 2月中旬 | 神祭(小幡神社例祭) | 大漁祈願 |
| 7月中旬 | 豊漁祭 | |
| 11月中旬 | 恵壽講 | |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 出ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 西戸時代 西正 西昭和

(3) ある場合、およそどのくらいの量がありますか。
 5 (冊) 箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 1日1回(1週きりは河分・回分)ですか。(アワビ、サザエ、トコブシ、ウニ等)

12名の海女、海士で話し合い決めていて、潮時等が変わる基準的に自由。

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・アマコ・イセエビ等)

なし

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。
 自由 ロブ家に1着 禁止 その他()

(6) 稚貝の放流 出ある ない

(7) その他(漁場の騒音、漁法、漁具の制限等)

素潜り漁の時はポンベ等潜水器具は使用禁止
(潮時・満潮の付中風採取の自営業者のときは、ポンベ等潜水器具を使っている)

| 海女、海士漁業の漁獲量・生産額 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|-----------------|---------|-----------|-------|
| アワビ | 37 | 215,923 | |
| サザエ | 7,187 | 4,204,482 | |
| トコブシ(ワクダ) | | | |
| ウニ類 | 35 | 44,854 | |
| アマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | 113 | 52,149 | 19ボカサ |
| 天草類 | | | |
| アラメ | | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | 7372 | 4577408 | |

※1.標準額には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

(945kg、23具) 409 425,120 (12月・満潮の海女から自営業者)

海女習俗基礎調査票

| | | | |
|--------|------------|-----|------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 鳥羽磯部漁業協同組合 | 支所 | 管島支所 |
| 情報提供者 | 協力者 | | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|---|------|
| | | | | | | | | 0 | 0 | |
| 海女 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7 | 12 | 0 | 0 | 0 | 79才 |
| 海士 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 68才 |
| 小計 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7 | 12 | 0 | 0 | 0 | |
| 海女 | 0 | 0 | 0 | 15 | 28 | 18 | 2 | 0 | 0 | |
| 海士 | 0 | 0 | 0 | 20 | 35 | 30 | 5 | 0 | 0 | |
| 小計 | 0 | 0 | 0 | 35 | 63 | 48 | 7 | 0 | 0 | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 55 | 100 | 90 | 12 | 0 | 0 | |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
 ※2:海女・海士が一人で船外機で行く場合は「単人」で集計します。

2 就業

| | | | | | |
|----|------------------|------------------------------------|----|------------------|------------------------------------|
| 海女 | のり漁者 旅館 商売 | その他の漁業者 （アコ 一本釣 草の 網類） | 海士 | のり漁者 旅館 商売 | その他の漁業者 （アコ 一本釣 草の 網類） |
|----|------------------|------------------------------------|----|------------------|------------------------------------|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口にチェックをつけてください) 口ある □ない
 (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 / 日間 (しんご界の日のみ)
 一般漁場 13日間 禁漁区 / 日間
 貸 (おが) 天草 1日
 (おが) (おが)

8 海女・海士の使用道具について

*1:空欄部分に道具その名を記入してください。
 *2:下の図にないものは必要ならケガキを添付してください。

| | | | | | | | | |
|----|----|------|----|----|----|----|----|----|
| 1 | カサ | 水中眼鏡 | 2 | カサ | 3 | カサ | 4 | カサ |
| 5 | カサ | カサ | 6 | カサ | 7 | カサ | 8 | カサ |
| 9 | カサ | カサ | 10 | カサ | 11 | カサ | 12 | カサ |
| 13 | カサ | カサ | 14 | カサ | 15 | カサ | 16 | カサ |
| 17 | カサ | カサ | 18 | カサ | 19 | カサ | 20 | カサ |
| 21 | カサ | カサ | 22 | カサ | 23 | カサ | 24 | カサ |
| 25 | カサ | カサ | 26 | カサ | 27 | カサ | 28 | カサ |
| 29 | カサ | カサ | 30 | カサ | 31 | カサ | 32 | カサ |

5 海女小屋について

| | | |
|-----------------------|------|-------|
| 呼び方 | 利用人数 | 地区() |
| 材質・形態 | 小屋の数 | |
| 外観のメモ・写真等、掲載しわかる範囲で記入 | | |

7/1

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| | | |
|-------|------|----|
| 時期 | 行事名 | 概要 |
| 7月11日 | しんご梁 | |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない (10年以内のものなし)

(2) ある場合はいつごろのものですか。 大正 昭和 江戸時代 明治 昭和 その他

(3) ある場合、およそどのくらいの量がありますか。
() 点 () 箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 作業(1週きりは区分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等))

1時間30分 1回
(90分) 6月中旬～白昼～8月1日、10月1日
大潮時の干潮時の1時間30分
(潮ロ～5時) 15時～18時
18時～20時

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海華・ナマコ・イセエビ等)

イセエビ、ナマコ) それ以外は口明です。

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

7/1

(5) ウェットシーズンの制限はありますか。
 自由 一家に1着 禁止 その他()

(6) 稚貝の放流 有る ない。アワビ(島田村の計算) 稚貝(その他)

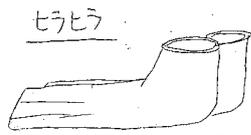
(7) その他(漁具の輪番、漁法・漁具の制限等) 船の呼称が船名、アワビ・サザエの稚貝も放流された。

アワビ・サザエの使用

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額 今花 (H22)

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|---------|----|
| アワビ | 598 | 4137000 | |
| サザエ | 3043 | 1545000 | |
| トコブシ(フクダマ) | — | — | |
| ウニ類 | — | — | |
| ナマコ類 | — | — | |
| その他の水産動物類 | — | — | |
| 天草類 | 474 | 364000 | |
| アラメ | — | — | |
| ヒジ生 | — | — | |
| その他 | — | — | |
| 合計 | 4115 | 6046000 | |

※1. 備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。



ヒラヒラ

足ヒレ

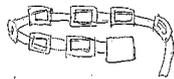


男性用肌着
(パンツ)
シヤージ

(ストライプか
チェック柄のものを)
着る



ブーツ



オビ

100

8 海女・漁士の使用道具について

*1: 要部部分に道具その呼び方を記入してください。

*2: 下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

| | | | | | | |
|----|---|---|----|-----------|----|-------------------------|
| 1 | X | X | 3 | カブリ | 4 | コマキ |
| 2 | X | X | 6 | オモシ | 7 | カマト |
| 5 | X | X | 10 | カマ | 11 | チブクロ 船底 船底 船底 |
| 9 | X | X | 14 | カボ 770 | 15 | 天草踏み用 天草踏み用 天草踏み用 |
| 13 | X | X | 19 | D-7° | 20 | コム 100本 |
| 17 | X | X | 23 | X | 24 | 心ボウ 計測用 |
| 21 | X | X | 27 | X | 28 | 引き上げ用竿 |
| 25 | X | X | 31 | X | 32 | 足がけ |
| 29 | X | X | 35 | X | | |

海女習俗基礎調査票

| | | | | |
|--------------|-------------------|---|---|-----|
| 調査日 | 年 | 月 | 日 | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 支所 事務所 | | | |
| 情報提供者 協力者 | 定年勤労者 海女 漁士 | | | |

1 海女・漁士就業年齢及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | | | | 最高年齢 | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|--|------|-----|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 合計 | | | |
| 海女 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | 76才 |
| 小計 | | 1 | | 2 | 4 | 1 | 2 | | | | | 74才 |
| 漁士 | | 2 | 5 | 4 | 1 | 1 | 1 | | | | | 74才 |
| 小計 | 3 | 5 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | | | | | 73才 |
| 合計 | 3 | 6 | 4 | 6 | 5 | 2 | 3 | | | | | |

※1: 海女は女性の潜水漁業者、漁士は男性の潜水漁業者と認識します。
※2: 海女、漁士が一人で船外機で行く場合は「他人」で集計します。

2 職業

| | |
|---|----|
| 海女・漁士漁以外にどのような仕事をされていますか。 | 海女 |
| カキ、ワカメ等の養殖業 (海女の潜水漁業者のみの海女漁に従事) 。カキ、ワカメの養殖業、刺網、カニ漁漁 。運送業、ドラマイニ 。教員業 。加工業者、工芸 | 海女 |

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください。 □ある □ない
(2) 海女・漁士漁業の年間出漁日数
一般漁場 76 日間 禁漁区 1 日間
(7月7日～9月15日まで)
※別紙「漁業行使履歴」参照

①1 海女・海士漁業の出漁時間の制限
1日の標準時間は5時間(出漁開始は午前6時、午後6時)であるが、出漁開始は、天候、海況、船の状況、船長の指示等により、前後する。また、出漁開始は、天候、海況、船の状況、船長の指示等により、前後する。また、出漁開始は、天候、海況、船の状況、船長の指示等により、前後する。

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海軍、ナマコ、イセエビ等)
漁獲物について制限がある場合は、制限の種類、採取禁止の理由(ナマコは、産卵期や産卵後の採取禁止)を記入してください。

(4) 水揚げ量の制限はありますか。
水揚げ量について制限はない。

(5) ウェットスーツの制限はありますか。
自由 □一家に1着 □禁止 □その他 (アツヒ、6000円)

(6) 稚貝の放流 がある □ない ⊗ 1日1枚 5000枚

(7) その他(漁場の輪番、漁法、漁具の制限等)
漁場の輪番制はない。漁具については、漁具の制限はない。漁具については、漁具の制限はない。

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|-----------|----------|------------|--------------------------|
| アワビ | 47.5 | 279,000円 | 海女にアワビを釣ることは、禁漁区ではできない。 |
| サザエ | 874kg | 682,000円 | 禁漁区では釣れない。 |
| トコジ(ワクダメ) | 16.8kg | 42,000円 | (海女にトコジを釣ることは、禁漁区ではできない) |
| ウニ類 | 614.2kg | 127,900円 | |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アラム | | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | 1571.5kg | 2,030,000円 | |

※1: 禁漁区には漁獲量・生産額の記載のうえ、海女と漁士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------|------------|---------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 鳥羽磯部漁業協同組合 | 支所 浦村支所 |
| 情報提供者 | | |
| 協力者 | | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------|
| | | | | | | | | 最高年齢 | 才 |
| 徒人 | | | | | | 5 | | | 才 |
| 舟人 (トマエ) | | | | | | | | | |
| 海女 | | | | | | | | | 最高年齢 |
| | | | | | | | | | 才 |
| 小計 | | | | | | | | | |
| 海士 | | | | | | | | | 最高年齢 |
| 徒人 | | | | | | | / | | 才 |
| 舟人 (トマエ) | | | | | | | | | |
| 海士 | | | | | | | | | 最高年齢 |
| | | | | | | | | | 才 |
| 小計 | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | |

※1. 海女は女性の漁水漁業者、海士は男性の漁水漁業者と定義します。漁協としては海女のみを数えています。

※2. 海女・海士が1人で船外機で行く場合は「徒人」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | |
|----|-------|----|
| 海女 | おきの養殖 | 海士 |
|----|-------|----|

3 資源の保護

(1) 禁漁地域設定の有無(□にチェックをつけてください) 四角ある □ない

(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数

日数 禁漁区 1〜2日間 あったと行ってあるが 現在は行ってない

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 作業(1潮ぎ)は何分何回ですか。(アワビ、サザエ、トコブシ、ウニ等)

1日2時間

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草、ナマコ、イセエビ等)

なし

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に1着 禁止 その他

(6) 稚貝の放流 回ある □ない アワビ等

(7) その他(漁場の調査、漁法・漁具の制限等)

なし

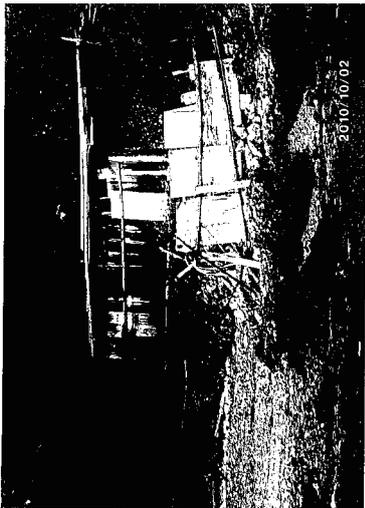
4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|--------|----|
| アワビ | | | |
| サザエ | | | |
| トコブシ(ワクタメ) | | | |
| ウニ類 | | | |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アラメ | | | |
| ヒンギ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

※1. 備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

| | | |
|------------|------|-------|
| 5 海女小屋について | | 地区() |
| 呼び方 | 海女小屋 | 4~5 区 |
| 材質・形態 | 木 | 2 |

外観のメモ・写真等、関係しむる範囲で記入



備考

離島に建てています。

| | | |
|----------------------|-----|---------|
| 6 海女・海士が関係する祭り行事について | | 概要 |
| 時期 | 行事名 | ないそうです。 |

7 文書記録について
 (1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない
 (2) ある場合はいつころのものですか。 大正 昭和 その他()
 (3) ある場合、およそどのくらい量の量がありますか。
 () 点・箱
 (4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

海女博物館

8 海女・海士の使用道具について
 *1:空欄部分に道具そのものを記入してください。
 *2:下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|------|--------|-------|----------|-------|---------|--------|--------|-------|---------|--------|---------|--------|--------|
| 1 水眼鏡 | 2 ヘルム | 3 ホウクリ | 4 フリマシ | 5 かぎのみ | 6 フンドリ | 7 カマド | 8 足袋 | 9 かんざし | 10 いかこ | 11 テンテ | 12 カゴ | 13 シンオウ | 14 タンボ | 15 天草船み | 16 フタシ | 17 アタリ用 | 18 カンゴ | 19 網 | 20 スポシ | 21 漁船 | 22 伊勢海老用 | 23 舟当 | 24 引上げ用 | 25 カンゴ | 26 磯上着 | 27 舟当 | 28 引上げ用 | 29 船下用 | 30 木船下用 | 31 ハケシ | 32 足カケ |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|------|--------|-------|----------|-------|---------|--------|--------|-------|---------|--------|---------|--------|--------|

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 鳥羽磯部漁協 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 石鏡支所 | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | 最高年齢 | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | | |
| 海女 | | | | | 1 | 16 | 4 | 82才 |
| | | | | | 3 | 25 | 3 | |
| | | | | | 4 | 41 | 1 | |
| 小計 | | | | | | | 5 | |
| 海士 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。

※2:海女・海士が1人で船外機で行く場合は「船人」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | |
|----|--|----|
| 海女 | | 海士 |
|----|--|----|

3 資源の保護

(1) 禁漁地域設定の有無(□にチェックをつけてください) 図ある □ない

(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数

一般漁場 / 00 日開

禁漁区

日開

年に1~2回

冬には必ず1回は行う。

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 操業(操業)は向分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコジシ・ウニ等)

70分 X 2回

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

アワビについては10.6cm以上 4月末~9月14日まで

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由

一家に1着

禁止

その他()

(6) 雑員の放流 図ある □ない

(7) その他(漁場の輪番、漁法、漁具の制限等)

なし

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|-----------|------------|----------------|
| アワビ | 5,696.87 | 28,122,952 | |
| サザエ | 18,141.72 | 13,037,770 | |
| トコジシ(ワグタメ) | 1,523.10 | 3,133,623 | |
| ウニ類 | 2,436.7 | 4,933,968 | |
| ナマコ類 | 18,874.6 | 22,548,064 | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | 815 | 531,925 | |
| アラメ | 2,417 | 1,717,245 | |
| ヒジキ・711 | 16,869 | 25,789,499 | ヒジキについては地元共同作業 |
| その他 | | | |
| 合計 | 66,773.99 | 99,815,044 | |

※1:備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

8 海女・海士の使用道具について
 *1. 空欄部分に道具その呼び方を記入してください。
 *2. 下の図にないものも写真やスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|---------|--------|-------|------|-------|---------|-------|--------|---------|-------|-------|--------|---------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|---------|--------|-------|
| 1 イシゲネ | 2 フルム | 3 カマゴ | 4 マカサネ | 5 ナイフ | 6 トウシヤク | 7 トシヤク | 8 フラゴ | 9 カギ | 10 アマ | 11 コシヤク | 12 フゴ | 13 タノボ | 14 クラヤク | 15 指袋 | 16 磯倉 | 17 タノボ | 18 クラヤク | 19 命ダ | 20 シヤク | 21 磯倉 | 22 フゴ | 23 フゴ | 24 スコ | 25 磯倉 | 26 磯倉 | 27 メバ | 28 磯倉 | 29 前 | 30 コシヤク | 31 ハヤク | 32 足カ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

地区()

| | | | |
|-------|-----|------|--------|
| 呼び方 | カマド | 利用人数 | 4 ~ 8人 |
| 材質・形態 | 鉄質 | 小屋の数 | 17 |

212平米
 中にカマドが3つ
 横に1つ

備考

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|--------|----------|----------------------|
| 2月16日 | かまごおり | ハタケ神八様奉安七火巡行祈願 |
| 2月18日 | 青峰参り | 一年間の採葉安全を祈願するたか初詣といふ |
| 4月4日 | 磯おろし合戦 | ハタケ神八口明けの報告と大漁を祈願 |
| 7月10日 | 中参忍(ナカマ) | 青峰山で海女の中祝いも行い |
| 12月28日 | 青峰参り | 一年間のお礼参り |
| 7月19日 | ごさい | 海女の日祭り |

7 文書記録について

(1) 漁協に職前までの古い文書記録はありますか。 返る 口ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 大正 昭和 その他

(3) ある場合、およそどのくらい()の量がありますか。 () 点 () 冊

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 鳥羽磯部 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 国山崎 | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 以上 | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|------|
| 海女 | | 1 | 1 | 13 | 25 | 14 | 1 | | 80才 |
| 海士 | | | | | 1 | 1 | 5 | | |
| 小計 | | 1 | 1 | 14 | 26 | 19 | 1 | | |
| 海女 | | | | | | | | | |
| 海士 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | 68才 |
| 小計 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | |
| 合計 | | 2 | 2 | 15 | 28 | 19 | 1 | | |

※1.海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
※2.海女、海士が1人で船が機で行く場合は「個人」で統計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|---------|----|------------------------------|
| 海女 | 農業(米、芋) | 海士 | 漁業(刺網) 伊勢エビ (遊漁船) 土木作業 |
|----|---------|----|------------------------------|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください ある ない
(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 ある ない
一般漁場 100 日間 禁漁区 3 日間

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

①.1.操業(1.操業)は何分・何回ですか。(アワビ、サザエ、トコブシ、ウニ等)

1日、1回の操業で、1時間30分

②.その他の漁獲物についても制限がありますか。(海老、ナマコ、イセエビ等)

設けています。余り小型のものは、漁場で集荷の時に外している。
海女さんの自主生に任せている。

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

特になし (昔はあった)

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に1着 禁止 その他()

(6) 稚貝の放流 有 ある ない

(7) その他(漁具の検査、漁法、漁具の制限等)

アワビ漁は7区域に漁場を分けて 順番を分けて 口明けしている。

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額 H24年度

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|------------|----|
| アワビ | 3,290 | 17,251,000 | |
| サザエ | 7,918 | 5,945,000 | |
| トコブシ(ワクダメ) | 200 | 476,000 | |
| ウニ類 | 340 | 695,000 | |
| ナマコ類 | 11,460 | 15,543,000 | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | 210 | 117,000 | |
| アワメ | 360 | 53,000 | |
| ヒシキ | 7,796 | 12,566,000 | |
| その他(7桁) | 3,213 | 4,119,000 | |
| 合計 | 94,787 | 56,765,000 | |

※1.備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について

地区(国崎)

| | | | |
|-------|---------------|------|-----|
| 呼び方 | カマド(釜崎のカマドなど) | 利用人数 | 67名 |
| 材質・形態 | 木造・トタン | 小屋の数 | 8ヶ所 |

外観のメモ・写真等、掲載もわかる範囲で記入
(2/1)

(昔)

備考

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|-------|-------------------|-----------------------------|
| 1月2日 | 石破はだ始め | 年頭の仕事ははだめ(儀式) 正月送りのワラ舟流し |
| 1月17日 | ノット正月 | 海士控全祈願 |
| 1月18日 | 青峯参り | 海女ゴリの祓い |
| 3月 | オハライ | |
| 7月1日 | 海士湯女神社例大祭 御湯神事 | |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 女ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 江戸時代 明治 大正 昭和 その他(平好、金兼倉)

(3) ある場合、およそどのくらい量の屋がありますか。 点 箱 3箱 (金庫、伝承伝)

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

① 国崎古書収納文庫(平権) ② ③ 徳正印御輪言(墨塗)

④ 国崎古書収納文庫(平権) ⑤ 徳正化数文庫(桐橋入) ⑥ 通交物

8 海女・海士の使用道具について

*1:空欄部分に道具その呼び名を記入してください。
*2:下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|------|---|-------|-----|---|------|---|------|---|----|---|------|---|-----|---|------|---|----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|------|----|-----|----|------|----|-----|----|-----|----|------|----|-----|----|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|----|-----|----|-------|----|-------|----|------|----|------|----|-------|
| 1 | メガネ | 水中眼鏡 | 2 | インケルマ | シヤク | 3 | インエヌ | 4 | ノエツカ | 5 | カギ | 6 | フンドウ | 7 | レガメ | 8 | ズンナリ | 9 | カギ | 10 | テガマ | 11 | テクロ | 12 | フゴ | 13 | オケ | 14 | タニホ | 15 | ゴビクロ | 16 | アタコ | 17 | ハンギリ | 18 | インゴ | 19 | イナツ | 20 | ズボンジ | 21 | ボタボ | 22 | イナボウ | 23 | 選脚具 | 24 | スニボ | 25 | スカリ | 26 | インヤツ | 27 | メツパ | 28 | 引き上げ用 | 29 | ゴニスカリ | 30 | インナネ | 31 | インエヌ | 32 | 引き上げ用 |
|---|-----|------|---|-------|-----|---|------|---|------|---|----|---|------|---|-----|---|------|---|----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|------|----|-----|----|------|----|-----|----|-----|----|------|----|-----|----|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|----|-----|----|-------|----|-------|----|------|----|------|----|-------|

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|-----------|--------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 鳥羽磯部 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | | 相差 |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢構成 | | | | | | | | | | 最高年齢 | |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--|--|------|---|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | | | | |
| 海女 | | 1 | 6 | 35 | 41 | 34 | 3 | | | | 89 | オ |
| 海士 | | | | | 2 | | | | | | 60 | オ |
| 合計 | | 1 | 6 | 35 | 44 | 46 | 3 | | | | | |

※1. 海女は女性の漁水漁業者、海士は男性の漁水漁業者と定義します。
 ※2. 海女・海士が1人で船外機で行く場合は1人として集計します。

2 兼業
海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|---------------------------|----|-----------|
| 海女 | 農業—3割 船運手伝—3割 女中—2割 | 海士 | 土木作業、ボート修 |
|----|---------------------------|----|-----------|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口にチェックをつけてください) あり ない (※あるが年に等しい)
- (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 平均年 20~23日/年
 一般漁場 (45) 日間 禁漁区 なし 日間
 (77日) 22日
 (97日) 20日

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限
 ① 兼業(「兼業」は何か、何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

1日1回 90分 (アワビ、サザエ、トコブシ)
 120分 (ウニ漁)

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・マコモ・イセエビ等)

アワビ (90分)
 ウニ (120分)
 サザエ (90分)
 マコモ (90分)
 イセエビ (無制限)

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

- (5) ウェットスーツの制限はありますか。
 自由 一家に1着 禁止 その他 ()
 (6) 稚魚の放流 がある ない (アワビ、ウニ、サザエ)
 (7) その他 (漁具の構造、漁法、漁具の制限等)

輪倉 なし

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|-----------|-----------|------------|----------|
| アワビ | 3,678 | 2,157,027 | |
| サザエ | 7,698.0 | 5,49,800 | |
| トコブシ(ワカメ) | 884.6 | 7,970 | 平成21年度 |
| ウニ類 | 402.4 | 975,463 | |
| マコモ類 | 26,030.0 | 27,328,000 | |
| その他の水産動物類 | 254 | 313,945 | |
| 天草類 | | | |
| ワカメ | 1,400 | 430,000 | (平成22年度) |
| ヒシキ | 19,660.00 | 29,175,919 | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

※1. 備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について

| | | | |
|---|---------------|------|--------------|
| 呼び方 | カマド | 利用人数 | 地区 () |
| 材質・形態 | 木造トタン張り、トタン葺き | 小屋の数 | 大2ヶ所10ヶ所、少2人 |
| <p>① 木造トタン 2.5間</p> <p>② トタン 2.5間</p> <p>③ 木造トタン 2.5間</p> <p>④ 木造トタン 2.5間</p> <p>⑤ トタン 2.5間</p> <p>⑥ トタン 2.5間</p> <p>⑦ 木造トタン 2.5間</p> | | | |

備考

以前10人1人エモのカマドがあったが、今は全体に少なくなつた。せめても奥山崎のカマドは10人エモ3ヶ所ある。少なカマドは1人エモあり、1人エモと1人のカマドに入れてもらう。

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|----------------|--------|-------------------|
| 1/2 | 東どめ | 身障の仕事を代行 |
| 1/5 | 獅子舞 | 獅子にカマドを祀る。ともう。 |
| 2/25、3/25、1/25 | 秋ハライ | 漁期の前、中、後の祝とう。 |
| 18/1/18 | 奥山祭り | 海上御金祈願に大祭に合わせ参る。 |
| 5/7 | 石神祭 | |
| 7/1 | 海無き | |
| 7/14 | 天王・鯉祭 | 天王祭に合わせて参る。しかが出る。 |
| 7/31 | 大放 | |
| 11/29 | 春雨 供養祭 | |

7 文書記録について

- (1) 漁船に載前までの古い文書記録はありますか。 有る ない
- (2) ある場合はいつごろのものですか。 昭治 昭和 その他 ()
- (3) ある場合、およそどのくらいのものがありますか。 大正 昭和 その他 ()
- (4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

8 海女・海士の使用道具について

*1: 空欄部分に道具そのものを記入してください。
*2: 下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|------|---|------|------|---|-----|-----|---|-----|-----|---|----|----|---|----|----|---|-----|-----|---|----|----|---|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|------|------|----|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | メガネ | 水中眼鏡 | 2 | イカシマ | イカシマ | 3 | ホカマ | ホカマ | 4 | タケネ | タケネ | 5 | カギ | カギ | 6 | コシ | コシ | 7 | シドコ | シドコ | 8 | ゾリ | ゾリ | 9 | カギ | カギ | 10 | イソカマ | イソカマ | 11 | テグ | テグ | 12 | フゴ | フゴ | 13 | イソカマ | イソカマ | 14 | カマ | カマ | 15 | カマ | カマ | 16 | トナサ | トナサ | 17 | ハンザリ | ハンザリ | 18 | カマ | カマ | 19 | イカシマ | イカシマ | 20 | カマ | カマ | 21 | カマ | カマ | 22 | カマ | カマ | 23 | カマ | カマ | 24 | カマ | カマ | 25 | カマ | カマ | 26 | カマ | カマ | 27 | カマ | カマ | 28 | カマ | カマ | 29 | カマ | カマ | 30 | カマ | カマ | 31 | カマ | カマ | 32 | カマ | カマ |
|---|-----|------|---|------|------|---|-----|-----|---|-----|-----|---|----|----|---|----|----|---|-----|-----|---|----|----|---|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|------|------|----|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|

海女習俗基礎調査票

| | | |
|------------------------|------------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 情報提供者 協力者 | 島羽磯部漁業協同組合 | 支所 事業所 |
| | | 畔蛸支所 |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | |
| 海女 | | | | 2 | 1 | 60才 |
| 海士 | | | | | 1 | 最高年齢 才 |
| 合計 | | | | | | 最高年齢 才 |

※1: 海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。

※2: 海女・海士が1人で離れ漁で行く場合は「個人」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|------------------------|----|------------|
| 海女 | 旅館 農業(畑) カキ・ブリ養殖 | 海士 | 旅館 カキ養殖 |
|----|------------------------|----|------------|

3 資源の保護

(1) 禁漁地域設定の有無(口にチェックをつけてください) 日ある □ない

(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数

一般漁場 夏 5 日間 禁漁区 今 7. 0 日間

冬 5 日間

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

①1日(朝・夕)は何時・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

なし。 8:00 ~ 受けとりは 13:00まで

②その他の漁獲物についても制限がありますか。(牡蠣・ナマコ・イセエビ等)

なし

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に1着 禁止 その他 ()

(6) 雑目の放流 ある ない

(7) その他(漁場の輪番・漁法・漁具の制限等)

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|--------------|-----------------|----|
| アワビ | 20 17 | 15.7 94,000 | |
| サザエ | | 62.8 143,000 | |
| トコブシ(ワカタメ) | | 40.0% | |
| ウニ類 | | | |
| ナマコ類 | 27 / 1000 kg | 100,000 | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アラメ | | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

※1: 集計欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について

| | |
|-----------------------|----|
| 呼び方 | 地区 |
| 利用人数 | |
| 小屋の数 | |
| 材質・形態 | |
| 外観のメソ、写真等、種類もわかる範囲で記入 | |

備考

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|----|-----|----|
| | | |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 昭和 その他

(3) ある場合、おおよどのくわいの量がありますか。

() 点 箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

昭和初期 ポラールの記録、掛軸

8 海女・海士の使用道具について

*1: 空欄部分に道具その呼び方を記入してください。
*2: 下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

| | | | | |
|----|------|--|-------------|---|
| 1 | メガネ | | 水中眼鏡 | X |
| 2 | | | | X |
| 3 | エヌケイ | | | X |
| 4 | コンシキ | | | X |
| 5 | | | | X |
| 6 | | | | X |
| 7 | | | | X |
| 8 | ツクラ | | | X |
| 9 | ノミ | | | X |
| 10 | カマ | | 海藻用 ヒジキ用 | X |
| 11 | グンテ | | | X |
| 12 | フコ | | 物入れ | X |
| 13 | オケ | | | X |
| 14 | | | | X |
| 15 | | | 天朝船必用 | X |
| 16 | | | | X |
| 17 | | | | X |
| 18 | アミ | | | X |
| 19 | | | | X |
| 20 | クロシボ | | | X |
| 21 | | | | X |
| 22 | | | | X |
| 23 | | | 伊勢海志用 | X |
| 24 | | | | X |
| 25 | | | | X |
| 26 | イシキ | | | X |
| 27 | | | 伊勢海志用 | X |
| 28 | | | | X |
| 29 | | | | X |
| 30 | | | | X |
| 31 | トモシ | | | X |
| 32 | | | | X |

未記入の道具は使わない。

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|-------------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 鳥羽石巻部漁業協同組合 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 前組合長 | 千賀支所 |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | |
| 海女 | | | | | 1 | 3 | 1 | 21才 |
| 海士 | | | | | 1 | 3 | 1 | 才 |
| 合計 | | | | | 2 | 6 | 2 | 才 |

※1: 海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
 ※2: 海女・海士が1人で船外機で行く場合は「単人」で集計します。

2 就業
海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | |
|----|------------|----|
| 海女 | 火畑仕事、家事、など | 海士 |
|----|------------|----|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(□にチェックをつけてください) □ある ない
 (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 □ある ない
 一般漁場 日間 禁漁区 日間

6月15日～9月14日の好天は毎日
10人差あり

- (3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限
 ①1日漁業(1漁業)は何分、何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

自由

- ②その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

なし

- (4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

- (5) ウェットスーツの制限はありますか。
一家に1着 禁止 ない その他

- (6) 稚貝の放流 □ある ない

- (7) その他(漁場の輪産、漁法、漁具の制限等)

なし

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額・必要労力(おぼき危のり)をわらから採り

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|--------|--------------|
| アワビ | | | 大漁で1日2人10時ほど |
| サザエ | | | 一定ではない |
| トコブシ(ワクダメ) | | | 一定ではない |
| ウニ類 | | | 一定ではない |
| ナマコ類 | | | 自家消費分程度 |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アラメ | | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | 7カメ |

※1: 備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について

| | |
|----------------------|-------|
| 呼び方 | 地区() |
| 利用人数 | ／ |
| 材質・形態 | ／ |
| 小屋の数 | なし |
| 外観のみ、写真等、想像もわかる範囲で記入 | |
| ／ | |
| 備考 | |

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|----|-----|----|
| ／ | ／ | ／ |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 昭和 その他()

(3) ある場合は、おおよそのくわいの量がありますか。 大正 明治 点・箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

8 海女・海士の使用道具について

*1. 空欄部分に道具その呼び方を記入してください。
*2. 下の図にないものは字やスナップ字を添付してください。

| | | | |
|---------|---------|------|---------|
| 1 イソノガキ | 2 水中眼鏡 | 3 網 | 4 網 |
| 5 刀 | 6 網 | 7 網 | 8 網 |
| 9 イソノミ | 10 網 | 11 網 | 12 網 |
| 13 桶 | 14 アラメ用 | 15 網 | 16 網 |
| 17 桶 | 18 タニボ | 19 網 | 20 網 |
| 21 タニボ | 22 網 | 23 網 | 24 シヨウナ |
| 25 網 | 26 シヨウナ | 27 網 | 28 網 |
| 29 網 | 30 バック | 31 網 | 32 網 |

海女習俗基礎調査票

| | | | |
|--------------|------------|-----------|--------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 鳥羽磯部漁業協同組合 | 支所 事業所 | 千賀整子支所 |
| 情報提供者 協力者 | 前 組合長 | | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | |
| 海女 | | | | | | 1 | 2 | オ |
| 海士 | | | | | 1 | | 2 | オ |
| 合計 | | | | | 1 | 1 | 2 | |

※1 海女は女性の漁業者、海士は男性の漁業者と認識します。
※2 海女・海士が1人で離れ離れで働く場合は「徒人」で集計します。

2 兼業

| | |
|---------------------------|--------|
| 海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。 | |
| 海女 | 海士 |
| | 父、母、家事 |

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(□にチェックをつけてください) □ある ない
- (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数
 日間 禁漁区 日間 一般漁場

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

①1操業(1潮走)は何分・何回ですか。(アフリビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

②その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

| | |
|----|--|
| なし | |
|----|--|

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

| | |
|----|--|
| なし | |
|----|--|

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に1着 禁止 その他()

(6) 稚貝の放流 ある ない

(7) その他(漁場の輪番・漁法・漁具の制限等)

| | |
|----|--|
| なし | |
|----|--|

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|--------|--------|
| アフリビ | | | |
| サザエ | | | |
| トコブシ(フクダマ) | | | |
| ウニ類 | | | 自給消費程度 |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アラメ | | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

※1 廣野圃には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲では入れて下さい。

5 海女小屋について

| | | | |
|-----------------------|-------|------|-------|
| 呼び方 | たし | 利用人数 | _____ |
| 材質・形態 | _____ | 小屋の数 | _____ |
| 外観のメモ・写真等、様状もわかる範囲で記入 | | | |
| | | | |
| 備考 | | | |

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|------|-----|----|
| 特に行し | | |

7 文書記録について

(1) 漁節に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 昭和 その他()

(3) ある場合、およそどのくらいの間隔がありますか。 大正 明治 昭和 その他()

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

8 海女・海士の使用道具について

*1. 空欄部分に海女そのもの呼び方を記入してください。
*2. 下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | イソシ | 水中眼鏡 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【志摩市】
平成 22 年度

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 鳥羽磯部漁協 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 支所長 | 支所 |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 以上 | 最高年齢 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|------|
| 海女 | | | | | | | | | オ |
| 海士 | | | | | | | | | オ |
| 合計 | | | | | | | | | |
| 徒人 | | | | | | | | | |
| 舟人 (トマエ) | | | | | | | | | |
| ノリアイ | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | |
| 徒人 | | | | | | | | | |
| 舟人 (トマエ) | | | | | | | | | |
| ノリアイ | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | |

※1 海女は女性の漁水漁業者、海士は男性の漁水漁業者と定義します。
 ※2 海女・海士が1人で船外機で行く場合は「徒人」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|--|----|---|
| 海女 | | 海士 | 青 島 岩 巻 船 か き 巻 船 |
|----|--|----|---|

3 資源の保護

(1) 禁漁地確認定の有無 (口にチェックをつけてください) がある ない
 (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 日間 日間
 一般漁場 日間 日間
 禁漁区 日間

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限
 (①) 操業(潮き)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

| |
|--|
| |
|--|

(2) その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)
 特になし

| |
|--|
| |
|--|

(4) 水揚げ量の制限はありますか。
 なし

| |
|--|
| |
|--|

(5) ウェットスーツの制限はありますか。
 自由 一家に一端 禁止 その他()
 自由 一家に一端 禁止 その他()
 (6) 稚貝の放流 ある ない
 (7) その他(漁場の輪番、漁法、漁具の制限等)
 ポンベ禁止

| |
|--|
| |
|--|

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|---------|----|
| アワビ | 31 | 155,664 | |
| サザエ | 158 | 101,616 | |
| トコブシ(フクダメ) | | | |
| ウニ類 | | | |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草等 | | | |
| アラメ | | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | 189 | 257,280 | |

※1 備考欄には漁獲量・生産額の除額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について 地区(モヤヅケ)

| | |
|-----------------------------|------|
| 呼び方 | 利用人数 |
| 材質・形態 | 小屋の数 |
| 外観のメモ、写真等、掲載をわがる範囲で記入 てし | |
| 備考 | |

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| | | |
|----|-----|----|
| 時期 | 行事名 | 概要 |
| よし | | |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。
江戸時代 明治 大正 昭和 その他

(3) ある場合、およそどのくらい量の量がありますか。
点 箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

8 海女・海士の使用道具について

*1:空欄部分に道具その呼び方を記入してください。
 *2:下の図にないものは星やスワッシュを添付して下さい。

| | | | | | | | |
|----|----------------|----|------|----|-------|----|-----|
| 1 | 人サネ | 2 | 水中眼鏡 | 3 | 海神 | 4 | 海神巻 |
| 5 | 手 | 6 | 海神 | 7 | 海神 | 8 | 海神 |
| 9 | アゴ ノコ)ミ | 10 | 海神 | 11 | アゴ | 12 | 物入れ |
| 13 | 桶 | 14 | アノ用 | 15 | 天草織み用 | 16 | 物入れ |
| 17 | アノ用 | 18 | アノ用 | 19 | 海神 | 20 | アノ用 |
| 21 | アノ用 | 22 | 海神 | 23 | 海神 | 24 | アノ用 |
| 25 | アノ用 | 26 | アノ用 | 27 | 海神 | 28 | アノ用 |
| 29 | アノ用 | 30 | アノ用 | 31 | アノ用 | 32 | アノ用 |

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三重外海漁協 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | | 宮東 |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 以上 | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|------|
| 海女 | | | | | | 9 | 5 | | 78才 |
| 海士 | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | 3 | 4 | | | 57才 |
| 海女 | | | | | | | | | |
| 海士 | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | 3 | 4 | 5 | | |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
※2:海女、海士が1人で海外へ行く場合は「他人」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|------------------------------|----|--------------|
| 海女 | 旅館(仲居) 漁業(信) 農家(キノコ作り) | 海士 | エビ下ミ漁 カニ漁 |
|----|------------------------------|----|--------------|

3 資源の保護

(1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください

(2) 海女・海士漁業の年間出漁口数

日開 1 日開
禁漁区 禁漁区
4/5 ~ 9/15
8,330

工況は、
いい
悪い
不明

1.16年以前
あり
(アロ、深沖)

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

①1操業(1潜き)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

夏 1時間
冬 30分
1潜き-30秒~50秒 回数 若い人で約60回 年齢はその約半分

②その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

なし

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に一着 禁止
他の放流 ある ない
その他(ジャージ等を着用)

(6) 種目の放流

ない
(7) その他(漁場の静置、漁法、漁具の制限等)
ポンベ・ウェットスーツ禁止

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額21年度

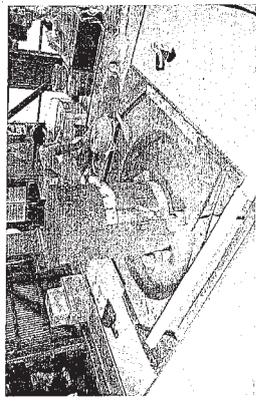
| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|----------------|---------|------------|----|
| アワビ | 2,335 | 11,329,592 | |
| サザエ | 12,488 | 7,913,435 | |
| トコブシ(ワカダマ) | 208 | 538,275 | |
| ウニ類 | 137 | 137,387 | |
| ナマコ類 | 13,170 | 1,229,298 | |
| その他の水産動物類(ホラ貝) | 865 | 511,826 | |
| 天婦羅等 | | | |
| アラス | 6,026 | 1,891,470 | |
| ヒジキ | 11,141 | 18,599,452 | |
| その他(ふのり) | 112 | 69,563 | |
| 合計 | 46,348 | 42,220,298 | |

※1:備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について 地区(安乗)

| | | | |
|-------|----------|------|-------------|
| 呼び方 | カマド | 利用人数 | 2人・2人・6人・8人 |
| 材質・形態 | トタン・スレート | 小屋の数 | 5 |

外観のメモ・写真等、現地のわかる範囲で記入



カマド内部の様子

備考 プロ浜のカマド内部 利用人数 8人

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行 事 名 | 概 要 |
|-------|------------|---------------------|
| 7月14日 | 弁天さん | お参りのみ |
| 6月24日 | ゴサイ(昔は25日) | 伊勢宮参拝 神楽奉納 |
| 3月10日 | | 伊勢神宮参拝 神楽奉納 |
| 1月6日 | | 個人的にお神酒を浜に醸き、紅白餅を供え |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 江戸時代 大正 昭和 その他()

(3) ある場合、およそどのくらい()の点、箱 ()

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

8 海女・海士の使用道具について

*1. 密着部分に通鼻その呼び方を記入してください。
*2. 下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

↑ 思ふおもひ 13 際 掛け

カマド (トタン)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------------------|-------|-------|-------|-------------|-------|-----|----|-------|--------|------|------|--------|------|----------------|------|--------|------|------|------|------|------|------|------|----|-----------|------|-------|------|------|----|
| 1 カマド | 2 タコ | 3 ボタン | 4 X | 5 エリミ | 6 (スチス) フドウ | 7 スーダ | 8 X | 9 | 10 カマ | 11 テグロ | 12 X | 13 X | 14 スカリ | 15 X | 16 シン(シ) フタ(フ) | 17 X | 18 アラビ | 19 命 | 20 X | 21 X | 22 X | 23 X | 24 X | 25 X | 26 | 27 3:00 鳴 | 28 X | 29 コシ | 30 X | 31 X | 32 |
| 水中眼鏡 | 海鞘用 (ヒドキ) (アキ) (アガ) | 天草豚必用 | 伊勢海老用 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 | 舟当 |

ハシコ

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三重外環 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 国府漁協 | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | |
| 海女 | | | | | 2 | | | 57才 |
| 海士 | | | | 2 | 2 | 2 | | 65才 |
| 合計 | | | | 2 | 4 | 2 | | 42才 |

※1 海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
 ※2 海女・海士が1人で船外機で行く場合は「単人」で集計します。

2 職業

| | | | | |
|----|------------|----|---------------------|------------|
| 海女 | あらか ひじき | 海士 | いせエビ なまこ 毒やうり | あらか ひじき |
|----|------------|----|---------------------|------------|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(□にチェックをつけてください) □ある □ない
 (2) 海女・海士漁業の年間出漁口数 □ある □ない
 一般漁場 60 日間 禁漁区 日間
 5月～9月(4日)

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限
 ①1操業(1潮き)は何分/何回ですか。(アワビ・サザエ・トコジシ・ウニ等)

1操業 1時間 30分
 午前、午後各2回

②その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

なし
 イセエビは10月より、
 ナマコは11月中旬より(顕眼鏡を使用)

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に1着 禁止 その他()
 荷目の放流 ある ない
 その他(漁場の騒音、漁法、漁具の制限等)

なし 地域内

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|-----------|-------------|
| アワビ | | | |
| サザエ | 800 | 2,200,000 | 57A~9A(1kg) |
| トコジシ(ワカタメ) | | | |
| ウニ類 | | | |
| ナマコ類 | 160 | 88,000 | 11月上旬～ |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アワメ | 9,000 | 2,800,000 | 7/21～9/18 |
| ヒジキ | 680 | 1,100,000 | 11/1～4/半日 |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

※1 備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について 地区(園村)

| | | | |
|---|-------|------|---|
| 呼び方 | 海女小屋 | 利用人数 | 8 |
| 材質・形態 | 木製トタン | 小屋の数 | 1 |
| 外観の写真を写真等、掲載もわかる範囲で記入 備考 地元の人たちの有志により海女改め環境保護に力をそそいでいる。 “うぶぎの波を守る会” 会員数25名 年3回の活動。 | | | |

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|------|-----------|-------|
| 1月2日 | 船霊祭(フナマシ) | 舟文様参拜 |

7 文書記録について

(1) 漁協に職前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。
 江戸時代 明治 大正 昭和 その他()

(3) ある場合、およそどのくらい量の量がありますか。
 () 点 () 箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

8 海女・海士の使用道具について

*1:空欄部分に道具その呼び方を記入してください。
 *2:下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------|----------|------|------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 水筒 水筒 | 2 滑車 水筒 | 3 手袋 手袋 | 4 筒 筒 | 5 水筒 | 6 フタ フタ | 7 網 網 | 8 網 網 | 9 網 網 | 10 網 網 | 11 網 網 | 12 網 網 | 13 網 網 | 14 網 網 | 15 網 網 | 16 網 網 | 17 網 網 | 18 網 網 | 19 網 網 | 20 網 網 | 21 網 網 | 22 網 網 | 23 網 網 | 24 網 網 | 25 網 網 | 26 網 網 | 27 網 網 | 28 網 網 | 29 網 網 | 30 網 網 | 31 網 網 | 32 網 網 |
|------------|------------|------------|----------|------|------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三陸外港 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 甲賀漁協 | |

1 海女・海士就業数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | | | | 最高年齢 | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--|--|------|-----|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | | | | |
| 海女 | | | | 1 | | 15 | 5 | | | | | 70才 |
| 海士 | | | | 1 | 1 | 5 | 3 | | | | | 40才 |
| 合計 | | | | 2 | 1 | 20 | 8 | | | | | 70才 |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者を定めます。
※2:海女・海士が1人で船が操り行く場合は「個人」で集計します。

2 職業

| | | | |
|----|-------------|----|------------|
| 海女 | 農業 工口マシ漁 | 海士 | 潜水士 その他 |
|----|-------------|----|------------|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください ある ない
 (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 ある ない

20日間 禁漁区 2日間
 5月～9月(14日)

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

①1日作業(潮ぎ)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

1時間30分×2 海女→4メートル位
海士→10メートル位

②その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

規格に基づく アワビ→10.6m以内
サザエ→貝の径(縦径) 30cm以内
イセエビ→4.5cm以内

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 ロープに1着 禁止 その他

(6) 稚貝の放流 ある ない

(7) その他(漁場の輪番、漁法・漁具の制限等)

地域内

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|------------------------------|--------------------|
| アワビ | 15t | 3800月 7800月 ×6000月 ×2550月 | 海女も海士の割合は わからない |
| サザエ | 9t | ×5700月 | |
| トコブシ(ワクダマ) | 350k | ×2000月 | |
| ウニ類 | | | |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | 150k | ×900月 1250月 | |
| アラメ | 45t | ×393月 1762月 | |
| ヒジキ | 2t | ×700月 1300月 | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

※1:調査日には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について 地区(甲賀)

| | | | |
|-----------------------|------|------|-------|
| 呼び方 | 海女小屋 | 利用人数 | 2人〜4人 |
| 材質・形態 | 木 | 小屋の数 | 10座 |
| 外観のメモ・写真等、規模もわかる範囲で記入 | | | |

備考

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|----|------------------------|----|
| なし | 月 = 日まら(儀養) 言養祭(コサ) | |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 あり ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 大正 昭和 その他

(3) ある場合、およそどのくらいの量がありますか。
() 点 () 箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

8 海女・海士の使用道具について

*1: 空欄部分に道具その呼び方を記入してください。
*2: 下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|------|---|----|---|-----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|---|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|---|----|------|----|-----|----|----|----|----|----|---|----|---|----|---|----|----|----|----|----|----|----|---|----|---|----|----|----|----|----|---|----|----|
| 1 | みかぬ | 水中眼鏡 | 2 | たに | 3 | ほかひ | 4 | 明燈 | 5 | まな | 6 | ハカ | 7 | 尺巻 | 8 | 足か | 9 | た | 10 | 炭かき | 11 | 軍手 | 12 | 物入れ | 13 | 炭箒 | 14 | たんぼ | 15 | 指かき | 16 | — | 17 | (ほり) | 18 | 鮫かご | 19 | 命か | 20 | スリ | 21 | か | 22 | こ | 23 | — | 24 | 寸棒 | 25 | スリ | 26 | 磯着 | 27 | か | 28 | — | 29 | スリ | 30 | 膝さ | 31 | ほ | 32 | 足か |
|---|-----|------|---|----|---|-----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|---|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|---|----|------|----|-----|----|----|----|----|----|---|----|---|----|---|----|----|----|----|----|----|----|---|----|---|----|----|----|----|----|---|----|----|

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------|-----------|---------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三重外港 | 支所 |
| 情報提供者 | | 協力者 |
| | | 支所 三重外港 |

1 海女・漁士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | 最老年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | |
| 海女 | | 4 | | | 1 | 2 | | 70才 |
| 漁士 | | | 2 | | 1 | 1 | | 70才 |
| 合計 | | 4 | 2 | 1 | 2 | 3 | | 70才 |

※1:海女は女性の潜水漁業者、漁士は男性の潜水漁業者と定義します。
 ※2:海女・漁士が1人で船外艇で行く場合は「徒人」で集計します。

2 職業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|--------------------------------------|----|--------------------------|
| 海女 | 農業 ICPエミ漁 加工会社(アルハイバート) びじぎ | 海士 | ICPエミ漁 石まこ漁 トラダゲシ漁 |
|----|--------------------------------------|----|--------------------------|

3 資源の保護

(1) 禁漁地域設定の有無(口にはチェックをつけてください) ある ない

(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数

一般漁場 60 日間 禁漁区 日間
5月~9月(14日)

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

①1獲獲(1獲ぎ)は田分・回回ですか。(アワビ・サザエ・トコロシ・ウニ等)

1時間 30分 X 2回
(午前1回・午後1回)

②その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

なし 規格内のもを基準にする
(スポンにはばきもの)

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

一家に1着 禁止 その他()

(6) 船員の政流 出ある ない

(7) その他(漁場の輪番、漁法・漁具の制限等)

なし

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|-----------|---------|-------------------------|----------|
| アワビ | 12,100 | 5月~6月 700円/kg 6,000円 | 海女を海士の合計 |
| サザエ | 9,200 | X 500円 | 400万円 |
| トコロン(ワタメ) | 350kg | X 2,000円 | |
| ウニ類 | — | — | |
| ナマコ類 | — | — | |
| その他の水産動物類 | — | — | |
| 海藻類 | — | — | |
| アラメ | 50,000 | ? | |
| ヒジキ | — | — | |
| その他 | — | — | |
| 合計 | | | |

※1:調査票には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について

| | | | |
|-----------------------|-------|------|-----|
| 呼び方 | 海女小屋 | 地区 | 志島 |
| 利用人数 | 約 40人 | | |
| 材質・形態 | 木製 | 小屋の数 | 3個? |
| 外観の写し、写真等、規模もわかる範囲で記入 | | | |

備考

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|----|--------|----|
| なし | 護祭(コサ) | |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 大正 昭和 その他()

(3) ある場合、およそどのくらいの量がありますか。 () 点 () 箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

8 海女・海士の使用道具について

*1:空欄部分に道具その呼び方を記入してください。
*2:下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

海女・海士の使用道具について

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------|------|---|----|---|-----|---|-----|---|----|---|----|---|-----|---|-----|---|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| 1 | イカサシ | 水中眼鏡 | 2 | 小俵 | 3 | ツツカ | 4 | 軒ナシ | 5 | エダ | 6 | フエ | 7 | ツツカ | 8 | ツツカ | 9 | ツツカ | 10 | ツツカ | 11 | ツツカ | 12 | ツツカ | 13 | ツツカ | 14 | ツツカ | 15 | ツツカ | 16 | ツツカ | 17 | ツツカ | 18 | ツツカ | 19 | ツツカ | 20 | ツツカ | 21 | ツツカ | 22 | ツツカ | 23 | ツツカ | 24 | ツツカ | 25 | ツツカ | 26 | ツツカ | 27 | ツツカ | 28 | ツツカ | 29 | ツツカ | 30 | ツツカ | 31 | ツツカ | 32 | ツツカ |
|---|------|------|---|----|---|-----|---|-----|---|----|---|----|---|-----|---|-----|---|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|

海女習俗基礎調査票

| | | | | |
|--------------|------------|---|---|-----------|
| 調査日 | 年 | 月 | 日 | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三重外湾漁業協同組合 | | | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 呼名 | | | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | | | | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|--|------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 合計 | | |
| 海女 | 0 | 2 | | | 4 | 3 | 3 | | | | 76才 |
| 海士 | 0 | 2 | 1 | | 2 | 1 | | | | | 56才 |
| 小計 | 0 | 2 | 0 | 0 | 7 | 3 | 4 | 0 | | | |
| 海女 | 0 | 1 | 1 | | | | | | | | 31才 |
| 海士 | 0 | 1 | 1 | | | | | | | | 24才 |
| 小計 | 0 | 3 | 1 | 0 | 7 | 3 | 4 | 0 | | | |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
 ※2:海女・海士がいずれも兼業の場合は「兼業」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 海女 | イヤヒネ園芸 木製アロハバ 漁業全般 | 海士 |
|----|--------------------------|----|

3 資源の保護

(1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください) 口ある 口ない
 (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 禁漁区 2 日間
 一般漁場 90 日間
 5/1 ~ 9/14 の間

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 出漁業(1漁き)は回分・回分ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

9:00 ~ 15:00の間で(午前 1.5時間 午後 1.5時間) の2回

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海老・サマコ・イセエビ等)

アワビ 10.000以下 他北 全量以下
 サザエ 3.000以下 他エビ 1000以下
 トコブシ 3000以下 他サマコ 1000以下

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

ナシ

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

口一家に1着 口禁止 その他(4ヶ所まで)

(6) 船長の放流 口ある 口ない

(7) その他(漁獲の種類、漁法、漁具の制限等)

ナシ 自由

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|---------|------------|---------------|
| アワビ | 40 | | |
| サザエ | 10 | | 天動で把握している分 |
| トコブシ(ワクダメ) | 0 | | |
| ウニ類 | | | |
| サマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アヲメ | | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | 5,795 | 17,536,000 | ← 適切で把握していない分 |

※1:兼業漁業には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。
 ※2:兼業漁業は兼業漁業と兼業漁業の割合を、適切に行ってください。

5 海女小屋について

地区()

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 呼び方 | 樽にナシ | 利用人数 | 3~4人 |
| 材質・形態 | 桐、木造 | 小屋の数 | 2件 |

外観のモノ写真等、説明もわかる範囲で記入

2. 樽に載せび。かなり古い。

6 海女・海士が関係する祭り行事について

時期

行事名

概要

3月 鏡開きの日 (新年)
3月24日

地蔵は、身代法にお餅をたす
お銀をお供えする。餅まきをした。
臨島江寺にお参りする。
その後、漁師で御記を食べる
(今はやらない)

祭りはナシ

海の安全を祈願する日
大魚

7. 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 あり ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 大正 昭和 その他

(3) ある場合、およそどのくらいの量がありますか。
() 点 () 箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

不明

8 海女・海士の使用道具について

*1: 空欄部分に道具その呼び方を記入してください。
*2: 下の図にないものは写真やスケッチを添付してください。

× 使用していない

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------------|--------|--------|--------------|------|------|-------------|-------------|-------|--------------|-------|------------------|-------|---------|---------------|----------------|---------------|-------|---------------|-------|-----------------|-------|---------|-------|------------|-------|---------------|--------|-------------|---------------|-------|
| 1 海女かぶ | 2 クライカク ゴロゴロ | 3 海女かぶ | 4 海用腰巻 | 5 コノミ エノミ | 6 分銅 | 7 まき | 8 ゴム ぞろり | 9 アロシ ノミ | 10 カマ | 11 海女用 チビ | 12 アシ | 13 桶 (今は袋でまき) | 14 フイ | 15 指サック | 16 綿入れ 伊勢用 | 17 桶 (後角より) | 18 アロシ 生かし | 19 命綱 | 20 シフト ブーツ | 21 フイ | 22 ナイフ 伊勢海老用 | 23 はし | 24 コバヤリ | 25 カゴ | 26 名刺 着 | 27 わは | 28 引き上げ杖 井 | 29 腰カゴ | 30 磯巻 カゴ | 31 はまき 魔除け | 32 はし |
|--------|-----------------|--------|--------|--------------|------|------|-------------|-------------|-------|--------------|-------|------------------|-------|---------|---------------|----------------|---------------|-------|---------------|-------|-----------------|-------|---------|-------|------------|-------|---------------|--------|-------------|---------------|-------|

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------|------------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三笠外湾漁業協同組合 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 | 協力者 | 石田 |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | | | | 最高年齢 | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------------|-------|---|---|------|------------------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | | | | |
| 海女 | | | | | 1 | 3 | 1 | | | | | 58才 |
| 海士 | | | | | (1) | (3) | その日の漁に出る漁夫で、(人組) (人組) (人組) | | | | | 最高年齢 低 26才 |
| 小計 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 7 | | | | | | |
| 海女 | | | | | | | | | | | | 最高年齢 33才 |
| 海士 | | | | | | | | | | | | 最高年齢 低 33才 |
| 小計 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 合計 | 0 | 1 | 3 | 0 | 2 | 7 | 0 | 0 | 0 | | | |

※1 海女は女性の海水浴要否、海士は男性の海水浴業者と定めます。
※2 海女・海士が一人で船外機で行く場合は「個人」で集計します。

2 就業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|------------------|----|-------|
| 海女 | 他エビ網 (10/1~12/末) | 海士 | 他エビ網業 |
|----|------------------|----|-------|

3 資源の保護

(1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください 区ある □ない
(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数

一般漁場 3/15 ~ 9/14の間 禁漁区 7 日間 半日のみ

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 出漁業(日獲量)は何分・何回ですか。(アワビ・ササエトコブシ・ウニ等)

9:00 ~ 15:00の間で3時間が稼働時間(1.5時間×2回)

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・サマエ・セイエビ等)

権限禁止 (アワビ 10.6cm以下 他エビ 4.2cm以下)
(ササエの殻 3cm以下 他エビ 4.2cm以下)
漁獲期間 海草 300g以下 天草 50g以下
おめ禁止 70g以下 ウニ 6/107条(部)

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に1着 禁止 その他 (ウニ 4/1/1 天草 4/1/1 4%着用)

(6) 稚貝の放流 ある ない

(7) その他(漁場の輪獲、漁法、漁具の制限等)

輪獲あり
禁漁区 (銀石場も作っている)

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | | 生産額(円) | 備考 |
|-----------|-----------|----|-----------|--------|
| | 海女 | 海士 | | |
| アワビ | 993.32 | | 5,084,947 | |
| ササエ | 6770.30 | | 4,104,383 | |
| トコジ(ワカタ) | 341.60 | | 830,767 | |
| ウニ類 | 11.10 | | 12,850 | |
| ナマコ類 | 1895.80 | | 1,457,744 | |
| その他の水産動物類 | 42.90 | | 56,854 | 石炭物(マ) |
| 天幕類 | | | | |
| アラメ | | | | |
| ヒジキ | 2,821.00 | | 4,333,682 | |
| その他 | 375.00 | | 271,692 | |
| | 433.00 | | 145,194 | |
| 合計 | 13,672.02 | | 1,605,013 | |

※1 備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

| | | |
|-------------------------------------|--------------|---------|
| 5 海女小屋について | | 地区() |
| 呼び方 | 特になし(海女小屋) | 利用人数 6人 |
| 材質・形態 | 木造 コクリト屋根トタン | 小屋の数 2棟 |
| 外観のメモ・写真等、規模もわかる範囲で記入 道具入れの小屋あり。 | | |
| 備考 | | |

| | | |
|----------------------|----|-------------|
| 6 海女・海士が関係する祭り行事について | | 概要 |
| 時期 | ナシ | 20年前はあったらしい |
| 行事名 | | |

| | |
|------------|---|
| 7 文書記録について | (1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない (2) ある場合はいつごろのものですか。 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 江戸時代 <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 不明 (3) ある場合、およそどのぐらいの量がありますか。 ()点 ()箱 ()巻 ()冊 (4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。 |
|------------|---|

| | | | |
|------------------|--------|---|-----------|
| 8 海女・海士の使用道具について | | *1. 空欄部分に道具その名の呼び方を記入してください。 *2. 下の図にないものは写真やスケッチを添付して下さい。 | |
| 1 磯かき | 2 ガリカウ | 3 はちまき | 4 腰巻 |
| 5 エノミ | 6 分銅 | 7 | 8 草履 |
| 9 磯ノミ | 10 磯鎌 | 11 草手 | 12 物入れ |
| 13 桶 | 14 フイ | 15 指身 | 16 白当差 |
| 17 杓 | 18 木まが | 19 命綱 | 20 スツ |
| 21 フイ | 22 磯着 | 23 玉 | 24 伊勢海老用 |
| 25 スカリ | 26 磯着 | 27 わは | 28 肌き上げ用竿 |
| 29 スカリ | 30 磯着 | 31 はちまき | 32 はちまき |

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|------------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日() | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三重外湾漁業協同組合 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | | 波切 |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | 最高年齢 | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | | 80代以上 |
| 海女 | | 2 | | | 1 | 1 | 10 | 1 | 80才 |
| 海士 | | | | | | 3 | 1 | | |
| 小計 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 6 | 13 | 1 | |
| 海女 | | | | | | 2 | 2 | | |
| 海士 | | | | | 1 | 2 | | | |
| 小計 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 | 4 | 0 | 0 | |
| 合計 | 0 | 0 | 5 | 2 | 2 | 10 | 13 | 1 | |

※1.海女は女性の海水漁業者、海士は男性の海水漁業者と定義します。
※2.海女・海士が1人で船外機で行く場合は個人で集計します。

2 就業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|--|----|----------------------------|
| 海女 | イセエビ系園 火皿 ホテル 客室清掃・食器洗い 真珠の養殖 | 海士 | イセエビ系園 (10/1~4/4) 真珠の養殖 |
|----|--|----|----------------------------|

3 資源の保護

(1) 養漁地域設定の有無(口にチェックをつけてください)。 口ある 口ない

(2) 海女・海士漁業の年間出漁口数

一般漁場 日開 養漁区 2~3 日間
2/1 ~ 9/14の間 養漁区 2~3 日間
種別も:9-の経費を以て利用している。
(アワビ、アコヤ貝など)

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 出漁業(1週きり)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

1.5時間を2回
10M ~ 20M 100回以上

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海老・ナマコ・イセエビ等)

稚貝禁止 (アワビ 12cm以下 他は3cm以下)
漁獲期間 (鱒 10/1 ~ 4/30 天婦羅 制限なし
あめ 7/10 ~ 7/15 750粒 ~ 4/1
アワビ 10/1 ~ 4/4
ナマコ 2/1 ~ 5/4
イセエビ 2/1 ~ 9/14)

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に1着 禁止 その他()

(6) 稚貝の放流 回ある 回ない

(7) その他(漁場の精華、漁法・漁具の制限等)

輸着あり

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|-----------|----------|------------|------------|
| アワビ | 4,720.8 | 23,804,000 | |
| サザエ | 45,311 | 25,109,000 | |
| トコブシ(ワカタ) | 577 | 1,396,000 | |
| ウニ類 | 39 | 29,000 | |
| ナマコ類 | 5,934 | 4,392,000 | |
| その他の水産動物類 | 1,172 | 1,658,000 | 磯物(マ) ショウロ |
| 天草類 | 66 | 33,000 | |
| アヲメ | 3,780 | 1,191,000 | |
| ヒシキ | 899 | 1,198,000 | |
| その他 | | | |
| 合計 | 62,498.8 | 38,010,000 | |

※1.備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

海女習俗基礎調査票

| | | | |
|--------|------------|-----|-------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 三重外務漁業協同組合 | 支所 | 船越本張所 |
| 情報提供者 | | 協力者 | |

1 海女・漁士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | | | | 80代以上 | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 | 90代 | 100代 | | |
| 海女 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 12 | 6 | 1 | | | | 80才 |
| 漁士 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | | | | 41才 |
| 小計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 9 | 15 | 10 | 1 | | | | |
| 海女 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 7 | 2 | 0 | | | | 78才 |
| 漁士 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | (2) | (3) | 0 | | | | 77才 |
| 小計 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 7 | 2 | 0 | | | | 26才 |
| 合計 | 0 | 1 | 2 | 4 | 13 | 22 | 12 | 1 | | | | |

20年前、海女は3名だった。今は、奥津港産の農業とともに海女は増えた。

※1 海女は女性の潜水漁業者。漁士は男性の潜水漁業者と定義します。
※2 海女・漁士が一人で船外線で行く場合は「単人」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をしていますか。

| | | |
|--------|------------------|----|
| 兼業(自由) | 農業(稲) | 海女 |
| 兼業(自由) | 奥津港産(7月~10月) | |
| 兼業(自由) | 伊勢海女網漁(10月~4月末日) | |
| 兼業(自由) | 木下(冬のみ) | |
| 兼業(自由) | アヒル(冬のみ) | |
| 兼業(自由) | アヒル(冬のみ) | |

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください。口ある 口ない
- (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数

一般漁場 105 日間
(秋分2月11日~9月14日の25)

船越地区では、海女網漁(たこ)も使っている。伊勢海女網漁法をしていて、水面鏡を使っている。

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 出漁量(1漁き)は区分・回分・回ですか。(アワビ・サザエ・トコジシ・ウニ等)

| | | | | |
|-------------|-------------|-------------|------|----------------|
| 2月18日~3月31日 | 10:00~11:00 | 13:30~14:30 | 1日2回 | 戻取時間 14:40~ |
| 4月1日~5月31日 | 10:00~11:15 | 13:30~14:45 | 1日2回 | 14:55~ |
| 6月1日~9月14日 | 9:45~11:15 | 13:30~15:00 | 1日2回 | 15:10~ |

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海苔・ナマコ・イセエビ等)

7月1日は3月末の大船が口開けで9月14日まで。
7月7日の口開けは、その日にし、成育状況とみ(のうさつ)。(アワビと海女網漁)。
ナマコも水産(成育状況により)口開け。
アワビはアワビが割合の状況による。
(アワビは海女網漁も休むこと)
(アワビはアワビ網漁のナマコ)

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

基本的にはない。
※ただし、サザエのデット(50g以下)は販売禁止。

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

口自由 口一家に1着 口禁止 その他()

(6) 稚魚の放流 口ある 口ない アワビ

(7) その他(漁場の雑音、漁法、漁具の制限等)

輸送は自由。
集魚区に投石場を作っている。

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|-----------|----------|--------|
| アワビ | 6491.440 | 32158089 | |
| サザエ | 30872.400 | 18812139 | |
| トコジシ(ワカサマ) | 1168.000 | 3121926 | |
| ウニ類 | 51 | 751 | |
| ナマコ類 | 2092.700 | 1663191 | 7マコ(赤) |
| その他の水産動植物類 | 46300 | 58889 | |
| 天草類 | 265.000 | 30972 | |
| アワメ | 17555.000 | 4987416 | |
| ヒジキ | 6146.000 | 11378176 | |
| 海苔その他(ワカ) | 68.000 | 34166 | |
| 合計 | 74708.92 | 12229481 | |

※1 集魚区には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

合計(アワ) 9989.000 39852.841

海女網漁
に付いては
海女は10名
海士は20名
海女網漁が
海女は4名
海士は4名
と少ない。

海女・海士の休日の土曜日に
禁漁区に行く。
禁漁区は、
船越を踏入るのを金として
使われる。

11月30日 卒業のみ
海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------|------------|--------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三重外海漁業協同組合 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 | 協力者 | 片田 支所 |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | | | | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------|--|------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 最高年齢 | | |
| 海女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 12 | 4 | 81才 | | |
| 海士 | 2 | 0 | 2 | 5 | 5 | 1 | 0 | 0 | 64才 | | |
| 合計 | 2 | 0 | 2 | 5 | 13 | 1 | 12 | 4 | 81才 | | |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
※2:海女・海士が1人で船外機で行く場合は1人で集計します。

2 職業
海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|-------------------------|----|---|
| 海女 | 農業(畑) 伊勢海老さばき 飲食業 | 海士 | 土木業(冬のみ) 一本釣り 伊勢海老解凍魚 なまこ魚 会社員(日曜日のみ海士) |
|----|-------------------------|----|---|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください) □ある □ない
(2) 海女・海士漁業の年間出漁口数
一般漁場 77 日間 禁漁区 3日間
(平成21年3月16日~9月14日の方)

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

①:1操業(1潮き)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

| | | | |
|------------|-------------|-------------|------|
| 3月16日~4月末 | 10:30~11:30 | 14:00~15:00 | 1日2回 |
| 5月1日~5月末 | 10:00~11:30 | 14:00~15:00 | 1日2回 |
| 6月1日~9月14日 | 10:00~11:30 | 14:00~15:30 | 1日2回 |

②:その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・マコエ・イセエビ等)

アワビに関してはアワビ組合の規定による。
七間磯(片田と布施田の境) 3日間
地磯(片田) 12日間

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

基本的にありません。
アワビについては、1日で船に1セキ分。(旧1人で3人でも、人数に関係なく)
アワビは開閉して、種を残す。

(5) ウェットスーツの制限はありますか。和歌山県ですみ、カウ取り等がある。
□自由 □一家に1着 □禁止
その他(厚さ3mm以下) 又は黒に染る。
又は他(黒)は使わない。
又は他(黒)は使わない。

(6) 稚魚の放流 □ある □ない アワビ・ヒラ
□禁止

(7) その他(漁場の輪番、漁法、漁具の制限等)
海女漁に関しては、黒潮の輪番はなし(自由だが、伊勢海老解凍魚は、革命輪番あり。
漁具に関しては、昔は、てっぽうびし(魚も突く道具、コムがついているもの)を使ってもよかったです。今現在は、使っていない。

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| アワビ | 12202.05 | 57274594 | |
| サザエ | 56134.90 | 32683405 | |
| トコブシ(ワカダ) | 395.00 | 873,795 | |
| ウニ類 | なし | なし | |
| マコエ類 | 9041.10 | 6618393 | 白(赤青黒)の合計。 |
| その他の水産動物類 | 1082.85 | 1552093 | |
| 天草類 | 2828 | 1896627 | |
| アワメ | 35387 | 10225026 | |
| ヒジキ | 13573 | 24116944 | |
| その他(魚介) | 18719 | 78942651 | |
| 合計 | 149362.99 | 214893528 | |

※1:備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

○ 海女・海士以外の女子漁獲量も記入。

5 海女小屋について

| 呼び方 | 海女小屋 | 地区() |
|-------|------------------------------|-------|
| 利用人数 | 1人1小屋か1戸とんど 1小屋2~3人が2.3戸。 | |
| 材質・形態 | トタン、木造 | |
| 小屋の数 | 約 40 | |
| 備考 | 外観のメネ・窓等、規模もわかる範囲で記入 | |

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|-------|----------------------|-------|
| 11月7日 | 稲荷さん | 稲草の神祇 |
| 1月7日 | 天王祭 (7月の天王祭は海女さん休業日) | 大黒祈願 |
| 7月 | 天王祭 | " |
| 11月 | | |

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 大正 昭和 その他(江戸時代)

(3) ある場合、およそどのくらいの量がありますか。昭和20年頃へのは少なうある。
(わらわらない) 点・箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

深谷水道についての写真(昭和6年のもの)もある。

○ 現在使っているもの
× 現在使っていないもの

8 海女・海士の使用道具について

*1. 空欄部分に道具その呼び方を記入してください。
*2. 下の図に記したものは写真やスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|---------|--------|---------|--------|-----------|---------|---------|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 ① ちまがね | 2 ② はがら車 | 3 ③ さあがね | 4 ④ さあがね | 5 ⑤ ここのみ | 6 ⑥ いかり | 7 ⑦ のみ | 8 ⑧ やがね | 9 ⑨ のみ | 10 ⑩ さあがね | 11 ⑪ 軍手 | 12 ⑫ 手袋 | 13 ⑬ 天草靴 | 14 ⑭ はがら車 | 15 ⑮ 伊勢海老用 | 16 ⑯ 伊勢海老用 | 17 ⑰ 伊勢海老用 | 18 ⑱ 伊勢海老用 | 19 ⑲ さあがね | 20 ⑳ さあがね | 21 ㉑ さあがね | 22 ㉒ さあがね | 23 ㉓ さあがね | 24 ㉔ さあがね | 25 ㉕ さあがね | 26 ㉖ さあがね | 27 ㉗ さあがね | 28 ㉘ さあがね | 29 ㉙ さあがね | 30 ㉚ さあがね | 31 ㉛ さあがね | 32 ㉜ さあがね | 33 ㉝ さあがね | 34 ㉞ さあがね | 35 ㉟ さあがね | 36 ㊱ さあがね | 37 ㊲ さあがね | 38 ㊳ さあがね | 39 ㊴ さあがね | 40 ㊵ さあがね | 41 ㊶ さあがね | 42 ㊷ さあがね | 43 ㊸ さあがね | 44 ㊹ さあがね | 45 ㊺ さあがね | 46 ㊻ さあがね | 47 ㊼ さあがね | 48 ㊽ さあがね | 49 ㊾ さあがね | 50 ㊿ さあがね |
|----------|----------|----------|----------|----------|---------|--------|---------|--------|-----------|---------|---------|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|

現在使っていないもの (例: ① ちまがね, ② はがら車, ③ さあがね, ④ さあがね, ⑤ ここのみ, ⑥ いかり, ⑦ のみ, ⑧ やがね, ⑨ のみ, ⑩ さあがね, ⑪ 軍手, ⑫ 手袋, ⑬ 天草靴, ⑭ はがら車, ⑮ 伊勢海老用, ⑯ 伊勢海老用, ⑰ 伊勢海老用, ⑱ 伊勢海老用, ⑲ さあがね, ⑳ さあがね, ㉑ さあがね, ㉒ さあがね, ㉓ さあがね, ㉔ さあがね, ㉕ さあがね, ㉖ さあがね, ㉗ さあがね, ㉘ さあがね, ㉙ さあがね, ㉚ さあがね, ㉛ さあがね, ㉜ さあがね, ㉝ さあがね, ㉞ さあがね, ㉟ さあがね, ㊱ さあがね, ㊲ さあがね, ㊳ さあがね, ㊴ さあがね, ㊵ さあがね, ㊶ さあがね, ㊷ さあがね, ㊸ さあがね, ㊹ さあがね, ㊺ さあがね, ㊻ さあがね, ㊼ さあがね, ㊽ さあがね, ㊾ さあがね, ㊿ さあがね)

現在使っているもの (例: ① ちまがね, ② はがら車, ③ さあがね, ④ さあがね, ⑤ ここのみ, ⑥ いかり, ⑦ のみ, ⑧ やがね, ⑨ のみ, ⑩ さあがね, ⑪ 軍手, ⑫ 手袋, ⑬ 天草靴, ⑭ はがら車, ⑮ 伊勢海老用, ⑯ 伊勢海老用, ⑰ 伊勢海老用, ⑱ 伊勢海老用, ⑲ さあがね, ⑳ さあがね, ㉑ さあがね, ㉒ さあがね, ㉓ さあがね, ㉔ さあがね, ㉕ さあがね, ㉖ さあがね, ㉗ さあがね, ㉘ さあがね, ㉙ さあがね, ㉚ さあがね, ㉛ さあがね, ㉜ さあがね, ㉝ さあがね, ㉞ さあがね, ㉟ さあがね, ㊱ さあがね, ㊲ さあがね, ㊳ さあがね, ㊴ さあがね, ㊵ さあがね, ㊶ さあがね, ㊷ さあがね, ㊸ さあがね, ㊹ さあがね, ㊺ さあがね, ㊻ さあがね, ㊼ さあがね, ㊽ さあがね, ㊾ さあがね, ㊿ さあがね)

現在使っていないもの (例: ① ちまがね, ② はがら車, ③ さあがね, ④ さあがね, ⑤ ここのみ, ⑥ いかり, ⑦ のみ, ⑧ やがね, ⑨ のみ, ⑩ さあがね, ⑪ 軍手, ⑫ 手袋, ⑬ 天草靴, ⑭ はがら車, ⑮ 伊勢海老用, ⑯ 伊勢海老用, ⑰ 伊勢海老用, ⑱ 伊勢海老用, ⑲ さあがね, ⑳ さあがね, ㉑ さあがね, ㉒ さあがね, ㉓ さあがね, ㉔ さあがね, ㉕ さあがね, ㉖ さあがね, ㉗ さあがね, ㉘ さあがね, ㉙ さあがね, ㉚ さあがね, ㉛ さあがね, ㉜ さあがね, ㉝ さあがね, ㉞ さあがね, ㉟ さあがね, ㊱ さあがね, ㊲ さあがね, ㊳ さあがね, ㊴ さあがね, ㊵ さあがね, ㊶ さあがね, ㊷ さあがね, ㊸ さあがね, ㊹ さあがね, ㊺ さあがね, ㊻ さあがね, ㊼ さあがね, ㊽ さあがね, ㊾ さあがね, ㊿ さあがね)

現在使っているもの (例: ① ちまがね, ② はがら車, ③ さあがね, ④ さあがね, ⑤ ここのみ, ⑥ いかり, ⑦ のみ, ⑧ やがね, ⑨ のみ, ⑩ さあがね, ⑪ 軍手, ⑫ 手袋, ⑬ 天草靴, ⑭ はがら車, ⑮ 伊勢海老用, ⑯ 伊勢海老用, ⑰ 伊勢海老用, ⑱ 伊勢海老用, ⑲ さあがね, ⑳ さあがね, ㉑ さあがね, ㉒ さあがね, ㉓ さあがね, ㉔ さあがね, ㉕ さあがね, ㉖ さあがね, ㉗ さあがね, ㉘ さあがね, ㉙ さあがね, ㉚ さあがね, ㉛ さあがね, ㉜ さあがね, ㉝ さあがね, ㉞ さあがね, ㉟ さあがね, ㊱ さあがね, ㊲ さあがね, ㊳ さあがね, ㊴ さあがね, ㊵ さあがね, ㊶ さあがね, ㊷ さあがね, ㊸ さあがね, ㊹ さあがね, ㊺ さあがね, ㊻ さあがね, ㊼ さあがね, ㊽ さあがね, ㊾ さあがね, ㊿ さあがね)

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|--------|-----------|
| 調査日 | 年月日 | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三重外務漁協 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 布施由衣子 | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 以上 | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|------|
| 海女 | | | | 5 | 7 | 5 | 7 | | 79才 |
| 海士 | | | | | | | | | |
| 海女 | | 1 | 1 | | | | 8 | | 29才 |
| 海士 | | | | | | | | | |
| 海女 | | 1 | 1 | 5 | 8 | 2 | 1 | | 73才 |
| 海士 | | | | | | | | | |
| 海女 | | 2 | 4 | 4 | | | | | 23才 |
| 海士 | | 3 | 5 | 4 | 1 | 6 | 2 | | |
| 合計 | | 4 | 6 | 9 | 9 | 15 | 18 | | |

※1 海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と認識します。
※2 海女・海士が1人で船外機で行く場合は「単人」で集計します。

2 職業

| | | |
|----|---|---|
| 海女 | 農業(専業でない) 主婦、豆腐養殖 その他の漁業(伊勢エビ 釣り列島 一本釣り船 (手帳)) | 海士 その他の漁業 (伊勢エビ釣り船、釣り) 扇酒尾、弱電器 その他アルバイト |
|----|---|---|

3 資源の保護

(1) 養殖地域設定の有無(□にチェックをつけてください) □ある □ない
(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数

一般漁場 92 日間 禁漁区 3 日間

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 操業(操業)は毎分何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

| | | | |
|-------|-------|---------------|---------------|
| 2月23日 | 4月30日 | 10:30 ~ 11:30 | 14:00 ~ 15:00 |
| 5月1日 | 6月30日 | 10:30 ~ 11:30 | 14:00 ~ 15:30 |
| 7月1日 | 8月15日 | 9:30 ~ 11:30 | 14:00 ~ 15:30 |
| 8月16日 | 9月14日 | 9:30 ~ 11:30 | 14:00 ~ 15:30 |

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(産草・アマコ・イセエビ等)

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に1着 禁止 その他()

(6) 船員の放流 ある ない

(7) その他(漁場の騒音、漁法、漁具の制限等)

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|-----------|------------|----|
| アワビ | | | |
| サザエ | 48,748.75 | 85,629,116 | |
| トコブシ(ワカタメ) | | | |
| ウニ類 | | | |
| アマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アマメ | 15,017.00 | 36,178,119 | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | 63,765.75 | 89,246,735 | |

※1 備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について

地区 ()

| | | | |
|----------------------|------|------|--|
| 呼び方 | 海女小屋 | 利用人数 | |
| 材質・形態 | 海女小屋 | 小屋の数 | |
| 外観のみを写真等、関係もわかる範囲で記入 | | | |

備考

6 海女・漁士が関係する祭り行事について

| | | | |
|----|--|----|--|
| 時期 | | 概要 | |
|----|--|----|--|

7 文書記録について

(1) 漁協に戦前までの古い文書記録はありますか。 ある ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 大正 昭和 その他

(3) ある場合、およそどのくらい量の量がありますか。
() 点・箱

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

8 海女・漁士の使用道具について

*1.空欄部分に道具その呼び方を記入して下さい。
*2.下の型にないものは写真やスケッチを添付して下さい。

| | | | |
|----------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 1 磯メカネ | 2 ハイカラ 水手眼鏡 | 3 三ツケ | 4 磯ナカネ |
| 5 ノミ | 6 ハイカラ (ランド) | 7 ヒドコ | 8 フラツワリ |
| 9)ミ | 10 鎌 (カマ) | 11 軍手 (テガタクロ) | 12 フコ |
| 13 磯オケ | 14 ウキウ | 15 使用なし | 16 ハッパイ |
| 17 ハンギリ | 18 伊施田 使用なし | 19 イノチツ 命綱 | 20 ヲツトスツ |
| 21 伊施田 使用なし | 22 フコと オク | 23 使用なし | 24 スンボ |
| 25 スカル(リ) | 26 磯着 | 27 マケモノ (曲物) | 28 使用なし |
| 29 腰バカリ | 30 磯ナカネ | 31 使用なし はき | 32 いろいろな形 ない |

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------|-----------|----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 支所 | 志摩支庁(和歌) |
| 情報提供者 | 協力者 | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | 最高年齢 | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | | 80代以上 |
| 海女 | | | 3 | 1 | 6 | 15 | 22 | 6 | 84才 |
| 海士 | | | | | 1 | 4 | 7 | 2 | 61才 |
| 小計 | | | 3 | 1 | 7 | 19 | 29 | 8 | 84才 |
| 合計 | | | 3 | 1 | 7 | 20 | 29 | 8 | |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
 ※2:海女・海士が1人で船外機で行く場合は1人として集計します。

2 就業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

海女: 縁起は高齢化が進み、オアに就労する人が少ないが、専業主婦(自家菜園)とする人が多い。以前は、要球養老の手伝い、建設業にも従事する人がいた。

海士: アパート 男性、常勤、年収約100万円あり

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口)にチェックをつけてください。 □ある □ない
- (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 禁漁区 / 日間
- 一般漁場 70~80 日間

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 1日作業(1獲き)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコソシ・ウニ等)

口開け(3/年5) ~ 4/30 午前 10:00~11:00 午後 12:45~14:45
 5/1 ~ 9/14 午前 9:30~11:00 午後 14:00~15:30

② その他の漁獲物について制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

ナマコ は1月1日から 天草は 潮が引く(旧6月1日)翌日解禁
 伊勢えびは 10月1日から 天草は 解禁と決まっています。
 海草は 毎日より、2.3回解禁

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

持たない

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 一家に1着 禁止 その他(履き替え、4mmと厚手)

(6) 獲物の放流はありますか。

あり ない

(7) その他(漁場の輪音、漁法・漁具の制限等)

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|-----------|----------|-----------|-------------|
| アワビ | 5730.36 | 2561857.2 | |
| サザエ | 41927.41 | 28128255 | |
| トコソシ(フクダ) | 3496.14 | 7922195 | |
| ウニ類 | 26.0 | 47084 | |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | | | |
| 天草類 | | | |
| アラメ | | | |
| ヒジキ | | | |
| その他 | 1533.95 | 206511.9 | ホウライ、磯貝、アワビ |
| 合計 | 52913.96 | 8089122.5 | |

※1:備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

5 海女小屋について

| | | | |
|-----------------------|---|------|--------|
| 呼び方 | アマコヤ 海女小屋 | 利用人数 | 1 ~ 8人 |
| 材質・形態 | 木の骨組、19x20x25 部上 木造 | 小屋の数 | 15 |
| 外観のメモ・写真等、詳細はわかる範囲で記入 | 和具の海女小屋は、海岸バりに建っているが、多くは木組みになってトタン張りの粗末な建物である。内部は畳敷きになっていて、真中には草畳の火床があり、腰を載せる。全体の不潔さ、4畳半ほどに畳くらゐり、畳は、隅にはウバクガシなどの腐木が積んである。 日行 15号 156115 海女小屋の 備考 | | |

8 海女・海士の使用道具について

*1:左欄部分に道具その名の字を記入して下さい。
*2:下の図にないものは重要なものを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------|-------|-------|--------|--------|------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|--------------|-------|----------|-------|---------|--------|-------|---------|---------|--------|--------|-------|
| 1 石敷 | 2 ハイカラ | 3 磯手拭 | 4 ヨーノ | 5 短コノシ | 6 ハイカラ | 7 火床 | 8 ツヤウリ | 9 カギノシ | 10 カマ | 11 手袋 | 12 フゴ | 13 磯おけ | 14 タンボ | 15 天幕前用 | 16 フス人 | 17 はんざり | 18 スカール | 19 オケツナ | 20 フス人 | 21 和具では袋巾はない | 22 フゴ | 23 伊勢海老用 | 24 寸棒 | 25 スカール | 26 磯カマ | 27 釜当 | 28 海スカリ | 29 大磯カマ | 30 ナカネ | 31 セ・エ | 32 足か |
|------|--------|-------|-------|--------|--------|------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|--------------|-------|----------|-------|---------|--------|-------|---------|---------|--------|--------|-------|

6 海女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|---------|------------|-------------------------------|
| 旧暦2月24日 | ゴダイ | サメが獲ってこきという伝説から残る。徳島らが新橋町。 |
| 旧暦6月11日 | 相掣(シオマツリ) | 舟の旗で徳島らが新橋町。 |
| 旧暦6月1日 | 文島登 | 舟の旗で徳島が和具木島の前へ戻り、舟の旗を、約800年頃。 |
| | 御田植祭(梅で浸体) | |

7 文書記録について

(1) 漁協に職前までの古い文書記録はありますか。 あり ない

(2) ある場合はいつごろのものですか。 大正 昭和 その他()

(3) ある場合、およそどのくらいの量がありますか。 () 点

(4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

文書記録の 10人位

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 宝島外湾漁協 | 支所 事務所 |
| 情報提供者 協力者 | | 越前地区 |

1 海女・漁士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | 最高年齢 | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | | 80代以上 |
| 海女 | | | | 2 | 2 | 7 | 6 | 1 | 80才 |
| 海士 | | | 1 | 3 | 3 | 5 | 2 | | 71才 |
| 合計 | | | 1 | 3 | 5 | 12 | 8 | 1 | |

※1: 海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
 ※2: 海女、海士が1人で船外機で行く場合は「単人」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | |
|----|----------------|
| 海女 | 農業、観光漁女小屋、漁師兼業 |
| 海士 | 海士 |

3 資源の保護

- (1) 繁殖地域設定の有無 にチェックをつけてください ある ない
 (2) 海女・海士漁家の年間出漁日数 80~90日間 禁漁区 共同 / 日間
 一般漁場

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

① 1日1回(1漁き)は何時、何回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

| | | |
|-------|-------------|-------------|
| 3月~4月 | 10:00~10:50 | 13:30~14:20 |
| 5月 | 10:00~11:00 | 13:30~14:30 |
| 6月 | 10:00~11:10 | 13:30~14:40 |
| 7月 | 9:30~10:50 | 13:30~14:50 |
| 8月~9月 | 9:30~11:00 | 13:30~15:00 |

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・ナマコ・イセエビ等)

天草の口戻りが早いため(1回当り30分間隔)。

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

なし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。

自由 1家に1着 禁止 その他()
 自由 1着 ある ない

(6) 雑員の放流

(7) その他(漁場の輪音、漁法、漁具の制限等)

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|----------|-----------|-----------------|
| アワビ | 2564.1 | 11642477 | |
| サザエ | 29853.50 | 17425082 | 海産物と合算して算出 |
| トコブシ(ワカタメ) | 441.1 | 967.776 | |
| ウニ類 | | | |
| ナマコ類 | 2685.8 | 2278.271 | 海女以外のものも含めて算出 |
| その他の水産動物類 | 206.5 | 176.498 | 77kg(1kgの)程度と算出 |
| 天草類 | 572.0 | 341.590 | |
| アサギ | 5205.0 | 1429.860 | 海女以外のものも含めて算出 |
| ヒシキ | 11667.8 | 17824.928 | 海女以外のものも含めて算出 |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

※1: 備考欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

海女習俗基礎調査票

| | | |
|--------------|-----------|--------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三重外湾漁協 | 支所 事業所 |
| 情報提供者 協力者 | 御座支所 | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | 最高年齢 代 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | |
| 海女 | | | | | 2 | 1 | 5 | 76才 |
| 徒人 | | | | | 1 | | | 代 |
| 舟人 (トマエ) | | | | | | | | 最高年齢 |
| 海士 | | | | 2 | 5 | 2 | 3 | 40才 |
| 徒人 | | | | 2 | 8 | 3 | 8 | 代 |
| 舟人 (トマエ) | | | | 1 | | | | 最高年齢 |
| 海士 | | | | 2 | 5 | 1 | | 61才 |
| 徒人 | | | | | | | | 代 |
| 舟人 (トマエ) | | | | | | | | 最高年齢 |
| 海女 | | | | 2 | 6 | 2 | 3 | 33才 |
| 徒人 | | | | | | | | 代 |
| 舟人 (トマエ) | | | | | | | | 最高年齢 |
| 海士 | | | | 2 | 8 | 10 | 6 | 8 |
| 徒人 | | | | | | | | |
| 舟人 (トマエ) | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
※2:海女・海士が1人で船外操で行く場合は「徒人」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|--------------------------------------|----|-------------------------|
| 海女 | 主婦、民泊経営 その他(主婦の手伝い) 主に卸網、巻網、釣り | 海士 | その他の農業 (卸網、巻網、釣り、なわ) |
|----|--------------------------------------|----|-------------------------|

3 資源の保護

(1) 禁漁地域設定の有無(口にてチェックをつけてください) ある ない
(2) 海女・海士漁業の年間出漁日数 ある ない

一般漁場 80~90 日間 禁漁区 日間

※1:調査票には漁獲量・生産額の総額のみ、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

→ 不明

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限
① 操業(1漁き)は区分・回回ですか。(アワビ・サザエ・トコブシ・ウニ等)

| |
|--|
| |
|--|

② その他の漁獲物についても制限がありますか。(海草・マユモ・イセエビ等)

| |
|--|
| |
|--|

(4) 水揚げ量の制限はありますか。

| |
|--|
| |
|--|

(5) ウェットスーツの制限はありますか。
自由 一家に1着 禁止 その他()

(6) 雑具の放棄 ある ない

(7) その他(漁場の騒音・漁法・漁具の制限等)

| |
|--|
| |
|--|

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|-----------|-----------|------------|----|
| アワビ | 4,145.51 | 19,611,965 | |
| サザエ | 28,446.50 | 17,188,205 | |
| トコブシ(ワカメ) | 491.02 | 10,509,888 | |
| ウニ類 | 0.8 | 640 | |
| ナマコ類 | | | |
| その他の水産動物類 | 252.1 | 131,218 | |
| 天婦羅類 | | | |
| アサメ | | | |
| ヒジキ | 10647.00 | 16316992 | |
| その他 | 108.00 | 62,106 | |
| 合計 | 44,091.73 | 54,361,914 | |

5 漁女小屋について

| | |
|-----------------------|---------|
| 呼び方 | 地区() |
| 利用人数 | |
| 材質・形態 | 小屋の数 10 |
| 外観の写真・写真等、規模もわかる範囲で記入 | |

備考

6 漁女・海士が関係する祭り行事について

| 時期 | 行事名 | 概要 |
|-------|------|---|
| 3月15日 | 石仏天祭 | 石仏は御座落のほとりにおり、郷中に伝説の全国にも珍らしい仏で、世の下半身の縁起(土境不備、不妊等)にご利益があると言われている。昔は、海女さんの会館御坐落の境内で、毎朝お湯煎に参拝する人まじり。 |

7 文書記録について

- (1) 漁協に載前までの古い文書記録はありますか。 ある ない
- (2) ある場合はいつごろのものですか。 明治 昭和 その他()
- (3) ある場合、およそどのくらいのものがありますか。 ()点 ()箱
- (4) その他、文書記録について情報があればお寄せ下さい。

8 漁女・海士の使用道具について

*1: 空欄部分に道具その呼び方を記入して下さい。

*2: 下の図にないものは番号やスケッチを添付してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|------|-----|------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|-------|--------|-------|----------|-------|-------|---------|---------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 1 残メグネ | 2 クワ | 3 手拭 | 4 ヨ | 5 コシ | 6 ズドリ | 7 火鉢 | 8 ツヤリ | 9 ノシ | 10 カマ | 11 手袋 | 12 コ | 13 オケ | 14 タニホ | 15 天鰯砂用 | 16 タタコ | 17 シニギリ | 18 スカル | 19 オケツナ | 20 ヌツ | 21 運搬具 | 22 オク | 23 伊勢海老用 | 24 ツバ | 25 スル | 26 残ちツキ | 27 マケモノ | 28 引き上げ棒 | 29 腰用 | 30 ナベ | 31 ヤー | 32 足袋 |
|--------|------|------|-----|------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|-------|--------|-------|----------|-------|-------|---------|---------|----------|-------|-------|-------|-------|

海女習俗基礎調査票

| | | | |
|--------|------------|-----|----|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 三宅外島漁業協同組合 | 支所 | 津島 |
| 情報提供者 | 協力者 | | |

1 海女・海士就業者数及び年齢構成

| | 年齢 | | | | | | | 最高年齢 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | |
| 海女 | | | | | | 7 | 3 | 77才 |
| 海士 | | | | 1 | 2 | | | 才 |
| 合計 | | | | 1 | 2 | 3 | 3 | 77才 |

※1:海女は女性の潜水漁業者、海士は男性の潜水漁業者と定義します。
 ※2:海女、海士が1人で船外操で行く場合は「単人」で集計します。

2 兼業

海女・海士漁以外にどのような仕事をされていますか。

| | | | |
|----|----|----|--------------------------------|
| 海女 | 雑草 | 海士 | ササミ漁 一本釣り 松茸(七折) モンガラ |
|----|----|----|--------------------------------|

3 資源の保護

- (1) 禁漁地域設定の有無(口にチェックをつけてください) 或ある ない
- (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数
 一般漁場 日間 禁漁区 日間
 4/15 ~ 8/15 15日

(3) 海女・海士漁業の出漁時間の制限

- ①1操業(1着き)は何分・何回ですか。(アワビ・サザエ・トコジン・ウニ等)
 1着 約31分 着きによつては、30秒~40秒 1時間は50~60回(少なくとも40回) 昔の海女は、午前中に2時間、海女小屋で時間休憩・午後2時間ほど着っていたのを記憶している。

ナモコ … ひつまぎ(ヒン)突きの漁師が近見漁で採るので海女は着てはいけない。サザエーふた2.5センチ以上 アワビー10.6センチ以上

(4) 水揚げ量の制限はありますか。
 特になし

(5) ウェットスーツの制限はありますか。
 自由 一家に一着 禁止 その他(3着くらい持っている)
 靴の放流 ある ない
 (6) その他(漁場の輪番、漁法、漁具の制限等)

(7) その他(漁場の輪番、漁法、漁具の制限等)
 ボンベ禁止
 本ノミ・小ノミ・手タマだけとする。(海女組合規約)
 操業時間:9時~15時

4 海女・海士漁業の漁獲量・生産額

| 漁獲物 | 漁獲量(kg) | 生産額(円) | 備考 |
|------------|-------------|------------|----|
| アワビ | 807,910 | 4,563,512 | |
| サザエ | 10,472,20 | 6,389,777 | |
| トコジン(フクダマ) | 594,740 | 1,555,842 | |
| ウニ類 | 500,000 | 492,753 | |
| ナモコ類 | | | |
| 夏かき | 97,461,000 | 2,803,846 | |
| ホト貝 | 121,400 | 75,329 | |
| ハタ貝 | 829,000 | 25,290 | |
| 磯物 | 36,700 | 37,456 | |
| 天華等 | 1,906,000 | 1,376,897 | |
| アエダ | 27,355,000 | 8,093,936 | |
| ヒジキ | 19,224,000 | 28,940,069 | |
| フノリ | 160,000 | 63,904 | |
| 合計 | 149,095,750 | 54,421,611 | |

※1:調査欄には漁獲量・生産額の総額のうち、海女と海士の割合を、わかる範囲で記入して下さい。

調査票

【鳥羽市】
平成 23 年度

海女習俗基礎調査・追加調査 <平成23年9月...鳥羽市安楽島町>

【1頁】 3. 資源の収獲 (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数...追加調査

安楽島町の場合、海女が出漁する日と漁業組合が漁獲物を受取る日が異なる。
鳥羽漁協漁業協同組合安楽島支所では、第1、第2、第4、第5月曜日、及び毎週水曜日を
漁獲物の受取日と定めている(ただし、平成22年の場合、9月は第二火曜日)。個々の海女が採った漁獲物
は、それぞれが生け簀や籠に入れて船に生かしておき、組合の受取日にまとめて出荷する方法を取る。これ
らの方法は、漁獲物の減少や組合事務の簡素化等が関係しているのではないかと思われるが、その経緯や詳
細は要時点では未調査である。

海女漁の出漁日は、安楽島支所漁場行規則によって「第2・第4火曜日、天王祭2日間、お盆(8月1
3日の午後、14日・15日・16日)、町内の葬式当日、その他天候等休業する場合は、業者と運営委員
が相談の上、決定する」と定めている。ただ、天候等の休業については、個々の海女(海士)個人の判断に
委ねられている部分が大まかである。現状では漁協支所に天候や葬式による休業記録等がないため、全
員が出漁に出なかった日(又は漁に出た日)を確定することが出来ない状況にある。

<一般漁場の年間出漁日数>

漁協の規則.....7月1日~9月14日までの76日間

漁獲物受取日.....21日間

海女の出漁日(推測).....68日間(漁場規則の76日間から土曜日・お盆・天王祭りを差し引いたもの。
但し、荒天や葬式等で休漁した日もあると考えられ、実際の出漁日はもっと少
なくなると思われる)

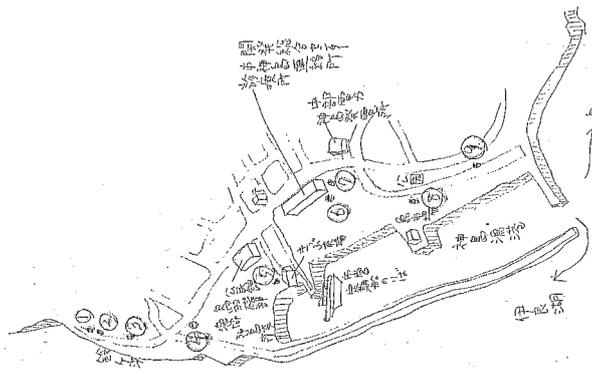
海女の出漁日と休漁日、組合の漁獲物受取日を月別に整理すると以下のカレンダーの様になる。

| | | 平成22年(2010) | | | | | | |
|----|----|-------------|----|----|-----|-----|-----|----|
| | | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
| 日 | 月 | 日 | 月 | 日 | 月 | 日 | 月 | 日 |
| 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 4 |
| 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 5 |
| 4 | 5 | 4 | 5 | 4 | 5 | 4 | 5 | 6 |
| 5 | 6 | 5 | 6 | 5 | 6 | 5 | 6 | 7 |
| 6 | 7 | 6 | 7 | 6 | 7 | 6 | 7 | 8 |
| 7 | 8 | 7 | 8 | 7 | 8 | 7 | 8 | 9 |
| 8 | 9 | 8 | 9 | 8 | 9 | 8 | 9 | 10 |
| 9 | 10 | 9 | 10 | 9 | 10 | 9 | 10 | 11 |
| 10 | 11 | 10 | 11 | 10 | 11 | 10 | 11 | 12 |
| 11 | 12 | 11 | 12 | 11 | 12 | 11 | 12 | 13 |
| 12 | 13 | 12 | 13 | 12 | 13 | 12 | 13 | 14 |
| 13 | 14 | 13 | 14 | 13 | 14 | 13 | 14 | 15 |
| 14 | 15 | 14 | 15 | 14 | 15 | 14 | 15 | 16 |
| 15 | 16 | 15 | 16 | 15 | 16 | 15 | 16 | 17 |
| 16 | 17 | 16 | 17 | 16 | 17 | 16 | 17 | 18 |
| 17 | 18 | 17 | 18 | 17 | 18 | 17 | 18 | 19 |
| 18 | 19 | 18 | 19 | 18 | 19 | 18 | 19 | 20 |
| 19 | 20 | 19 | 20 | 19 | 20 | 19 | 20 | 21 |
| 20 | 21 | 20 | 21 | 20 | 21 | 20 | 21 | 22 |
| 21 | 22 | 21 | 22 | 21 | 22 | 21 | 22 | 23 |
| 22 | 23 | 22 | 23 | 22 | 23 | 22 | 23 | 24 |
| 23 | 24 | 23 | 24 | 23 | 24 | 23 | 24 | 25 |
| 24 | 25 | 24 | 25 | 24 | 25 | 24 | 25 | 26 |
| 25 | 26 | 25 | 26 | 25 | 26 | 25 | 26 | 27 |
| 26 | 27 | 26 | 27 | 26 | 27 | 26 | 27 | 28 |
| 27 | 28 | 27 | 28 | 27 | 28 | 27 | 28 | 29 |
| 28 | 29 | 28 | 29 | 28 | 29 | 28 | 29 | 30 |
| 29 | 30 | 29 | 30 | 29 | 30 | 29 | 30 | 31 |
| 30 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | |
| 31 | | 31 | | 31 | | 31 | | |

.....組合の漁獲物受取日
.....休漁日(毎週土曜日、お盆、天王祭)
.....海女の出漁日
無印

鳥羽市神島

- ・5月後半にたてこす
- ・倉ぐらひにはこめす
- ・材料等は各自用意する
- ・家まわりのたてこす時に、薪材を使用している
- ・早真最盛期に作られた時は、台風到来直前のため、屋根にしているブルーシートが、いびきすく、とばされておれおれしていた。
- ・屋根だけでは、入口等も、しかり、とりのこす小屋もあつた。
- ・これだけの小屋の使用人数は、確認できません。



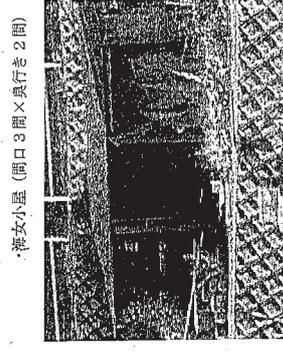
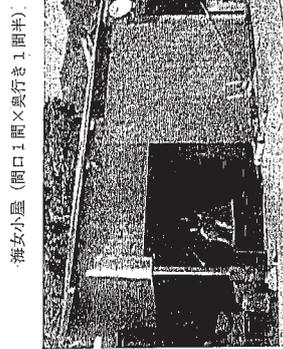
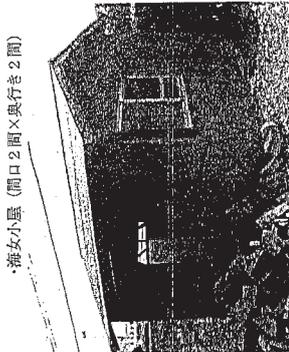
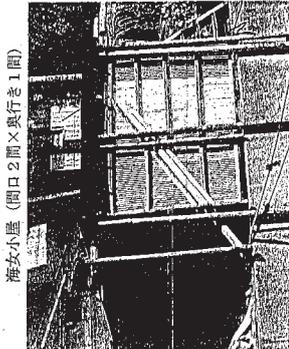
<備考>

鳥羽市役所

神島コース

鳥羽市役所公民館

5. 海女小屋について……以下のように修正



倉庫及び冬場は牡蠣剥き場として使用している建物の一角を仕切って海女小屋として利用している。

(修正した部分)

- ※ 「海女小屋」の記述で「使用人数2人、規模1間半×2間」を、「使用人数：2人、規模：間口2間×奥行き1間」に修正
- ※ 「海女小屋」の記述で「使用人数3人、規模3間×3間」を、「使用人数：3人、規模：間口1間×奥行き1間半」に修正

安楽島町

(77歳 女性) 聞き取り調査

○海女歴約30年。45～46歳頃から海女漁を始める。
海女の作業時間は、10年以上前には朝10時からと決まっていたが、今はその決まりはない。日によつて異なるが私たちが本休朝9時から10時までの間に漁に出る。ほとんどは息までの半日で終える。たまに午後からも出る日は、船の上で昼食をしてそのまま漁を続ける。遅くても午後3時まで。漁には、自分で船外機を運転して、もう一人の海女を乗せて漁場まで行く。年をとると息が弱かなくなってきた。今は船と体をつなぐ紐を二股位にしているから、着る深さは約3メートルくらい。一組の海女小屋の若い人は、三尋チヨットくらい(約5メートル)は着ている。

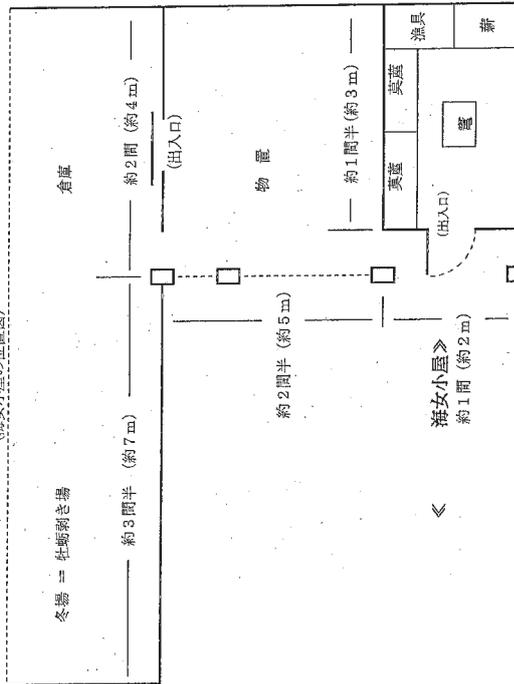
【漁獲】最近、漁獲量が減ってきている。特にアワビは少なくなかった。今年はずっと都合で、海に行く日が少ないことや、年で目が見えにくくなってきた事もあるが、7月の口開けから採ったアワビは2個だけ。ウニも少なくなかった。サンズ(ササニ)が採れなかったら海女に行く楽しみが無い。(多くはないが、採ればササニは採れる。)

【休漁日】第2と第4の火曜日は漁が休みだが、それ以外は漁と組合員の家で葬式のあった日。最近はお盆以外でも町内で葬式があると、漁には出ない。

【海女小屋】牡蠣剥き場や海女小屋を兼ねた建物の一角を、間口約1間(約2メートル)、奥行き約2間(約4メートル)ほどを仕切って海女小屋として活用している(竪はドラム缶を横切りにしたようなものを使用)。海女小屋を利用するのは朝の漁に出る前と帰ったとき。暖かい時期なので火を焚くことはほとんど無い。ただ、小屋に集まって昔で話をするのが楽しみ。

【信仰】私らは他の地区のように、海女道具にドーマン、セーマンのようなものは書かない。その代わり青峰のお守りを身につけている。(十一面観音を彫ったペンダント状のもの。裏で書かしかける)。このお守りに何度も助けられた。青峰には、6月の末に豊漁と安全を願ってお参りをし、9月14日の漁期が終わったあとで「はい参り」に出かける。

(海女小屋の位置図)



調査票 (補足調査)

| | | | |
|--------|------------|------|------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 皇羽磯部漁業協同組合 | 支所 | 啓志支所 |
| 情報提供者 | | 電話番号 | |

1 「調査票 1 海女・海士就業者数及び年齢構成」の項目
 ・聴き取りを行った方々に、改めて漁業の技能を持っているか本格的に潜っていない人の有無の確認をお願いします。人数は概数でも構いません。

| | |
|----|----|
| 海女 | なし |
| 海士 | なし |

2 「調査票 3 漁業の保護 (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数」の項目
 ・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| | | | |
|------|---------------------|---------|------|
| 一般漁場 | 漁の期間 (6月22日から8月10日) | 漁協での水揚げ | 12日間 |
| 禁漁区 | 漁の期間 (7月11日から / 日間) | 漁協での水揚げ | / 日間 |

3 「調査票 3 漁業の保護 (3) ①1 操業の何分、何回ですか」の項目
 ・1 操業つまり海に出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1 回の潜る時間はわかれば記入してください。

| | | | |
|------|---------------------|----------|-----|
| 1 操業 | 4時 9時 00分から 10時 30分 | 1 回の潜る時間 | 90分 |
| | 12時 30分から 14時 00分 | | |

4 「調査票 7 文書記録について」の項目文書
 ・職前くらいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

5 「調査票 8 海女・海士の使用道具について」の項目
 ・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×と記入をお願いします。

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 5 | | 6 | | 7 | | 8 | |
| 9 | | 10 | | 11 | | 12 | |
| 13 | | 14 | | 15 | | 16 | |
| 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | |
| 25 | | 26 | | 27 | | 28 | |
| 29 | | 30 | | 31 | | 32 | |

調査票 (補足調査)

| | | | |
|--------------|------------|-----------|-------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 皇羽磯崎漁業協同組合 | 支所 事務所 | 和泉浦支所 |
| 情報提供者 協力者 | | | |

1 「調査票 1 漁女・漁士就業者数及び年齢構成」の項目
 ・抜き取りを行った方々に、改めて潜水の技能を持っているが本格的に潜っていない人の有無の確認
 をお願いします。人数は概数でも構いません。

| | |
|----|----|
| 漁女 | なし |
| 漁士 | なし |

2 「調査票 3 資源の保護 (2) 漁女・漁士漁業の年間出漁日数」の項目
 ・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| | | | |
|------|--------------------|---------|------|
| 一総漁場 | 漁の期間 (月 日から 月 日) | 漁協での水揚げ | 7 日間 |
| 系漁区 | 漁の期間 (月 日から 月 日) | 漁協での水揚げ | 0 日間 |

3 「調査票 3 資源の保護 (3) ① 1 漁業の回分、何回ですか」の項目
 ・1 漁業つまり海に出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1 回の潜る時間はわかれば記入してください。

| | | |
|------|----------|------|
| 1 漁業 | 1 回の潜る時間 | 90 分 |
|------|----------|------|

4 「調査票 7 文書記録について」の項目文書
 ・事前からいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| |
|----|
| なし |
|----|

5 「調査票 8 漁女・漁士の使用道具について」の項目
 ・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という表記を、記入されていない方はお願いします。

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 5 | | 6 | | 7 | | 8 | |
| 9 | | 10 | | 11 | | 12 | |
| 13 | | 14 | | 15 | | 16 | |
| 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | |
| 25 | | 26 | | 27 | | 28 | |
| 29 | | 30 | | 31 | | 32 | |

調査票 (補足調査)

| | | | |
|--------|------------|-----|------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 豊羽磯崎漁業協同組合 | 支所 | 杵取支所 |
| 情報提供者 | | 協力者 | |

1 「調査票 1 漁女・漁士就業者数及び年齢構成」の項目
 ・抜き取りを行った方々に、改めて潜水の技能を持っているが本格的に潜っていない人の有無の確認をお願いします。人数は概数でも構いません。

| | |
|----|----|
| 漁女 | なし |
| 漁士 | なし |

2 「調査票 3 資源の保護 (2) 漁女・漁士漁業の年間出漁日数」の項目
 ・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁場での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| | | | | | |
|------|------|---------------|------|---------|------|
| 一般漁場 | 漁の期間 | (5月末日から9月15日) | 40日間 | 漁場での水揚げ | 40日間 |
| 養海区 | なし | | | 漁場での水揚げ | 0日間 |

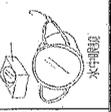
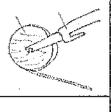
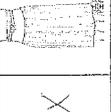
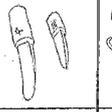
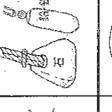
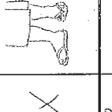
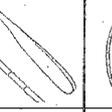
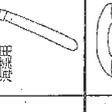
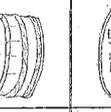
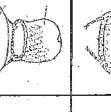
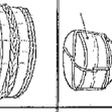
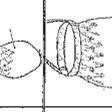
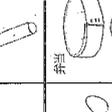
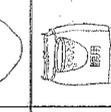
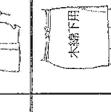
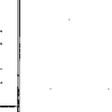
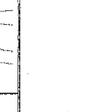
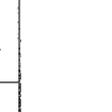
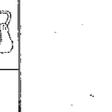
3 「調査票 3 資源の保護 (3) ①1 操業の何分、何回ですか」の項目
 ・1 操業つまり海に出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1回の潜る時間はわかれば記入してください。

| | | | |
|------|-----------------|---------|-------|
| 1 操業 | 午前8時30分から18時00分 | 1回の潜る時間 | 個人管理で |
| | 1時から | 1回の潜る時間 | 個人管理で |
| | 休憩も個人管理で | | |

4 「調査票 7 文書記録について」の項目文言
 ・船舶くらしまでの文書が漁船以外にもないかの確認をお願いします。

| |
|----|
| なし |
|----|

5 「調査票 8 漁女・漁士の使用道具について」の項目
 ・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という森伯を、記入されていない方はお願ひします。

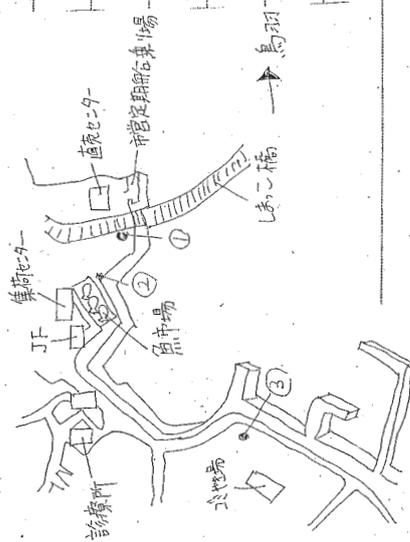
| | | | | | | | |
|----|---|----|---|----|---|----|---|
| 1 |  | 2 |  | 3 |  | 4 |  |
| 5 |  | 6 |  | 7 |  | 8 |  |
| 9 |  | 10 |  | 11 |  | 12 |  |
| 13 |  | 14 |  | 15 |  | 16 |  |
| 17 |  | 18 |  | 19 |  | 20 |  |
| 21 |  | 22 |  | 23 |  | 24 |  |
| 25 |  | 26 |  | 27 |  | 28 |  |
| 29 |  | 30 |  | 31 |  | 32 |  |

鳥羽市菅島

名称：カマド

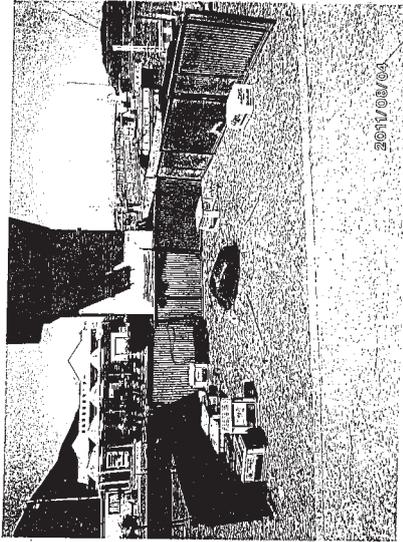
主に船で東合いで行人が訪れる場所

盆すぎには撤去



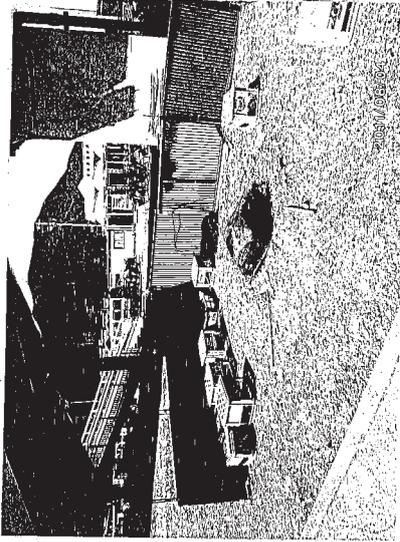
調査員()

①

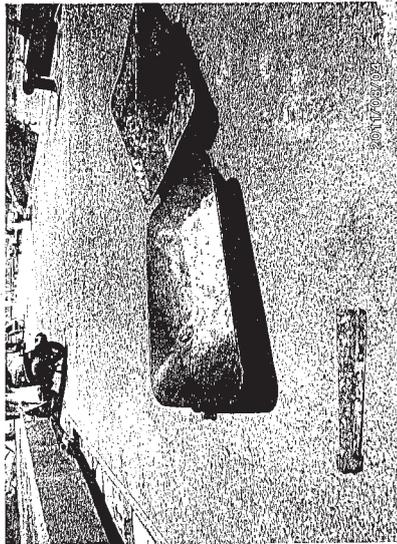


12~3人で停泊

①

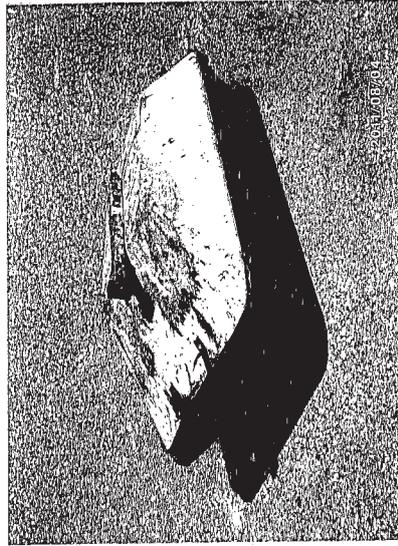


調査員()



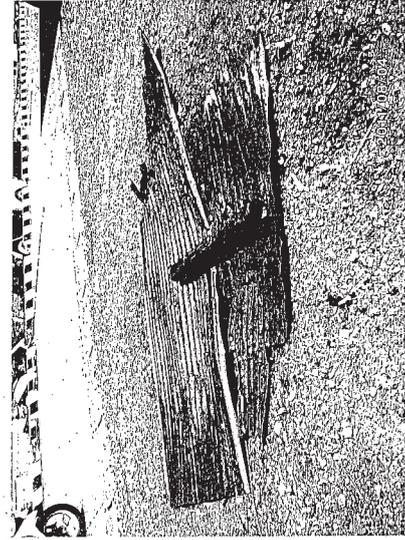
②

5~6人使用 一輪車の荷台に利用



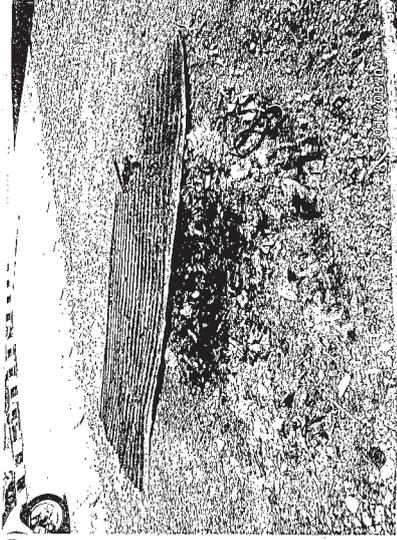
②

調査員()



③

12~3人使用



③

調査員()

調査票 (補完調査)

| | | | |
|----------------|-----------|-----------|------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 鳥羽磯部漁協 | 支所 事業所 | 石鏡支所 |
| 情報提供者 姓(力音) | | | |

- 1 「調査票 1 漁女・海士職業者数及び年齢構成」の項目
・数字取りを行った方々に、改めて潜水の技能を持っているが本格的に潜っていない人の有無の確認をお願いします。人数は概数でも構いません。

| | |
|----|-------------|
| 漁女 | 漁協では把握できない。 |
| 海士 | |

- 2 「調査票 3 資源の保護 (2) 漁女・海士漁業の年間出漁日数」の項目
・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁場での水揚げが何日何なのかの記載をお願いします。

| | | | | | |
|------|------|--------------|------|---------|----|
| 一般漁場 | 漁の期間 | 5月19日から5月27日 | 59日間 | 漁場での水揚げ | 日数 |
| | | 5月6日から5月14日 | 7日間 | | |
| 養漁区 | 漁の期間 | 12月18日から | | 漁場での水揚げ | 日数 |

毎年採るという例については、いまだ昨年同様です。

- 3 「調査票 3 資源の保護 (3) ①1操業の何分、何回ですか」の項目
・1操業つまり速に出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1回の潜る時間はわかれば記入してください。

| | | | |
|------|----------------|---------|-----|
| 1 操業 | 9時00分から10時30分 | 1回の潜る時間 | 70分 |
| | 11時30分から13時00分 | | |

潜りの加減で早くも入り遊んでたりする。

- 4 「調査票 7 文書記録について」の項目文書
・既前くらいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

- 5 「調査票 8 漁女・海士の使用道具について」の項目
・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という表記を、記入されていない方はお願いします。

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 5 | | 6 | | 7 | | 8 | |
| 9 | | 10 | | 11 | | 12 | |
| 13 | | 14 | | 15 | | 16 | |
| 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | |
| 25 | | 26 | | 27 | | 28 | |
| 29 | | 30 | | 31 | | 32 | |

現在この文書の一の下に
情報提供者氏名(姓(力音))を記入

【志摩市】
平成 23 年度

253.3

調査票 (補足調査)

| | | | |
|--------------|-----------|-----------|----|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | | 支所 事業所 | 宝泉 |
| 情報提供者 協力者 | | | |

- 1 「調査票 1 漁女・海士就業者数及び年齢構成」の項目
 ・聞き取りを行った方々に、改めて漁水の状態を保持しているが本格的に漁っていない人の有無の確認をお願いします。人数は概数でも構いません。

| | |
|----|-----|
| 漁女 | 35人 |
| 海士 | 2人 |

- 2 「調査票 3 資源の保護 (2) 漁女・海士漁業の年間出漁日数」の項目
 ・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| | | | |
|------|---------------------------|---------|-----|
| 一般漁場 | 漁の期間 | 漁協での水揚げ | 日数 |
| | お池 (4月17日) から (10月17日) まで | 9月14日 | 60回 |
| 禁漁区 | 漁の期間 | 漁協での水揚げ | 日数 |
| | お池 (4月17日) から (10月17日) まで | 9月14日 | 60回 |

- 3 「調査票 3 資源の保護 (3) ① 操業の何分、何回ですか」の項目
 ・1操業つまり漁に出るまでの時間を記入してください。また、1回の漁る時間はわかれば記入してください。

| | | | | | | |
|-----|----|-----|----|---|---------|---|
| 1操業 | 9時 | 分から | 3時 | 分 | 1回の漁る時間 | 分 |
|-----|----|-----|----|---|---------|---|

- 4 「調査票 7 文書記録について」の項目
 ・職前くらいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| | | | |
|------------|--|------|-------------------|
| 7 文書記録について | | 項目文書 | 船の平本 (ビクス) → 1回 → |
| | | | 7375 → 2回。 |

調査票 (補足調査)

| | | | |
|--------------|-----------|-----------|----|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 三喜外湾漁協 | 支所 事業所 | 洪島 |
| 情報提供者 協力者 | | | |

- 1 「調査票 1 漁女・海士就業者数及び年齢構成」の項目
 ・聞き取りを行った方々に、改めて漁水の状態を保持しているが本格的に漁っていない人の有無の確認をお願いします。人数は概数でも構いません。

| | |
|----|----------|
| 漁女 | 7 (10人中) |
| 海士 | 5 (28人中) |

- 2 「調査票 3 資源の保護 (2) 漁女・海士漁業の年間出漁日数」の項目
 ・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| | | | |
|------|----------------|---------|-------|
| 一般漁場 | 漁の期間 | 漁協での水揚げ | 日数 |
| | (3月/日から9月/日まで) | 198日間 | 158日間 |
| 禁漁区 | 漁の期間 | 漁協での水揚げ | 日数 |
| | (3月/日から9月/日まで) | /日間 | /日間 |

- 3 「調査票 3 資源の保護 (3) ① 操業の何分、何回ですか」の項目
 ・1操業つまり漁に出るまでの時間を記入してください。また、1回の漁る時間はわかれば記入してください。

| | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|---|---------|---|
| 1操業 | 9時 | 分から | 14時 | 分 | 1回の漁る時間 | 分 |
|-----|----|-----|-----|---|---------|---|

- 4 「調査票 7 文書記録について」の項目
 ・職前くらいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| | | | |
|------------|--|------|------------|
| 7 文書記録について | | 項目文書 | (13:00 入札) |
|------------|--|------|------------|

調査票 (補足調査)

| | | | |
|--------------|-----------|-----------|------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 三重外湾 | 支所 事業所 | 国府漁協 |
| 情報提供者 協力者 | | | |

- 1 「調査票 1 漁女・漁士就業者数及び生産総量」の項目
 ・書き取りを行った方々に、改めて潜水の技能を持っているが本格的に潜っていない人の有無の確認をお願いします。人数は概数でも構いません。

| | |
|----|----|
| 漁女 | 無し |
|----|----|

| | |
|----|----|
| 漁士 | 5人 |
|----|----|

※何時、どこに潜るか、誰か、誰か、誰か(潜水係、浮上係)を記入し残す。

- 2 「調査票 3 資源の保護 (2) 漁女・漁士漁業の年間出漁日数」の項目
 ・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| | | | | | |
|------|------------------------|----|---------|----|----|
| 一般漁場 | 漁の期間 (5月16日から 9月17日) | 日数 | 漁協での水揚げ | 60 | 日間 |
| 禁漁区 | 漁の期間 (月 日から 月 日) | 日数 | 漁協での水揚げ | | 日間 |

- 3 「調査票 3 資源の保護 (3) ① 1 操業の何分、何回ですか」の項目
 ・1 操業つまり漁に出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1 回の潜る時間はわかれば記入してください。

| | | | | |
|------|-------|-------|----------|-------|
| 1 操業 | 分 時 分 | 分 時 分 | 1 回の潜る時間 | 分 / 立 |
|------|-------|-------|----------|-------|

- 4 「調査票 7 文書記録について」の項目文書
 ・事前くらいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| |
|----|
| 無し |
|----|

- 5 「調査票 8 漁女・漁士の使用道具について」の項目
 ・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という表記を、記入されていない方はお願いたします。

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 5 | | 6 | | 7 | | 8 | |
| 9 | | 10 | | 11 | | 12 | |
| 13 | | 14 | | 15 | | 16 | |
| 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | |
| 25 | | 26 | | 27 | | 28 | |
| 29 | | 30 | | 31 | | 32 | |

調査票 (補足調査)

| | | | |
|--------------|-----------|-----------|------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 三重外湾 | 支所 事務所 | 甲賀漁協 |
| 情報提供者 姓名字 | | | |

1 「調査票 1 漁女・漁士就業者数及び年齢構成」の項目
・ 漁者数記入を行った方々に、改めて漁水の技能を持っているが本格的に潜っていない人の有無の確認
をお願いします。人数は概算でも構いません。

漁女
組合がより全員のなかで潜る事が出来る。そのほか技能を持っていて、潜っていない人も多い。

漁士
同上。

2 「調査票 3 資源の保護 (2) 漁女・漁士漁業の年間出漁日数」の項目
・ 漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| | | | | |
|------|----------------------------|---------|----|----|
| 一般漁場 | 漁の期間 (5 月 / 日から 7 月 / 日) | 漁協での水揚げ | 50 | 日間 |
| 禁漁区 | 漁の期間 (7 月 2 日から 7 月 2 日) | 漁協での水揚げ | 2 | 日間 |

3 「調査票 3 資源の保護 (3) ① 1 操業の何分、何回ですか」の項目
・ 1 操業つまり潜り潜り出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1 回の潜る時間はわかれば記入してください。

| | | | |
|------|-----------------------|----------|---------|
| 1 操業 | 9 時 00 分から 11 時 00 分 | 1 回の潜る時間 | 1 分 7 秒 |
| | 12 時 00 分から 14 時 00 分 | 1 回の潜る時間 | |

4 「調査票 7 文書記録について」の項目文書

・ 載前くらしまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

なし。

5 「調査票 8 漁女・漁士の使用道具について」の項目
・ 今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という表記を、記入されていない方はお願いいたします。

| | | | | | | | |
|----|---|----|---|----|--|----|---|
| 1 | | 2 | × | 3 | | 4 | ○ |
| 5 | | 6 | ○ | 7 | | 8 | × |
| 9 | | 10 | ○ | 11 | | 12 | ○ |
| 13 | × | 14 | ○ | 15 | | 16 | × |
| 17 | × | 18 | × | 19 | | 20 | ○ |
| 21 | × | 22 | × | 23 | | 24 | ○ |
| 25 | ○ | 26 | ○ | 27 | | 28 | × |
| 29 | ○ | 30 | ○ | 31 | | 32 | ○ |

調査票 (補足調査)

| | | |
|--------------|-----------|------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 調査協同組合 | 三重外湾 | 友島徳助 |
| 情報提供者 協力者 | | |

- 1 「調査票 1 漁女・漁士就業者数及び年齢構成」の項目
 ・聞き取りを行った方々に、改めて漁女の実態を持っているか本格的に漁っていない人の有無の確認をお願いします。人数は概算でも構いません。

| | |
|----|-------|
| 漁女 | 3人～4人 |
|----|-------|

| | |
|----|----|
| 漁士 | 2人 |
|----|----|

- 2 「調査票 3 漁業の状況 (2) 漁女・漁士漁業の年間出漁日数」の項目
 ・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| | | | | | |
|------|--------------------------|----|---------|-------|----|
| 一般漁場 | 漁の期間 (5月 / 日から 9月 / 日) | 日間 | 漁協での水揚げ | 50～60 | 日間 |
| 禁漁区 | 漁の期間 (月 / 日から 月 / 日) | 日間 | 漁協での水揚げ | 9 | 日間 |

- 3 「調査票 3 漁業の状況 (3) ①1 漁業の何分、何回ですか」の項目
 ・1 操業つまり漁に出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1 回の漁る時間はわかれば記入してください。

| | | | |
|------|-----------------------|----------|------------|
| 1 操業 | 9 時 30 分から 11 時 00 分 | 1 回の漁る時間 | 1 分 30 秒程度 |
| | 12 時 30 分から 14 時 00 分 | | |

- 4 「調査票 7 文書記録について」の項目文書
 ・戦前からいままでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| | |
|--|----|
| | なし |
|--|----|

- 5 「調査票 8 漁女・漁士の使用道具について」の項目
 ・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という表記を、記入されていない方はお願いたします。

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 5 | | 6 | | 7 | | 8 | |
| 9 | | 10 | | 11 | | 12 | |
| 13 | | 14 | | 15 | | 16 | |
| 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | |
| 25 | | 26 | | 27 | | 28 | |
| 29 | | 30 | | 31 | | 32 | |

調査票 (補足調査)

| | | |
|--------------|------------|-----|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 三重外湾漁業協同組合 | 事務所 |
| 情報提供者 協力者 | 田中 名 | |

1 「調査票 1 漁女・漁士就業者数及び年齢構成」の項目
 ・聞き取りを行った方々に、改めて潜水の技能を持っているが本格的に潜っていない人の有無の確認
 をお願いいたします。人数は概数でも構いません。

| | |
|----|-----|
| 漁女 | 11人 |
| 漁士 | 9人 |

2 「調査票 3 資源の保護 (2) 漁女・漁士漁業の年間出漁日数」の項目
 ・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願い
 します。

| | | |
|------|-----------------------|------------------|
| 一般漁場 | 漁の期間 (3月15日から9月14日) | 漁協での水揚げ 50~60 日間 |
| 禁漁区 | 漁の期間 (3月 2 日から9月 2 日) | 漁協での水揚げ 2 日間 |

3 「調査票 3 資源の保護 (3) ①1 操業の何分、何回ですか」の項目
 ・1 操業つまり強り強り出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1 回の潜る時間はわかれば記入してください。

| | | |
|------|-----------------------|---------------|
| 1 操業 | 9 時 00 分から 10 時 30 分 | 1 回の潜る時間 90 分 |
| | 12 時 00 分から 13 時 00 分 | |

4 「調査票 7 文書記録について」の項目文書
 ・執前くらいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| | |
|-----------|--|
| 分からないうです。 | |
|-----------|--|

5 「調査票 8 漁女・漁士の使用道具について」の項目
 ・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という基準を、記入されていない方は
 お願いします。
 マシンがフグが泳いでいる様子をかいた

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 5 | | 6 | | 7 | | 8 | |
| 9 | | 10 | | 11 | | 12 | |
| 13 | | 14 | | 15 | | 16 | |
| 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | |
| 25 | | 26 | | 27 | | 28 | |
| 29 | | 30 | | 31 | | 32 | |

調査票 (補足調査)

| | | | |
|--------------|------------|-----|------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 三重外海漁業協同組合 | 支所 | 名田支所 |
| 情報提供者 協力者 | | | |

- 1 「調査票 1 海女・海士就業者数及び年齢構成」の項目
・働き取りを行った方々に、改めて海氷の技能を持っているか本格的に滑っていない人の有無の確認をお願いします。人数は都数でも構いません。

| | |
|----|------|
| 海女 | 0人 |
| 海士 | 5~6人 |

- 2 「調査票 3 養漁の促進 (2) 海女・海士漁業の年間出漁日数」の項目
・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| | | | | |
|------|---------------------|--------|---------|------------|
| 一般漁場 | 漁の期間 (3月15日から9月14日) | 180 日間 | 漁協での水揚げ | 110~120 日間 |
| 禁漁区 | 漁の期間 () | 日間 | 漁協での水揚げ | 5 日間 |

- 3 「調査票 8 養漁の促進 (3) ①1 職業の向分、何回ですか」の項目
・1 職業つまり海に出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1 回の滑る時間はわかれば記入してください。

| | | | |
|------|-----------------------|----------|------|
| 1 職業 | 9 時 00 分から 10 時 30 分 | 1 回の滑る時間 | 90 分 |
| | 12 時 00 分から 13 時 00 分 | | |

- 4 「調査票 7 文書記録について」の項目本文
・職前くらいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

- 5 「調査票 8 海女・海士の使用道具について」の項目
・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という表記を、記入されていない方はお願いします。

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 5 | | 6 | | 7 | | 8 | |
| 9 | | 10 | | 11 | | 12 | |
| 13 | | 14 | | 15 | | 16 | |
| 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | |
| 25 | | 26 | | 27 | | 28 | |
| 29 | | 30 | | 31 | | 32 | |

5 「調査票 8 漁女・漁士の使用道具について」の項目
 ・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という表記を、記入されていない方はお願いいたします。

| | | | |
|----|--|------|---|
| 1 | | 水中服類 | ○ |
| 2 | | 水中服類 | ○ |
| 3 | | 水中服類 | ○ |
| 4 | | 水中服類 | × |
| 5 | | 水中服類 | × |
| 6 | | 水中服類 | ○ |
| 7 | | 水中服類 | × |
| 8 | | 水中服類 | × |
| 9 | | 水中服類 | ○ |
| 10 | | 水中服類 | ○ |
| 11 | | 水中服類 | ○ |
| 12 | | 水中服類 | × |
| 13 | | 水中服類 | × |
| 14 | | 水中服類 | ○ |
| 15 | | 水中服類 | × |
| 16 | | 水中服類 | ○ |
| 17 | | 水中服類 | × |
| 18 | | 水中服類 | △ |
| 19 | | 水中服類 | ○ |
| 20 | | 水中服類 | ○ |
| 21 | | 水中服類 | × |
| 22 | | 水中服類 | × |
| 23 | | 水中服類 | × |
| 24 | | 水中服類 | ○ |
| 25 | | 水中服類 | ○ |
| 26 | | 水中服類 | × |
| 27 | | 水中服類 | × |
| 28 | | 水中服類 | × |
| 29 | | 水中服類 | ○ |
| 30 | | 水中服類 | × |
| 31 | | 水中服類 | × |
| 32 | | 水中服類 | ○ |

カスリ柄
 (内側)
 糸は単糸
 糸を丸
 結びを府で
 おしをきし
 ほうでさ。

カスリ柄
 4つ折

調査票 (補足調査)

| | | | |
|--------------|------------|-----------|------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 調査協同組合 | 三堂外湾漁業協同組合 | 支所 事業所 | 渡切支所 |
| 情報提供者 協力者 | | | |

1 「調査票 1 漁女・漁士就業年齢及び年齢構成」の項目
 ・働き取りを行った方々に、改めて漁業の技能を持っているが本格的に働いていない人の有無の確認をお願いします。人数は概数で構いません。

| | |
|----|----|
| 漁女 | 0人 |
| 漁士 | 0人 |

2 「調査票 3 漁業の保護 (2) 漁女・漁士漁業の年間出漁日数」の項目
 ・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。
 6/20、6/29、7/5 (合計3日) 合計3日分の水揚げは1日分がよい。

| | | | | |
|------|----------------------------|---------|---------|----|
| 一般漁場 | 漁の期間 (2月 / 日から 9月 / 3日) 日間 | 漁協での水揚げ | 9日 / 3日 | 日間 |
| 兼漁区 | 漁の期間 (2月 / 日から 7月 / 日) 日間 | 漁協での水揚げ | 3 | 日間 |

3 「調査票 3 漁業の保護 (3) ①「漁業の何分、何回ですか」の項目
 ・1漁業つまり海に出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1回の漁る時間はわかれば記入してください。

| | | | |
|------|-----------------|---------|-----|
| 1 漁業 | 10時00分から 11時30分 | 1回の漁る時間 | 75分 |
| | 13時00分から 14時30分 | | |

4 「調査票 7 文書記録について」の項目文書
 ・取揃からいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| | |
|--|---------|
| | 30-90-7 |
|--|---------|

5 「調査票 8 漁女・漁士の使用道具について」の項目
 ・今でも使用されている道具は○、今は使用されていない道具は×という表記を、記入されてない方はお願ひします。

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 5 | | 6 | | 7 | | 8 | |
| 9 | | 10 | | 11 | | 12 | |
| 13 | | 14 | | 15 | | 16 | |
| 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | |
| 25 | | 26 | | 27 | | 28 | |
| 29 | | 30 | | 31 | | 32 | |

調査票 (補足調査)

| | | |
|--------|-----------|-----|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 |
| 漁業協同組合 | 重外漁業協同組合 | 事務所 |
| 情報提供者 | 船越出張所 | |

1 「調査票 1 漁女・漁士就業者数及び年齢構成」の項目
 ・働き取りを行った方々に、改めて漁女の技能を持っているか本格的に潜っていないかの有無の確認をお願いします。人数は概数でも構いません。

漁女
 単独で潜っている方 28名
 身体的に限界で引退した方 10名 (H23年)

漁士
 0名 (全復現役) ※現時点(H23年)

2 「調査票 3 漁業の保護 (2) 漁女・漁士漁業の年間出漁日数」の項目
 ・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| 一般漁場 | 漁の期間 (月 日から 月 日) | 日数 | 漁協での水揚げ | 日数 |
|------|------------------|----|---------|----|
| 養漁区 | (月 日から 月 日) | 日数 | 漁協での水揚げ | 日数 |

3 「調査票 3 漁業の保護 (3) ①1 操業の何分、何回ですか」の項目
 ・1 操業つまり潮に出で戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1 回の潜る時間はわかれば記入してください。

| | | | | |
|------|-----|-----|----------|---|
| 1 操業 | 時 分 | 時 分 | 1 回の潜る時間 | 分 |
|------|-----|-----|----------|---|

水深は花好し
個人差があり
かわらないところとか
大体冬は1.5h
夏は3h。

4 「調査票 7 文書記録について」の項目
 ・概ねこれまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| | | |
|------------|----|----|
| 7 文書記録について | 項目 | 文書 |
|------------|----|----|

調査票 (補足調査)

| | | | |
|--------------|------------|-----------|------|
| 調査日 | 年 月 日 () | 調査者 | |
| 漁業協同組合 | 三重外務漁業協同組合 | 支所 事務所 | 片田支所 |
| 情報提供者 協力者 | | | |

1 「調査票 1 漁女・漁士就業者数及び年齢構成」の項目

・聞き取りを行った方々に、改めて潜水の技能を保持しているが本格的に潜っていない人の有無の確認をお願いします。人数は概数でも構いません。

| | |
|----|--|
| 漁女 | ほとんどの漁女は引退した方。 50名～100名 |
| 漁士 | 人数はわからないこと。潜れる方は結構いること。 (1ヶ月ソカシの時期以外は海士をしている方あり。 他の仕事をしたばかり、林業の日だけ漁士としている方あり。) |

2 「調査票 3 資源の保護 (2) 漁女・漁士漁業の年間出漁日数」の項目

・漁の期間 (何月何日から何月何日まで) とその中で漁協での水揚げが何日間なのかの記載をお願いします。

| | | | | |
|------|--------------------|----|---------|----|
| 一般漁場 | 漁の期間 (月 日から 月 日) | 日数 | 漁協での水揚げ | 日数 |
| 禁漁区 | 漁の期間 (月 日から 月 日) | 日数 | 漁協での水揚げ | 日数 |

※「禁漁区へ行く日は控えてほしい」

3 「調査票 3 資源の保護 (3) ①1 操業の何分、何回ですか」の項目

・1 操業つまり海に出て戻ってくるまでの時間を記入してください。また、1 回の潜る時間はわかれば記入してください。

| | | | | |
|------|-----|-----|----------|---------------------|
| 1 操業 | 時 分 | 時 分 | 1 回の潜る時間 | 60 分くらい (個人差もあり) |
|------|-----|-----|----------|---------------------|

「ほとんど言えないので」

4 「調査票 7 文書記録について」の項目文書

・戦前くらいまでの文書が漁協以外にもないかの確認をお願いします。

| |
|-------|
| いいこと。 |
|-------|

5 「調査票 8 漁女・漁士の使用運具について」の項目
・今でも使用されている運具は○、今は使用されていない運具は×という表記を、記入されていない方はお願いします。

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 5 | | 6 | | 7 | | 8 | |
| 9 | | 10 | | 11 | | 12 | |
| 13 | | 14 | | 15 | | 16 | |
| 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | |
| 25 | | 26 | | 27 | | 28 | |
| 29 | | 30 | | 31 | | 32 | |

海女習俗基礎調査報告書
－平成 22・23 年度調査－

平成 24(2012)年 3 月

編集・発行 三重県教育委員会
印 刷 株式会社アイブレーション

